



認証評価に関する調査研究

第9号

(平成30年度実施報告書)

令和2年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

巻 頭 言

日本高等教育評価機構（以下「評価機構」という。）は、平成 16(2004) 年に私立大学などに対して第三者評価を実施する財団法人として発足し、これまで、大学及び短期大学の機関別認証評価機関として、また、ファッション・ビジネス系専門職大学院の認証評価機関として、評価事業を実施してきました。

7 年以内ごとに義務付けられた機関別認証評価制度は、平成 30(2018) 年度に第 3 サイクルを迎え、大学等の内部質保証の確立の状況を重視した認証評価制度に転換しています。これを機会に、評価機構は平成 30(2018) 年度に、国内・国外において調査・研究を行いました。国内では、評価機構が実施した第 2 期認証評価の検証を目的に、これまで蓄積してきた評価校及び評価員に対するアンケートの結果の分析、第 2 期評価校へのアンケートや訪問調査を実施しました。国外では、オーストラリアと台湾における質保証システムについて現地調査を行いました。

このたび、調査結果を本報告書としてまとめました。評価機構は、今後、この調査結果を踏まえ、平成 30(2018) 年度から実施している評価システムの改善の検討に資することとしています。各大学におかれましては、より積極的な自己点検・評価の実施や、それに伴う改革改善の実施に向けた資料として、ご活用いただければ幸いです。

最後に、この調査研究にご協力いただきました関係者の方々に、衷心より御礼申し上げます。

令和 2(2020) 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構
理事長 相良 憲昭

目 次

認証評価に関する調査研究 第9号 (平成30年度実施報告書)

I. 国内調査

国内調査研究の概要	7
テーマ1 認証評価に関するアンケート 平成24～29年度集計	
[1] 大学対象	11
[2] 大学評価員対象	39
テーマ2 第2期認証評価の検証に関する調査研究	
[1] アンケート調査	67
①集計結果の概要と分析	68
②クロス集計分析	96
[2] 訪問調査	104
くらしき作陽大学・作陽音楽短期大学	105
神戸常盤大学	109
産業能率大学	113
志學館大学	118
千葉商科大学	135
東北公益文科大学	139
福井工業大学	143
北海道科学大学	147
国内調査研究のまとめ	152

II. 国外調査

国外調査研究の概要	157
テーマ1 オーストラリアの大学評価に関する調査研究	
—Tertiary Education Quality and Standards Agency (TEQSA) など現地調査から—	
はじめに	161
オーストラリア高等教育質保証・基準機構	163
Tertiary Education Quality and Standards Agency (TEQSA)	
オーストラリア技能質保証機関	169
Austalian Skills Quality Authority (ASQA)	
ウーロンゴン大学	173
University of Wollongong	
スウィンバン工科大学	176
Swinburne University of Technology	
トーレンス大学	181
Torrens University Australia Ltd	
テーマ2 台湾の大学評価に関する調査研究	
—Higher Education Evaluation and Accreditation Council of Taiwan (HEEACT) 訪問と	
「HEEACT International Conference 2018」参加から—	187
国外調査研究のまとめ	196

I . 国内調査

国内調査研究の概要

テーマ 1 認証評価に関するアンケート
平成 24 ～ 29 年度集計

テーマ 2 第 2 期認証評価の検証に関する調査研究

国内調査研究のまとめ

国内調査研究の概要

国内調査の目的

平成 29(2017) 年度に当機構が行う機関別認証評価の第 2 サイクルが終了し、平成 30(2018) 年度から内部質保証を重視した新システム評価で第 3 サイクルがスタートとしている。

平成 24(2012) 年度から 29(2017) 年度までの第 2 サイクルの認証評価の受審大学及び評価員に各年度の評価終了後に行っているアンケート集計を経年比較で分析し検証を行う。さらに第 2 サイクルに受審した大学へのアンケート調査及びインタビューを実施し、認証評価の実施方法や各大学の改革・改善等をはじめとする内部質保証の諸活動に果たす役割などの事例を調査するとともに、その実情と課題を研究し、必要に応じて今後の評価システムに反映する。

認証評価第 2 サイクル（平成 24(2012) 年度～平成 29(2017) 年度）の概要

大学

	評価校数(校)と評価員数(人)			評価結果		
	認証評価	再評価	評価員数	適合	保留	不適合
H24	13	4	75	16	0	1
H25	30	7	158	35	1	1
H26	63	1	299	62	1	1
H27	68	1	316	64	5	0
H28	80	1	356	78	3	0
H29	79	5	357	80	3	1

短期大学

	受審校数(校)と評価員数(人)			評価結果		
	認証評価	再評価	評価員数	適合	保留	不適合
H24	0	0	0	0	0	0
H25	1	0	4	1	0	0
H26	3	0	12	3	0	0
H27	2	0	8	2	0	0
H28	3	0	13	3	0	0
H29	7	0	31	6	1	0

テーマ 1 認証評価に関するアンケート 平成 24 年～29 年度集計

当機構の第 2 サイクルにあたる平成 24(2012) 年度か

ら 29(2017) 年度までに認証評価を実施した大学及び短期大学並びに担当した評価員へ年度ごとに実施したアンケート調査を集計・分析することで、集計結果から経年状況を比較し、第 2 サイクルの 6 年間の傾向及び課題を明らかにすることを目的として実施した。

テーマ 2 第 2 期認証評価の検証に関する調査研究

平成 24(2012) 年度から 29(2017) 年度までの当機構の第 2 サイクル認証評価受審校へのアンケート及び 8 大学・1 短期大学へのインタビューを実施し、認証評価が各大学の改革・改善をはじめとする内部質保証の諸活動に果たす役割などの事例の調査を行った。

○アンケート調査概要

実施期間：平成 30(2018) 年 7 月 19 日(木)～9 月 7 日(金)

対象校数：大学 328 校、短期大学 16 校

○訪問調査概要

大学名	実施日時
くらしき作陽大学	12/10 (月) 14:00～16:00
神戸常盤大学	12/ 5 (水) 13:00～15:00
産業能率大学	12/10 (月) 14:00～16:00
志學館大学	12/17 (月) 13:00～15:00
千葉商科大学	12/18 (火) 10:00～12:00
東北公益文科大学	11/21 (水) 14:00～16:00
福井工業大学	11/29 (木) 14:30～16:30
北海道科学大学	10/26 (金) 13:00～15:00

短期大学名	実施日時
作陽音楽短期大学	12/11 (火) 10:00～12:00

調査内容

○自己点検・評価について

- ・実施の組織や体制
- ・スケジュールとプロセス
- ・認証評価前の自己点検・評価の段階で発見された問題点や改善状況

○評価結果について

- ・学内外への周知方法
- ・評価結果に対する感想や学内での反応

I. 国内調査

- 指摘された事項（優れた点・改善点・参考意見）への対応について
 - ・組織体制
 - ・改善へのプロセス
 - ・現在までの対応状況
 - ・（優れた点）広報利用や教育内容への影響
- 質の保証への取組みについて
 - ・PDCA サイクル
 - ・学修成果の可視化への取組み状況
- 評価制度への意見・要望

伊藤 敏弘（事務局長兼評価研究部部长）

テーマ 1 認証評価に関するアンケート
平成 24 ～ 29 年度集計

[1] 大学対象

[2] 大学評価員対象

テーマ1 認証評価に関するアンケート 平成24～29年度集計

[1] 大学対象

1. アンケートの目的

年度ごとに行った大学アンケートを合わせて集計・分析することで、集計結果から経年状況を比較し、第2期の6年間を通じた回答傾向及び課題を明らかにすることを目的とした。

施校数などは表1の通り。

なお、平成24(2012)年度はこの9校のほか、前年度の試行評価の結果を適用し、認証評価結果とした大学が4校ある(桜美林大学、金沢工業大学、神田外語大学、文化学園大学)。

2. アンケート期間及び対象者等

平成24(2012)年度から29(2017)年度までに認証評価を実施した大学を対象とする。アンケート期間や実

3. 質問内容

表2のとおり。年度による追加項目等については備考を参照のこと。また、質問票を巻末に掲載した。

【表1】 年度別アンケート期間、実施校数等

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
アンケート期間	3月12日 ～4月12日	3月13日 ～4月11日	3月11日 ～4月13日	3月9日 ～4月11日	3月8日 ～4月10日	3月8日 ～4月10日	—
認証評価実施校	9	30	63	68	80	79	329
回答校数	9	27	55	59	66	66	282
回答率	100.0%	90.0%	87.3%	86.8%	82.5%	83.5%	85.7%

【表2】 アンケート内容一覧

項目	質問内容	備考
I 大学機関別認証評価について		
1) 評価基準について	1-1. 「評価基準」(基準1～基準4及び独自基準までの「基準」や「基準項目」「評価の視点」「エビデンスの例示」)の内容について、わかりにくかったこと、「自己点検評価書」作成において書きにくかった点などをお書きください。	
	1-2. 追加すべき内容や省略してもいい内容など、お気づきの点があればお書きください。	
	1-3. 評価基準は、基準1～基準4(基本的・共通的な最小限の事項)と独自基準(使命・目的に掲げ、個性・特色として重視している領域)で構成されていますが、これは、自己点検・評価を行うに当たり、適切な構成だと思いますか。	平成27年度以降追加
	(1-3.)お答えになった理由について具体的にお書きください。	平成27年度以降追加
	1-4. 独自基準について、そのほかご意見やお気づきの点があればお書きください。	平成27年度以降追加
2) エビデンス集(データ編・資料編)について	2-1. エビデンス集(データ編)の準備において、書きにくかった点、わかりにくかった点、困った点などをお書きください。	
	2-2. エビデンス集(資料編)の準備において、準備しにくかった資料、困った点、改善してほしい点などをお書きください。	
3) 「受審のてびき」について	3-1. 「受審のてびき」は自己点検・評価の取組み方、自己点検評価書の作成、事前準備を含めた受審の詳細な手順などを理解する上で十分な資料でしたか。	
	(3-1.)「改善の余地がある」とお答えになった理由について具体的にお書きください。	

I. 国内調査

	3-2. 「受審のてびき」について、わかりにくかった点、不足している点などをお書きください。	
4) 書面質問について	「書面質問」（実地調査前に E メールでお送りしたもの）の内容や回答方法について、お気づきの点がありましたらお書きください。	
5) 事前相談について	5-1. 事前相談を受けましたか。	
	5-2. 事前相談を受けた方にお伺いします。実際に事前相談を受けて効果的だと思われる相談時期はいつごろですか。※複数回答可	
	(5-2.) 理由やそのほか事前相談に対するご意見	
	5-3. 事前相談を受けなかった方にお伺いします。事前相談を受けなかった理由は何ですか。	
	(5-3.) その他	
6) 実地調査について	6-1. 実地調査における以下のプロセスの設定時間は適当でしたか。	
	(1) 「顔合わせ」	
	(6-1.(1)) 適当な時間は	
	6-1.(2) 大学責任者との面談	
	(6-1.(2)) 適当な時間は	
	6-1.(3) 大学関係者と基準ごとの面談	
	(6-1.(3)) 適当な時間は	
	6-1.(4) 学内視察	
	(6-1.(4)) 適当な時間は	
6-2. 実地調査全般について、お気づきの点やご意見をお書きください。		
7) 評価チームについて	7.(1) 評価機構の定める「評価基準」に基づいた評価であったか	
	7.(2) 教育活動を中心に大学の総合的な状況についての評価だったか	
	7.(3) 大学の掲げる使命・目的を踏まえ、個性・特色に配慮した評価であったか	
	7.(4) 大学の改革・改善を促す評価であったか	
	7.(5) エビデンスなど根拠に基づいた判断であったか	
	7.(6) 評価チームの構成は大学の特性、規模、分野を踏まえたものであり、ピア・レビューの観点から評価が行われていたか。	
	7.(7) 設置学問系統や地域などを考慮した定性的な評価であったか	
	7.(8) 一方的な判断ではなく、大学とのコミュニケーションを重視した上での評価であったか	
	(7.) 「②改善の余地がある」とお答えになった理由やそのほかお気づきの点についてご意見をお書きください。	
	8) 調査報告書、評価報告書、意見申立てについて	8-1. 調査報告書案、評価報告書案の通知方法（郵送）は適当でしたか。
	(8-1.) 「②改善の余地がある」とお答えになった理由を具体的にお書きください。	
	8-2. 意見申立ての方法（メールと郵送にて提出）は適当でしたか。	

	(8-2.)「②改善の余地がある」とお答えになった理由を具体的にお書きください。	
	8-3. 大学に通知された調査報告書及び評価報告書は、これまでの経過（書面質問、実地調査時の面談、意見申立てなど）を踏まえて想定できる内容や指摘でしたか。	
	(8-3.)「②不適当な内容や指摘もあった」とお答えになった理由を具体的にお書きください。	
	8-4. 意見申立てへの対応や理由について、大学へはフィードバックしていませんが、回答を希望しますか。	
	8-5. 調査報告書案、評価報告書案、意見申立てについて、お気づきの点をお書きください。	
9) 自己評価担当者説明会・責任者説明会について	9-1. 実際に評価を終えて、開催時期は適当だったと思われませんか。 ＜自己評価担当者説明会＞	
	(9-1. 自己評価担当者説明会) 適当な時期は	
	9-1. 実際に評価を終えて、開催時期は適当だったと思われませんか。 ＜責任者説明会＞	平成27年度以降追加
	(9-1. 責任者説明会) 適当な時期は	平成27年度以降追加
	9-2. 実際に評価を終えて、説明会の内容は適当だったと思われませんか。 ＜自己評価担当者説明会＞	
	9-2. 実際に評価を終えて、説明会の内容は適当だったと思われませんか。 ＜責任者説明会＞	
	(9-2.)「②改善の余地がある」とお答えになった理由やその他ご意見をお書きください。	
10) 大学機関別認証評価を終えて	10-1. 自己判定によって、大学が抱える問題点が明確になったと思われませんか。	
	10-2. 認証評価によって、大学の改革改善を支援・促進する契機になると思われますか	
	10-3. 前回の認証評価を当機構の旧評価基準（11基準+特記事項）で受けた大学にお伺いします。今回の評価基準（基準1～基準4及び独自基準）は、前回の評価と比較して、評価の効率性が高められ、大学の個性・特色をより重視した評価になっていたと思いませんか。	平成27年度以降追加
	(10-3.) お答えになった理由やそのほかお気づきの点についてご意見をお書きください。	平成27年度以降追加
	10-4. 認証評価を振り返り、感想やお気づきの点をご記入ください。	
11) 評価機構の対応について	11-1. 相談や質問などに対する対応はいかがでしたか。	
	11-2. スケジュールや資料依頼の連絡など、全体の進行はいかがでしたか。	
	11-3. 実地調査での対応はいかがでしたか。	
	11-4. そのほか、当機構に対する意見・要望、職員について気づいた点やご意見をお書きください。	
12) 大学・短期大学機関別認証評価の同時受審について	12-1. 自己点検評価書の作成、実地調査など、評価を受けるための準備・運営は円滑に進んだと思いませんか。	平成25年度以降追加
	(12-1.) ご回答の理由、評価機構に望むことなどご意見をお書きください。	平成25年度以降追加

I. 国内調査

	12-2. 同時受審をするメリットデメリットについてそれぞれご意見をお書きください。 ①メリット	平成 25 年度以降追加
	12-2. 同時受審をするメリットデメリットについてそれぞれご意見をお書きください。 ②デメリット	平成 25 年度以降追加
	12-3. そのほか、お気づきの点があればお書きください。	平成 25 年度以降追加
II 認証評価終了後のフォローアップシステムについて	1. 「大学の教育研究活動の評価に対する支援事業」の一環として実施しております評価結果に関する相談を受けましたか。	平成 25 年度以降追加
	2. 1 において「①受けた (3 月末までに受ける予定)」とお答えになった大学にお伺いします。参加後のご意見やご感想 (これから受ける場合は相談内容)をお書きください。	平成 25 年度以降追加
	3. 1 において「②受けなかった (受ける予定はない)」とお答えになった大学にお伺いします。受けない理由として当てはまるものをお選びください。	平成 25 年度以降追加
	(3.) 適当な時期は	平成 25 年度以降追加
	(3.) その他	平成 25 年度以降追加
III 認証評価終了後のフォローシステムについて	1-1. 評価結果公開後、評価や指摘の内容について評価機構が個別の相談会を設けるとしたら、参加を希望しますか。	平成 24 年度のみ質問項目
	1-2. 1-1 において「①ぜひ参加したい」または「②内容や時期など条件により検討する」とお答えになった方にお伺いします。 (1-2.a) 開催時期はいつ頃を希望しますか。	平成 24 年度のみ質問項目
	(1-2.a) その他	平成 24 年度のみ質問項目
	(1-2.b) 開催形態はどのようなものを希望しますか。	平成 24 年度のみ質問項目
	(1-2.b) その他	平成 24 年度のみ質問項目
	1-3. 1-1 において「③希望しない」とお答えになった方にお伺いします。希望しない理由として当てはまるものをお選びください。	平成 24 年度のみ質問項目
	(1-3.) その他	平成 24 年度のみ質問項目

4. 集計結果

記述形式の質問回答については記載せず、数値のみ集計した。

I. 大学機関別認証評価について

1) 評価基準について

問 1-1. 「大学評価基準」(基準 1～基準 4 及び独自基準までの「基準」や「基準項目」「評価の視点」「エビデンスの例示」)の内容についてわかりにくかったこと、「自己点検評価書」作成において書きにくかった点などをお書きください。

問 1-2. 追加すべき内容や省略してもいい内容など、お気づきの点があればお書きください。

問 1-3. 評価基準は、基準 1～基準 4 (基本的・共通的な最小限の事項)と独自基準(使命・目的に掲げ、個性・特色として重視している領域)で構成されていますが、これは、自己点検・評価を行うに当たり、適切な構成だと思いますか(図 1)。
※平成 27(2015)年度から質問に追加。

第 2 期の 4 年目にあたる平成 27(2015)年度から、評価基準の構成(4 基準+独自基準)は適切だったかを質問に追加した。3 年間で「そう思う」と回答した大学は

平均94.8%（181校）だった。平成27(2015)年度は最高の96.6%（57校）で、翌年の平成28(2016)年度は92.4%（61校）とやや下がったが、平成29(2017)年度は上昇し95.5%（63校）となった。3年とも9割強で、適切な評価基準の構成だと認められた。

「そう思う」意見としては、「基準項目に関して明確な区分となった」「自己点検評価委員の役割分担がしやすかった」「独自基準の設定が有用である」などがあつた。一方、「そう思わない」理由について、独自基準と基準1～4との重複や基準2の分量の多さなどが少数ながらあつた。

問1-4. 独自基準について、そのほかご意見やお気付きの点があればお書きください。

※平成27(2015)年度から質問に追加。

2) エビデンス集（データ編・資料編）について

問2-1. エビデンス集（データ編）の準備において、書きにくかった点、わかりにくかった点、困った点などをお書きください。

問2-2. エビデンス集（資料編）の準備において、準備しにくかった資料、困った点、改善して欲しい点などをお書きください。

3) 「受審のてびき」について

問3-1. 「受審のてびき」は自己点検・評価の取組み方、自己点検評価書の作成、事前準備を含めた受審の詳細な手順などを理解する上で十分な資料でしたか（図2）。

自己点検・評価において、「受審のてびき」は十分な資料だったかについて、「十分」と回答した大学は6年間で平均91.8%（259校）と、概ね十分な資料であると認められた。平成24(2012)年が最も低く77.8（7校）で、翌年の平成25(2013)年度に92.6%（25校）まで上昇した。平成26(2014)年度では85.5%（47校）と低下したが、第2期4年目である平成27(2015)年度が最も高く98.3%（58校）となった。

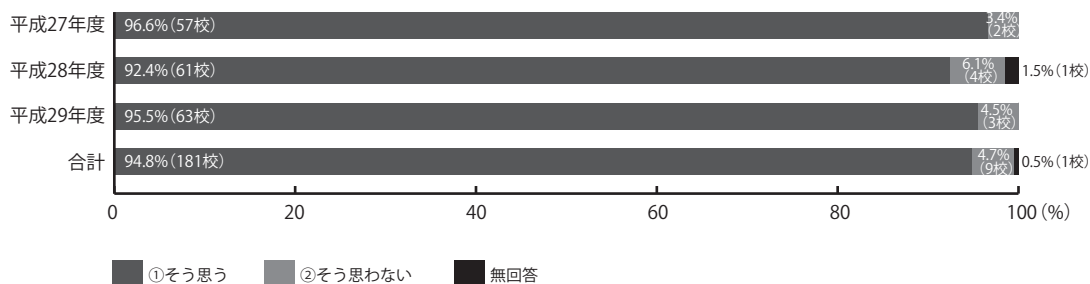
新システムでは受審のてびきも大幅に変更が必要であるため、初年度は不十分な点があるが、年度を重ねるうちに整備が進み充実していく様子が見える。平成26(2014)年度に低下した理由は明らかではないが、評価校数の急増が一つの要因になり得るだろう。

問3-2. 「受審のてびき」についてわかりにくかった点、不足している点などをお書きください。

4) 書面質問について

「書面質問」(実地調査前にEメールでお送りしたもの)の内容や回答方法について、お気づきの点がありましたらお書きください。

【図1】 問1-3. 評価基準は、基準1～基準4（基本的・共通的な最小限の事項）と独自基準（使命・目的に掲げ、個性・特色として重視している領域）で構成されていますが、これは、自己点検・評価を行うに当たり、適切な構成だと思いますか



I. 国内調査

5) 事前相談について

問 5-1. 事前相談を受けましたか (図 3)。

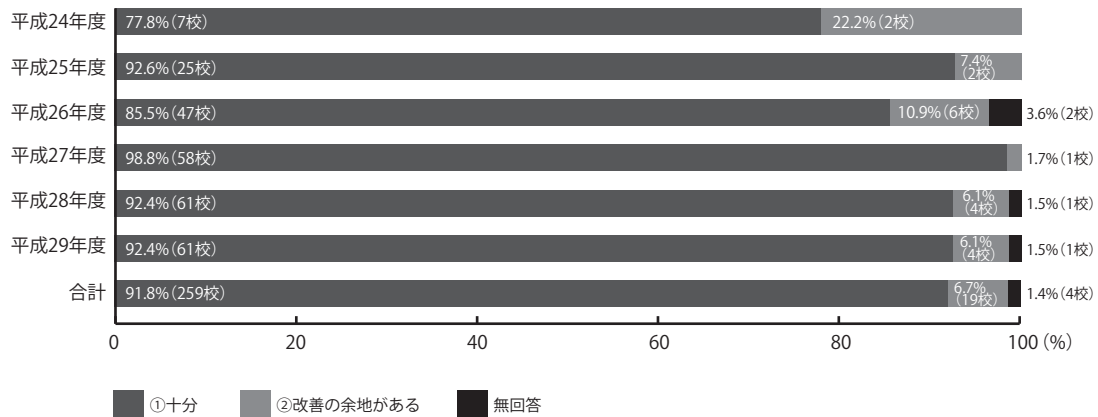
事前相談について、平成 24(2012)年度は全 9 校が受けた。平成 25(2013)年度は、「受けていない」大学が 37.0% (10 校)、平成 26(2014)年度は 63.6% (35 校)まで増加した。平成 28(2016)年度は最も高く 77.3% (51 校)に至った。その一方、平成 28(2016)年度以外に、事前相談を受けた大学は 3 割強を維持した。事前相談を受けた場所は、合計で「大学」19.1% (54 校)、「機構」18.8% (53 校)と、大きな差異が見られなかった。

問 5-2. 事前相談を受けた方にお伺いします。実際に事前相談を受けて、効果的だと思われる相談時期はいつごろですか (複数回答) ※ 5-1 で①または②と回

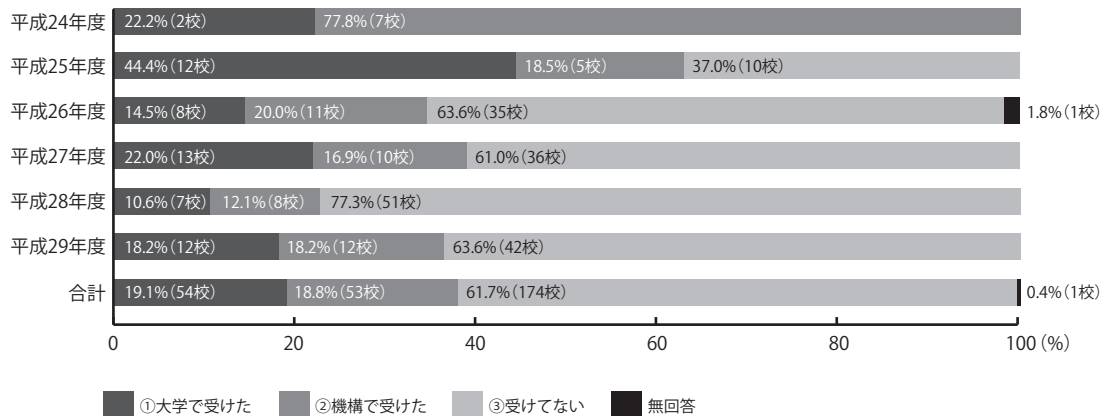
答した 107 校が対象 (図 4)。

事前相談を受けた 107 校を対象とし、事前相談を受ける際、効果的な相談時期を聞いたところ、平成 24(2012)年度は「6 月末 (自己点検評価書等の提出前)まで」が 27.3% (3 校)、「実地調査 2 か月以上前」が 9.1% (1 校)、「実地調査の 1、2 か月前」が 18.2%、「実地調査の直前」はなかった。平成 25(2013)以降、「6 月末まで」との回答が (2 校) 増加し、平成 28(2016)年度は最大で 80.0% (12 校)に達した。平成 28 年度を除けば、「実地調査の 1、2 か月前」が比較的多くて約 2 割を占めている。全体的に、自己点検評価書等の提出前 6 月末までとの回答が 6 年間で平均 63.8% (81 校)に至っており、より早い段階で事前相談を受けることが効果的とみなされているようだ。

【図 2】 問 3-1. 「受審のてびき」は自己点検・評価の取組み方、自己点検評価書の作成、事前準備を含めた受審の詳細な手順などを理解する上で十分な資料でしたか



【図 3】 問 5-1. 事前相談を受けましたか



問5-3. 事前相談を受けなかった方にお伺いします。事前相談を受けなかった理由は何ですか。※5-1で③と回答した174校が対象(図5)。

事前相談を受けなかった174校を対象にし、その理由を尋ねたところ、「必要がなかった」との回答が6年間で64.9%(113校)、「時期や費用の関係」が12.6%(22校)、「その他」が21.3%(37校)であった。年度別で見ると、「必要がなかった」は平成26(2014)年度は最低の57.1%(20校)、平成28(2016)年度で最も多く70.6%(36校)だった。

「必要がなかった」理由として、「受審が2度目」「自己評価担当者説明会での説明がわかりやすかった」「電話、メールでの質問に対し、迅速かつ的確に都度対応頂いた」などが挙げられる。事前相談に含まれない受審1年以上前に相談したケースも少数ながらあった。

一方、資料作成に追われて時間的に余裕がなかったといった理由も少なくなかった。この間は他と比べて「その他」の回答が多かったことが特徴である。「その他」の具体的な内容を更に調査することで、より正確な分析が可能になるだろう。

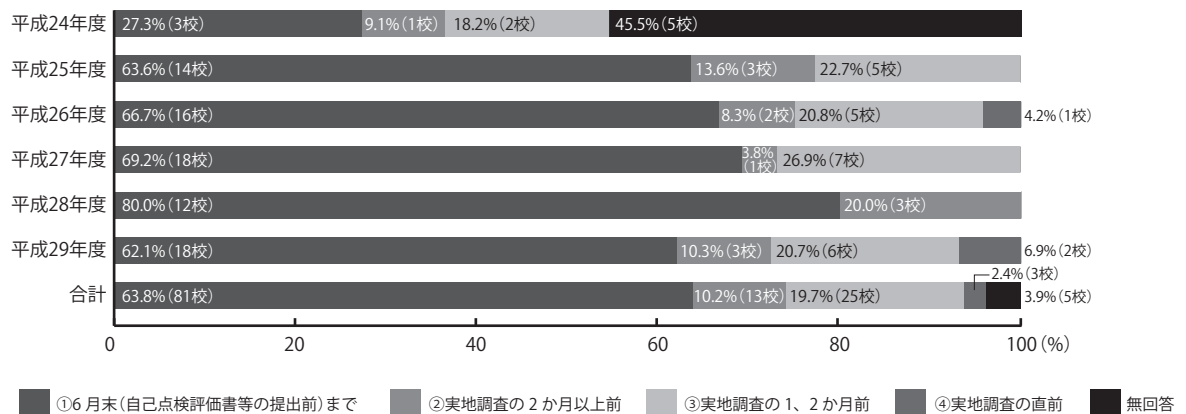
6) 実地調査について

問6-1. 実地調査における以下のプロセスの設定時間は適当でしたか。

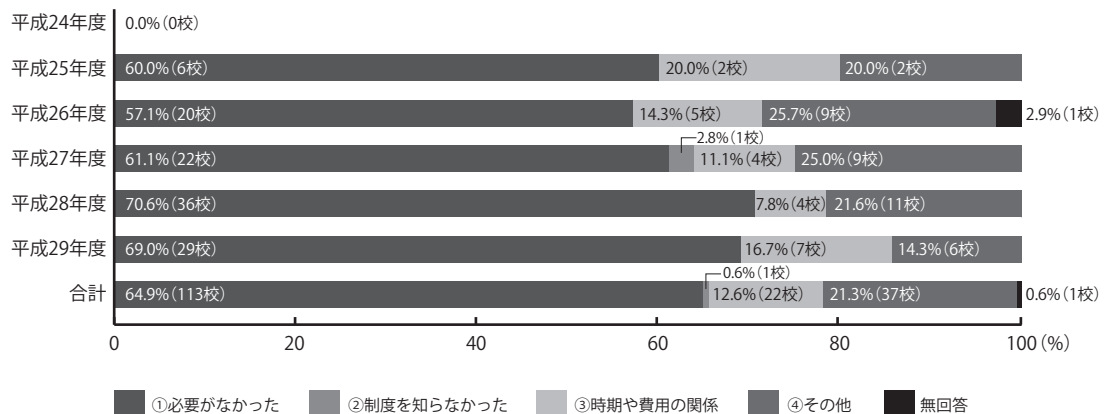
(1)「顔合わせ」(図6)

「顔合わせ」の設定時間は適当だったかについて、「適当」と回答した大学は6年間で平均97.5%(275校)の高い水準となった。6年のうち4年が100%という結果で、「顔合わせ」の時間設定は適当であると思われる。

【図4】 問5-2. 実際に事前相談を受けて、効果的だと思われる相談時期はいつごろですか ※複数回答可



【図5】 問5-3. 事前相談を受けなかった理由は何ですか



I. 国内調査

問 6-1. 実地調査における以下のプロセスの設定時間は適当でしたか。

(2)「大学責任者との面談」(図 7)

「大学責任者との面談」の時間設定について、「適当」と回答した大学は6年間で平均97.2%(274校)となつて高い水準であった。最も低かった平成26(2014)年度でも92.7%(51校)に達した。9割強という結果から、時間設定は適当であると思われる。

問 6-1. 実地調査における以下のプロセスの設定時間は適当でしたか。

(3)「大学関係者と基準ごとの面談」(図 8)

「大学関係者と基準ごとの面談」の時間設定について、「適当」と回答した大学は6年間で平均92.9%(262校)

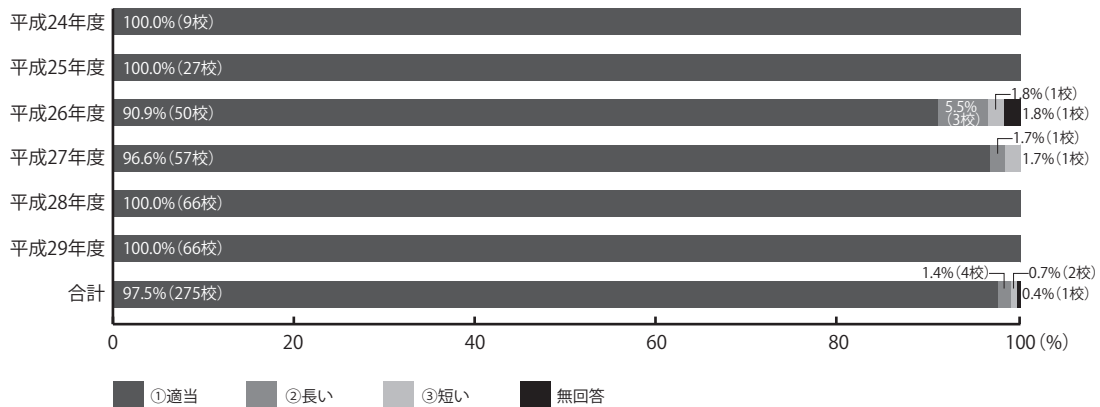
であった。一方、平成26(2014)年度は最低の85.5%(47校)で、「短い」との回答が9.1%(5校)最も多かった。「短い」の回答理由をみると、「基準2『学修と教授』について、もっと意見交換を深めたい」など、基準2を「評価の中心」と考える意見がみられた。

問 6-1. 実地調査における以下のプロセスの設定時間は適当でしたか。

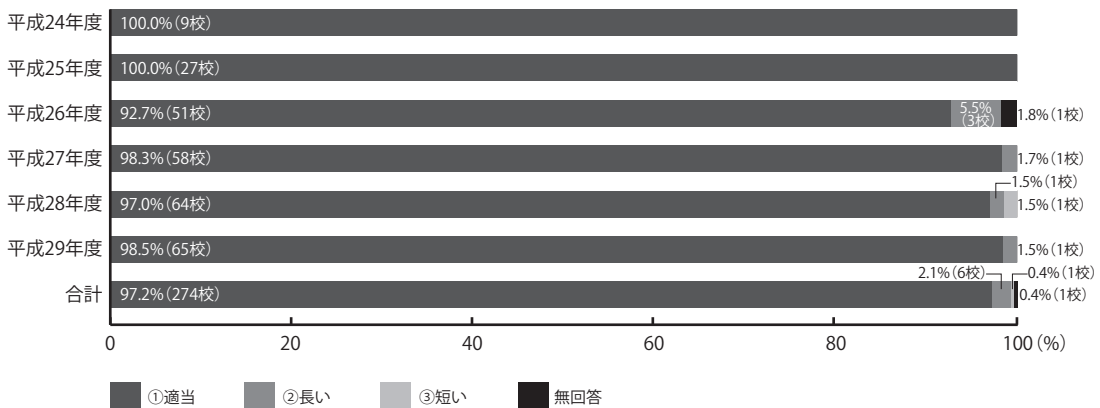
(4)「教育環境の視察」(図 9)

「教育環境の視察」の時間設定について、「適当」と回答した大学は6年間で平均90.4%(255校)となつて、概ね適当であると思われる。年度別で見ると、平成25(2013)年度と平成26(2014)年度の2年間は約8割にとどまり、「短い」はそれぞれ11.1%(3校)、12.7%(7校)であった。「短い」との回答理由としては、複数のキャ

【図 6】 問 6-1. 実地調査における以下のプロセスの設定時間は適当でしたか
(1)「顔合わせ」



【図 7】 問 6-1. 実地調査における以下のプロセスの設定時間は適当でしたか
(2)「大学責任者との面談」



ンパスが存在することなどが挙げられた。

問6-2. 実地調査全般について、お気づきの点やご意見をお書きください。

7) 評価チームについて

以下の内容について①（そう思う）②（改善の余地がある）③（わからない）を「回答」欄にご記入ください。

問7(1) 評価機構の定める「評価基準」に基づいた評価であったか（図10）。

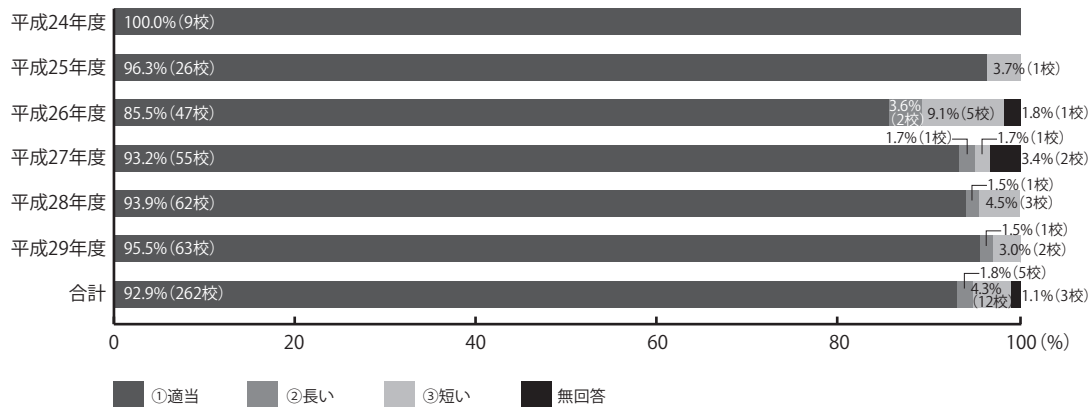
評価機構の定める「評価基準」に基づいた評価だったか、「そう思う」と回答した大学は6年間で平均94.0%

(265校)であった。最高は平成28(2016)年度の98.5%(65校)だった。第2期の最初の2年度以外に、他の年度は9割の水準を保った。大学は、「評価基準」に基づいた評価だったと概ね認めていることがわかった。

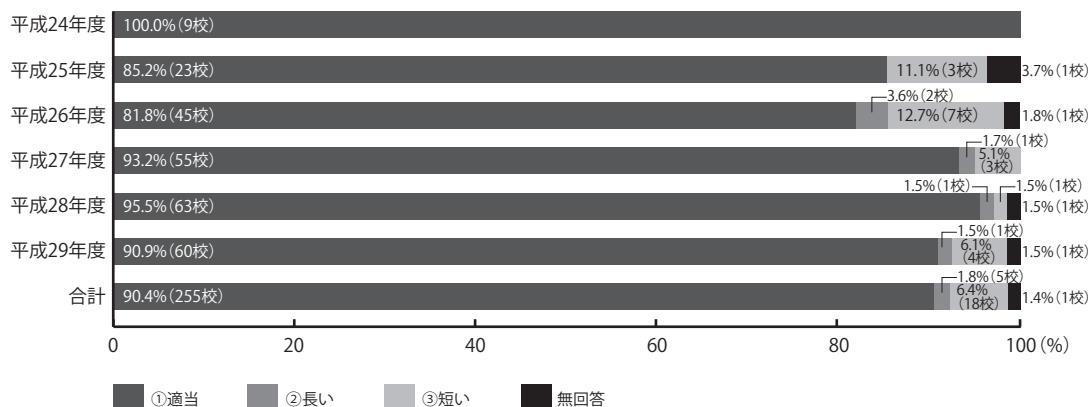
問7(2) 教育活動を中心に大学の総合的な状況についての評価であったか（図11）。

教育活動を中心に大学の総合的な状況についての評価だったかの質問に、「そう思う」と回答した大学は6年間で平均95.0%(268校)であり、「改善の余地がある」がわずか2.8%(8校)だった。経年で見ると、「そう思う」の割合は、平成24(2012)年度と平成25(2013)年度は8割台だが、平成26(2014)年度以降は95%前後を保った。大学は、評価チームが教育活動を中心とした評価を行ったと認めていると思われる。

【図8】 問6-1. 実地調査における以下のプロセスの設定時間は適当でしたか
(3)「大学関係者と基準ごとの面談」



【図9】 問6-1. 実地調査における以下のプロセスの設定時間は適当でしたか
(4)「教育環境の視察」



I. 国内調査

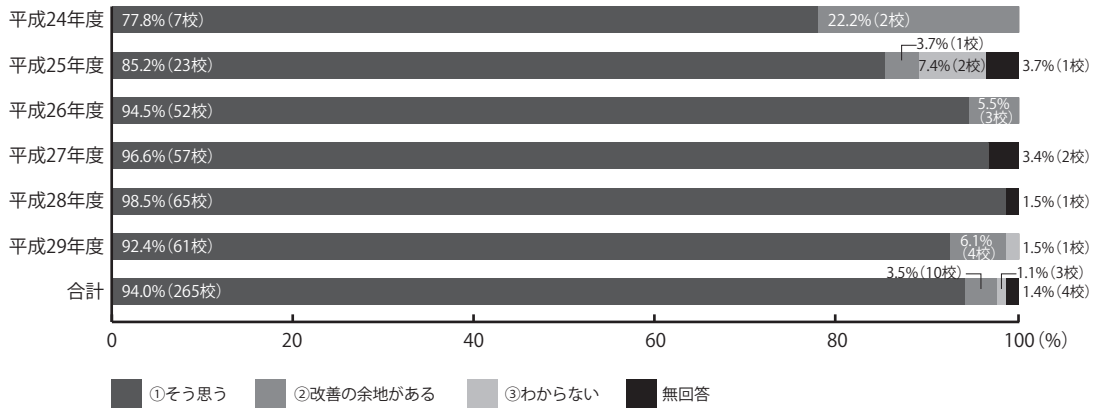
問7(3) 大学の掲げる使命・目的を踏まえ、個性・特色に配慮した評価であったか(図12)。

大学の個性・特色に配慮した評価だったかという質問に対し、「そう思う」と回答した大学は6年間で平均95.7%(270校)の高い水準に至り、「改善の余地がある」は1.8%(5校)であった。平成24(2012)年度が最も低く88.9%(8校)、平成26(2014)年度は100%(55校)に達した。「個性・特色に配慮した評価」は、当機構の評価の目指すところであり、概ね実現できていることが明らかになった。

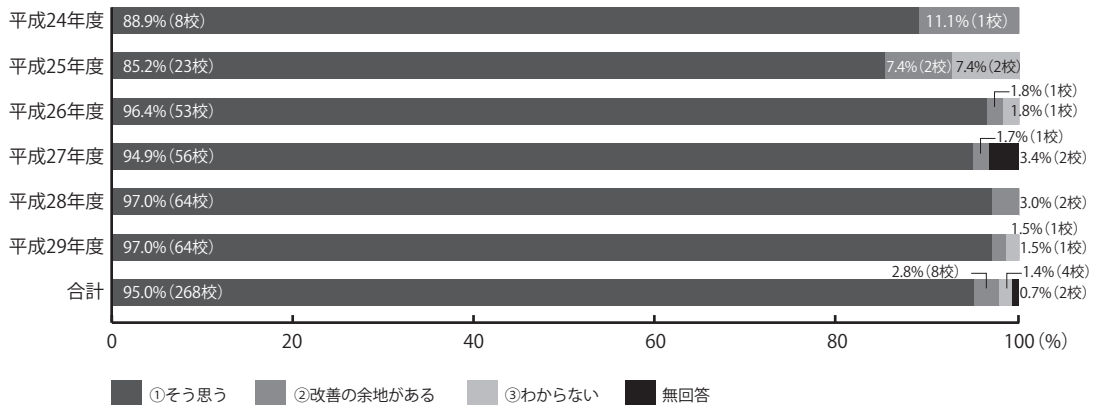
問7(4) 大学の改革・改善を促す評価であったか(図13)。

大学の改革・改善を促す評価だったかという質問に対し、「そう思う」と回答した大学は6年間で平均92.9%(262校)、「改善の余地がある」が3.2%(9校)、「わからない」が2.8%(8校)となった。「そう思う」との回答は第2期の初年目である平成24(2012)年度が100%(9校)だったが、平成25(2013)年度から平成28(2016)年度までは93%前後、平成29(2017)年度は最も低く90.9%(60校)となった。平成29(2017)年度は「改善の余地がある」との回答は6年間で最多の6.1%(4校)だった。改革・改善を促していると多くの大学から評価されたことがわかったが、一方で、第2期の最終年度で満足度が下がったことは注目される。要因がどこにあるのか、更なる検討が求められる。

【図10】 問7.(1) 評価機構の定める「評価基準」に基づいた評価であったか



【図11】 問7.(2) 教育活動を中心に大学の総合的な状況についての評価であったか



問7(5) エビデンスなど根拠に基づいた判断であったか(図14)。

評価はエビデンスなど根拠に基づいた判断だったか、「そう思う」と回答した大学は6年間で平均95.0%(268校)、「改善の余地がある」が1.4%(4校)、「わからない」が2.8%(8校)。経年変化を見ると、「そう思う」回答では、平成24(2012)年度が88.9%(8校)、翌年の平成25(2013)年度はやや下がって81.5%(22校)となったが、平成26(2014)年度は100%(55校)の高い水準に達した。

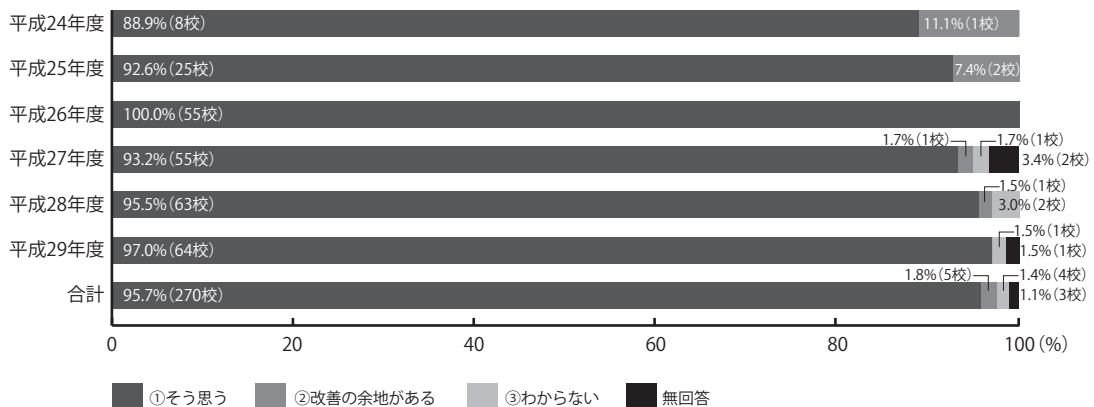
「エビデンス重視」は第2期評価で導入された仕組みであり、最初の2年間は、評価員も「エビデンス」を模索していく段階で、大学の満足度が低くなった原因だと推測される。100%となった平成26(2014)年度は、どのようなエビデンスが提出されていたのか興味深い。

問7(6) 評価チームの構成は大学の特性、規模、分野を踏まえたものであり、ピア・レビューの観点から評価が行われていたか(図15)。

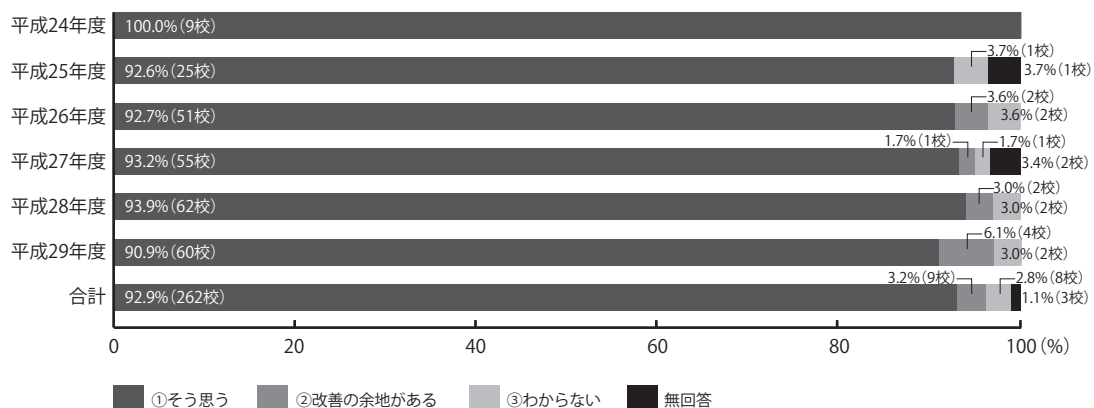
評価は大学の特性、規模、分野を踏まえてピア・レビューの観点から行われたかという質問に対し、「そう思う」と回答した大学は6年間で平均91.8%(259校)、「改善の余地がある」「わからない」が同率の3.5%(10校)であった。平成24(2012)年度と平成25(2013)年度は88.9%で最も低く、平成29(2017)年度は最高の97.0%(64校)だった。

ピア・レビューに関しては毎年の評価員の研修で説明し、理解を促している。最終年度が最も高い評価となったことは、評価員の経験が深まり、ピア・レビューへの理解が進んだことが一因といえよう。

【図12】 問7.(3) 大学の掲げる使命・目的を踏まえ、個性・特色に配慮した評価であったか



【図13】 問7.(4) 大学の改革・改善を促す評価であったか



I. 国内調査

問7(7) 設置学問系統や地域などを考慮した定性的な評価であったか(図16)。

設置学問系統や地域などを考慮した定性的な評価だったかについて、「そう思う」と回答した大学は6年間で平均89%(251校)、「改善の余地がある」が2.1%(6校)、「わからない」が8.2%(23校)となった。「そう思う」との回答の経年変化を見ると、平成25(2013)年度は最低の85.2%(23校)である一方、平成29(2017)年度は最高の93.9%(62校)となった。

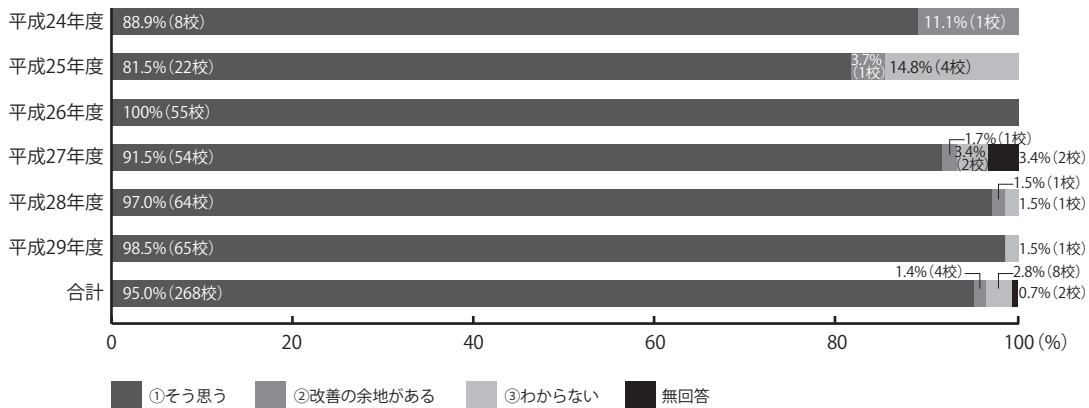
9割を超えたのは受審校が急増した平成26(2014)年度と、第2期の最終年目である平成29(2017)年度であり、高い満足度は大学の構成状況に関係あるのか。満足度の平均値は9割未満ということで改善の余地があると思われる。定性的な評価に対し、大学側はどのようなものを想定しているのか更なる検討が求められる。

問7(8) 一方的な判断ではなく、大学とのコミュニケーションを重視した上での評価であったか(図17)。

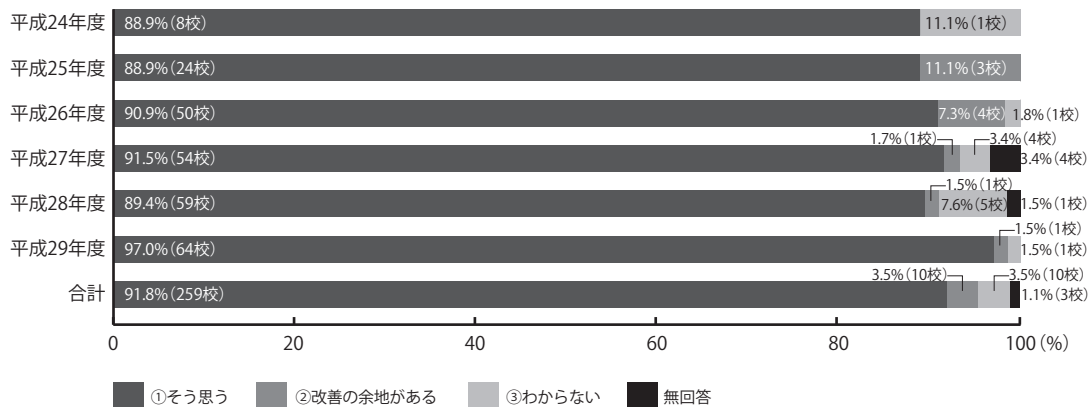
大学とのコミュニケーションを重視した上での評価だったかについて、「そう思う」と回答した大学は6年間で平均91.8%(259校)、「改善の余地がある」が4.6%(13校)、「わからない」が2.5%(7校)だった。経年状況を見ると、平成24(2012)年度と平成25(2013)年度は同じ88.9%で、平成26年(2014)年度は92.7%(51校)に上昇したが、その後下がり、平成28年(2016)年度は89.4%(59校)となった。翌年の平成29(2017)年度は最高の95.5%(63校)であった。

満足度を定める要因の一つは、評価員の経験値にあると思われる、最終年度である平成29年度は最高水準に達したことに繋がるのだろう。

【図14】 問7.(5) エビデンスなど根拠に基づいた判断であったか



【図15】 問7.(6) 評価チームの構成は大学の特性、規模、分野を踏まえたものであり、ピア・レビューの観点から評価が行われていたか



8) 調査報告書、評価報告書、意見申立てについて

問8-1. 調査報告書案、評価報告書案の通知方法（郵送）は適当でしたか（図18）。

調査報告書案、評価報告書案の通知方法は適当だったか、「適当」と回答した大学は6年間で平均90.4%（255校）、「改善の余地がある」が7.8%（22校）だった。経年状況を見ると、「適当」との回答は、平成24年（2012）年度が100%（9校）だったが、最終年度の平成29（2017）年度は最も低く87.9%（58校）となった。郵送での通知を適当とする大学が9割というのは高い水準といえる。しかし、届くまでの日数や学内での閲覧の手間などから、メールでの通知を希望する大学も少なからずある。環境問題の観点からも、今後はペーパーレス化の促進が必要であると思われる。

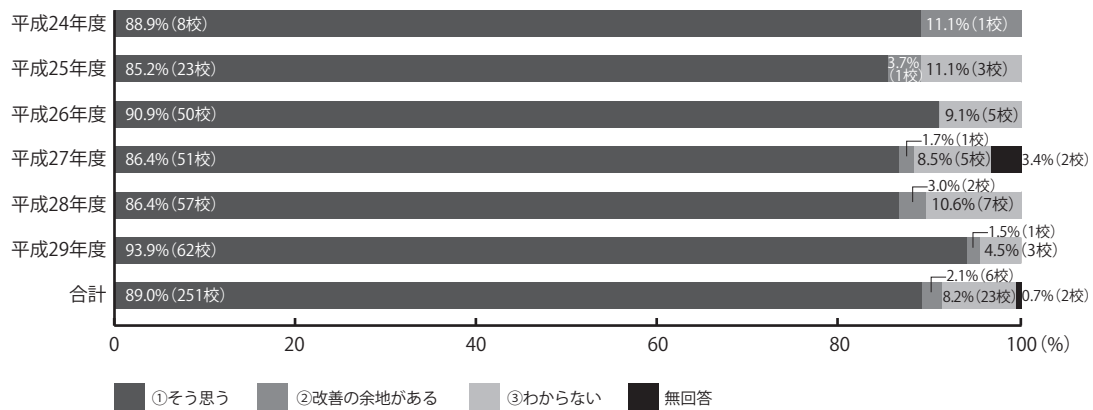
問8-2. 意見申立ての方法（メールと郵送にて提出）は適当でしたか（図19）。

意見申立ての方法は適当だったかについて、「適当」と回答した大学は6年間で平均96.5%（272校）であった。経年状況を見ると、平成24（2012）年度と平成27（2015）年度とも100%に達し、その他の年度も95%前後の高い水準になった。

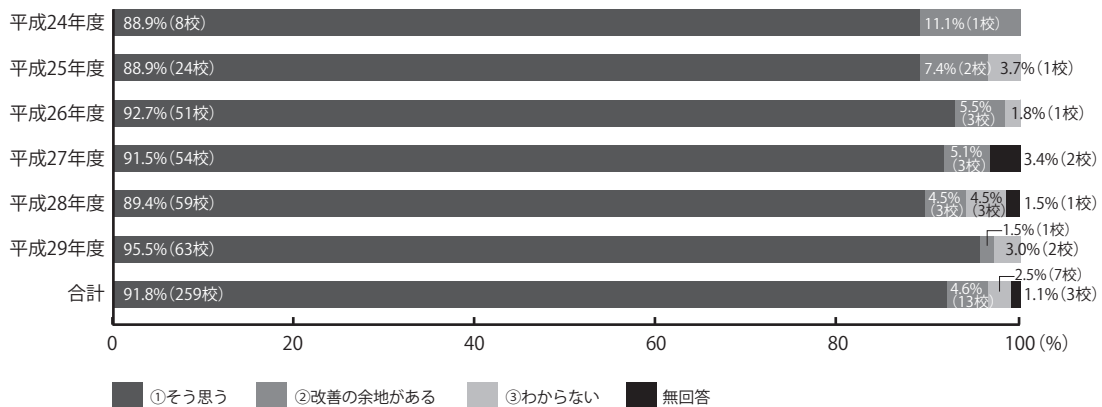
問8-3. 大学に通知された調査報告書及び評価報告書は、これまでの経過（書面質問、実地調査時の面談、意見申立てなど）を踏まえて想定できる内容や指摘でしたか（図20）。

大学に通知された調査報告書及び評価報告書について、「想定できる内容や指摘であった」と回答した大学

【図16】 問7.（7）設置学問系統や地域などを考慮した定性的な評価であったか



【図17】 問7.（8）一方的な判断ではなく、大学とのコミュニケーションを重視した上での評価であったか



I. 国内調査

は6年間で平均92.6%（261校）、「不適当な内容や指摘もあった」が5.7%（16校）だった。「想定できる内容や指摘」との回答は、平成24(2012)年度と平成25(2013)年度は9割未満だったが、その後上昇し、平成28(2016)年度は最高で95.5%（63校）だった。平成28(2016)年度は第2期中、受審校が最多の年であった。多くの評価員が書面質問や実地調査において適切な評価を行っていたことが認められたといえよう。

問8-4. 意見申立てへの対応や理由について、大学へはフィードバックしていませんが、回答を希望しますか（図21）。

意見申立てへの対応や理由についてのフィードバックを希望するかどうか、「希望する」と回答した大学は6年間で平均46.8%（132校）、「希望しない」が51.4%（145校）だった。年度別では、「希望する」と

の割合が最も高かったのは平成25(2013)年度で63.0%（17校）であった。「希望しない」が最も高かったのは平成24(2012)年度で66.7%（6校）だった。全体として、意見申立に対するフィードバックは「希望しない」大学が比較的多いことがわかった。しかし、説明会などで意見申立ての事例の説明を求める声が少数ながらあった。

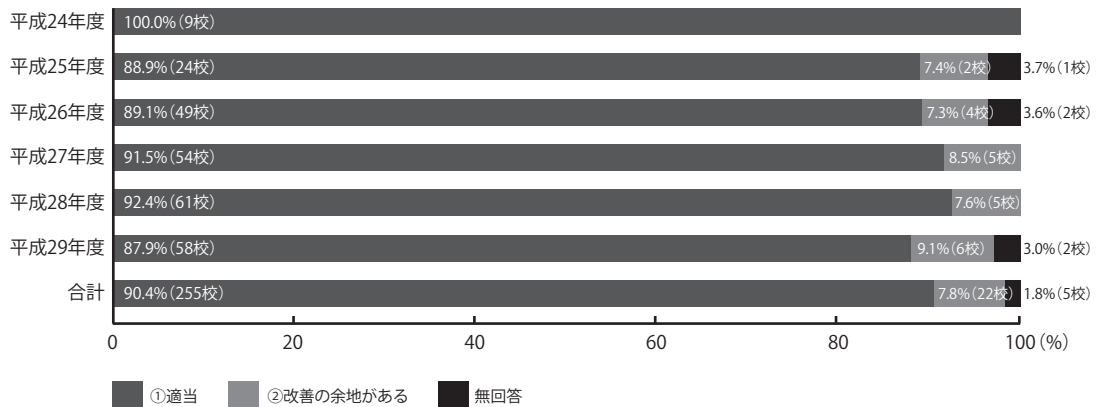
問8-5. 調査報告書案、評価報告書案、意見申立てについて、お気づきの点をお書きください。

9) 自己評価担当者説明会・責任者説明会について

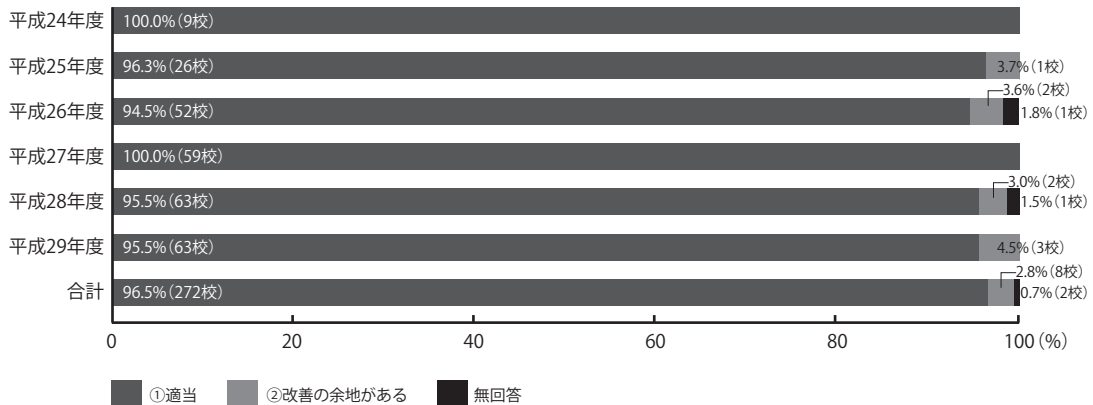
注1) 自己評価担当者説明会は、平成24(2012)年度は1月、平成25(2013)年度は12月に開催した。平成26(2014)年度から9月開催となった。

注2) 責任者説明会は平成27(2015)年度から開催した。

【図18】 問8-1. 調査報告書案、評価報告書案の通知方法（郵送）は適当でしたか



【図19】 問8-2. 意見申立ての方法（メールと郵送にて提出）は適当でしたか



問9-1. 実際に評価を終えて、開催時期は適当だったと思えますか(図22、23)。

自己評価担当者説明会の開催時期について、平成26(2014)年度以降に注目すると、「適当」との回答は9割以上で、特に平成27(2015)年度が100%(59校)に達した。

一方、責任者説明会は平成27(2015)年度9月から開催した。その開催時期は適当だったかについて、「適当」と回答した大学は3年間で平均94.8%(181校)、「遅い」が3.7%(7校)であった。自己評価担当者説明会と責任者説明会ともに9月の開催は適当であると思われる。

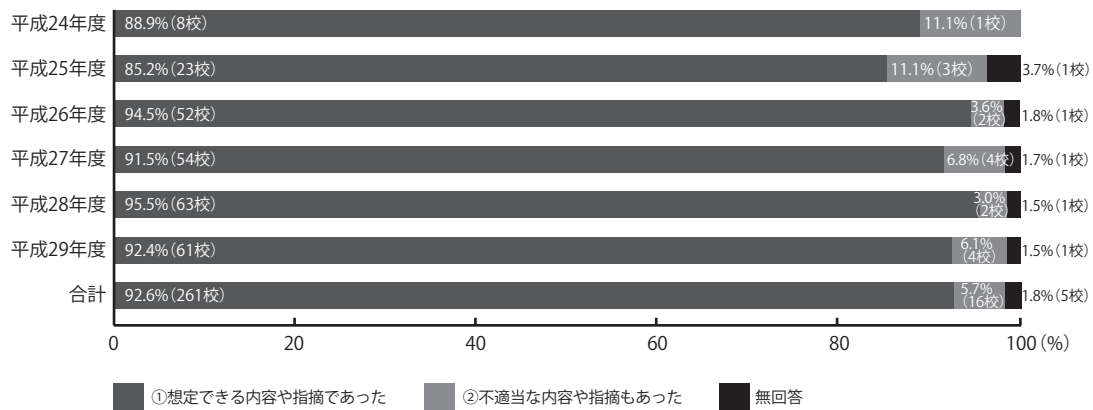
問9-2. 実際に評価を終えて、説明会の内容は適当だったと思えますか(図24、25)。

自己評価担当者説明会の内容は適当だったかについて、「適当」と回答した大学は6年間で平均92.9%(262校)、「改善の余地がある」が6.0%(17校)だった。経年で見ると、平成24(2012)年度からの5年間は上昇し、平成28(2016)年度は100.0%(66校)に達した。平成29(2017)年度はやや下がって93.9%(62校)となった。

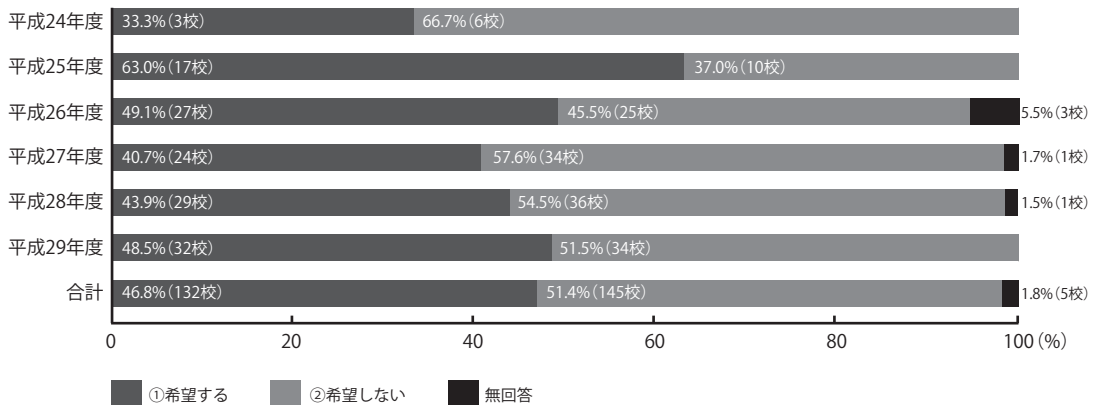
一方、責任者説明会の内容について、「適当」と回答した大学は3年間で平均95.8%(183校)、「改善の余地がある」が2.6%(5校)だった。平成28(2016)年度は最も高く98.5%(65校)であった。

自己評価担当者も責任者も説明会の内容に対する満足度は高いと思われる。「改善の余地がある」の意見としては、「『自己点検評価書』の公表についてもう少し丁寧な説明」「自己評価担当者が行うべき仕事のスケ

【図20】 問8-3. 大学に通知された調査報告書及び評価報告書は、これまでの経過(書面質問、実地調査時の面談、意見申立てなど)を踏まえて想定できる内容や指摘でしたか



【図21】 問8-4. 意見申立てへの対応や理由について、大学へはフィードバックしていませんが、回答を希望しますか



I. 国内調査

ジュールを具体的に説明」「評価の実例を数多く取上げてほしい」などが挙げられる。

10) 大学機関別認証評価を終えて

問 10-1. 自己判定によって、大学が抱える問題点が明確になったと思われませんか（図 26）。

自己判定によって、大学が抱える問題点が明確になったかという質問に対し、「そう思う」と回答した大学は6年間で平均96.5%（272校）となった。平成24(2012)年度は100%（9校）だったほか、どの年度も96%前後を保った。自己判定によって、大学が各自の問題点を明確にするようになったと思われる。

一方、「思わない」「わからない」との回答はそれぞれ6年間で平均0.7%（2校）、1.8%（5校）だった。「わからない」の理由としては、「問題点が明確になったが、本学の体制にあった的確な対処法が見いだせず、解決に

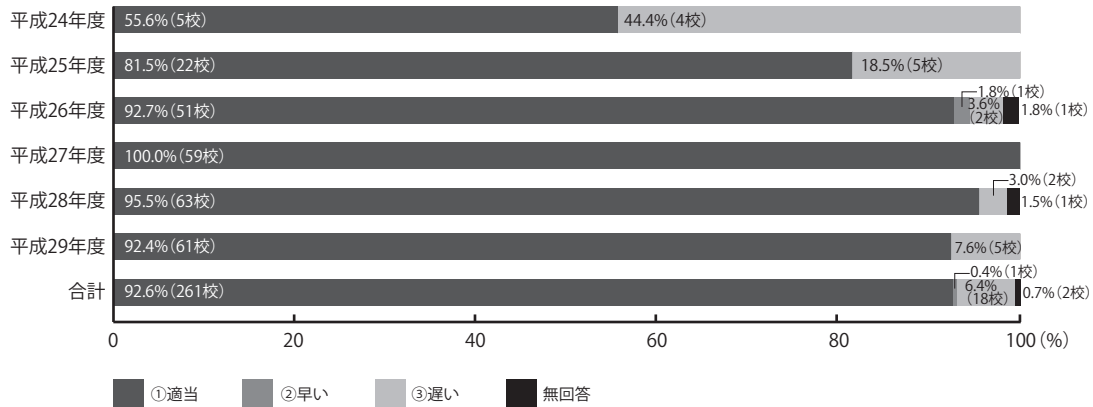
至る道のりの長さを実感している」という記述があった。

問 10-2. 認証評価によって、大学の改革・改善を支援・促進する契機になると思われますか（図 27）。

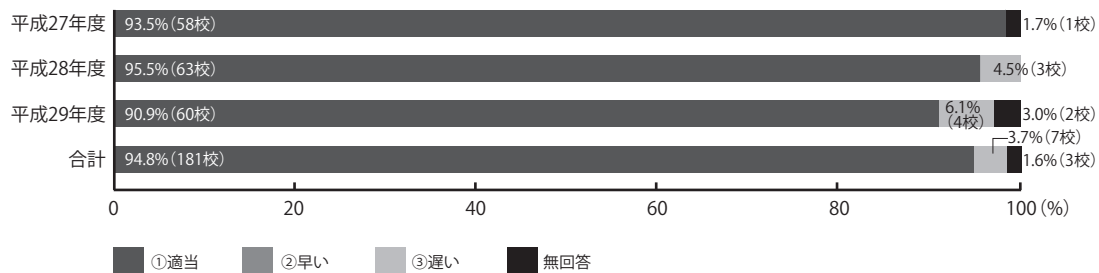
認証評価によって、大学の改革・改善を支援・促進する契機になったかについて、「そう思う」と回答した大学は6年間で平均95.0%（268校）だった。問 10-1と同様に平成24(2012)年度は100%（9校）だった。最も低かったのは、平成28(2016)年度で92.4%（61校）となった。全体的に、大学は認証評価が改革・改善を支援・促進につながっていると評価している。

その他の回答では、「思わない」「わからない」がそれぞれ6年間で平均1.4%（4校）、3.2%（9校）だった。問 10-1と同様に、「わからない」回答は「思わない」より若干多かった。大学の改革・改善を促す認証評価の効果を一層高めるために、定性的な調査が求められる。

【図 22】 問 9-1. 実際に評価を終えて、開催時期は適当だったと思われませんか <自己評価担当者説明会>



【図 23】 問 9-1. 実際に評価を終えて、開催時期は適当だったと思われませんか <責任者説明会>



問10-3. 前回の認証評価を当機構の旧評価基準（11基準+特記事項）で受けた大学にお伺いします。今回の評価基準（基準1～基準4及び独自基準）は、前回の評価と比較して、評価の効率性が高められ、大学の個性・特色をより重視した評価になっていたと思いますか。※平成27(2015)年度から質問に追加（図28）。

第2期の評価基準は評価の効率性が高められ、大学の個性・特色をより重視したかどうかについて、「そう思う」と回答した大学は3年間で平均68.1%（130校）であった。平成28(2016)年度が最も多く74.2%（49校）だった。

「そう思う」の回答理由としては、「基準が整理されたことで点検課題が整理しやすくなった」「独自基準を大学側が設定できるようになったことで、個性・特色についても強調しやすくなった」などが挙げられる。

一方、「思わない」「わからない」がそれぞれ1.6%

（3校）、13.6%（26校）で、「そう思わない」理由については、基準2の内容が他基準に比べて多いことが指摘された。「わからない」理由では、「それぞれの評価基準に趣旨があり、単純には比較できない」のほかに、担当者が変わった、前回の状況を把握していないといった理由で比較できないとの回答が目立った。

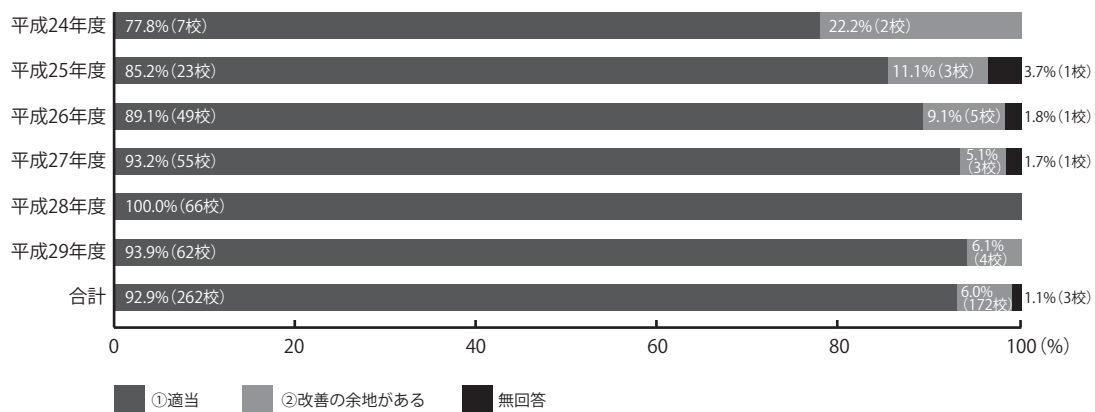
問10-4. 認証評価を振り返り、感想やお気づきの点をご記入ください。

11) 評価機構の対応について（表3）

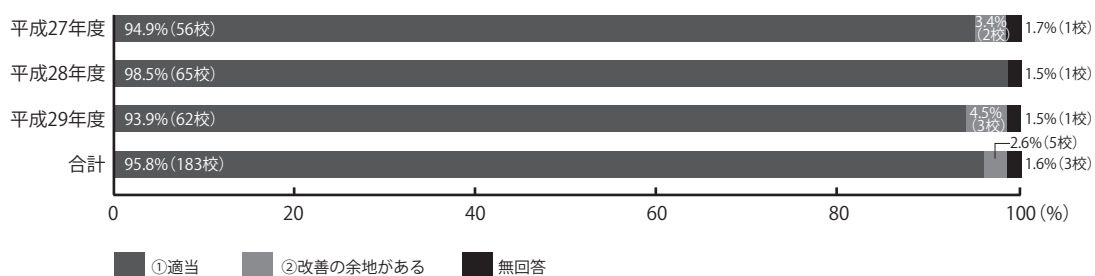
問11-1. 相談や質問などに対する対応はいかがでしたか。

問11-2. スケジュールや資料依頼の連絡など、全体の進行はいかがでしたか。

【図24】 問9-2. 実際に評価を終えて、説明会の内容は適当だったと思われませんか <自己評価担当者説明会>



【図25】 問9-2. 実際に評価を終えて、説明会の内容は適当だったと思われませんか <責任者説明会>



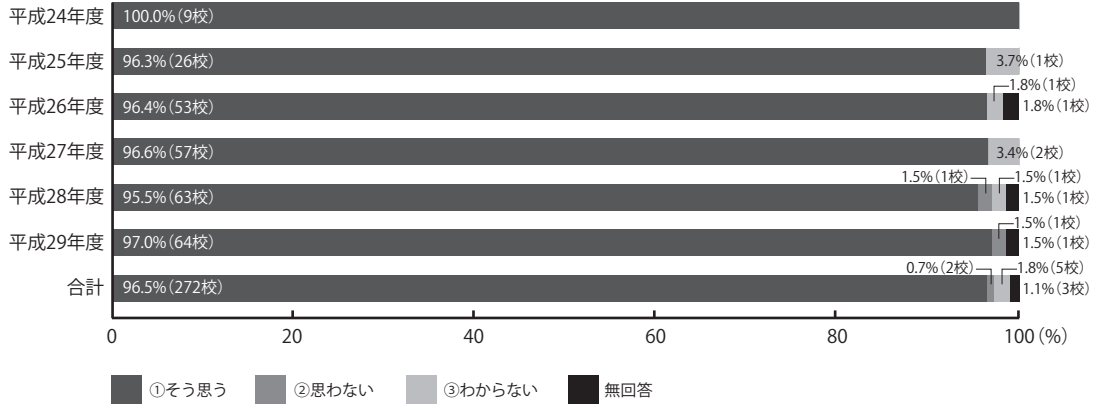
I. 国内調査

問 11-3. 実地調査での対応はいかがでしたか。

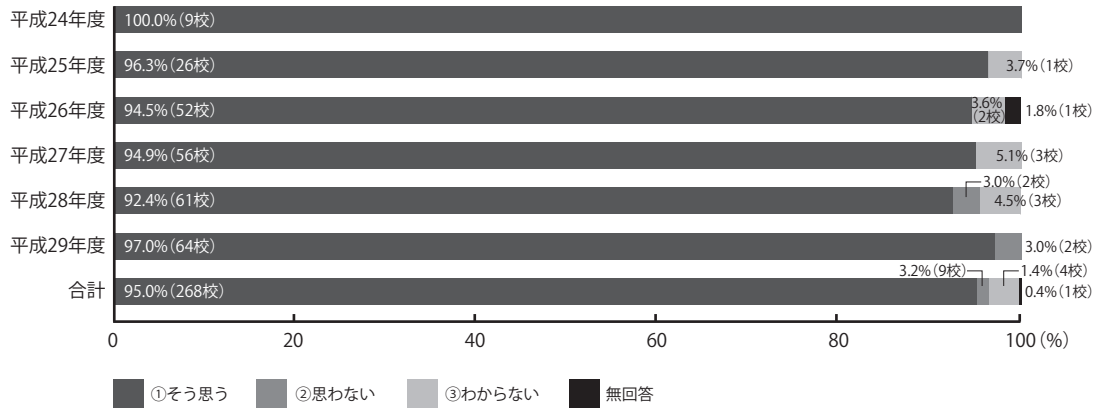
当機構の対応についての大学の意見は表 3 通りであ

る。相談や質問などに対する対応、スケジュールや資料依頼の連絡など、全体の進行、実地調査での対応のいずれに対しても、満足度は高かった。

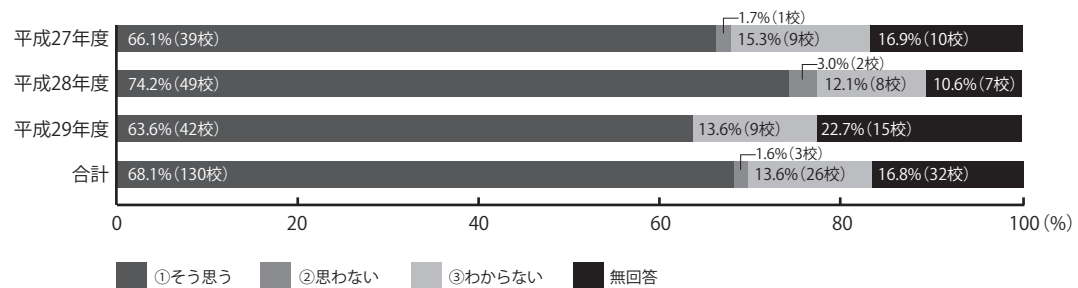
【図 26】 問 10-1. 自己判定によって、大学が抱える問題点が明確になったと思われませんか



【図 27】 問 10-2. 認証評価によって、大学の改革・改善を支援・促進する契機になると思われませんか



【図 28】 問 10-3. 前回の認証評価を当機構の旧評価基準（11 基準＋特記事項）で受けた大学にお伺いします。今回の評価基準（基準 1～基準 4 及び独自基準）は、前回の評価と比較して、評価の効率性が高められ、大学の個性・特色をより重視した評価になっていたと思いませんか



問11-4. そのほか、当機構に対する意見・要望、職員についてお気づきの点やご意見をお書きください。

12) 大学・短期大学機関別認証評価の同時受審について

※同時に受審した大学のみご回答ください

注1) 平成25(2013)年度から質問に追加。

注2) 第2期に大学と短期大学の同時受審をした大学は15校。うち、13校から回答があった。

問12-1. 自己点検評価書の作成、実地調査など、評価を受けるための準備・運営は円滑に進んだと思いますか(図29)。

同時受審について、自己点検評価書の作成、実地調

査などの準備・運営は円滑に進んだかを聞いたところ、「そう思う」と回答した大学は76.9%(10校)、「思わない」とした大学はなかった。意見については、「大変な時間がかかったが、時間をかけた分、実地調査当日はスムーズに運営ができた」などが挙げられる。対象大学はまだ少ないため、分析には定性的な調査や継続的にデータ収集が必要である。

問12-2. 同時受審をすることのメリット・デメリットについて、それぞれご意見をお書きください。

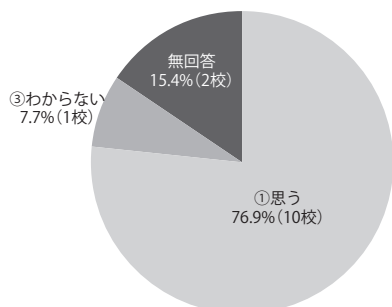
問12-3. そのほか、お気づきの点があればお書きください。

【表3】

	① 適切		②不十分な点があった		無回答		合計	
	校数	割合	校数	割合	校数	割合	校数	割合
11-1. 相談や質問などに対する対応はいかがでしたか	278	98.6%	1	0.4%	3	1.1%	282	100.0%
11-2. スケジュールや資料依頼の連絡など、全体の進行はいかがでしたか	279	98.9%	0	0.0%	3	1.1%	282	100.0%
11-3. 実地調査での対応はいかがでしたか	277	98.2%	3	1.1%	2	0.7%	282	100.0%

(単位：校数、割合)

【図29】 問12-1. 自己点検評価書の作成、実地調査など、評価を受けるための準備・運営は円滑に進んだと思いますか



I. 国内調査

II 認証評価終了後のフォローアップシステムについて
 ※平成 25(2013) 年度から質問に追加。

問 1. 「大学の教育研究活動の評価に対する支援事業」の一環として実施しております評価結果に関する相談を受けましたか (図 30)。

平成 25(2013) 年度から、認証評価終了後のフォローアップシステムについて質問に追加した。評価結果に関する相談を受けたかという質問に対し、「受けた」との回答は 5 年間で 8.1% (22 校)、「受けなかった」が 88.6% (242 校) だった。「受けなかった」大学が多数であるが、経年で見ると、「受けた」大学が少しずつ増えている。

問 2. 問 1 において「①受けた (3 月までに受ける予定)」とお答えになった大学にお伺いします。

参加後のご意見やご感想 (これから受ける場合は相談内容) をお書きください。

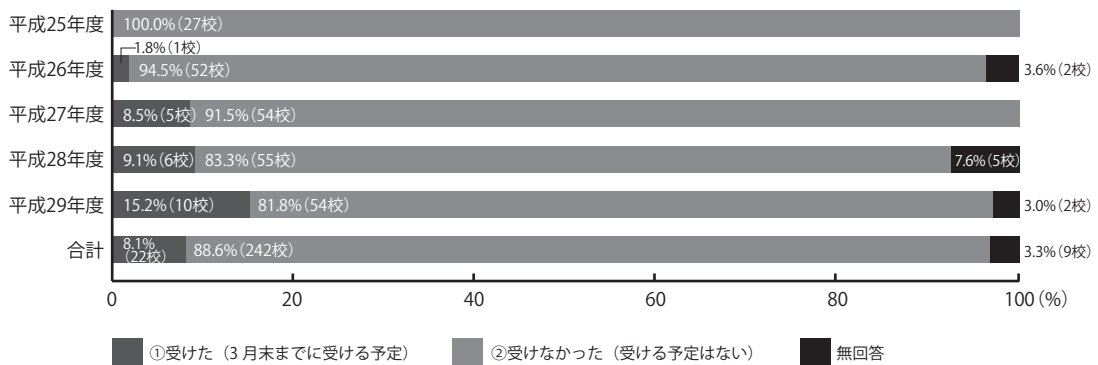
問 3. 問 1 において「②受けなかった (受ける予定はない)」とお答えになった大学にお伺いします。

受けない理由として当てはまるものをお選びください (図 31)。

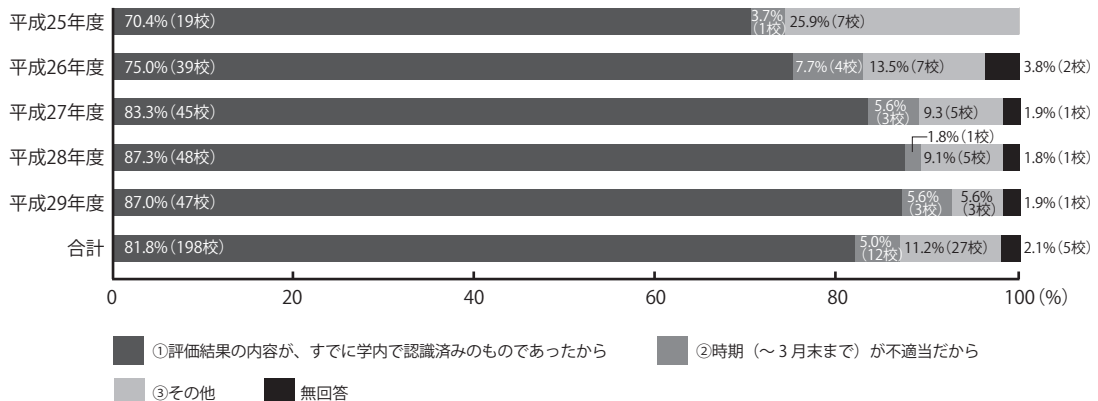
※ 1 の質問で②と回答した 242 校が対象

評価結果に関する相談受けない理由を聞いたところ、「評価結果の内容が、すでに学内で認識済みのものであったから」と回答した大学は 5 年間で平均 81.8% (198 校) だった。一方、「時期 (～3 月末まで) が不適当だから」との回答が 5.0% (12 校)、「その他」が 11.2% (27 校) となった。「その他」の回答理由を見ると、「制度があることを認識していなかった」といった理由は

【図 30】 問 1. 「大学の教育研究活動の評価に対する支援事業」の一環として実施しております評価結果に関する相談を受けましたか



【図 31】 問 3. 問 1 において「②受けなかった (受ける予定はない)」とお答えになった大学にお伺いします。受けない理由として当てはまるものをお選びください



約22%（27校のうち6校）あった。

この相談は評価結果や大学の対応について大学の理解を深めるうえで有効であり、今後、更に充実させていく予定である。

Ⅲ 今後の評価機構のシステム改善・改革の参考としてお伺いします。

※平成24(2012)年度にのみ実施した質問

1) 認証評価終了後のフォローシステムについて

問1-1. 評価結果公開後、評価や指摘の内容について評価機構が個別の相談会を設けるとしたら、参加を希望しますか（図32）。

評価結果公開後に個別相談会を設けるとしたら、参加を希望するかどうかという質問に対し、「内容や時期など条件により検討する」と回答した大学は77.8%（7校）、「ぜひ参加したい」「希望しない」との回答はともに11.1%（1校）であった。

問1-2. 1-1において「①ぜひ参加したい」または「②内容や時期など条件により検討する」とお答えになった方にお伺いします。

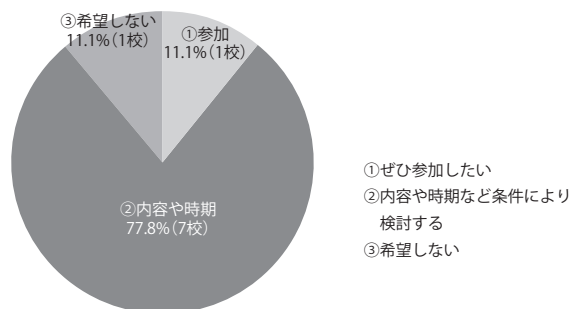
- a. 開催時期はいつ頃を希望しますか（図33）。
- b. 開催形態はどのようなものを希望しますか（図34）。
※複数回答あり

問1-2において、個別相談会の開催時期はいつ頃を希望するかについて、「夏休みまで」と回答した大学は44.4%（4校）、「結果受領直後（～4月）」が22.2%（2校）であった。また、開催形態はどのようなものを希望するかという質問に対し、「評価機構に来局いただき事務局が対応」と回答した大学は比較的に多く45.5%（5校）で、「個別ではなく他大学の事例も含めたセミナー形式による対応」が27.3%（3校）、「評価機構事務局が大学へ訪問し対応」が18.2%（2校）だった。

問1-3. で「希望しない」大学（1校）にその理由を聞いたところ、「指摘内容が、すでに学内で認識済みのものであったから」との回答であった。

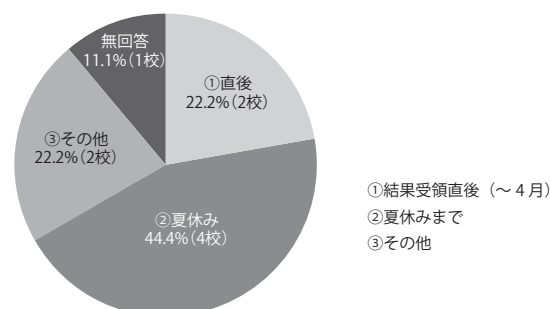
林 芷伊（評価研究部評価研究課）

【図32】 問1-1. 評価結果公開後、評価や指摘の内容について評価機構が個別の相談会を設けるとしたら、参加を希望しますか



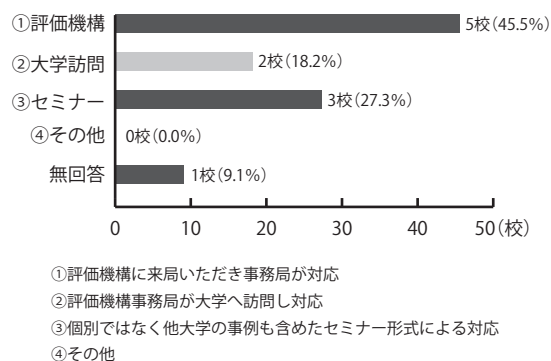
【図33】 問1-2. 問1-1において「①ぜひ参加したい」または「②内容や時期など条件により検討する」とお答えになった方にお伺いします

- a. 開催時期はいつ頃を希望しますか



【図34】 問1-2. 問1-1において「①ぜひ参加したい」または「②内容や時期など条件により検討する」とお答えになった方にお伺いします

- b. 開催形態はどのようなものを希望しますか
※複数回答あり



I. 国内調査

■アンケートにご協力いただいた大学一覧（50音順）

平成 24～29 年度 評価対象校数 329

（回答校数 282、未回答校数 47） 回答率 85.7%

※大学名はアンケート実施時のもの

- 1 愛国学園大学
- 2 愛知工科大学
- 3 愛知工業大学
- 4 愛知産業大学
- 5 愛知東邦大学
- 6 愛知文教大学
- 7 愛知みずほ大学
- 8 青森大学
- 9 朝日大学
- 10 旭川大学
- 11 足利大学
- 12 芦屋大学
- 13 植草学園大学
- 14 上野学園大学
- 15 宇部フロンティア大学
- 16 浦和大学
- 17 SBI 大学院大学
- 18 江戸川大学
- 19 エリザベト音楽大学
- 20 奥羽大学
- 21 桜花学園大学
- 22 大阪青山大学
- 23 大阪大谷大学
- 24 大阪音楽大学
- 25 大阪河崎リハビリテーション大学
- 26 大阪観光大学
- 27 大阪芸術大学
- 28 大阪工業大学
- 29 大阪国際大学
- 30 大阪樟蔭女子大学
- 31 大阪商業大学
- 32 大阪成蹊大学
- 33 大阪総合保育大学
- 34 大阪電気通信大学
- 35 大阪人間科学大学
- 36 大阪物療大学
- 37 大阪保健医療大学
- 38 大手前大学
- 39 岡山学院大学
- 40 岡山商科大学
- 41 沖縄キリスト教学院大学
- 42 開智国際大学
- 43 嘉悦大学
- 44 鹿児島純心女子大学
- 45 金沢星稜大学
- 46 鎌倉女子大学
- 47 川村学園女子大学
- 48 関西医療大学
- 49 関西国際大学
- 50 関西福祉科学大学
- 51 関東学園大学
- 52 畿央大学
- 53 吉備国際大学
- 54 岐阜経済大学
- 55 岐阜女子大学
- 56 九州栄養福祉大学
- 57 九州看護福祉大学
- 58 九州共立大学
- 59 九州国際大学
- 60 九州情報大学
- 61 共栄大学
- 62 京都医療科学大学
- 63 京都学園大学
- 64 京都華頂大学
- 65 京都情報大学院大学
- 66 京都造形芸術大学
- 67 金城大学
- 68 熊本保健科学大学
- 69 倉敷芸術科学大学
- 70 くらしき作陽大学
- 71 久留米工業大学
- 72 群馬医療福祉大学
- 73 甲南女子大学
- 74 神戸芸術工科大学
- 75 神戸国際大学
- 76 神戸夙川学院大学
- 77 神戸常盤大学
- 78 郡山女子大学
- 79 国際大学
- 80 国際医療福祉大学
- 81 こども教育宝仙大学
- 82 埼玉医科大学
- 83 埼玉学園大学

84	サイバー大学	128	崇城大学
85	嵯峨美術大学	129	第一工業大学
86	佐久大学	130	第一薬科大学
87	作新学院大学	131	太成学院大学
88	札幌大学	132	大同大学
89	札幌大谷大学	133	高岡法科大学
90	札幌大谷大学*	134	高千穂大学
91	札幌国際大学	135	高松大学
92	産業能率大学	136	宝塚大学
93	志學館大学	137	多摩大学
94	事業創造大学院大学	138	筑紫女学園大学
95	滋慶医療科学大学院大学	139	千葉経済大学
96	四條畷学園大学	140	千葉工業大学
97	静岡英和学院大学	141	千葉商科大学
98	静岡産業大学	142	中京学院大学
99	静岡福祉大学	143	中国学園大学
100	静岡理工科大学	144	中部大学
101	至誠館大学	145	筑波学院大学
102	四天王寺大学	146	帝京大学
103	修文大学	147	帝京科学大学
104	秀明大学	148	帝京平成大学
105	十文字学園女子大学	149	帝塚山学院大学
106	純真学園大学	150	田園調布学園大学
107	尚綱大学	151	東亜大学
108	尚綱学院大学	152	東海学院大学
109	尚美学園大学	153	東海学園大学
110	昭和大学	154	東京有明医療大学
111	女子栄養大学	155	東京医療学院大学
112	白梅学園大学	156	東京音楽大学
113	仁愛大学	157	東京家政学院大学
114	杉野服飾大学	158	東京工科大学
115	鈴鹿大学	159	東京純心大学
116	鈴鹿医療科学大学	160	東京女子体育大学
117	公立諏訪東京理科大学	161	東京成徳大学
118	成安造形大学	162	東京造形大学
119	星槎道都大学	163	東京福祉大学
120	星城大学	164	東京未来大学
121	聖徳大学	165	東都医療大学
122	西南女学院大学	166	東邦音楽大学
123	清和大学	167	桐朋学園大学院大学
124	摂南大学	168	東北医科薬科大学
125	仙台大学	169	東北芸術工科大学
126	千里金蘭大学	170	東北公益文科大学
127	相愛大学	171	東北工業大学

I. 国内調査

- | | | | |
|-----|---------------|-----|-------------|
| 172 | 東北女子大学 | 216 | 八戸工業大学 |
| 173 | 東北生活文化大学 | 217 | 花園大学 |
| 174 | 東北文教大学 | 218 | 浜松学院大学 |
| 175 | 常磐会学園大学 | 219 | ハリウッド大学院大学 |
| 176 | 徳島文理大学 | 220 | 東大阪大学 |
| 177 | 徳山大学 | 221 | 東日本国際大学 |
| 178 | 豊橋創造大学 | 222 | 比治山大学 |
| 179 | 長岡大学 | 223 | 姫路獨協大学 |
| 180 | 長崎外国語大学 | 224 | 弘前医療福祉大学 |
| 181 | 長崎国際大学 | 225 | 広島経済大学 |
| 182 | 名古屋音楽大学 | 226 | 広島工業大学 |
| 183 | 名古屋学芸大学 | 227 | 広島国際学院大学 |
| 184 | 名古屋経済大学 | 228 | 広島都市学園大学 |
| 185 | 名古屋芸術大学 | 229 | 広島文化学園大学 |
| 186 | 名古屋産業大学 | 230 | 広島文教女子大学 |
| 187 | 名古屋商科大学 | 231 | びわこ学院大学 |
| 188 | 名古屋文理大学 | 232 | びわこ成蹊スポーツ大学 |
| 189 | 奈良大学 | 233 | 福井工業大学 |
| 190 | 奈良学園大学 | 234 | 福岡歯科大学 |
| 191 | 新潟医療福祉大学 | 235 | 福島学院大学 |
| 192 | 新潟経営大学 | 236 | 福山大学 |
| 193 | 新潟国際情報大学 | 237 | 福山平成大学 |
| 194 | 西九州大学 | 238 | 富士大学 |
| 195 | 西日本工業大学 | 239 | 文化学園大学 |
| 196 | 日本工業大学 | 240 | 平安女学院大学 |
| 197 | 日本体育大学 | 241 | 平成音楽大学 |
| 198 | 日本医科大学 | 242 | 平成国際大学 |
| 199 | 日本ウェルネススポーツ大学 | 243 | 別府大学 |
| 200 | 日本映画大学 | 244 | 北翔大学 |
| 201 | 日本教育大学院大学 | 245 | 北陸大学 |
| 202 | 日本経済大学 | 246 | 北陸学院大学 |
| 203 | 日本歯科大学 | 247 | 保健医療経営大学 |
| 204 | 日本女子体育大学 | 248 | 北海学園大学 |
| 205 | 日本文化大学 | 249 | 北海商科大学 |
| 206 | 日本文理大学 | 250 | 北海道情報大学 |
| 207 | 日本保健医療大学 | 251 | 北海道薬科大学 |
| 208 | 日本薬科大学 | 252 | 松本大学 |
| 209 | 人間環境大学 | 253 | 松本歯科大学 |
| 210 | 人間総合科学大学 | 254 | 松山東雲女子大学 |
| 211 | ノースアジア大学 | 255 | 南九州大学 |
| 212 | 梅花女子大学 | 256 | 身延山大学 |
| 213 | 梅光学院大学 | 257 | 美作大学 |
| 214 | 函館大学 | 258 | 宮崎国際大学 |
| 215 | 八戸学院大学 | 259 | 宮崎産業経営大学 |

- 260 武蔵野音楽大学
 - 261 武蔵野学院大学
 - 262 名桜大学
 - 263 明海大学
 - 264 明治国際医療大学
 - 265 目白大学
 - 266 ものつくり大学
 - 267 盛岡大学
 - 268 森ノ宮医療大学
 - 269 八洲学園大学
 - 270 安田女子大学
 - 271 ヤマザキ動物看護大学
 - 272 山梨学院大学
 - 273 横浜商科大学
 - 274 横浜創英大学
 - 275 横浜薬科大学
 - 276 四日市大学
 - 277 四日市看護医療大学
 - 278 酪農学園大学
 - 279 了徳寺大学
 - 280 麗澤大学
 - 281 LEC 東京リーガルマインド大学院大学
 - 282 稚内北星学園大学
- * 期間内に2度評価を実施した

平成 29 年度 大学機関別認証評価に関するアンケート質問票（大学対象）

以下の質問についてあてはまるものに○印を、〔 〕にはお気付きの点をご記入ください。

I 平成 29 年度大学機関別認証評価について

1. 評価基準について

1-1. 「大学評価基準」（基準 1～基準 4 及び独自基準までの「基準」や「基準項目」「評価の視点」「エビデンスの例示」）の内容について、わかりにくかったこと、「自己点検評価書」作成において書きにくかった点などをお書きください。

例) 基準○・○で求められている内容と基準○・○との違いがわかりにくかった

()

1-2. 追加すべき内容や省略してもいい内容など、お気づきの点があればお書きください。

()

1-3. 評価基準は、基準 1～基準 4（基本的・共通的な最小限の事項）と独自基準（使命・目的に掲げ、個性・特色として重視している領域）で構成されていますが、これは、自己点検・評価を行うに当たり、適切な構成だと思いますか。

①そう思う ②そう思わない

お答えになった理由について具体的にお書きください

()

1-4. 独自基準について、そのほかご意見やお気づきの点があればお書きください。

()

2. エビデンス集（データ編・資料編）について

2-1. エビデンス集（データ編）の準備において、書きにくかった点、わかりにくかった点、困った点などをお書きください。

()

2-2. エビデンス集（資料編）の準備において、準備しにくかった資料、困った点、改善してほしい点などをお書きください。

()

3. 「受審のてびき」について

3-1. 「受審のてびき」は自己点検・評価の取組み方、自己点検評価書の作成、事前準備を含めた受審の詳細な

手順などを理解する上で十分な資料でしたか。

①十分

②改善の余地がある

「②改善の余地がある」とお答えになった理由について具体的にお書きください

()

3-2. 「受審のてびき」について、わかりにくかった点、不足している点などをお書きください。

()

4. 書面質問について

「書面質問」（実地調査前に E メールでお送りしたもの）の内容や回答方法について、お気づきの点がありましたらお書きください。

()

5. 事前相談について

5-1. 事前相談を受けましたか。

①受けた (a. 大学で b. 機構で) ⇒設問 5-2 へ

②受けていない ⇒設問 5-3 へ

5-2. 事前相談を受けた方にお伺いします

実際に事前相談を受けて、効果的だと思われる相談時期はいつごろですか。※複数回答可

① 6 月末（自己点検評価書等の提出前）まで

② 実地調査の 2 か月以上前

③ 実地調査の 1、2 か月前 ④ 実地調査の直前

理由やそのほか事前相談に対するご意見（例：もっと早く実施すればよかった、特に参考にならなかった など）

()

5-3. 事前相談を受けなかった方にお伺いします

事前相談を受けなかった理由は何ですか。

① 必要がなかった ② 制度を知らなかった

③ 時期や費用の関係 ④ その他

()

6. 実地調査について

6-1. 実地調査における以下のプロセスの設定時間は適当でしたか。

(1) 「顔合わせ」

- ①適当 ②長い ③短い ※適当な時間は ()
- (2)「大学責任者との面談」
①適当 ②長い ③短い ※適当な時間は ()
- (3)「大学関係者と基準ごとの面談」
①適当 ②長い ③短い ※適当な時間は ()
- (4)「教育環境の視察」
①適当 ②長い ③短い ※適当な時間は ()
- 6-2. 実地調査全般について、お気づきの点やご意見をお書きください
()

7. 評価チームについて

以下の内容について、①（そう思う）②（改善の余地がある）③（わからない）を「回答」欄にご記入ください。

	内 容	回答
1	評価機構の定める「評価基準」に基づいた評価であったか	
2	教育活動を中心に大学の総合的な状況についての評価であったか	
3	大学の掲げる使命・目的を踏まえ、個性・特色に配慮した評価であったか	
4	大学の改革・改善を促す評価であったか	
5	エビデンスなど根拠に基づいた判断であったか	
6	評価チームの構成は大学の特性、規模、分野を踏まえたものであり、ピア・レビューの観点から評価が行われていたか	
7	設置学問系統や地域などを考慮した定性的な評価であったか	
8	一方的な判断ではなく、大学とのコミュニケーションを重視した上での評価であったか	

「②改善の余地がある」とお答えになった理由やそのほかお気づきの点についてご意見をお書きください
()

8. 調査報告書、評価報告書、意見申立てについて

- 8-1. 調査報告書案、評価報告書案の通知方法（郵送）は適当でしたか。
①適当
②改善の余地がある
「②改善の余地がある」とお答えになった理由を具

体的にお書きください
()

- 8-2. 意見申立ての方法（メールと郵送にて提出）は適当でしたか。

- ①適当
②改善の余地がある
「②改善の余地がある」とお答えになった理由を具体的にお書きください
()

- 8-3. 大学に通知された調査報告書及び評価報告書は、これまでの経過（書面質問、実地調査時の面談、意見申立てなど）を踏まえて想定できる内容や指摘でしたか。

- ①想定できる内容や指摘であった
②不適当な内容や指摘もあった
「②不適当な内容や指摘もあった」とお答えになった理由をお書きください
()

- 8-4. 意見申立てへの対応や理由について、大学へはフィードバックしていませんが、回答を希望しますか。

- ①希望する
②希望しない
8-5. 調査報告書案、評価報告書案、意見申立てについて、お気づきの点をお書きください
()

9. 自己評価担当者説明会・責任者説明会について

- 9-1. 実際に評価を終えて、開催時期（平成27年9月）は適当だったと思われませんか。

- <自己評価担当者説明会>
①適当 ②早い ③遅い ※適当な時期は ()
<責任者説明会>
①適当 ②早い ③遅い ※適当な時期は ()

- 9-2. 実際に評価を終えて、説明会の内容は適当だったと思われませんか。

- <自己評価担当者説明会>
①適当 ②改善の余地がある
<責任者説明会>
①適当 ②改善の余地がある
「②改善の余地がある」とお答えになった理由やその他ご意見をお書きください
()

I. 国内調査

10. 大学機関別認証評価を終えて

10-1. 自己判定によって、大学が抱える問題点が明確になったと思われませんか。

- ①そう思う ②思わない ③わからない

10-2. 認証評価によって、大学の改革改善を支援・促進する契機になると思われませんか。

- ①そう思う ②思わない ③わからない

10-3. 前回の認証評価を当機構の旧評価基準（11基準＋特記事項）を受けた大学にお伺いします。

今回の評価基準（基準1～基準4及び独自基準）は、前回の評価と比較して、評価の効率性が高められ、大学の個性・特色をより重視した評価になっていたと思いますか。

- ①そう思う ②そう思わない ③わからない

お答えになった理由やそのほかお気づきの点についてご意見をお書き下さい

()

10-4. 認証評価を振り返り、感想やお気づきの点をご記入ください。

()

11. 評価機構の対応について

11-1. 相談や質問などに対する対応はいかがでしたか。

- ①適切だった ②不十分な点があった

11-2. スケジュールや資料依頼の連絡など、全体の進行はいかがでしたか。

- ①適切だった ②不十分な点があった

11-3. 実地調査での対応はいかがでしたか

- ①適切だった ②不十分な点があった

11-4. そのほか、当機構に対する意見・要望、職員について、お気づきの点やご意見をお書きください。

()

12. 大学・短期大学機関別認証評価の同時受審について

※同時に受審した大学のみご回答ください

12-1. 自己点検評価書の作成、実地調査など、評価を受けるための準備・運営は円滑に進んだと思いますか。

- ①そう思う ②そう思わない ③わからない

ご回答の理由、評価機構に望むことなどご意見をお書きください

()

12-2. 同時受審をすることのメリット・デメリットについて、それぞれご意見をお書きください。

- ①メリット

()

- ②デメリット

()

12-3. そのほか、お気づきの点があればお書きください。

()

II 認証評価終了後のフォローアップシステムについて

1. 「大学の教育研究活動の評価に対する支援事業」の一環として実施しております評価結果に関する相談を受けましたか。

- ①受けた（3月末までに受ける予定）

- ②受けなかった（受ける予定はない）

2. 1において「①受けた（3月末までに受ける予定）」とお答えになった大学にお伺いします。

参加後のご意見やご感想（これから受ける場合は相談内容）をお書きください。

()

3. 1において「②受けなかった（受ける予定はない）」とお答えになった大学にお伺いします。受けない理由として当てはまるものをお選びください。

- ①評価結果の内容が、すでに学内で認識済みのものであったから

- ②時期（～3月末まで）が不適當だから ※適當な時期は

- ③その他

()

ご協力ありがとうございました。

このアンケートの結果は来年度以降の評価システムの改善・改革の資料としてのみ使用します。

テーマ1 認証評価に関するアンケート 平成24～29年度集計

[2] 大学評価員対象

1. アンケートの目的

年度ごとに行った評価員アンケートを合わせて集計・分析することで、集計結果から経年状況を比較し、第2期の6年間を通した回答傾向及び課題を明らかにすることを目的とした。

ト期間や回答者数などは表1の通り。

なお、同一法人の2大学が同年度に評価を行う場合、評価員が兼務することがあるので、評価員数は延べ人数となる。

2. アンケート期間及び対象者等

平成24(2012)年度から29(2017)年度までに大学機関別認証評価を担当した評価員を対象とした。アンケート

3. 質問内容

表2のとおり。年度による追加項目等については備考を参照のこと。また、質問票を巻末に掲載した。

【表1】 年度別アンケート期間、回答者数等

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
アンケート期間	1月7日 ～2月14日	1月20日 ～2月17日	3月11日 ～4月13日	3月9日 ～4月11日	3月8日 ～4月10日	3月8日 ～4月10日	—
評価員数	45	147	297	316	359	357	1521
回答者数	44	136	257	292	312	293	1334
回答率	97.8%	92.5%	86.5%	92.4%	86.9%	82.1%	87.7%

【表2】 アンケート内容一覧

項目	質問内容	備考
I. 評価基準について	1-1. 「評価基準」の内容について、わかりにくかったこと、判断に迷ったことなどをお書きください。	
	1-2. 追加すべき内容や省略してもいい内容など、お気付きの点があればお書きください。	
	1-3. 評価基準は、基準1～基準4と独自基準で構成されていますが、これは、評価を行うに当たり、適切な構成だと思いますか。	平成27年度以降追加
	(1-3.) お答えになった理由について具体的にお書きください。	平成27年度以降追加
	1-4. 担当校の独自基準は、適切に設定され、自己点検・評価されていたと感じましたか。	平成27年度以降追加
	(1-4.) お答えになった理由について具体的にお書きください。	平成27年度以降追加
	1-5. 独自基準は、特筆すべき点、不十分な点などの「概評」を記述し、「満たしている」「満たしていない」などの評価を行いませんが、この仕組みは適切だと思いますか。	平成27年度以降追加
	(1-5.) お答えになった理由について具体的にお書きください。	平成27年度以降追加
II. 自己点検評価書、エビデンス集（データ編・資料編）について	2-1. 担当校の自己点検評価書は、「エビデンスなどを用いた分析結果を含め客観的に記述」されていたと感じましたか。	
	(2-1.) 「②そう思わない」とお答えになった理由について具体的にお書きください。	
	2-2. 担当校から提出されたエビデンス集（データ編・資料編）は、「自己判定を行う際に根拠となるもの」として適切でしたか。	
	(2-2.) 「②改善の余地がある」とお答えになった理由について具体的にお書きください。	

I. 国内調査

	2-3. 2-1、2-2 に関するご意見やそのほかお気づきの点がありましたらお書きください。	
III. 書面調査について	3-1. 書面調査のプロセス（下記1～4）は適当でしたか。	
	(3-1.) 「②改善の余地がある」とお答えになった理由について具体的にお書きください。	
	3-2. そのほか、書面調査を遂行する上で困ったことやお気づきの点があればお書きください。	
IV. 第1回評価員会議について	4-1. 会議時間は適当でしたか。	平成24年度は3時間、以降、3時間半の設定
	(4-1.) 適当な時間は。	
	4-2. 議題、資料、進行方法などについてお気づきの点、アドバイスなどがあればお書きください。	
V. 実地調査について	5-1. 期間は適当でしたか。	
	(5-1.) 適当な期間は。	
	5-2. ①実地調査のプロセスのうち、もっと長く時間を取った方がよいと思うものを一つ選び、[]内に番号を記入してください。	
	(5-2. ①) 内容や理由をお書きください。	
	5-2. ②実地調査のプロセスのうち、もっと短い時間でもよいと思うものを一つ選び、[]内に番号を記入してください。	
	(5-2. ②) 内容や理由をお書きください。	
VI. 第5回評価員会議について	6-1. 会議時間は適当でしたか。	平成24年度は3時間、以降、3時間半の設定
	(6-1.) 適当な時間は。	
	6-2. 議題、資料、進行方法などについてお気づきの点、アドバイスなどがあればお書きください。	
VII. 「評価のてびき」（評価員用マニュアル）について	7-1. 「評価のてびき」は評価員の実務及び評価チームの作業内容を理解する上で十分な資料でしたか。	
	(7-1.) 「②改善の余地がある」とお答えになった理由について具体的にお書きください。	
	7-2. 各基準項目にある「参考：判断例」についてお気づきの点があればお書きください。	
VIII. 評価員セミナーについて	8-1. 評価員セミナーの開催時期は適当でしたか。	6月上旬～7月上旬（年度により異なる）
	(8-1.) 適当な開催時期は。	
	8-2. 実際に評価を経験して、評価員セミナーの内容は適当だったと思われませんか。	
	(8-2.) 「改善の余地がある」とお答えになった理由について具体的にお書きください。	
IX. 調査報告書案完成までの流れについて	9-1. 評価チームが挙げた指摘事項を判断例や他の評価対象校の状況などと比較し、評価機構が内容の調整をすることはだと思われませんか。	
	(9-1.) 理由やご意見をお書きください。	
	9-2. 意見申立てに対する対応案の作成期間は適当でしたか。	
	(9-2.) 適当な期間は。	

	9-3. 意見申立てに対する対応案の作成過程（該当する基準項目主担当者が作成し事務局へ提出）は適切でしたか。	
	(9-3.) 理由やご意見をお書きください。	
	9-4. 書面及び実地などの各調査を経て、調査報告書案にまとめた指摘は担当校に正確に伝わったと感じられますか。	
	9-5. 担当校からの意見申立てに対し、評価員が作成した対応案及び評価判定委員会の見解を担当校側へ通知することについてご意見をお聞かせください。（従来、対応案及び評価判定委員会の見解は、担当校へは通知していない）	
	(9-5.) 「改善の余地がある」とお答えになった理由や意見をお書きください。	
	9-6. そのほか、調査報告書案、意見申立てについての意見やお気づきの点があればお書きください。	
X. 評価員を振り返って	10-1.(1) 評価機構の定める「評価基準」に基づき評価ができたか。	
	10-1.(2) 教育活動を中心に担当校の総合的な状況の評価ができたか。	
	10-1.(3) 担当校の掲げる使命・目的を踏まえ、個性・特色に配慮した評価ができたか。	
	10-1.(4) 担当校の改革・改善を促す評価ができたか。	
	10-1.(5) エビデンス、「主なチェックリスト」及び判断例などを活用し、根拠に基づいた判断ができたか。	
	10-1.(6) 担当校の評価をするに当たり、評価チームは各評価員が所属する大学や短期大学の特性、規模、分野を踏まえた編制であり、チームとしてピア・レビューの観点から評価ができたか。	
	10-1.(7) 設置学問系統や地域などを考慮した定性的な評価ができたか。	
	10-1.(8) 一方的な判断ではなく、担当校とのコミュニケーションを重視した上での評価ができたか。	
	(10-1.) 「改善の余地がある」とお答えになった理由やそのほかお気づきの点についてご意見をお書きください。	
	10-2. 認証評価を担当されての感想やお気づきの点があればご記入ください。	
	10-3. ご自身の通常の学務を行うに当たり、評価員としての活動は、どの程度負担に感じましたか。	平成27年度以降追加
	(10-3.) 理由やそのほかお気づきの点についてご意見をお書きください。	平成27年度以降追加
	10-4. 当機構担当者の役割（評価員の先生方や大学・短期大学との連絡、各会議の進行など）についてお気づきの点、また、当機構へのご意見・ご要望があればお書きください。	
	10-5. 現在の評価基準は、評価の効率性が高められ、大学・短期大学の個性・特色をより重視した評価になっていると思いますか。	平成27年度以降追加
	(10-5.) お答えになった理由やそのほかお気づきの点についてご意見をお書きください。	平成27年度以降追加

I. 国内調査

XI. 大学・短期大学の機関別認証評価を同時に評価することについて	11-1. 評価活動は円滑に進んだと思いますか。	平成 25 年度以降追加
	(11-1.) ご回答の理由やそのほかお気づきの点についてご意見をお書きください。	平成 25 年度以降追加
	11-2. 評価内容に影響があったと思いますか。	平成 25 年度以降追加
	(11-2.) ご回答の理由やそのほかお気づきの点についてご意見をお書きください。	平成 25 年度以降追加
	11-3. そのほか、お気づきの点があればお書きください。	平成 25 年度以降追加

4. 集計結果

以下に、アンケート調査の結果の概要と分析を記載する。なお、記述形式の回答については省略した。

I. 評価基準について

問 1-1. 「評価基準」（基準 1～基準 4 及び独自基準までの「基準」や「基準項目」「評価の視点」「エビデンスの例示）」の内容についてわかりにくかったこと、判断に迷ったことなどをお書きください。

問 1-2. 追加すべき内容や省略してもいい内容など、お気づきの点があればお書きください。

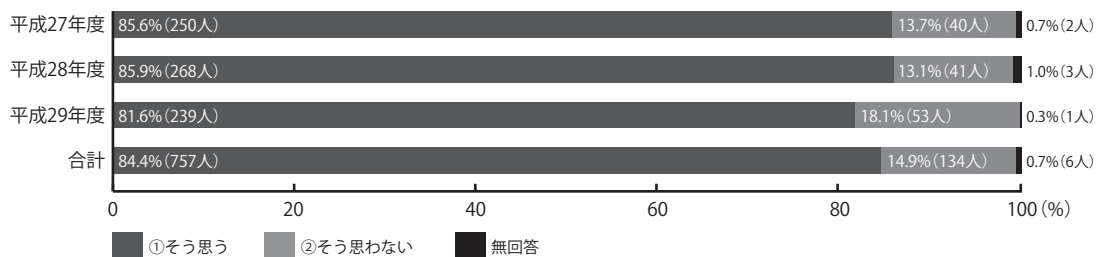
問 1-3. 評価基準は、基準 1～基準 4（基本的・共通的な最小限の事項）と独自基準（使命・目的に掲げ、個性・特色として重視している領域）で構成されていますが、これは、評価を行うに当たり、適切な構成だと思えますか（図 1）。

第 2 期の 4 年目である平成 27(2015) 年度から追加した質問である。評価基準の構成（4 基準+独自基準）は適切だったか、を聞いたところ、3 年間で「そう思う」と回答した評価員は平均 84.4%（757 人）であった。平成 29(2017) 年度はやや下回り 81.6% だったが、3 年とも 8 割超を維持し、概ね適切な評価基準の構成だと認められた。

一方、「そう思わない」との回答は平成 29(2017) 年度が最も高く 18.1%（53 人）と、平均の 14.9%（134 人）を上回った。その要因としては、基準間の重複、基準ごとのボリュームの差、独自基準の位置づけといった意見が多く見られた。また、独自基準の意義に対し、「評価が難しい」「評価しないなら設定する必要はない」「必要性が理解できない」などの意見があった。独自基準の趣旨、各基準の位置付けを評価員に説明し、理解してもらう必要があると考えられる。

問 1-4. 担当校の独自基準は、適切に設定され、自己点検・評価されていたと感じましたか（図 2）。

【図 1】 問 1-3. 評価基準は、基準 1～基準 4（基本的・共通的な最小限の事項）と独自基準（使命・目的に掲げ、個性・特色として重視している領域）で構成されていますが、これは、評価を行うに当たり、適切な構成だと思えますか



担当校の独自基準は適切に自己点検・評価されていたかという質問に対し、「そう思う」と回答した評価員は平均79.2%（710人）であった。3年とも同様の水準となった。「そう思わない」との回答は2割前後となって想定より若干高い結果となった。「そう思わない」の回答理由として、「他の基準項目との内容に重複があった」「内容的に特筆すべき項目ではなかった」「独自性が際立っているとは思われなかった」「具体的実績に乏しい」などが挙げられる。よって、大学は独自基準を設定する際、検証できる、他大学と区別できる、具体的に実績のある取組みというような点に更なる留意を要すると考えられる。

問1-5. 独自基準は、特筆すべき点、不十分な点などの「概評」を記述し、「満たしている」「満たしていない」などの評価を行いませんが、この仕組みは適切だと思いますか（図3）。

独自基準の評価は適切かどうかを聞くと、「そう思う」「そう思わない」と回答した評価員はそれぞれ平均

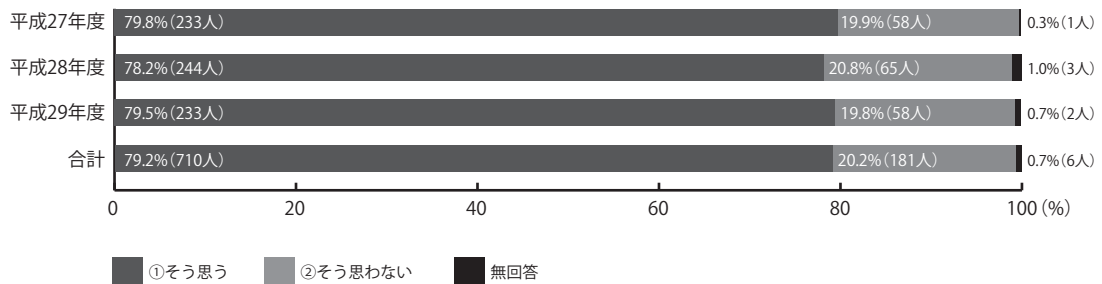
85.5%（767人）、13.8%（124人）で、3年とも同様の水準となった。独自基準の評価を行わないことは概ね受け入れられている。

「そう思う」理由としては、「独自基準はプラスの評価点だと思うから」「画一的な判断基準を設けるのは難しいため」「個性を尊重する上で、一律的な基準での評価は馴染まない」などが挙げられた。一方、「そう思わない」理由では、「満たしているなどの評価が難しいが、独自の努力なので、何らかの評価ができれば」「絶対的ではなく相対的な判断が必要ではないか」などが挙げられた。また、独自基準は「大学の特色であり、ピア・レビューの観点からすれば、ここから学ぶ姿勢が大事である」という指摘もあった。

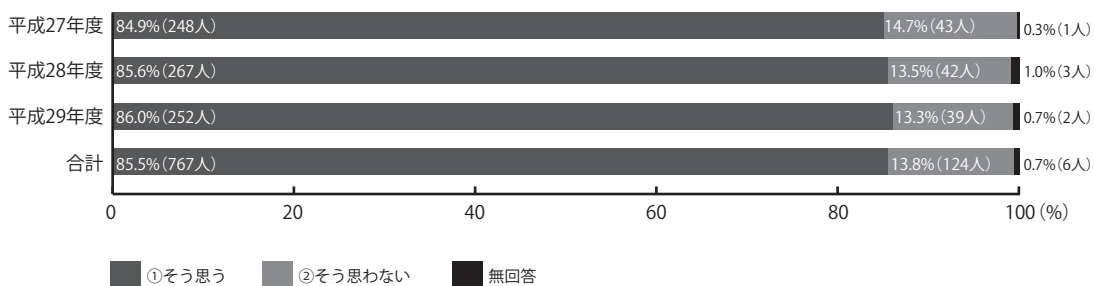
II. 自己点検評価書、エビデンス集（データ編・資料編）について

問2-1. 担当校の自己点検評価書は「エビデンスなどを用いた分析結果を含め客観的に記述」されていたと感じましたか（図4）。

【図2】 問1-4. 担当校の独自基準は、適切に設定され、自己点検・評価されていたと感じましたか



【図3】 問1-5. 独自基準は、特筆すべき点、不十分な点などの「概評」を記述し、「満たしている」「満たしていない」などの評価を行いませんが、この仕組みは適切だと思いますか



I. 国内調査

自己点検評価書は、エビデンスなどを用いた分析結果を含め客観的に記述されていたかという質問に対し、「そう思う」と回答した評価員の6年間平均は72.7%(970人)であった。第2期初年度の平成24(2012)年度は59.1%(26人)にとどまったが、翌年から2年間は上昇し、4年目の平成27(2015)年度は大幅に低下し68.8%(201人)するなど、年度による違いが見られた。

「そう思わない」と回答した理由を抽出すると、「記述の誤りが多い」「エビデンス不足」「データとの不整合」など、どの年度も同様だった。そこで、満足度が急減した平成27(2015)年度の89件の回答理由を特定して見ると、「思い込み・自大学の価値観に固執」「自己満足的な記述」という主観的な記述に対する意見が

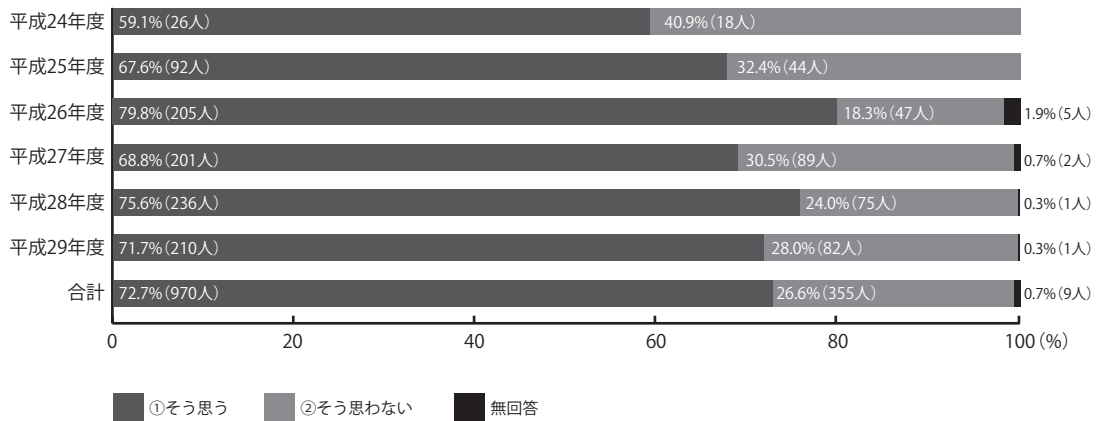
少数ながらあった。また、「文字数オーバー」「非常に中身の無い表現が多かった」といった指摘も目立った。

基本的に客観的な自己点検評価書の要件として、記述内容の正確性及び具体性、データ等エビデンスとの整合性が求められていることがわかった。

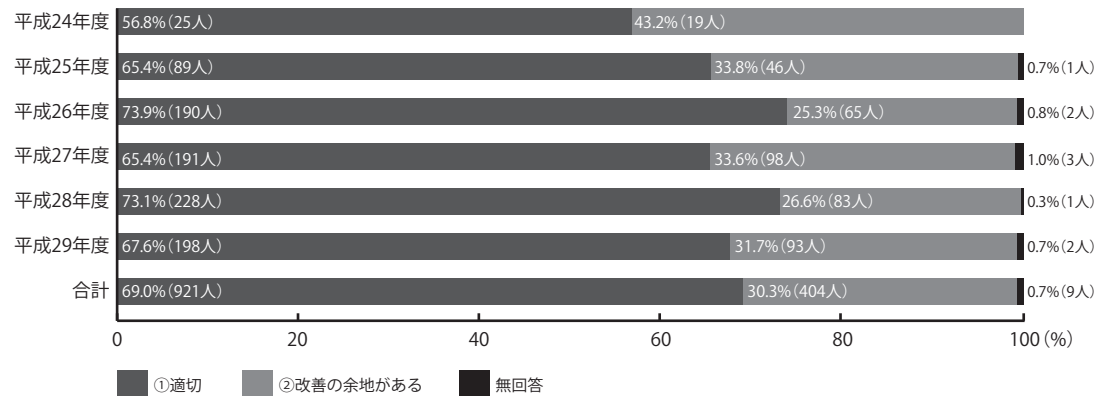
問2-2. 担当校から提出されたエビデンス集(データ編・資料編)は「自己判定を行う際に根拠となるもの」として適切でしたか(図5)。

エビデンス集について、「自己判定を行う際に根拠となるものとして適切だったか」という質問に対し、「適切」との回答は6年間平均69.0%(921人)で、「改善

【図4】 問2-1. 担当校の自己点検評価書は「エビデンスなどを用いた分析結果を含め客観的に記述」されていたと感じましたか



【図5】 問2-2. 担当校から提出されたエビデンス集(データ編・資料編)は、「自己判定を行う際に根拠となるもの」として適切でしたか



の余地がある」は30.3%（404人）だった。経年で見ると、平成24(2012)年度の56.8%（25人）から平成26(2014)年度の73.9%（190人）まで上昇したが、翌年の平成27(2015)年度は大幅に低下し65.4%（191人）となった。平成28(2016)年度は再び73.1%（228人）までに上ったが、平成29(2017)年度はまた下落して67.6%（198人）という結果になった。このような経年変化は問2-1と同様である。

「改善の余地がある」と回答した理由について、「提示されるべき資料が欠落」「資料間に齟齬がある」「記述やデータに誤りがある」といった意見が多かった。具体的には、集計の対象となるものや数値の算出方法、データの作成日付と部署などを明記することが挙げられた。

問2-1の結果と比較すると、エビデンス集に対する満足度はやや低く、自己点検評価書よりもエビデンス集の適切性に課題があると考える評価員が多いと思われる。上記の意見から見れば、エビデンス集の適切性には、まず、相応の資料が十分に揃えることが必要である。内容は正しく記述され、資料とも合致することが望まれる。また、合理的分析があれば、適切性が更に高くなるだろう。

なお、問2-1、2-2とも平成24(2012)年度から平成28(2016)年度にかけて同様の回答傾向となったことは、今回の調査からは理由を特定できないが、平成27(2015)年度に施行された学校教育法の一部改正の影響も想定される。

問2-3. 2-1、2-2に関するご意見そのほかお気づき

の点がありましたらお書きください。

III. 書面調査について

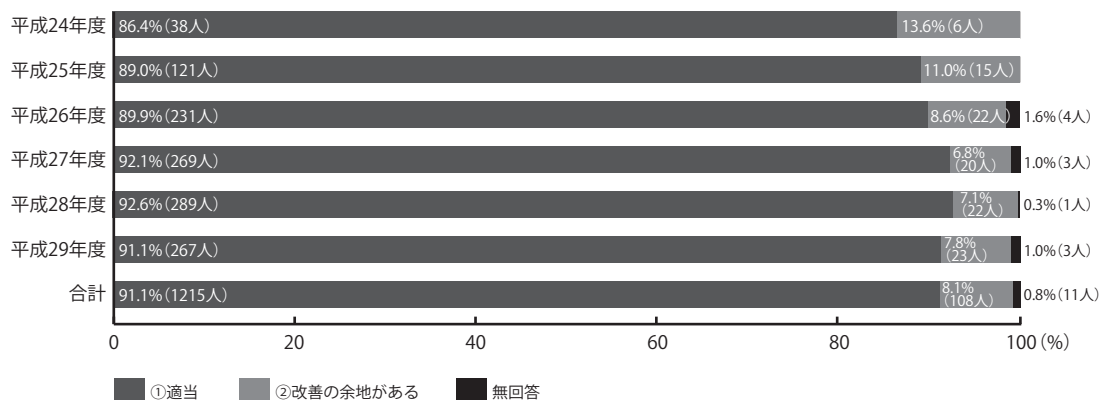
問3-1. 書面調査のプロセス（下記①～④）は適当でしたか（図6）。

- ①自己点検評価書、エビデンス集（データ編・資料編）を受取り、書面調査を開始
- ②全基準項目についてコメントを提出し、第1回評価員会議で協議
- ③担当基準項目の書面調査を行い、「書面質問」を提出
- ④「書面質問」に対する回答を確認後、「書面調査のまとめ」を作成・提出

書面調査の四つのプロセスに対し、「適当」と回答した評価員の6年間平均は91.1%（1215人）。経年変化を見ると、平成24(2012)年度（86.4%）から平成28(2016)年度（92.6%）まで徐々に上昇した。平成29(2017)年度（91.1%）はやや下回ったが、平均値にとどまった。各年度は9割前後で、書面調査のプロセスには概ね受け入れられていることがわかった。

「改善の余地がある」の意見として、調査する資料の多さや全基準のコメントの提出までの時間の短さなど、負担に感じる評価員が多かった。評価員にとって、通常業務とのバランスを取りながら評価作業を行う難しさは課題の一つであろう。

【図6】 問3-1. 書面調査のプロセス（①～④）は適当でしたか



I. 国内調査

プロセス②の全基準項目のコメントの提出について、「重要性を評価員に事前に徹底してほしい」との意見があるのに対し、評価員それぞれの有する知識が大きく異なるため、「コメントの提出は担当分野のみでよい」という意見もあった。初めての評価員に対し、コメントの書き方について、もう少し具体例の説明のほか、「コメント提出前にセミナーがあればよかった」という要望もあった。当機構では、専門分野に問わず、全基準項目のコメントを提出することは評価員が大学の全体像を把握するための必要な作業と捉えている。

問 3-2. そのほか、書面調査を遂行する上で困ったことやお気付きの点があればお書きください。

IV. 第 1 回評価員会議について

問 4-1. 会議時間は適当でしたか (図 7)。

※平成 24(2012) 年度は 3 時間、平成 25(2013) 年度以降は 3 時間半で設定した。

第 1 回評価員会議の時間設定について、平成 24(2012) 年度の 3 時間の設定に対し、「適当」「長い」「短い」と回答した評価員はそれぞれ 77.3%(34 人)、2.3%(1 人)、20.5%(9 人)。これらの結果を受け、平成 25(2013) 年度から 30 分時間を拡大した。以降の結果を見ると、平成 25(2013) 年度では、「適当」が 89.0%(121 人)、「長い」が 1.5%(2 人)、「短い」が 7.4%(10 人) という結果になった。平成 24(2012) 年度と比較すると、

「適当」との割合が増加するとともに、「短い」は大幅に減少した。平成 29(2017) 年度までの 5 年間、「適当」が 9 割前後だった。

会議時間がやや短いという意見の理由としては、「4 時間程度が必要」のほか、「大学全体及び基準ごとのレビューに(時間が)要する」「担当部分の調査を深化させるため」などがあった。

問 4-2. 議題、資料、進行方法などについてお気付きの点、アドバイスなどがあればお書きください。

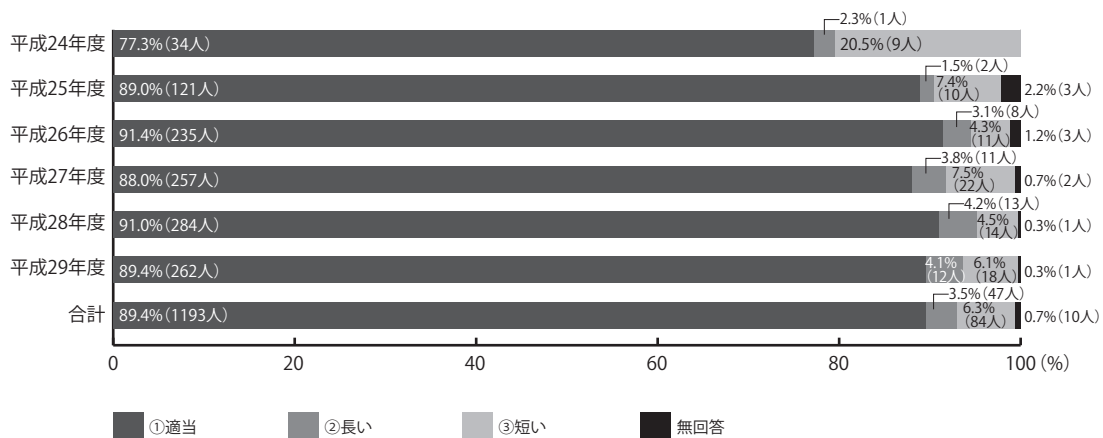
V. 実地調査について

問 5-1. 期間は適当でしたか (図 8)。

実地調査の期間(二泊三日)について、平成 24(2012) 年度では「適当」との回答が 88.6%(39 人)、「短い」が 6.8%(3 人)、「長い」が 2.3%(1 人) だった。翌年の平成 25(2013) 年度の回答は、「適当」が 95.6%(130 人)、「短い」が 4.4%(6 人) で、「長い」という意見はなかった。「適当」は前年より上昇し、「短い」が減少した。それ以降の各年度は「適当」との回答がほぼ同水準で 95% 前後となった。

「短い」の回答意見として、「実地調査時に直接閲覧確認したい資料・事項が多く、時間が不足した」「面談にもっと時間をかけるべき」「大学、短期大学とも両方に係る」「複数のキャンパスを回る際には、やや短い」などが挙げられた。調査事項が多かったり複数のキャン

【図 7】 問 4-1. (第 1 回評価員会議) 会議時間は適当でしたか



ンパスを視察したり大学の規模によって時間不足が想定される。それに対し、半日追加や移動日の利用の可能性などの声もあった。

全体を通して、「適当」との回答は6年間平均95.5% (1274人) であることで、二泊三日間の実地調査期間は概ね認められたと考えられる。

問5-2. 実地調査のプロセス(下記の①～⑨)のうち、(1)もっと長く時間を取った方がよいと思うもの、(2)もっと短い時間でもよいと思うものをそれぞれ1つ選び、[]内に番号を記入してください(図9)。

- ①第2回評価員会議 ②顔合わせ ③責任者との面談 ④教育研究環境の視察 ⑤関係者との基準ごとの面談 ⑥第3回評価員会議 ⑦学生との面談 ⑧資料・データの点検 ⑨第4回評価員会議 ⑩特になし

実地調査のプロセスについて、「もっと長く時間を取った方がよいと思うもの」「もっと短い時間でもよいと思うもの」という質問を聞いたところ、両方とも「特になし」が最も多く、それぞれ446人(33.2%)、735人(55.1%)となった。

「もっと長いほうがよい」の回答を見ると、「⑤関係者との基準ごとの面談」(276人、20.6%)「⑧資料・データの点検」(151人、11.3%)が多かった。第2回～第4回評価員会議を見ると、それぞれ46人(3.4%)、23人(1.7%)、26人(1.9%)だった。実地調査中の3回の評価員会議のなかでは、第2回評価員会議は「もっ

と長いほうがよい」という意見が多かった。

一方、「短くてもよい」を見ると、「②顔合わせ」(144人、10.8%)、「④教育研究環境の視察」(91人、6.8%)が多かった。また、同様に3回の評価員会議を比べると、3人(0.2%)、5人(0.4%)、18人(1.3%)という結果になった。そのうち、第4回評価員会議は「短くてもよい」と思われる評価員が若干多かった。

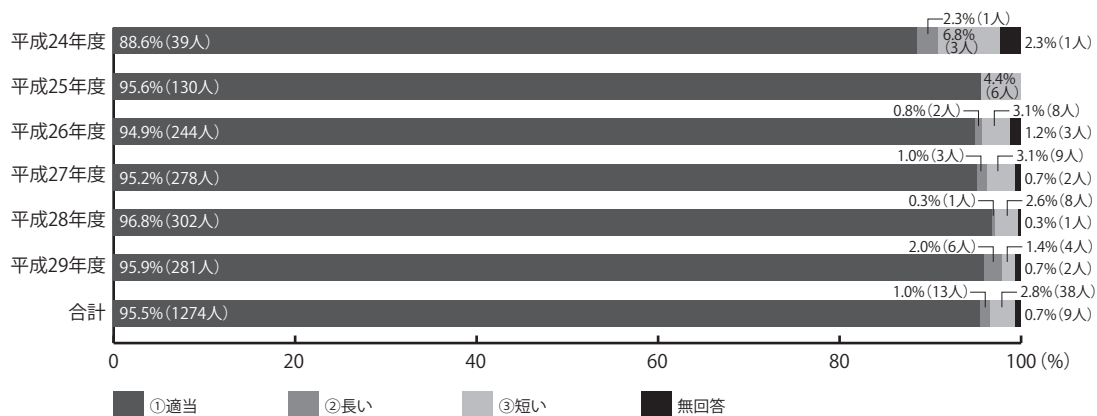
面談のうちで、「もっと長いほうがよい」「短くてもよい」を比較すると、「③責任者との面談」がそれぞれ69人(5.1%)、54人(4.0%)で、顕著な違いは見られない。一方、「⑦学生との面談」では、87人(6.5%)、25人(1.9%)で「もっと長いほうがよい」という意見が少なからずあった。

「⑤関係者との基準ごとの面談」がもっと長いほうがよいと回答した理由では、「書いてあることを確認する意味でも、関係者との面談がポイントになる」。また、「①第2回評価員会議」に対し、「面談に向けて十分な打合せが必要である」とされた。資料・データの点検については、「特に各議事録を点検する時間が少なく感じた」との声があった。

短いほうがよい理由では、「②顔合わせ」に対し、「例えば、名刺交換については、理事長、学長クラスのみ限定すべき」「面談で十分確認できる」というコメントがあった。また、「第4回評価員会議」に対する意見として、「調査内容の整理であり、あまり時間をかけなくても済む」といった意見があった。

なお、実地調査においては基本スケジュールが定められているが、各プロセスにかかる時間はある程度、評価チームで変更することができるので、回答者がす

【図8】 問5-1. (実地調査の) 期間は適当でしたか



I. 国内調査

べて同じスケジュールで実地調査を行ったわけではないことを追記する。

各年度のアンケート結果を踏まえ、第3期からは、「⑤関係者との基準ごとの面談」「②顔合わせ」「④教育環境の視察」において、時間設定の調整が行われたところで、その適切性は今後の検証が求められる。

問5-3. そのほか、実地調査についてご意見やお気付きの点、担当した大学・短期大学や評価機構に対するアドバイスなどがあればお書きください。

VI. 第5回評価員会議について

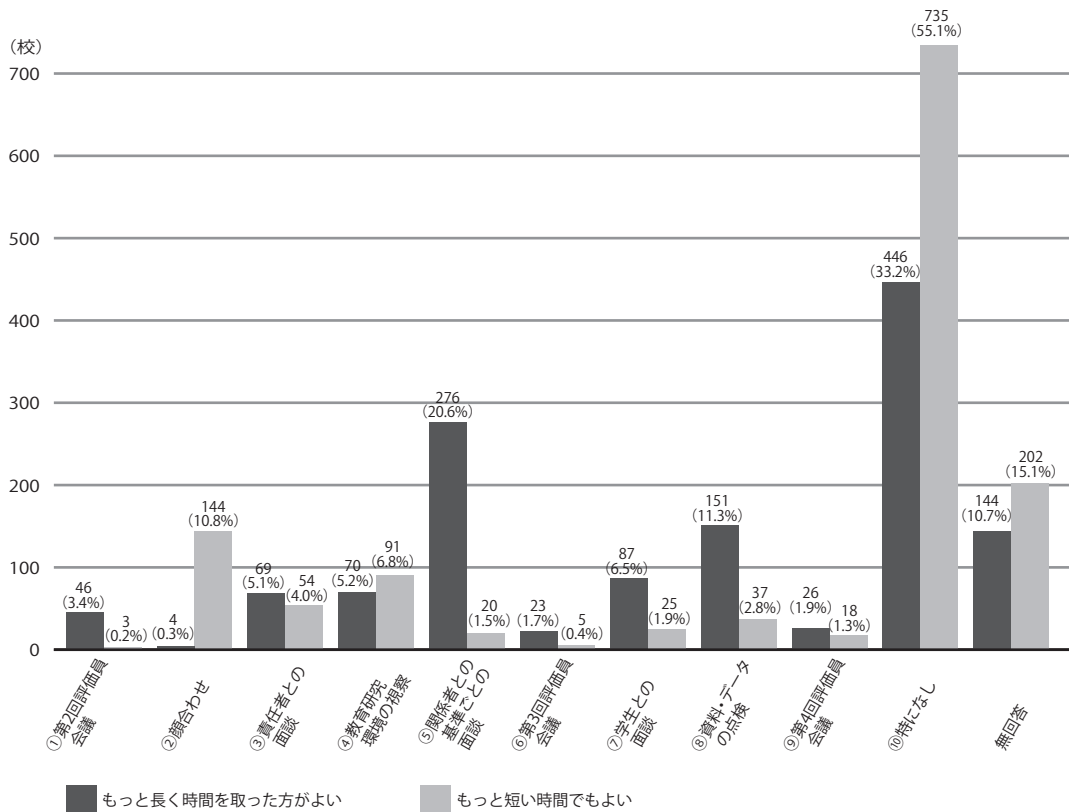
問6-1. 会議時間は適当でしたか（図10）。

※平成24(2012)年度は3時間、平成25(2013)年度以降は3時間半で設定した

第5回評価員会議の平成24(2012)年度の3時間の設定に対し、「適当」と回答した評価員は79.5%（35人）、「短い」は18.2%（8人）で、会議時間がやや短いと感じた評価員が多かった。前年度の意見を踏まえ、30分拡大した平成25(2013)年度では、「適当」が91.2%（124人）、「長い」が2.9%（4人）、「短い」が4.4%（6人）という結果になった。平成24(2012)年度と比較すると、「適当」との割合（79.5%→91.2%）が増加するとともに、「短い」は大幅に減少した（18.2%→4.4%）。また、平成29(2017)年度までの5年間、「適当」が平均90%、「長い」「短い」とも平均4%となった。

第5回評価員会議が「長い」と回答した理由を見ると、「実地調査で状況の共有や意見調整がほとんど済んでいるので、2時間半程度で十分」「内容的にはほぼ確認作業」などが指摘された。適当な時間に関しては、51件意見のなか、2時間半～3時間程度を提示したのは約1/4（13件）あった。また、「適当」の回答から、「評

【図9】 問5-2. 実地調査のプロセスのうち、もっと長く時間を取った方がよいと思うもの、もっと短い時間でもよいと思うもの



※いずれか一つを選ぶ形式の間であったが、複数回答があったため、回答の合計はアンケート回答者数にならない。

価結果にもよるが、概ね問題が無ければ十分な時間」「第4回までにはほぼ完成形で、少し短くてもよいように思う」「実際は、短くできた」といった意見もあった。

会議時間の拡大以外に、評価チーム構成や経験値、大学の状況など、その他の会議の進行に影響を与えられる要因はないか、今後更なる調査が求められる。

問6-2. 議題、資料、進行方法などについてお気付きの点、アドバイスがあればお書きください。

VII. 「評価のてびき」(評価員用マニュアル)について

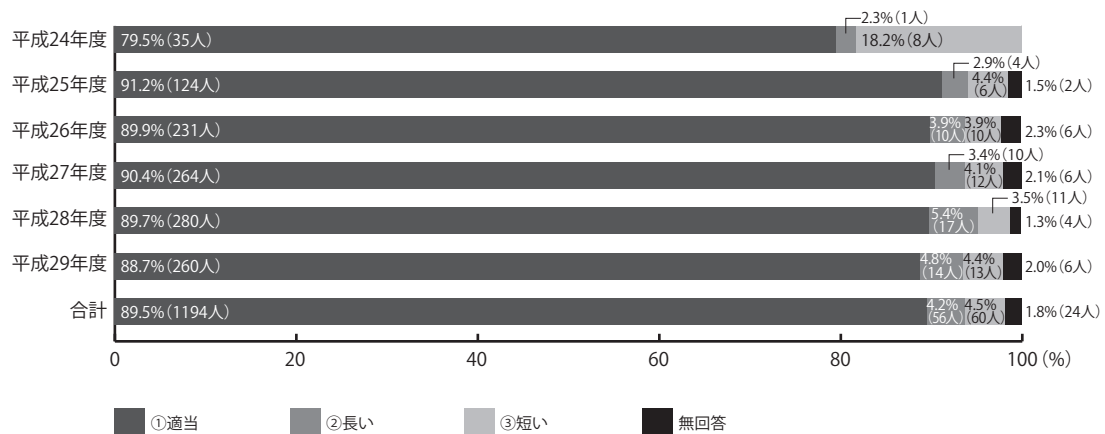
問7-1. 「評価のてびき」は評価員の実務及び評価チー

ムの作業内容を理解する上で十分な資料でしたか(図11)。

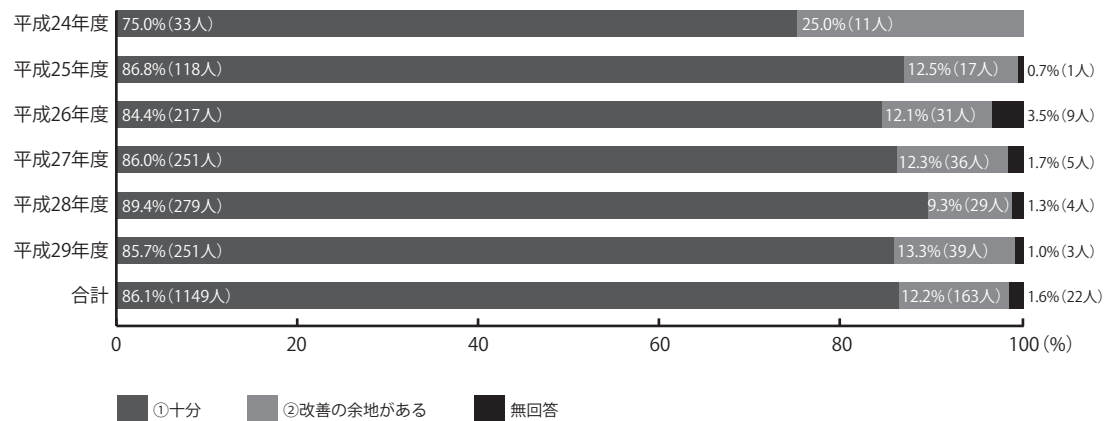
『評価のてびき』は評価員の実務及び評価チームの作業内容を理解する上で十分な資料だったかについて、「十分」と回答した評価員は、平成24(2012)年が最も低く75.0%(33人)であり、「改善の余地がある」は25%(11人)だった。翌年の平成25(2013)年度は、「十分」の回答が上昇し86.8%(118人)となった。それ以降の各年度も同じ水準で、最大は平成28(2016)年度の89.4%(279人)。「改善の余地がある」との回答は6年間で平均12.2%(163人)だった。

「改善の余地がある」の理由では、「具体的指標」や「指摘事例」の充実が望ましいという意見が各年度とも

【図10】 問6-1. (第5回評価員会議) 会議時間は適当でしたか



【図11】 問7-1. 「評価のてびき」は評価員の実務及び評価チームの作業内容を理解する上で十分な資料でしたか



I. 国内調査

多かった。具体的には、「関連する参照法令等の条文の概要」「基準ごとのコメントサンプル」「英語の略語など用語集」「数値や%などで判断するもの」などを望む声があった。また、大学院大学の評価もあったことから、「大学院大学用のマニュアル」「通信制大学院の基準」を求める意見もあった。このように内容の充実を求める反面、過度のマニュアル化は「個々の大学の志向性を見落とす」という指摘もあった。さらに、初めての評価員に対しては、「目的などを解説した資料」の工夫が必要という意見もあった。その他、「PDF等で電子化」「もう少しコンパクトに」「見出し付」「『表記の細かい部分』に関して、別冊に」などの意見があった。

評価の「マニュアル」は、評価の実務及び作業内容を理解する、評価システムの全体像を掴むためのツールであるから、判断例などの内容の具体性が求められる。評価の実務は、政策や法令条例等の改革・改正に伴って変化に対応するとともに、評価実施件数の累計

につれ、具体例や経験もさらに積み重ねつつ、更なるブラッシュアップが必要であろう。

問 7-2. 各基準項目にある「参考：判断例」についてお気づきの点があればお書きください。

——

VIII. 評価員セミナーについて

問 8-1. 評価員セミナーの開催時期は適当でしたか(図 12)。

評価員セミナーについて、毎年度の評価員数によって開催回数は年 1 回から、最大は平成 29(2017)年度の 7 回、開催日程は 6 月上旬から 7 月上旬にかけて開催された。評価員セミナーの開催時期は適当だったかとの質問に対し、「適当」と回答した評価員は平均 96.3%

【表 3】 評価員セミナー開催日時等

	回数	年度内回数	日程	時間
平成 24 年度	1	1	平成 24 年 6 月 7 日 (木)	13 : 00 ~ 17 : 00
平成 25 年度	2	1	平成 25 年 6 月 14 日 (金)	11 : 00 ~ 16 : 20
	3	2	平成 25 年 6 月 17 日 (月)	13 : 00 ~ 17 : 00
平成 26 年度	4	1	平成 26 年 6 月 17 日 (火)	11 : 00 ~ 16 : 10
	5	2	平成 26 年 6 月 19 日 (木)	
	6	3	平成 26 年 6 月 23 日 (月)	
平成 27 年度	7	1	平成 27 年 6 月 16 日 (火)	11 : 00 ~ 16 : 20
	8	2	平成 27 年 6 月 17 日 (水)	
	9	3	平成 27 年 6 月 19 日 (金)	
	10	4	平成 27 年 6 月 22 日 (月)	
	11	5	平成 27 年 7 月 2 日 (木)	
	12	6	平成 27 年 7 月 3 日 (金)	
平成 28 年度	13	1	平成 28 年 6 月 14 日 (火)	11 : 00 ~ 16 : 20
	14	2	平成 28 年 6 月 20 日 (月)	
	15	3	平成 28 年 6 月 21 日 (火)	
	16	4	平成 28 年 6 月 27 日 (月)	
	17	5	平成 28 年 7 月 4 日 (月)	
	18	6	平成 28 年 7 月 5 日 (火)	
平成 29 年度	19	1	平成 29 年 6 月 16 日 (金)	10 : 30 ~ 16 : 20
	20	2	平成 29 年 6 月 23 日 (金)	
	21	3	平成 29 年 6 月 26 日 (月)	
	22	4	平成 29 年 7 月 3 日 (月)	
	23	5	平成 29 年 7 月 4 日 (火)	
	24	6	平成 29 年 7 月 5 日 (水)	
	25	7	平成 29 年 7 月 6 日 (木)	

※年度内で複数回開催の場合、内容は同一である。

(1284人)という結果で、各年度とも9割以上の高い水準を維持した。

問8-2. 実際に評価を経験して、評価員セミナーの内容は適当だったと思えますか(図13)。

「実際に評価を経験して、評価員セミナーの内容は適当だったか」を聞いたところ、「適当」との回答は、平成24(2012)年度が最低の72.7%(32人)、平成27(2015)年度もやや低く75.3%(220人)となった。それ以外の各年度は8割台で、最大は平成28(2016)年度の88.5%(276人)だった。経年で見ると、平成24(2012)年度から平成25(2013)年度への急増(72.7%→82.4%)、平成26(2014)年度から平成28(2016)年度にかけて急減し、その後再び増加(84.8%→75.3%→88.5%)といった特徴が見られた。

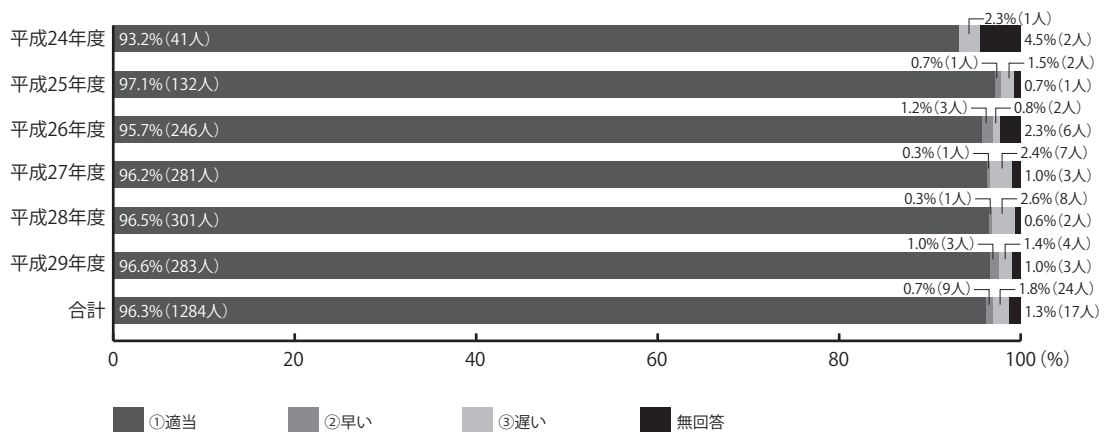
評価校数の推移を見ると、平成24(2012)年度は13校で、平成25(2013)年度は30校、そのあとの平成26(2014)年度では、受審校が30から63に急増した。翌年の平成27(2015)年度は大きく変動なく68校、平成28(2016)年度は最多の80校、平成29(2017)年度は79校だった。

受審校が増えると当然ながら評価員の数も増える。それに伴い、初めての評価員も増えることが推測される。初めての評価員が評価への意識が高く、そのため、セミナーの内容への満足度が高くなった一因と思われる。経験のある評価員と初めての評価員の意見を分析し、今後セミナー内容の見直しが求められる。

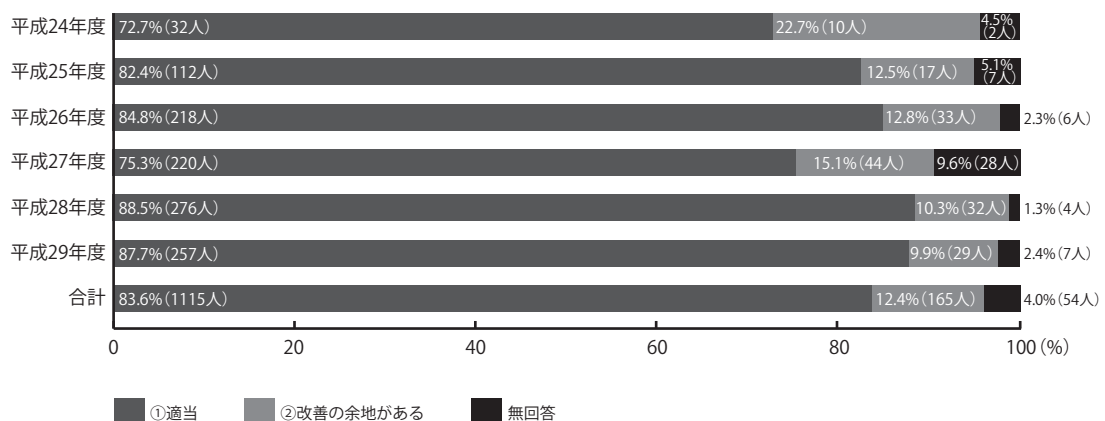
IX. 調査報告書案完成までの流れについて

問9-1. 評価チームが挙げた指摘事項を判断例や他の

【図12】 問8-1. 評価員セミナーの開催時期は適当でしたか



【図13】 問8-2. 実際に評価を経験して、評価員セミナーの内容は適当だったと思えますか



I. 国内調査

評価対象校の状況などと比較し、評価機構が内容の調整をすることは必要だと思いますか（図 14）。

評価チームが作成した調査報告書案の指摘事項を評価機構が調整することについては、「必要だ」とする回答が平均 94.5%（1,260 人）であった。平成 24(2012)年度の 97.7% が最高で、その後はやや減少したが、各年度とも 9 割を超えたことで概ね理解が得られている。

その理由としては、「評価の公平性を維持する」「評価員による偏りをなくす」「客観的な見直しが必要」「評価の信頼性を担保するうえで必要」などが多く見られた。

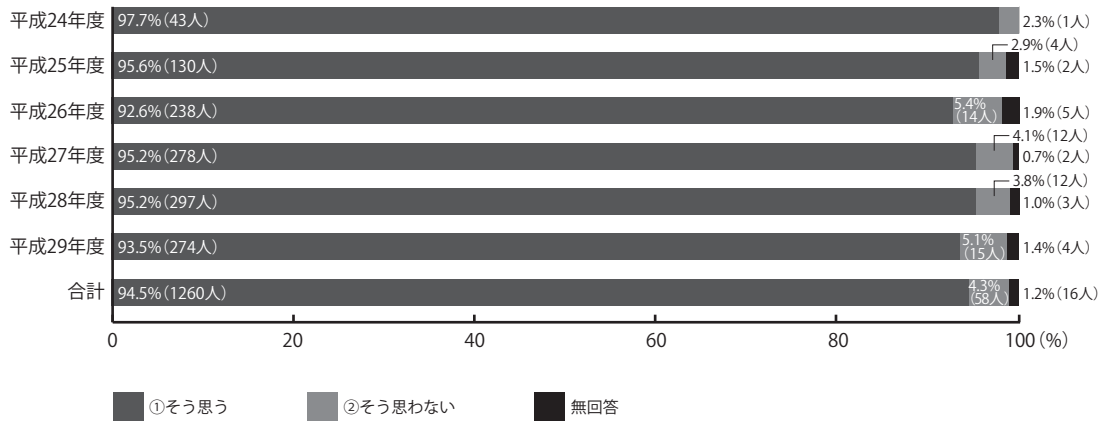
問 9-2. 意見申立てに対する対応案の作成期間は適当

でしたか（図 15）。

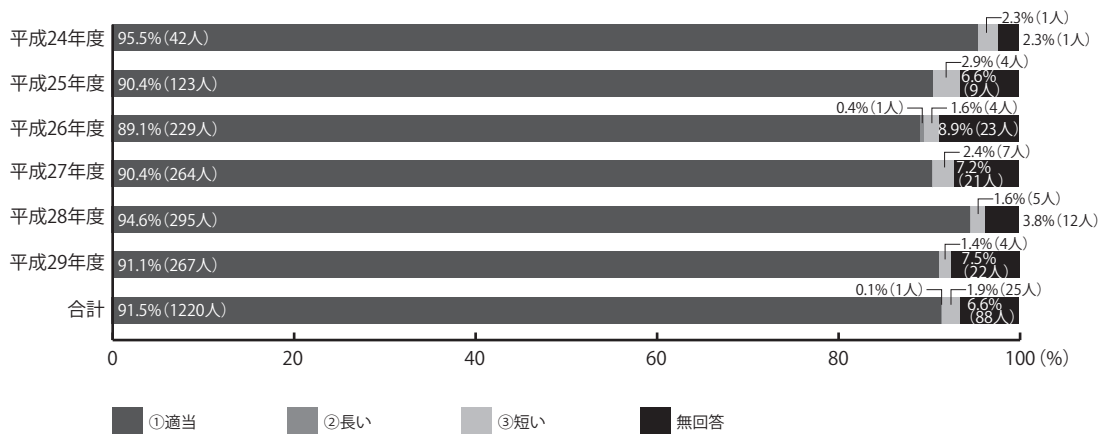
意見申立てに対する対応案の作成期間は適当だったかという質問に対し、「適当」と回答した評価員は平均 91.5%（1,220 人）で概ね理解が得られている。平成 24（2012）年度が最多の 95.5%（42 人）だった。その後の 2 年連続低下し、平成 26(2014)は最低の 89.1%（229 人）となった。平成 27(2015)、28(2016)年度は再び上昇し、それぞれ 90.4%（264 人）、94.6%（295 人）だったが、平成 29(2017)年度はまた下がって 91.1%（267 人）となった。

問 9-3. 意見申立てに対する対応案の作成過程（該当する基準項目主担当者が作成し事務局へ提出）は適

【図 14】 問 9-1. 評価チームが挙げた指摘事項を判断例や他の評価対象校の状況などと比較し、評価機構が内容の調整をすることは必要だと思いますか



【図 15】 問 9-2. 意見申立てに対する対応案の作成期間は適当でしたか



切でしたか（図16）。

意見申立てへの対応案の作成過程は適切だったかを聞いたところ、「適切」との回答は平均87.7%（1,170人）であった。経年で見ると、増減の傾向は問9-2と同様の变化があるが、その割合は比して低かった。平成26(2014)年度が最も低く84.8%（218人）だった。このことから、意見申立ての作成期間よりも作成過程に「改善の余地がある」と思われる評価員が多い。「改善の余地がある」の意見としては、「全評価員にも確認のための合議が必要」やチームワークといった点が挙げられた。

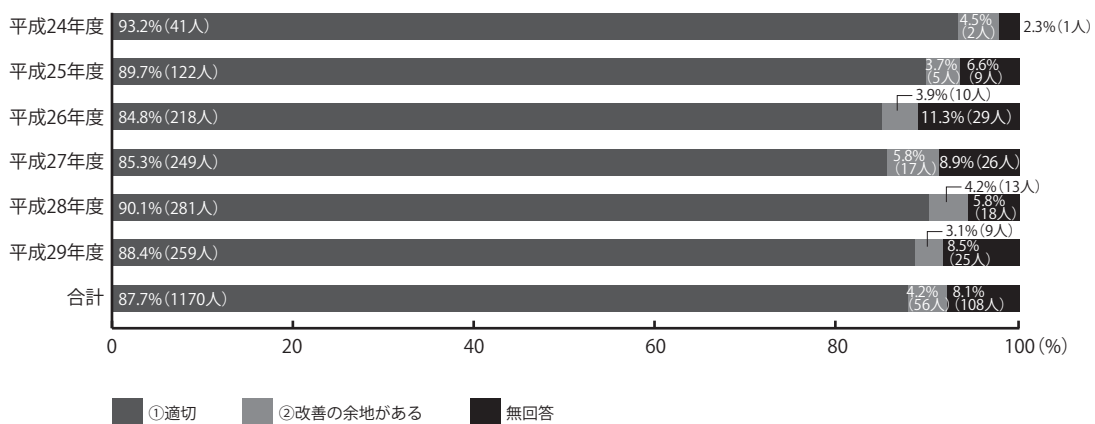
問9-4. 書面及び実地などの各調査を経て、調査報告

書案にまとめた指摘は担当校に正確に伝わったと感じられますか（図17）。

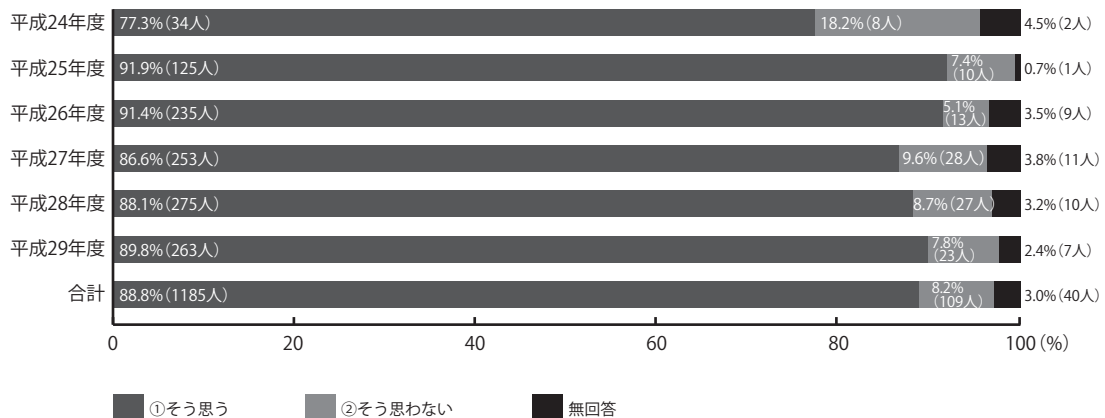
調査報告書案にまとめた指摘は担当校に正確に伝わったと感じたかについて、「そう思う」の回答は6年間で平均88.8%（1,185人）。そのうち、平成24(2012)年度が最も低く77.3%（34人）、一方、翌年の平成25(2013)年度が最も高く91.9%（125人）で最高となった。受審校が急増した平成26(2014)年度も前年とほぼ同じ水準で91.4%（235人）となった。第2期の後半となる平成27(2015)年度から平成29(2017)年度の3年間は、9割弱だった。

平成24(2012)年度は新たな評価システムの初年度であり、評価員は色々と模索しながら評価を行ったこと

【図16】 問9-3. 意見申立てに対する対応案の作成過程は適切でしたか



【図17】 問9-4. 書面及び実地などの各調査を経て、調査報告書案にまとめた指摘は担当校に正確に伝わったと感じられますか



I. 国内調査

が低水準となった要因と推測される。

問 9-5. 担当校からの意見申立てに対し、評価員が作成した対応案及び評価判定委員会の見解を担当校側へ通知することについてご意見をお書きください（従来、対応案及び評価判定委員会の見解は、担当校へは通知していない）（図 18）。

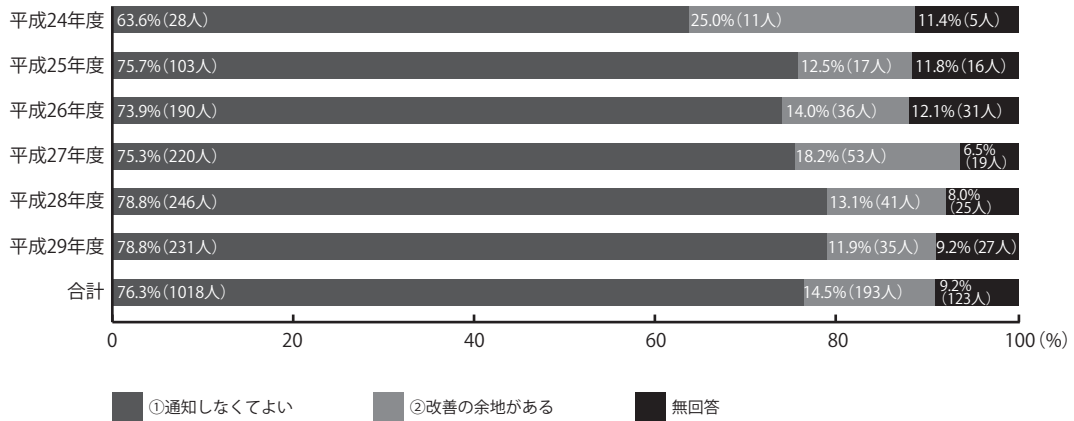
大学からの意見申立てに対し、評価対象校へ評価員の対応案や判定委員会の見解を通知することについて、従来設定の通り「通知しなくてよい」と回答した評価員は6年間で平均76.3%（1,018人）だった。そのうち、平成24(2012)年度が最も低く63.6%（28人）であった。

それ以降は上昇し、平成28(2016)年度と平成29(2017)年度が最高の78.8%となった。

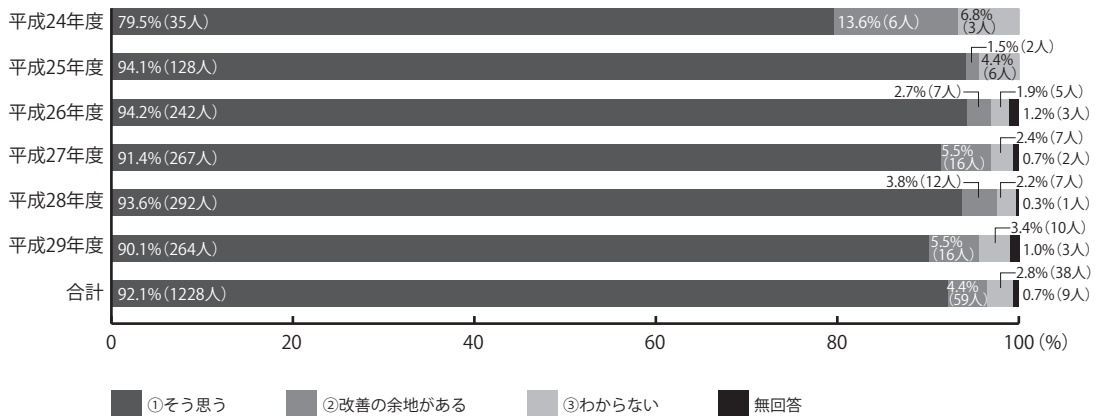
「改善の余地がある」理由としては、「評価チームの見解を伝えることでチームの意向を大学に理解してもらうため」「対象大学の『改善』に繋がるのであれば、やった方がよい」「判定委員会で機関決定した見解は報告しても良い」といった意見があった。

問 9-6. そのほか、調査報告書案、意見申立てについてご意見やお気づきの点があればお書きください。

【図 18】 問 9-5. 担当校からの意見申立てに対し、評価員が作成した対応案及び評価判定委員会の見解を担当校側へ通知することについて



【図 19】 問 10-1. (1) 評価機構の定める「評価基準」に基づき評価できたか



X. 評価員を振り返って

問10-1. 評価活動を振り返り、以下の内容について「①そう思う」または「②改善の余地がある」「③わからない」でお答えください（図19～26）。

(1) 評価機構の定める「評価基準」に基づき評価ができたか（図19）。

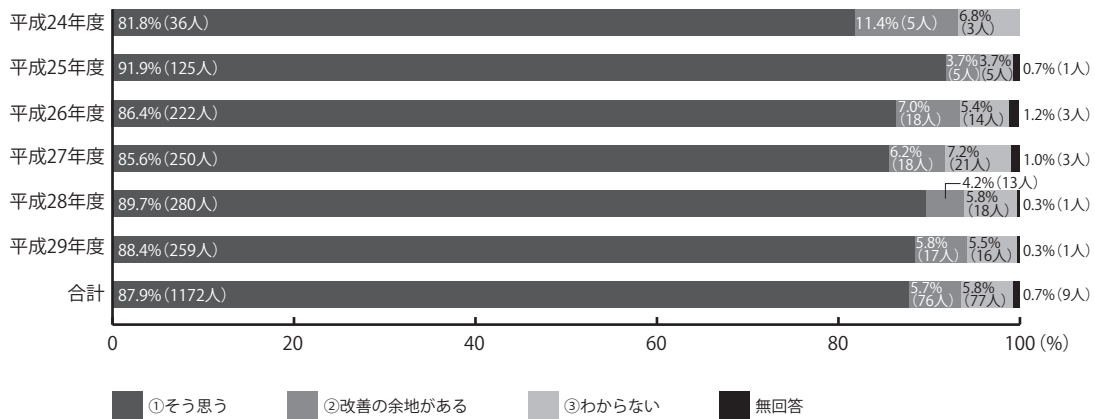
「評価機構の定める『評価基準』に基づき評価ができたか」という質問に対し、「そう思う」と回答した評価員は6年間平均92.1%（1,228人）だった。経年で見ると、平成24(2012)年度は79.5%（35人）で最低となる一方、平成25(2013)年度の94.1%（128人）と平

成26(2014)年度の94.2%（242人）は比較的高かった。平成24(2012)年度以外の各年度とも9割超の水準が保たれた。一方で、平成24(2012)年度が最低という結果になったのは、新評価システムが開始した初年度であり基準に対する理解が十分得られていなかったと推測される。他に、評価員数が少なかったため回答結果に影響があったとも考えられる。

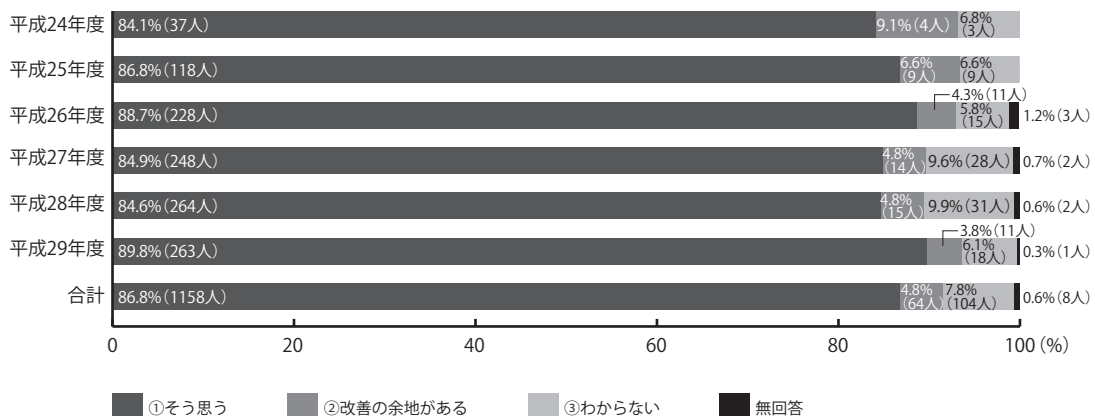
(2) 教育活動を中心に担当校の総合的な状況を評価できたか（図20）。

「教育活動を中心に担当校の総合的な状況を評価できたか」について、「そう思う」と回答した評価員の6年間の平均は87.9%（1,172人）で、全体として概ね評価

【図20】 問10-1. (2) 教育活動を中心に担当校の総合的な状況を評価できたか



【図21】 問10-1. (3) 担当校の掲げる使命・目的を踏まえ、個性・特色に配慮した評価ができたか



I. 国内調査

できたとの結果であった。平成 24(2012)年度は最低の 81.8% (36 人) である。一方、翌年の平成 25(2013)年度は最高の 91.9% (125 人) となった。その後の 2 年間は低下したが、平成 28(2016)年度は再び上昇した。

(3) 担当校の掲げる使命・目的を踏まえ、個性・特色に配慮した評価ができたか (図 21)。

「担当校の掲げる使命・目的を踏まえ、個性・特色に配慮した評価ができたか」という質問に対し、「そう思う」の回答は 6 年間で平均 86.8% (1,158 人) となった。各年度とも大きな違いはなく、最高は平成 29(2017)年度の 89.8% (263 人) だった。一方、「改善の余地がある」は平均 4.8% (64 人) であり、平成 24(2012)年度の 9.1% が最も高く、それ以降は減少傾向で平成 29(2017)年度の 3.8% が最低となった。評価にあたって大学の個性及び特色が重要視されるなか、評価員の多くはそれに配慮した評価ができたと考えていることがわかった。

(4) 担当校の改革・改善を促す評価ができたか (図 22)。

「担当校の改革・改善を促す評価ができたか」について、「そう思う」回答は 6 年間で平均 72.7% (970 人) だった。そのうち、平成 24(2012)年度は最低の 63.6% (28 人)、一方、翌年の平成 25(2013)年度は最高の 77.2% (105 人) となった。平成 26(2014)年度と平成 27(2015)年度は 2 年連続下がった後、平成 28(2016)年度と平成 29(2017)は再び上昇した。ほかの質問項目と同様に平成 24(2012)年度は最も低く、2 年目の

平成 25(2013)年度と 6 年目の平成 29(2017)年度が他と比較して高かった。

「改善の余地がある」は 6 年間で平均 9.3% (124 人) のに対し、「わからない」は 17.5% (233 人) と高かった。各年度の結果を見ると、「わからない」との回答は、平成 24(2012)年度の 20.5% (9 人) と平成 27(2015)年度の 19.5% (57 人) が比較的高かった。

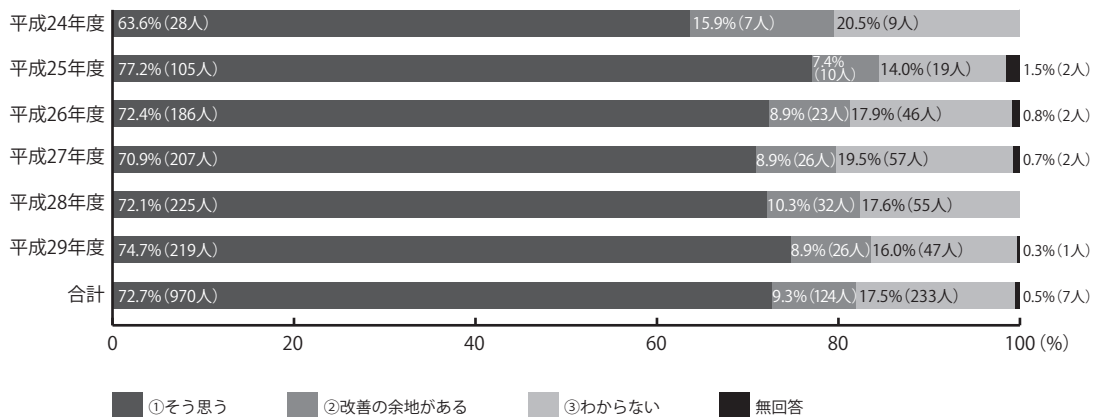
「わからない」回答理由を見ると、「大学の何がどのように変わったのかを追跡調査することも必要」という指摘があった。また、「指摘事項を対象大学がどのように対応しているのか不明である。従って指摘が大学に役だったのかもどうか不明である」という意見もあった。

評価員にとって、評価終了の時点で大学の改革・改善状況を把握することは難しいと想定される。評価結果の適合か否かに問わず、評価後の大学の改善状況を確認する仕組みが必要であろう。また、評価が終わった間もなくの時点にするか、次の評価サイクルまでにするか、アンケートでの確認方法も見直す必要がある。

(5) エビデンス、「主なチェックリスト」及び判断例などを活用し、根拠に基づいた判断ができたか (図 23)。

「エビデンス、『主なチェックリスト』及び判断例などを活用し、根拠に基づいた判断ができたか」という質問に対し、「そう思う」と回答した評価員は 6 年間で平均 89.1% (1,188 人) だった。そのうち、平成 24(20

【図 22】 問 10-1. (4) 担当校の改革・改善を促す評価ができたか



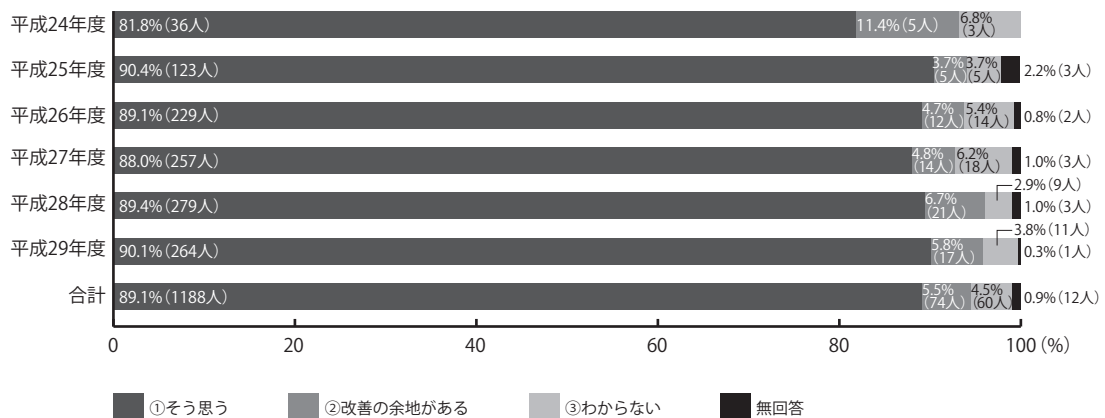
12)年度が最低の81.8% (36人)、一方、翌年の平成25(2013)が最高の90.4% (132人)となった。平成24年度を除けば、各年度とも9割前後となっている。また、「改善の余地がある」の回答は6年間で平均5.5% (74人)。エビデンスについて、『自己点検評価書』本文中に、出典としてエビデンスを資料番号で示すことが評価作業をスムーズにしたとの意見が挙げられる。改善が求められる点はあるが、基本的に評価はエビデンス等の根拠に基づいた判断ができたことがうかがわれる。

(6) 担当校の評価をするに当たり、評価チームは各評価員が所属する大学や短期大学の特性、規模、分野を踏まえた編制であり、チームとしてピア・

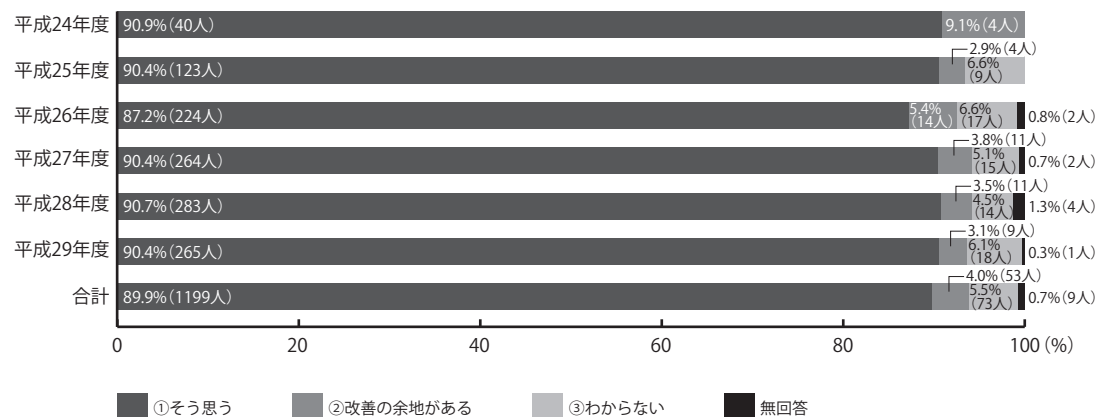
レビューの観点から評価ができたか (図24)。

「ピア・レビューの観点から評価ができたか」という質問に対し、「そう思う」と回答した評価員は6年間で平均89.9% (1,199人)だった。平成24(2012)年度が6年間の最高で90.9% (40人)となった。平成26(2014)年度のみ9割を下回り、87.2% (224人)になったが、それ以外の各年度は9割の水準を保った。その要因としては、平成26(2014)年度は第2期3年目であり受審校の急増した年でもあるので、評価員の増員に伴って初めての評価員も増え、その方々に対し、ピア・レビューの意義が十分周知されていなかったことも考えられる。

【図23】 問10-1. (5) エビデンス、「主なチェックリスト」及び判断例などを活用し、根拠に基づいた判断ができたか



【図24】 問10-1. (6) 担当校の評価をするに当たり、評価チームは各評価員が所属する大学や短期大学の特性、規模、分野を踏まえた編制であり、チームとしてピア・レビューの観点から評価ができたか



I. 国内調査

「改善の余地がある」では、「自身の所属大学との比較が散見」「評価員の編成に少し偏りが見られた」などが挙げられる。また、「過去の評価員の経験が活かされていない評価員がいた」という厳しい意見もあった。今後も評価員養成の課題として検討する必要がある。

(7) 設置学問系統や地域などを考慮した定性的な評価ができたか (図 25)。

「設置学問系統や地域などを考慮した定性的な評価ができたか」という質問では、「そう思う」の回答は6年間で平均 82.3% (1,098 人)。平成 25(2013) 年度は最高の 86.8% (118 人) だったが、平成 27(2015) 年度は最低の 78.1% (228 人) となった。平成 28(2016) 年度は 84.3% (263 人) までに上昇したが、平成 29

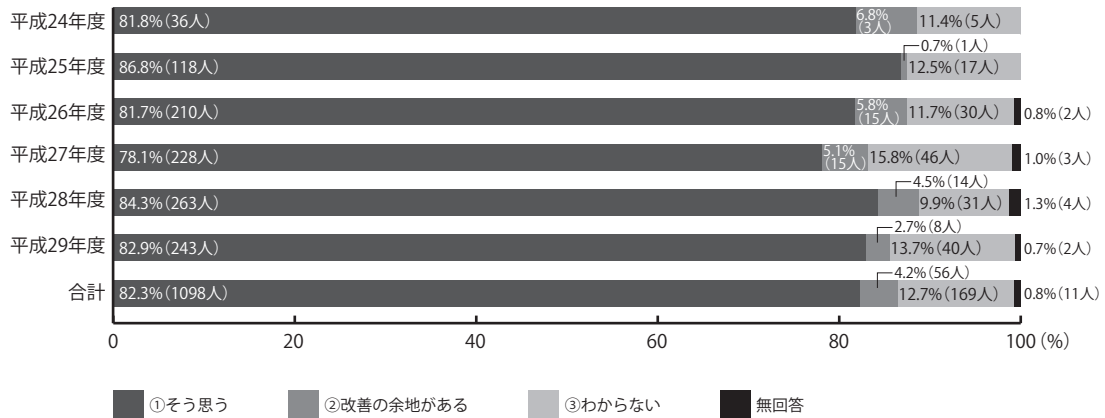
(2017) 年度また下落し、82.9% (243 人) という結果になった。

「定性的な評価」という質問に対して、満足度は8割ほどにとどまり、今後改善の余地があると思われる。

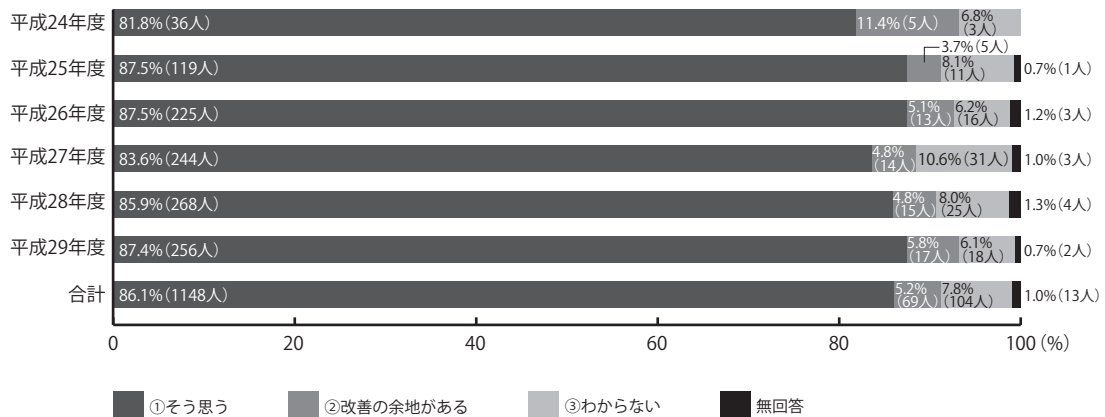
(8) 一方的な判断ではなく、担当校とのコミュニケーションを重視した上での評価ができたか (図 26)。

「担当校とのコミュニケーションを重視した上での評価ができたか」について、「そう思う」の回答は6年間で平均 86.1% (1,148 人) だった。平成 24(2012) 年度は最も低く 81.8% (36 人)、一方、平成 25(2013) 年度と平成 26(2014) 年度とも 87.5% (119 人、225 人) で最も高い結果になった。平成 27(2015) 年度は 83.6% (244 人) までに落ちたが、平成 28(2016) 年度

【図 25】 問 10-1. (7) 設置学問系統や地域などを考慮した定性的な評価ができたか



【図 26】 問 10-1. (8) 一方的な判断ではなく、担当校とのコミュニケーションを重視した上での評価ができたか



は再び上昇し、平成29(2017)年度では87.4% (256人)に達した。

「改善の余地がある」は6年間で平均5.2% (69人)であるのに対し、「わからない」は7.8% (104人)と多かった。「わからない」の理由を見ると、「いくら説明して時間を取っても大学側との微妙なズレを感じる時がある」との声があった。また、「改善の余地がある」の回答からは、『「解決策に繋がる」話をして、少しでも大学にお役に立てたら」といった意見もあった。有効かつ効率的なコミュニケーションを取るためには、大学側の姿勢も重要であると考えられる。

問10-2. 認証評価を担当されての感想やお気付きの点があればご記入ください。

問10-3. ご自身の通常の学務を行うに当たり、評価員としての活動は、どの程度負担に感じましたか(図27、28、29)。※平成27(2015)年度から質問に追加。

問10-3は、第2期の4年目である平成27(2015)年度から追加した質問である。「評価員としての活動の負担感」について、年度ごとの回答を比較すると、「大変負担に感じた」は平成28(2016)年度が最大で13.5% (42人)となった。「負担に感じた」との回答は平成27(2015)年度の25.0% (73人)から平成28(2016)年度の26.9% (84人)、平成29(2017)年度の28.0% (82人)まで増加した。また、「少し負担に感じた」は

どの年度でも最も多く、「負担はなかった」との回答も毎年一定数あった。

「大変負担に感じた」理由を見ると、「受審大学との認識や見解の相違が大きく、評価員チームの見解を最後まで理解していただけなかった」のようにコミュニケーションの問題もあった。また、評価事務と本務との調整や出張・補講といった時間の確保、所属大学の理解などの意見もあった。そのほか、「資料が多く、保管に困った」「自宅の個室に缶詰めになって取り組んだ」というような作業の実態が挙げられた。

問10-4. 当機構の担当者の役割(評価員の先生方や大学・短期大学との連絡、各会議の進行など)についてお気付きの点、また、当機構へのご意見・ご要望があればお書きください。

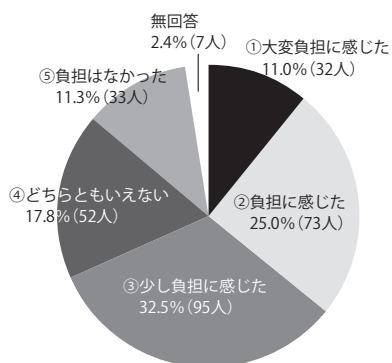
問10-5. 平成23(2011)年度までの旧評価基準(11基準+特記事項)で評価員のご経験がある方にお伺いします。

現在の評価基準(基準1～基準4+独自基準)は、評価の効率性が高められ、大学・短期大学の個性・特色をより重視した評価になっていると思いますか(図30)。※平成27(2015)年度から質問に追加。

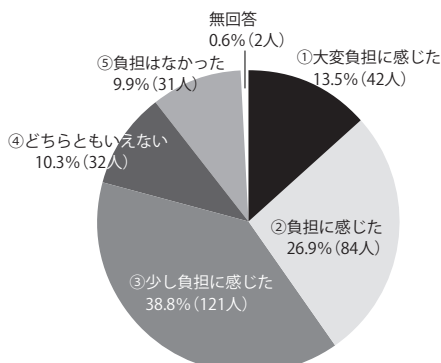
問10-5も平成27(2015)年度から追加した質問である。平成23(2011)年度までの旧システムでの経験者を対象に、現行の評価基準は「評価の効率性が高めら

【図27～29】 問10-3. ご自身の通常の学務を行うに当たり、評価員としての活動は、どの程度負担に感じましたか

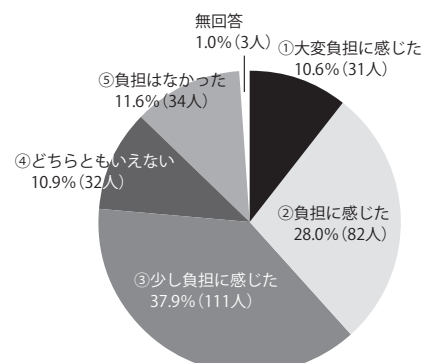
【図27】 平成27年度



【図28】 平成28年度



【図29】 平成29年度



I. 国内調査

れ、大学・短期大学の個性・特色をより重視した評価になっているか」を聞いた。「そう思う」と回答した評価員は平均 70.1% (204 人) だった。年度ごとに見ると、平成 27(2015) 年度は 67.9% (74 人)、平成 28(2016) 年度は 73.7% (73 人)、平成 29(2017) 年度は 68.7% (57 人) という結果になった。一方、「改善の余地があるがそう思う」の回答は、平成 27(2015) 年度が最も高く 27.5% (30 人) であり、3 年間で平均 25.4% (74 人) だった。「そう思わない」と回答した評価員は平成 29(2017) 年度が最も多く 8.4% (7 人) だった。

「そう思う」理由について、「評価内容の重複が避けられた」「相互に関連づけながら多角的に取り扱うことができるようになった」「実際上の点検項目が減ったわけではないと思うが、構成がシンプルになった」などが挙げられる。独自基準については、「大学の個性・特色を記述出来ることになった」「記載の自由度が増すので、個性特色がより鮮明に見えるようである」との意見もあった。一方、「改善の余地がある」の意見として、「基準によりボリュームの差がかなりある」との指摘が

あった。

XI. 大学・短期大学の機関別認証評価を同時に評価することについて

※同時評価を行うチームに所属していた評価員のみ
ご回答ください

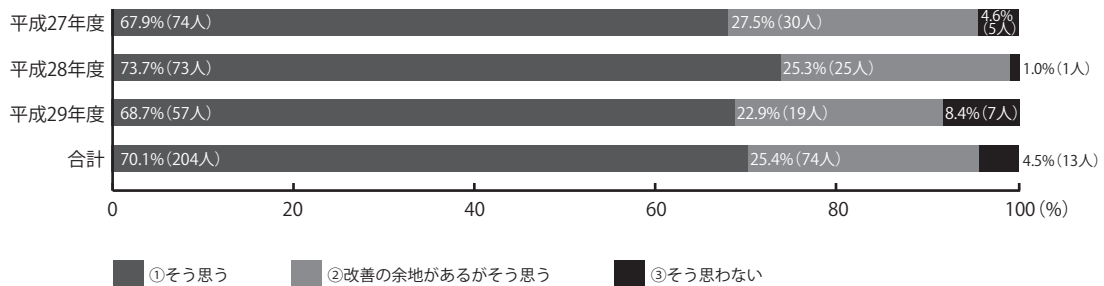
※平成 25(2013) 年度から質問に追加。

問 11-1. 評価活動は円滑に進んだと思いますか (図 31)。

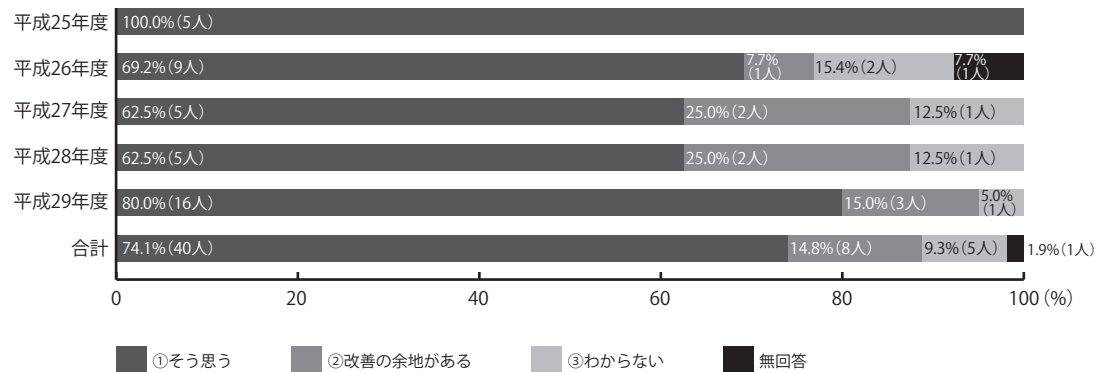
同一法人に設置されている大学と短大を同時に評価する仕組みについて平成 25(2013) 年度から質問に追加した。回答は同時評価を行うチームに所属していた評価員の 62 人 (うち、回答者 54 人) を対象とした。

「評価は円滑に進んだか」について、「そう思う」と回答した評価員は 5 年間で平均 74.1% (40 人) だった。年度ごとの結果を見ると、平成 25(2013) 年度は 100% (5 人) となったが、平成 26(2014) 年度から平成

【図 30】 問 10-5. 現在の評価基準 (基準 1 ~ 基準 4 + 独自基準) は、評価の効率性が高められ、大学・短期大学の個性・特色をより重視した評価になっていると思いますか



【図 31】 問 11-1. 評価活動は円滑に進んだと思いますか



28(2016)年度まで7割以下となり、平成29(2017)年度は上昇し80%(16人)という結果になった。また、「改善の余地がある」の平均は14.8%(8人)である一方、「わからない」が9.3%(5人)だった。

「そう思う」の理由として、「評価側受審側双方にとって効率的かつ効果的である」が挙げられる。また、大学と短期大学は同一敷地内にあり、同一組織で運営されていることが同時評価な条件であるという意見もあった。

同時評価については、実績が少ないため、分析するほどのデータ量には至っていない。継続的にデータを集めるとともに、評価チームごとの定性的調査も求められる。

問11-2. 評価内容に影響があったと思いますか
(図32)。

同時評価において、「評価内容に影響があったか」という質問に対し、「そう思う」と回答した評価員は平均38.9%(21人)、一方、「思わない」が50.0%(27人)となった。また、「わからない」との回答は9.3%(5人)。

「そう思う」の理由について、「経営や財務に関する項目は、大学あるいは短期大学単体ではなく、学校法人全体の問題」など、大学と短期大学の相違点と共通点を見極めることが指摘された。

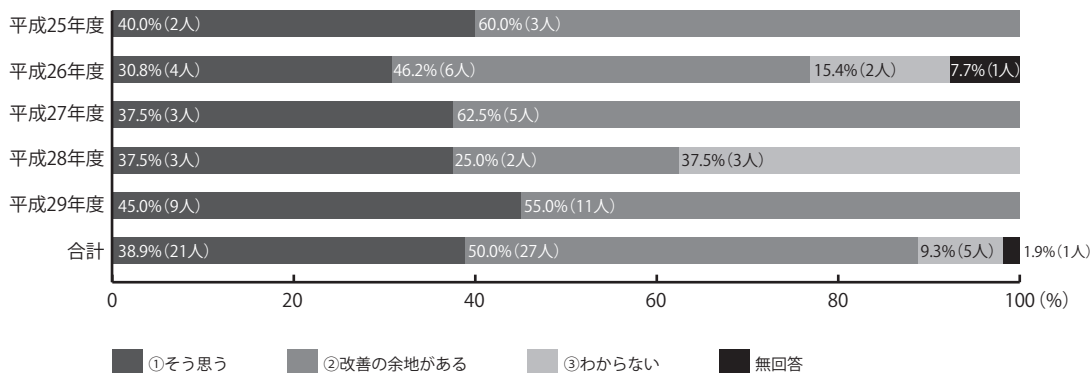
また、「そう思わない」理由を見ると、「統一見解がいろいろな点であったので良かった」という意見があっ

たことから、同時評価は評価内容に多少の影響はあるものの、メリットの方が大きいと思われる。

問11-3. そのほか、お気づきの点があればお書きください。

林 芷伊 (評価研究部評価研究課)

【図32】 問11-2. 評価内容に影響があったと思いますか



平成 29 年度 機関別認証評価に関するアンケート質問票（大学評価員対象）

以下の質問についてあてはまるものに○印を、〔 〕にはお気付きの点をご記入ください。

1. 評価基準について

1-1. 「評価基準」(基準 1～基準 4 及び独自基準までの「基準」や「基準項目」「評価の視点」「エビデンスの例示」)の内容について

わかりにくかったこと、判断に迷ったことなどをお書きください。

()

1-2. 追加すべき内容や省略してもいい内容など、お気付きの点があればお書きください。

()

1-3. 評価基準は、基準 1～基準 4 (基本的・共通的な最小限の事項)と独自基準(使命・目的に掲げ、個性・特色として重視している領域)で構成されていますが、これは、評価を行うに当たり、適切な構成だと思いますか。

① そう思う ② そう思わない

お答えになった理由について具体的にお書きください

()

1-4. 担当校の独自基準は、適切に設定され、自己点検・評価されていたと感じましたか。

① そう思う ② そう思わない

お答えになった理由について具体的にお書きください

()

1-5. 独自基準は、特筆すべき点、不十分な点などの「概評」を記述し、「満たしている」「満たしていない」などの評価を行いませんが、この仕組みは適切だと思いますか。

① そう思う ② そう思わない

お答えになった理由について具体的にお書きください

()

2. 自己点検評価書、エビデンス集（データ編・資料編）について

2-1. 担当校の自己点検評価書は、「エビデンスなどを用いた分析結果を含め客観的に記述」されていたと感じましたか。

① そう思う ② そう思わない

「② そう思わない」とお答えになった理由について具体的にお書きください

()

2-2. 担当校から提出されたエビデンス集（データ編・資料編）は、「自己判定を行う際に根拠となるもの」として適切でしたか。

① 適切 ② 改善の余地がある

「② 改善の余地がある」とお答えになった理由について具体的にお書きください

()

2-3. 2-1、2-2 に関するご意見やそのほかお気付きの点がありましたらお書きください。

(例：○○のような形式がいい、○○の資料は実地調査の前に確認をしたい、など)

()

3. 書面調査について

3-1. 書面調査のプロセス(下記 1)～4))は適切でしたか。

- | |
|---|
| 1) 自己点検評価書、エビデンス集（データ編・資料編）を受取り、書面調査を開始 |
| 2) 全基準項目についてコメントを提出し、第 1 回評価員会議で協議 |
| 3) 担当基準項目の書面調査を行い、「書面質問」を提出 |
| 4) 「書面質問」に対する回答を確認後、「書面調査のまとめ」を作成・提出 |

① 適切 ② 改善の余地がある

「② 改善の余地がある」とお答えになった理由について具体的にお書きください

()

3-2. そのほか、書面調査を遂行する上で困ったことやお気付きの点があればお書きください。

()

4. 第 1 回評価員会議について

4-1. 会議時間（3 時間半設定）は適切でしたか。

① 適切 ② 長い ③ 短い ※ 適当な時間は

()

4-2. 議題、資料、進行方法などについてお気付きの点、アドバイスなどがあればお書きください。

()

5. 実地調査について

5-1. 期間は適当でしたか。

①適当 ②長い ③短い ※適当な期間は
()

5-2. 実地調査のプロセス(下記の1)～9))のうち、①もっと長く時間を取った方がよいと思うもの、②もっと短い時間でもよいと思うものをそれぞれ一つ選び、[]内に番号を記入してください。

- 1) 第2回評価員会議 2) 顔合わせ 3) 責任者との面談 4) 教育環境の視察 5) 関係者との基準ごとの面談 6) 第3回評価員会議 7) 学生との面談 8) 資料・データの点検 9) 第4回評価員会議 10) 特になし

①もっと長く時間を取った方がよいと思うもの……
()

内容や理由をお書きください

()

②もっと短い時間でもよいと思うもの……
()

内容や理由をお書きください

()

5-3. そのほか、実地調査についてご意見やお気付きの点、担当した大学・短期大学や評価機構に対するアドバイスなどがあればお書きください。

()

6. 第5回評価員会議について

6-1. 会議時間(3時間半設定)は適当でしたか。

①適当 ②長い ③短い ※適当な時間は
()

6-2. 議題、資料、進行方法などについてお気付きの点、アドバイスがあればお書きください。

()

7. 「評価のてびき」(評価員用マニュアル)について

7-1. 「評価のてびき」は評価員の実務及び評価チームの作業内容を理解する上で十分な資料でしたか。

①十分 ②改善の余地がある
「②改善の余地がある」とお答えになった理由について具体的にお書きください
()

7-2. 各基準項目にある「参考：判断例」についてお気づきの点があればお書きください。

()

8. 評価員セミナーについて

8-1. 評価員セミナーの開催時期(平成29年6月16日～7月6日のいずれか1日)は適当でしたか。

①適当 ②早い ③遅い 適当な時期は
()

8-2. 実際に評価を経験して、評価員セミナーの内容は適当だったと思われますか。

①適当 ②改善の余地がある
「②改善の余地がある」とお答えになった理由について具体的にお書きください
()

9. 調査報告書案完成までの流れについて

9-1. 評価チームが挙げた指摘事項を判断例や他の評価対象校の状況などと比較し、評価機構が内容の調整をすることは必要だと思われますか。

①そう思う ②そう思わない
理由やご意見をお書きください
()

9-2. 意見申立てに対する対応案の作成期間は適当でしたか。

①適切 ②長い ③短い 適当な期間は
()

9-3. 意見申立てに対する対応案の作成過程(該当する基準項目主担当者が作成し事務局へ提出)は適切でしたか。

①適切 ②改善の余地がある
理由やご意見をお書きください(副担当への確認が必要、団長一任でよい等)
()

9-4. 書面及び実地などの各調査を経て、調査報告書案にまとめた指摘は担当校に正確に伝わったと感じられますか。

①そう思う ②そう思わない

9-5. 担当校からの意見申立てに対し、評価員が作成した対応案及び評価判定委員会の見解を担当校側へ通知することについてご意見をお聞かせください。(従来、対応案及び評価判定委員会の見解は、担当校へは通知していない)

①通知しなくてよい ②改善の余地がある

I. 国内調査

「②改善の余地がある」とお答えになった理由やご意見をお書きください

()

9-6. そのほか、調査報告書案、意見申立てについてご意見やお気づきの点があればお書きください。

()

10. 評価員を振返って

10-1. 評価活動を振り返り、以下の内容について「①そう思う」または「②改善の余地がある」「③わからない」でお答えください。

	内 容	回答
1	評価機構の定める「評価基準」に基づき評価ができたか	
2	教育活動を中心に担当校の総合的な状況を評価できたか	
3	担当校の掲げる使命・目的を踏まえ、個性・特色に配慮した評価ができたか	
4	担当校の改革・改善を促す評価ができたか	
5	エビデンス、「主なチェックリスト」及び判断例などを活用し、根拠に基づいた判断ができたか	
6	担当校の評価をするに当たり、評価チームは各評価員が所属する大学や短期大学の特性、規模、分野を踏まえた編制であり、チームとしてピア・レビューの観点から評価ができたか	
7	設置学問系統や地域などを考慮した定性的な評価ができたか	
8	一方的な判断ではなく、担当校とのコミュニケーションを重視した上での評価ができたか	

「②改善の余地がある」とお答えになった理由やそのほかお気づきの点についてご意見をお書きください

()

10-2. 認証評価を担当されての感想やお気づきの点があればご記入ください。

(例：評価前と後でのイメージの変化、研修会を増やして欲しい、もっと丁寧に説明をして欲しいなど)

()

10-3. ご自身の通常の学務を行うに当たり、評価員としての活動は、どの程度負担に感じましたか。

- ①大変負担に感じた ②負担に感じた
- ③少し負担に感じた ④どちらともいえない
- ⑤負担はなかった

理由やそのほかお気づきの点についてご意見をお

書きください

()

10-4. 当機構の担当者の役割（評価員の先生方や大学・短期大学との連絡、各会議の進行など）についてお気づきの点、また、当機構へのご意見・ご要望があればお書きください。

()

10-5. 平成 23(2011)年度までの旧評価基準（11 基準＋特記事項）で評価員のご経験がある方にお伺いします。

現在の評価基準（基準 1～基準 4＋独自基準）は、評価の効率性が高められ、大学・短期大学の個性・特色をより重視した評価になっていると思いますか。

- ①そう思う ②改善の余地はあるがそう思う
- ③そう思わない

お答えになった理由やそのほかお気づきの点についてご意見をお書きください

()

11. 大学・短期大学の機関別認証評価を同時に評価することについて

※同時評価を行うチームに所属していた評価員のみご回答ください

11-1. 評価活動は円滑に進んだと思いますか。

- ①そう思う ②改善の余地がある ③わからない
- ご回答の理由やそのほかお気づきの点についてご意見をお書きください

()

11-2. 評価内容に影響があったと思いますか。

- ①そう思う ②思わない ③わからない
- ご回答の理由やそのほかお気づきの点についてご意見をお書きください

()

11-3. そのほか、お気づきの点があればお書きください

ご協力、誠にありがとうございました。

このアンケートの結果は来年度以降の評価システムの改善・改革の資料としてのみ使用します。

テーマ 2 第 2 期認証評価の検証に関する調査研究

[1] アンケート調査

①集計結果の概要と分析

②クロス集計分析

[2] 訪問調査

テーマ2 第2期認証評価の検証に関する調査研究

[1] アンケート調査

1. アンケート調査の目的

当機構の認証評価第2期（平成24(2012)年度から29(2017)年度まで）に当機構の認証評価を受けた大学・短期大学に対し、認証評価が各校の改革・改善等に及ぼした影響や、認証評価結果の活用状況、認証評価への意見などを調査し、その結果を分析をすることで、第2期の認証評価の成果や課題を明らかにすること。

2. アンケート調査の方法

対象

第2期に当機構が認証評価を実施した大学328校、短期大学16校の計344校を対象とした。なお、大学は、実際の評価数は333校であるが、第2期中に2回評価を受けた大学が3校、評価を受けた大学同士での統合が1件（2校）、募集停止した大学が1校あるため、調査数は328校である。

実施日

平成30(2018)7月19日（水）～9月7日（木）とした。

実施方法

メールで依頼し、ウェブアンケートシステムを利用して質問への回答を入力・送信してもらった。依頼メールの宛先は、連絡担当者（会員校の場合）または認証評価実施時の自己評価担当者とした。

3. アンケートの内容と回答校数

アンケートは「Ⅰ 貴学について」から「Ⅶ 認証評価制度への意見」までの7章で構成し、質問数は合計51であった。質問は、当機構の評価システム改善検討委員会の意見を取入れながら事務局が作成した。

回答数は大学284校、短期大学12校で、回答率は大学86.6%、短期大学75.0%となった。年度別の回答数、回答率などは右表の通りとなっている。回答校リストは巻末に掲載する。

次項から、「①集計結果の概要と分析」として、アンケートの全質問項目について単純集計を行った結果を記載する。なお、短期大学は回答数が12と少ないため、データのみ掲載し、分析等は省略する。続いて、「②クロス集計分析」として、結果の一部を活用したクロス集計分析を掲載する。

大学

年度	評価数	調査数	回答数	回答率
24	13	11	10	84.5
25	30	29	21	72.4
26	63	61	55	90.2
27	68	68	59	86.8
28	80	80	70	87.5
29	79	79	69	87.3
計	333	328	284	86.6

※2回受けた大学は新しい方の年度でカウントした

短期大学

年度	評価数	調査数	回答数	回答率
24	0	0	—	—
25	1	1	1	100.0
26	3	3	2	66.7
27	2	2	1	50.0
28	3	3	3	100.0
29	7	7	5	71.4
計	16	16	12	75.0

①集計結果の概要と分析

I 貴学について

＜設問の意図等＞

どのような大学が当機構の第2期認証評価を受けたのかを把握するため、学問分野、設置学部数（短期大学は学科数）、収容定員数、在籍学生数などを聞いた。学問分野は文部科学省が設定する種別に従って予め記載したものからの選択式とした。収容定員・在籍学生数は実数を入力してもらい、集計では、大学の学部は500人未満から4,000人以上で500人ごとの9段階に分けた。研究科と短期大学は100人未満から500人以上で100人ごとに6段階とした。これらは、規模や学問分野別などでのクロス集計にも活用した（次頁の「②クロス集計分析」を参照）。

※問の最後の（ ）は対応する図表番号である。以下、全ての問で同じ。

問1. 設置されている学部（短期大学は学科）の種類を全て選んでください（表1）。

教育学・保育学を持つ大学が最も多く28.2%（80校）、社会学・社会福祉学関係が27.8%（79校）、文学関係26.1%（74校）と続いた。ただし、文部科学省の種別では分けられている保健衛生学の2分野（看護学関係とそれ以外）を合わせると39.4%（112校）となり、最多となる。

問2. 設置されている学部（短期大学は学科）の数を教えてください（図1、2）。

問3. 設置されている研究科の数を教えてください（図3）。

問4. 学部（短期大学は学科）の収容定員の合計数を教えてください（図4、図5）。

問5. （大学のみ）研究科の収容定員の合計数を教えてください（図6）。

【表1】 問1. 設置されている学部（短期大学は学科）の種類を選んでください

種類	大 学		短期大学	
	回答数	割合	回答数	割合
文学関係	74	26.1%	1	8.3%
教育学・保育学関係	80	28.2%	7	58.3%
法学関係	20	7.0%	0	0.0%
経済学関係	72	25.4%	0	0.0%
社会学・社会福祉学関係	79	27.8%	1	8.3%
理学関係	13	4.6%	0	0.0%
工学関係	34	12.0%	0	0.0%
農学関係	11	3.9%	0	0.0%
獣医学関係	3	1.1%	—	—
薬学関係（臨床に係る能力目的）	22	7.7%	—	—
薬学関係（臨床に係る能力目的を除く）	3	1.1%	—	—
家政関係	46	16.2%	4	33.3%
美術関係	22	7.7%	1	8.3%
音楽関係	9	3.2%	3	25.0%
体育関係	23	8.1%	1	8.3%
保健衛生学関係（看護学関係）	65	22.9%	0	0.0%
保健衛生学関係（看護学関係を除く）	47	16.5%	0	0.0%
医学関係	6	2.1%	—	—
歯学関係	5	1.8%	—	—

※割合は回答校数（大学284、短大12）に対してのもの。

問6. 学部（短期大学は学科）の在籍学生の合計数を教えてください（図7、8）。

問7.（大学のみ）研究科の在籍学生の合計数を教えてください（図9）。

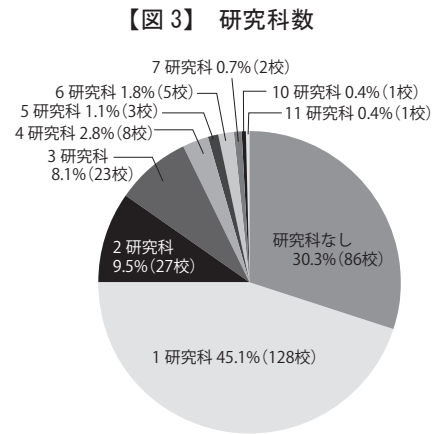
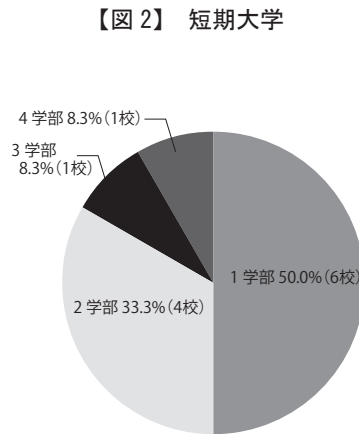
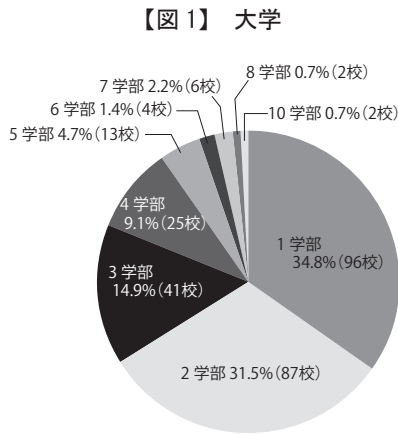
規模としては、1学部のみを設置する単科大学が34.8%（96校）と全体の1/3以上を占めた。研究科を設置している大学は69.7%（198校）だった。学部の収容定員は500人以上1,000人未満が最も多く26.4%

（73校）、500人未満の11.6%（32校）を含めると全体の38.0%（105校）が収容定員1,000人未満の大学である。一方で4,000人以上の大学は32校で11.6%だった。

これらの結果から、当機構の評価を受けている大学は、教員や医療関係など専門職を養成しているところが多いが、人文・社会学系の学部を持つ大学も一定数あり、規模としては小さい大学が多いことが明らかになった。

【図1】【図2】 問2. 設置学部（短期大学は学科）の数

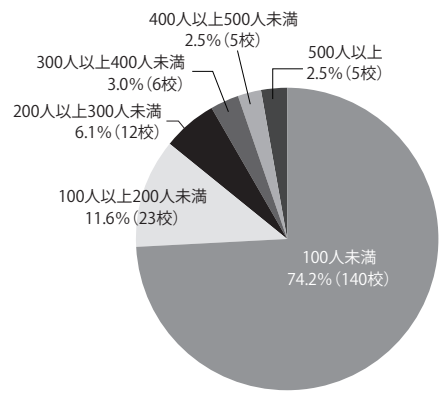
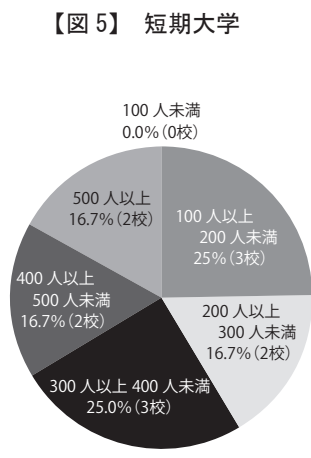
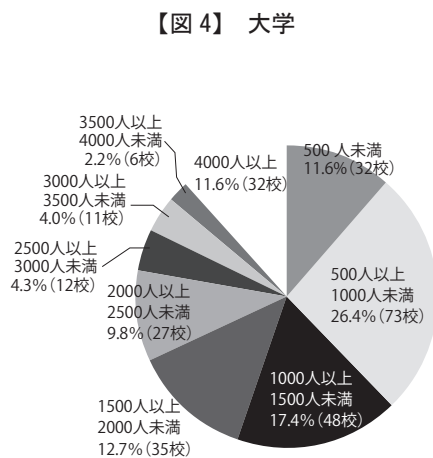
【図3】 問3. 設置研究科の数



※大学院大学8校は除いた

【図4】【図5】 問4. 学部（短期大学は学科）の収容定員の数

【図6】 問5. 研究科の収容定員の合計数を教えてください



I. 国内調査

II 認証評価の成果について

＜設問の意図等＞

「第2期の認証評価は、大学の改善・改革にどのように寄与できたのか」を探るための質問である。改革・改善の内容や取組みの状況は多岐にわたることや、改革・改善が実現した要因の特定は大学としても難しいと考え、「認証評価の効果・影響」（問8）、「認証評価後の取組み」（問9）、「その取組みによる結果」（問11）と、時間的な段階を追った問いとし、なるべく具体的な選択肢を示して回答を促すようにした。特に、問11では、志願者、入学者数など、数値が明確に出るものを選択肢とした。各質問に自由記述欄を用意し、多様な取組みや意見を収集できるよう工夫した。また、取組み内容については「実施または計画」しているものとし、評価年度に最大6年の違いがあることや、長期的な取組みがあることを考慮した。

問8. 認証評価を受けたことが、次のような効果・影響につながったと思いますか（図10、11）。

認証評価が例示の効果・影響につながったかを聞いたところ、「とてもそう思う」「そう思う」が最も多かったのが「教育・研究の質の保証」で計94.0%（267校）、次が「貴学が抱える問題点の明確化」と「情報公開の促進」でともに93.0%（264校）、そして「貴学の改革・改善を支援・促進する契機」が90.1%（256校）と続いた。

「とてもそう思う」のみに着目すると、「貴学の改革・

改善を支援・促進する契機」が32.0%（91校）で最も多く、次がほぼ同数で「貴学が抱える問題点の明確化」31.7%（90校）となる。自由記述では、「問題意識や課題解決等への取組みについては一定の効果や成果があった」「組織機構の見直しの契機となった」などが見られ、課題を発見し改善を促すという点について、認証評価の効果を強く認識していることがわかる。

一方で、「どちらでもない」「あまりそう思わない」といったネガティブな回答が多かったのは、「社会から貴学への理解と支持を得ること」や「強みや優れた点への積極的な取組み」であった。社会的な評価を高める、特色をより強化するといった、付加的な効果は多くの大学で認められていないことがわかる。

これらの結果から、当機構が掲げる三つの目的のうち「自主的な質保証の充実の支援」については一定の成果を挙げているといえよう。一方、「社会の支持を得るための支援」「個性・特色ある教育研究活動の自律的な展開の支援」の達成にはまだ課題がありそうだ。

なお、「課題分析・改善は認証評価とは無関係」など、改善・改革の要因は認証評価ではないという記述も複数あり、大学の認証評価制度に対する意識には差があることがわかった。

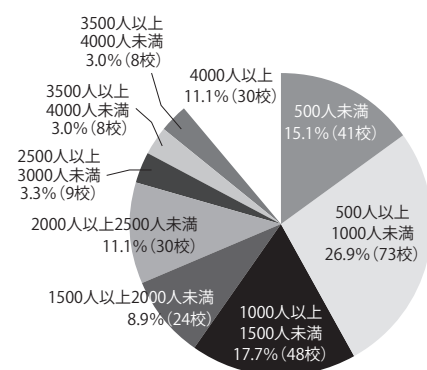
問9. 認証評価受審後の取組みとして、実施または計画していることを全て選んでください（図12、13）。

問10. 問9で「その他」を選択された場合は、その内容をご記述ください。また、回答について補足・説明する事項があればご記述ください。

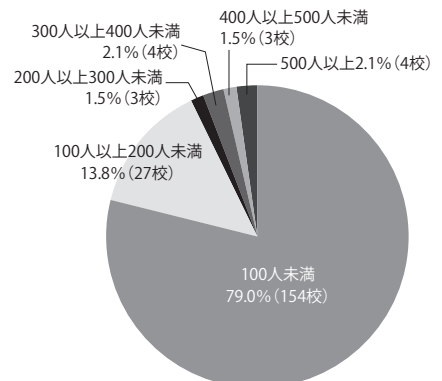
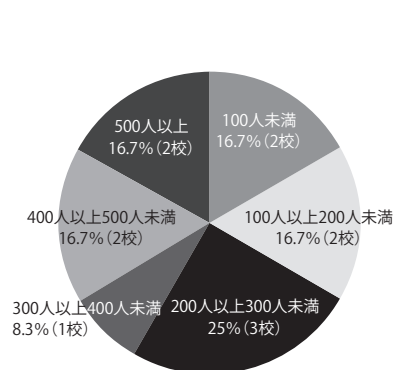
【図7】【図8】 問6. 学部（短期大学は学科）の在籍学生数

【図9】 問7. 研究科の在籍学生数

【図7】 大学

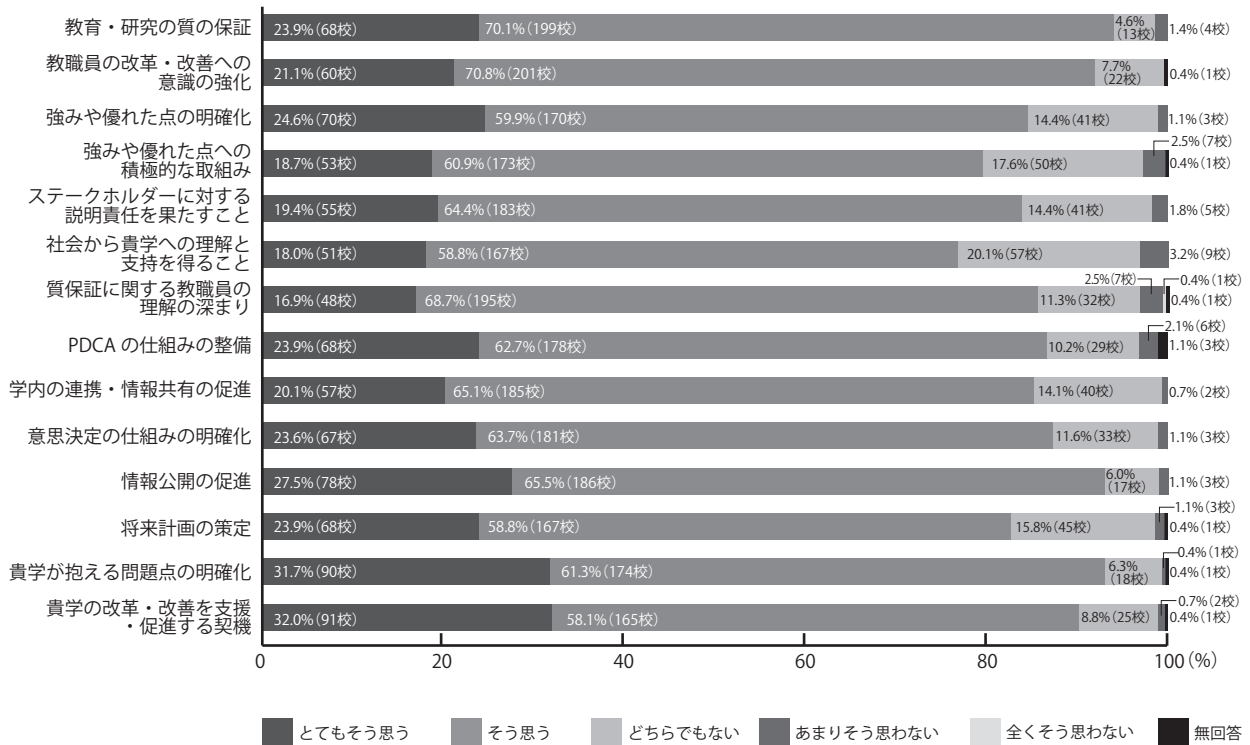


【図8】 短期大学

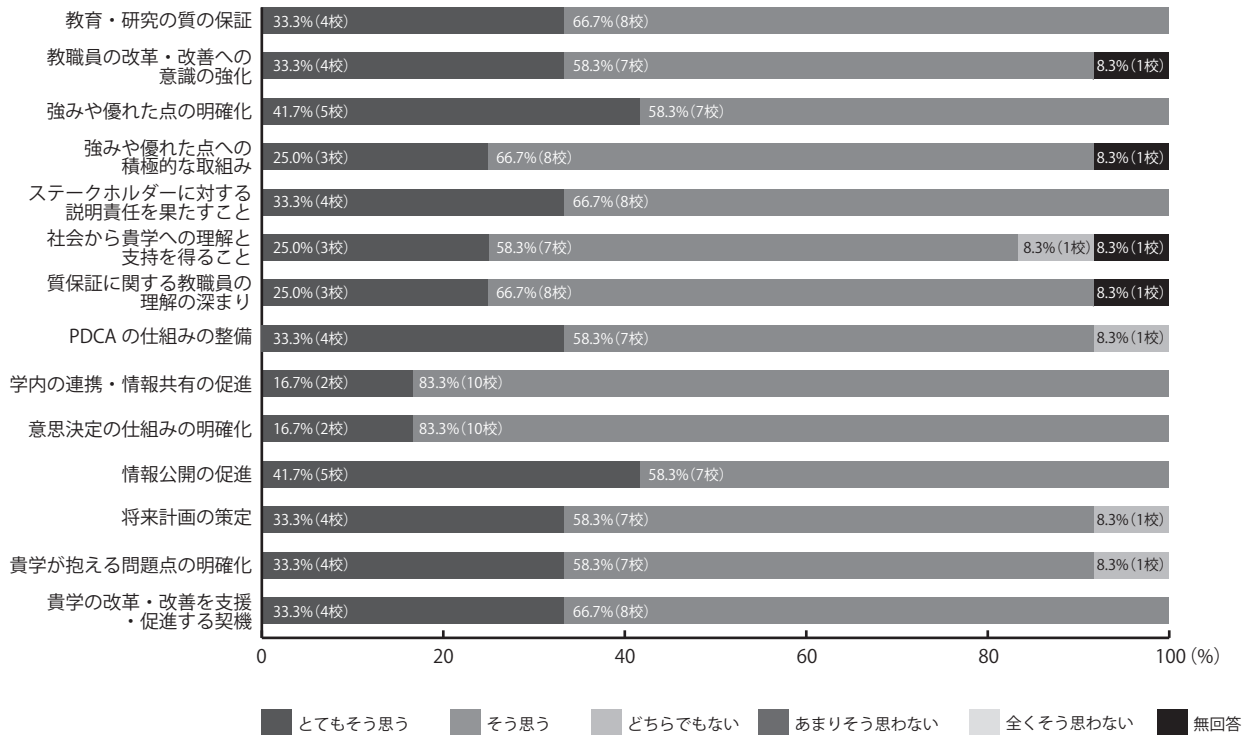


【図10】【図11】 問8. 評価認証を受けたことが、次のような効果・影響につながったと思いますか

【図10】 大学



【図11】 短期大学



I. 国内調査

認証評価を受けた後の取組みとして実施または計画していることを全て選択してもらすと、最も多かったのは「SDの充実」で207校(72.9%)、「FDの充実」は201校で70.8%が選択した。「カリキュラムの改定」「三つのポリシーの整備・見直し」も6割以上が実施または計画している。FDやSDのように学内で比較的すぐに着手できる取組みだけでなく、大学全体での意思決定が必要な大きな改革にも積極的に取組もうとする姿勢が見える。

学修成果については158校(55.6%)が「可視化」に、115校(40.5%)が「可視化の方法の改善」に取り組んでいる。学修成果の可視化に関連が深い「学生への各種アンケートの導入・改善」は167校(58.8%)が選択した。

回答が少なかったのは「教授会など教員組織の改編」「職員の評価制度の導入・改善」で、55校(19.4%)と

56校(19.7%)と、ともに2割に満たなかった。必要がない大学も多いと推測されるが、人事に関わる内容については改革・改善を推進しにくいことがわかる。

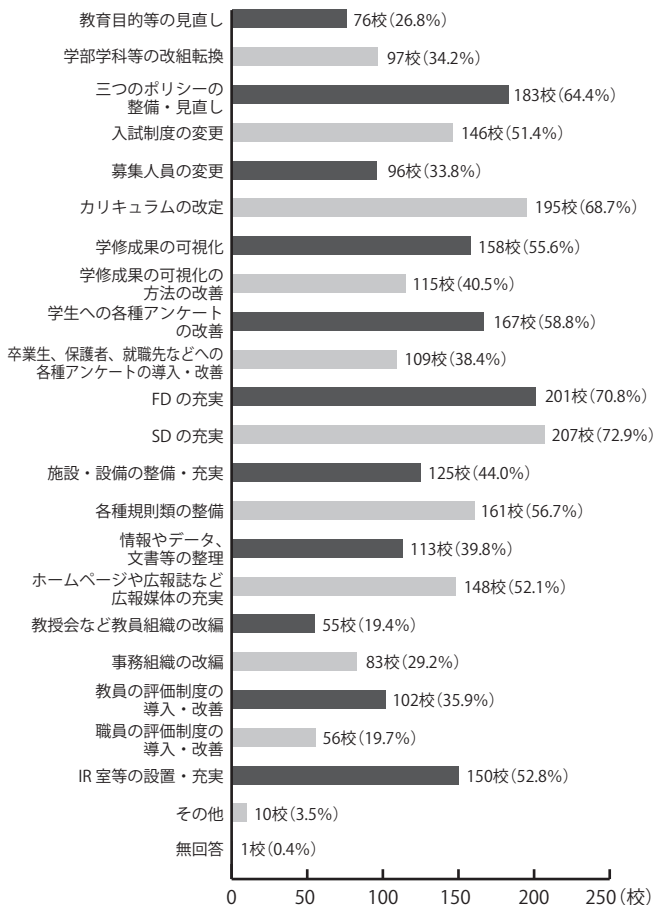
問11. 認証評価受審後の取組みによって、どのような結果が見られましたか(図14、15)。

問12. 問11で「その他」を選択された場合は、その内容をご記述ください。また、問11の回答について補足・説明があればご記述ください。

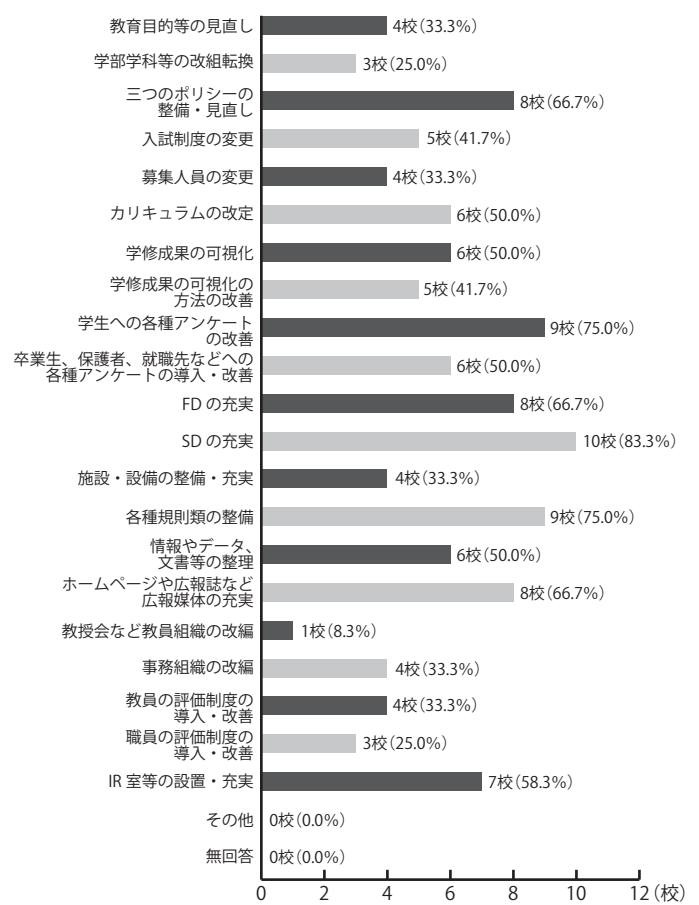
認証評価後の取組み(問9)によって得られた結果は、「入学者の増加」各83校(29.2%)、「志願者の増加」80校(28.2%)などとなった。数値化できるもの限定して選択肢を用意したが、自由記述によると「学内の情報整理が進んだ」「教職員の点検・評価に対する意識の向上」「委員会活動の活性化」といった結果が見られ、認証評価後の取組みがさまざまな側面で実を結

【図12】【図13】 問9. 認証評価受審後の取組みとして、実施又は計画していること

【図12】 大学



【図13】 短期大学



んでいる実態が明らかになった。

一方、45大学(15.8%)とほかの質問に比べ多くの無回答があった。その理由は「平成29年度度受審のため結果についてはまだ確定できていない」「現段階で具体的な検証は行っていない」などだった。評価年度に違いがあること、内容によっては成果が表れるまで時間が必要なものもあることから、追跡調査が求められる。

III 自己点検・評価の体制について

<設問の意図等>

この章では、大学の自己点検・評価の実態を明らかにするための質問をした。問13、14で自己点検・評価を行う頻度、問16などで使用する評価基準の内容、問20などで実施の主体となる組織について聞いた。これらは、認証評価のためのいわば強制的な自己点検・評価以外の、自主的な自己点検・評価の機能状況を確認するものである。

問23では、自己点検・評価の基本的なプロセスを記述式で回答してもらった。多くの具体例を得てその実態を分析し、今後の評価システム改善に役立つ知見を得ようとしたため、記述式では回答しにくいことを考慮し、例文を示した。

問13. 貴学全体の自己点検・評価を何年ごとに行うか決まっていますか(図16、17)。

問14. 質問13で「決まっている」を選択された場合、

それは何年ごとですか(図18、19)。

問15. 質問13で「決まっていない」を選択された場合、その理由や内容をお聞かせください。

自己点検・評価の頻度が「決まっている」とした大学は231校で81.3%と高い数値となった。そのうち、「1年ごと」と回答したのは113校(43.9%)。約8割の大学が3年に一度以上の自己点検・評価を取決めていることになる。

「決まっていない」とした53校の理由は、「検討中」が目立った。今後は更に多くの大学で定められていくと思われる。また、「規定化されていないが、定期的に行っている」「次回の認証評価までの中間年度」「4年を超えない範囲」など、「何年ごと」と規定していないので「決まっていない」と回答する大学もあった。

そのほかの「決まっていない」理由は、「学生募集の拡充による経営の安定化を最優先」「事務組織の整備が追い付いてない」「必要に応じて行うため」などがあつた。「決まっている」と回答した中でも「7年ごと」の大学は23校あり、これらを含めると、自己点検・評価は認証評価時のみという大学が一定数あることがわかる。

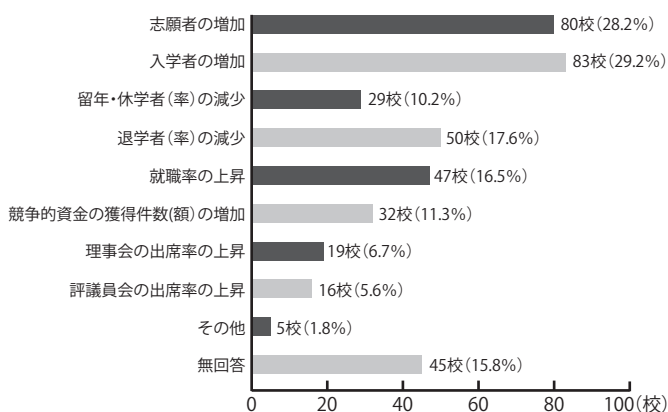
問16. 貴学の自己点検・評価の評価基準はどのようなものですか(図20、21)。

問17. 質問16で「その他」を選択された場合、その内容を教えてください。

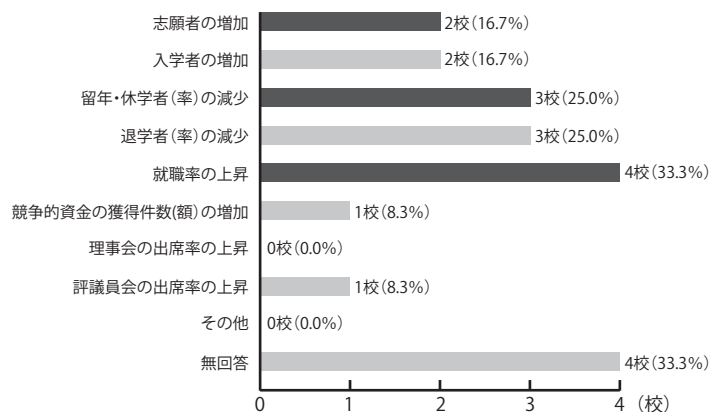
自己点検・評価の評価基準に「大学独自のもの」を利用している大学は18.7%(53校)、「評価機構と同じ

【図14】【図15】 問11. 認証評価受審後の取組みとして、どのような結果が見られましたか

【図14】 大学



【図15】 短期大学



I. 国内調査

もの」は73.6% (209校) で、当機構の評価基準を利用している大学が7割以上を占めた。「その他」の21校 (7.4%) の自由記述によると、「評価機構の基準を参考に設定」「評価機構と同じものに加え独自基準を設定」など、当機構の評価基準をもとにしている大学が多かった。他の認証評価機関の評価基準を使用しているとの回答もあった。

問18. 2018年度から実施の評価機構の新基準に合わせて、貴学の自己点検・評価の基準を変更しますか (図22、23)。

問19. 問18の回答の理由をお聞かせください。
当機構が平成30(2018)年度から評価基準を改定する

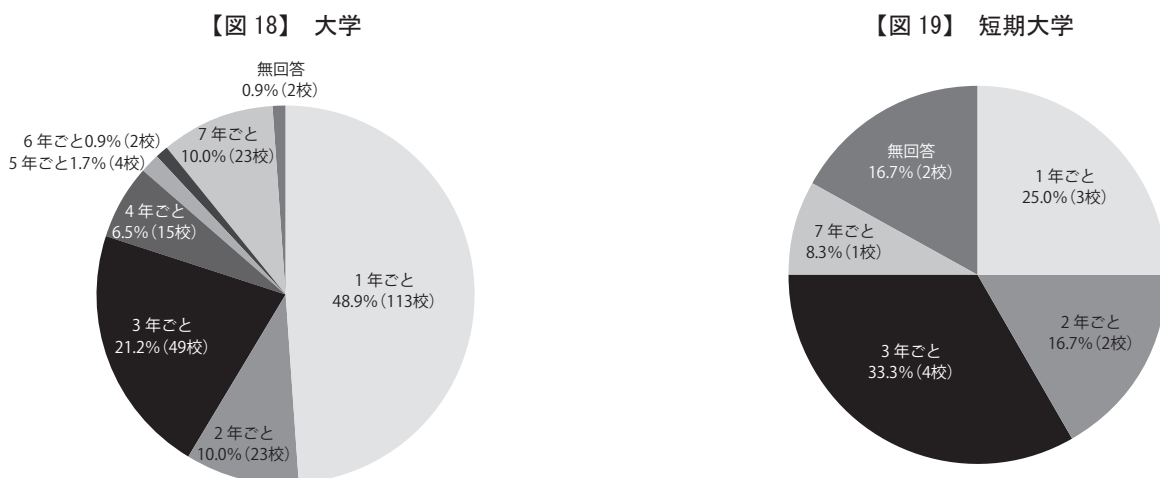
にあたり、大学の自己点検・評価で利用する評価基準を変更するかどうかは、「変更する」が72.5% (206校)、「変更しない」が6.3% (18校) だった。「変更する」理由は、「認証評価の準備を円滑に進めるため」が目立つが、「常に社会の要請に応えるため」「より客観的・効果的な基準にするため」もあり、当機構の評価基準が信頼されていることが伺えた。

「変更しない」の理由には、「認証評価と自己点検・評価は別ものと考えているため」といった回答がある一方、「2020年度から変更するため」など、質問を「2018年度からすぐに変更するかどうか」と読取って回答したと思われる記述が目立った。この傾向は約2割を占める「未定」回答にも多く見られ、質問意図が

【図16】【図17】 問13. 貴学全体の自己点検・評価を何年ごとに行うか決まっていますか



【図18】【図19】 問14. 問13で「決まっている」を選択された場合、それは何年ごとですか



正確に伝わっていない場合があったことがわかった。アンケート作成上の反省すべき点として今後に生かしたい。

問 20. 自己点検・評価を行う組織（委員会など）の名称を教えてください（表 2、3）。

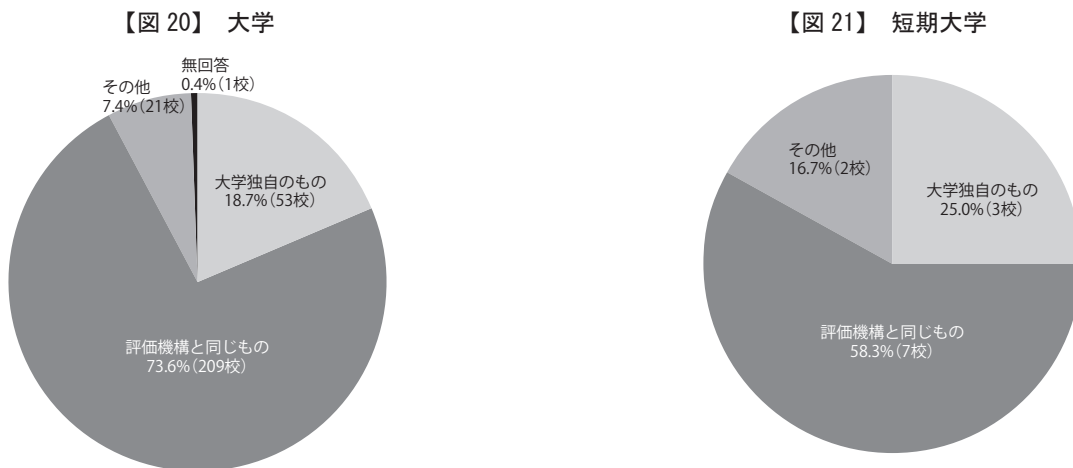
自己点検・評価を行う組織について聞いたところ、「自己点検・評価委員会」「自己点検評価委員会」など、「評価」を含む名称が大半を占めた。多くの大学では、評価を目的とした組織が設置されているといえる。

「評価」を含まない組織名としては、次のようなものがあった。

- ・「IR 委員会」「IR 推進委員会」など IR 関連の名称
- ・「運営戦略本部」「将来構想委員会」など大学や法人の運営を担う組織の名称
- ・「教育・研究委員会」「全学教学委員会」など教学について検討する組織の名称
- ・「総務委員会」「総務企画委員会」など事務局機能が主体と推測できる名称

これらの組織は、IR や総務など、主となる機能は別に持ちながら、自己点検・評価も職掌の一つとして担当するというところだろう。数は少ないが、「質保証協議会」など「質保証」を名称に入れる大学もあった。

【図 20】【図 21】 問 16. 貴学の自己点検・評価の評価基準はどのようなものですか



【図 22】【図 23】 問 18. 2018 年度から実施の評価機構の新基準に合わせて、貴学の自己点検・評価の基準を変更しますか



I. 国内調査

【表2】【表3】問20. 自己点検・評価を行う組織（委員会など）の名称を教えてください

【表2】 大学

名称	回答数	割合
自己点検・評価委員会	121	42.6%
自己点検評価委員会	44	15.5%
自己評価委員会	17	6.0%
自己点検・自己評価委員会	11	3.9%
大学評価委員会	11	3.9%
自己点検・評価運営委員会	6	2.1%
自己点検実施委員会	4	1.4%
自己点検委員会	3	1.1%
評価委員会	3	1.1%
FD委員会	2	0.7%
運営委員会	2	0.7%
自己点検運営委員会	2	0.7%
全学自己点検評価委員会	2	0.7%
点検・評価委員会	2	0.7%
点検評価委員会	2	0.7%
その他	61	21.5%

【表3】 短期大学

名称	回答数	割合
自己点検・評価委員会	4	33.3%
自己点検実施委員会	2	16.7%
その他	7	58.3%

※複数の組織名を回答した大学があるため、合計は回答校数と一致しない。大学や法人の名称が付いている場合は省いた。

問21. 問20でお答えいただいた組織の長はどなたですか（図24、25）。

問22. 問21で「その他」を選択された場合、その方の役職名をご記述ください。

自己点検・評価を担当する組織の長は「学長」が最多で62.7%（178校）、「副学長」10.2%（29校）、「学部長」6.0%（17校）などとなった。

「その他」は59大学で20.8%を占め、理事長、理事など法人の役員が多かった。このほか、「学長が指名する者」といった回答があった。これについては、今回の調査研究の一環で行った訪問調査において「前年までの自己点検・評価で中心的な活動実績のあった委員」を次年度の委員長として学長が指名する、というケースがあることがわかっている。

問23. 自己点検・評価の基本的なプロセスを簡単に記述ください。

自己点検・評価のプロセスを簡単に記述してもらったところ、概ね以下のようなパターンに分類できた。

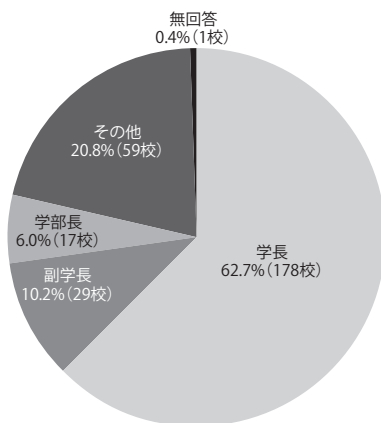
※「自己点検・評価を行う組織」をここでは「自己点検組織」と省略して記載する。

パターン① 自己点検組織が管理、各部署が作業

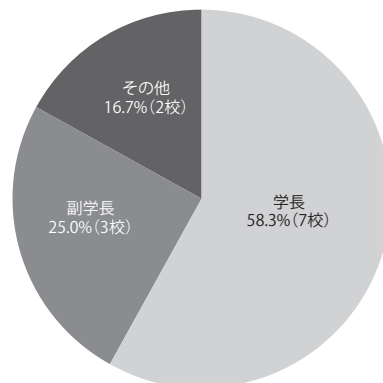
自己点検組織の指示によって、学部学科、センター、委員会、事務局の各部署などの部署が担当の基準項目の自己点検・評価を行い、報告書を作成する。自己点検組織は提出された報告書のとりまとめ、確認を行う。

【図24】【図25】 問21. 問20でお答えいただいた組織の長はどなたですか

【図24】 大学



【図25】 短期大学



パターン② 自己点検組織の下部組織が管理、各部署が作業

自己点検組織に下部組織（ワーキンググループ、編集委員会、専門委員会などの名称が多い）を設け、各部署への指示や管理はこの下部組織が行う。パターン①と同様に各部署が担当の基準項目の自己点検・評価を行って報告書を作成し、下部組織に提出。下部組織はとりまとめや確認を行い、自己点検組織へ報告する。

パターン③ 自己点検組織が管理及び作業

基準項目ごとの自己点検・評価、報告書作成など一連の作業を自己点検組織が行う。

パターン①②とも、各部署に基準項目を割振るケースが多いが、基準項目ごとに、複数の部署から担当者が選抜されて合同のチームを作り、そのチームが自己点検・評価を行うという大学もあった。自己点検組織（や下部組織）と各部署との間に事務局を進行担当として置くケースもあった。パターン③では、自己点検組織の構成員は、各部署等から選出されていると考えられる。自己点検組織が各部署にヒアリングを行って自己点検・評価を行うという回答もあった。

自己点検・評価を行う具体的な方法に関しては、点検・評価シートなどフォーマットを用意する大学、年次計画書やアクションプランなど期初に立てた計画をもとに行う大学もあった。

実施の指示や報告書の提出先については「学長」としている大学も多かった。問21の結果からは自己点検組織の長を学長とする大学が6割あることが示されており、ここで言う「学長」が自己点検組織の長を指すのか、自己点検組織とは別の指令系統として学長があるのか、ここから判別することはできない。更なる調査が求められよう。

なお、この質問は、大学が自主的に行っている自己点検・評価を想定していたが、それを明記していなかったため、回答に「認証評価時の自己点検・評価とそれ以外の自己点検・評価ではプロセスが異なる」という趣旨の記述が複数あった。7年に一度の認証評価のための自己点検・評価と、頻繁に行う学内での自己点検・評価では、手続きや規模において違う場合があることに留意した設問とすべきだった。

問24. 自己点検・評価を貴学全体のほかに部署や部署単位で行っている場合は、その内容をご記述くだ

さい。

部署や学部など、小単位で自己点検・評価を行っているかを聞いた。分野別での認証評価が義務付けられている専門職大学院や、歯学部、薬学部、看護学部、獣医学部など認証評価以外で分野別評価が行われている学部では、学部として自己点検・評価をしている。日本技術者教育認定機構（JABEE）やAACSB（ビジネス分野のアクレディテーションを行う米国の機関）などのプログラム認定を受けるために学部別に行っている大学もあった。

ほかに、評価とは関係なく、学部ごと、事務局の部署ごと、地域貢献など活動テーマごと、センター等の組織ごとに行っているところもあった。こういった小さい単位で自己点検・評価が行われている大学では、教職員一人ひとりの改革・改善への意識が高いことが予想できる。

IV 自己点検評価書及び認証評価の結果の活用について

<設問の意図等>

認証評価では、大学は当機構への提出資料である「自己点検評価書」の作成のために自己点検・評価を行う。そして、書面調査等を受けた後に当機構が通知する評価結果への対応を行う。つまり、認証評価においては課題を改善する機会は主に二度あると考えられる。この二度の機会をどう捉えているかを調査するための質問である。

問25で自己点検評価書の「改善・向上方策（将来計画）」の実施状況を管理する組織、問27で認証評価結果に対応する組織を聞き、取組みが大学全体で行われているかどうかを調査した。評価結果の公表方法についての質問（問30など）も同様の意図である。

認証評価結果については、指摘事項の「参考意見」「改善を要する点」の各対応状況を聞くことで（問34など）、指摘事項の種類によって大学側の意識がどの程度異なるかを調査した。

問25. 自己点検評価書の各基準項目の「改善・向上方策（将来計画）」の実施状況を管理している組織等がありますか（図26、27）。

問26. 問25で「ある」を選択された場合、その組織名等をご記述ください（表4）。

自己点検評価書の「改善・向上方策（将来計画）」の

I. 国内調査

実施状況を管理している組織は、「ある」が69.7%（198校）、「ない」が29.9%（85校）だった。「ない」の理由を聞く質問を設けなかったので推測になるが、担当の部局が責任を持つ、学長が確認するといった理由で「組織的な管理ではない」と判断した大学もあるだろう。しかし、それを考慮しても、「ない」が約3割とは高い数値と言えるのではないだろうか。

また、「ある」のうち、その組織の名称を「自己点検・評価委員会」と回答したのは50校になっている。問20において、同じ名称の「自己点検・評価委員会」が自己点検・評価を行っているのが121校あることを見れば、自己点検・評価とその結果を受けての取組みが別の流れとなっている大学が一定数あることが推測で

【表4】問26. 問25で「ある」場合、その組織名等大学

名称	回答校数	割合
自己点検・評価委員会	50	25.3%
自己点検評価委員会	13	6.6%
自己評価委員会	8	4.0%
大学評価委員会	6	3.0%
大学協議会	4	2.0%
学長室	3	1.5%
自己点検・評価運営委員会	3	1.5%
IR推進委員会	2	1.0%
運営会議	2	1.0%
運営企画室	2	1.0%
企画室	2	1.0%
経営企画課	2	1.0%
自己点検・自己評価委員会	2	1.0%
自己点検・評価実施委員会	2	1.0%
自己点検委員会	2	1.0%
常勤理事会	2	1.0%
将来計画委員会	2	1.0%
総務部企画課	2	1.0%
大学運営会議	2	1.0%
大学運営協議会	2	1.0%
大学事務局	2	1.0%
大学評議会	2	1.0%
点検評価委員会	2	1.0%
評価委員会	2	1.0%

※大学や法人の名称が付いている場合は省いた。

※割合は質問25で「ある」と回答した198校に対する比率。

複数の組織名を回答した大学があるため、合計は198にならない。

きる。

すでに平成30(2018)年から始まっている当機構の第3期認証評価では、「認証評価で指摘された事項」の対応状況を確認している。一方、「改善・向上方策（将来計画）」は大学の自主性に任されている。こちらも認証評価で確認することで、PDCAサイクルをより機能させる一助になるかもしれない。

短期大学の回答

IR室 / 改革会議 / 企画運営室 / 自己点検・評価委員会 / 自己点検・評価統括委員会 / 点検・評価委員会 / 理事会及び将来構想委員会（大学運営会議） 各1校

問27. 認証評価の結果について対応を検討する組織はどこですか（図28、29）。

問28. 問27で「その他」を選択された場合、その組織名をご記述ください。

認証評価の結果について対応を検討する組織を聞いたところ、質問20で回答の「自己点検・評価に関する組織」とした大学は82.7%（235校）であった。認証評価においては、自己点検・評価と同一の組織が評価結果の対応も行っている大学が多いことがわかる。「その他」の43校（15.1%）の記述を見ると、「運営委員会」「学長室」「評議会」などの自己点検・評価を行う組織より上部と推測できる組織と、「企画課」「総務部」などの事務局組織に大別できた。

なお、「無回答」が6校（2.1%）あった。認証評価では、結果によっては事後の報告書の提出が求められるなど、組織的な対応が必須である。これらの大学がどのような対応をしているのか、更なる調査が求められる。

問29. 認証評価の結果を受け、対応を検討する際の基本的なプロセスをご記述ください。

認証評価の結果について対応を検討するプロセスについて記述を求めたところ、問27の回答でも示されているように、自己点検・評価を行う組織やその下部組織が主体となり、検討結果を各部局へ指示するという回答が多かった。

自己点検・評価を行う組織を介在させず検討するケースでは、以下のような回答があった。

- ・学長、学長補佐、理事長など大学・法人の幹部職
- ・学長室、教授会、評議会、理事会など自己点検・

評価を行う組織より上部の組織

- ・改善事項ごとに定めた担当者
- ・検討委員会

問30. 自己点検評価書をどのように公表していますか (図30、31)。

問31. 問30で「その他」を選択された場合、その内容をご記述ください。

問32. 認証評価の結果が記載された「評価報告書」を学内外にどのように周知しましたか (図32、33)。

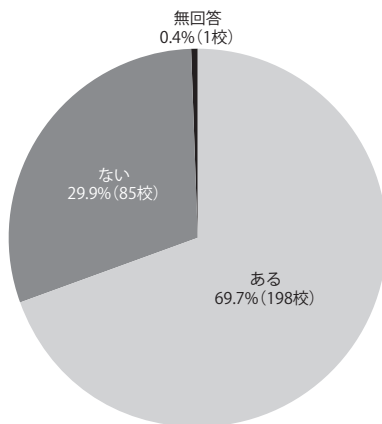
問33. 問32で「その他」を選択された場合、その内容をご記述ください。

「自己点検評価書」「評価報告書」の公表・周知方法は、「ホームページで全文を公表」が、自己点検評価書で269校(94.7%)、評価報告書は254校(89.4%)となり、多くの大学がホームページを活用している実態がわかった。

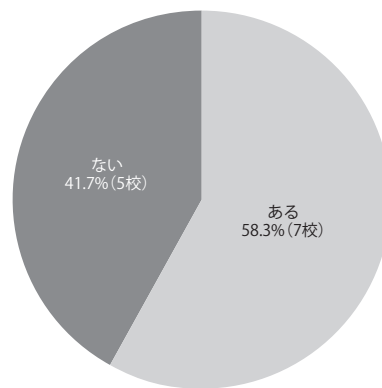
一方で、紙媒体を活用する大学は少ない。自己点検評価書は「冊子として刊行し、関係者に配付」が86校(30.3%)、評価報告書を「冊子として刊行し、学内関係者に配付」は57校(20.1%)であった。「学内で閲覧場所を設置」は自己点検評価書34校(12.0%)、評価報告書26校(9.2%)に留まった。

【図26】【図27】 問25. 自己点検評価書の各基準項目の「改善・向上方策(将来計画)」の実施状況を管理している組織等がありますか

【図26】 大学

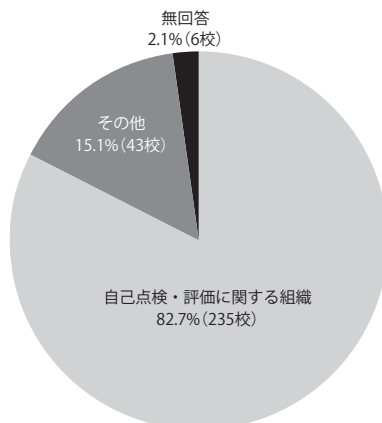


【図27】 短期大学



【図28】【図29】 問27. 認証評価の結果について対応を検討する組織はどこですか

【図28】 大学



【図29】 短期大学



I. 国内調査

問 34. 大学・短期大学のみで通知する「改善を要する点」にどのように対応しましたか（図 34、35）。

問 35. 公表された「参考意見」にどのように対応しましたか（図 35、36）。

問 36. 大学・短期大学のみで通知する「参考意見」にどのように対応しましたか（図 37、38）。

指摘された事項を「全て改善した」のは、大学のみの通知の「改善を要する点」は 47.2% (83 校) と半数近かったが、公表の「参考意見」は 27.6% (54 校)、大学のみの通知の「参考意見」は 21.5% (47 校) と差が見られた。「対応を検討したが、改善していない」は、「参考意見」では一定数あることは予想しており、公表で 10.2% (20 校)、大学のみ通知で 5.9% (13 校) となった。大学のみ通知の「改善を要する点」でも 6.8% (12 校) と、対応しない大学が少数ながらあることがわかった。

当機構では、評価チーム内での判断や判定委員会での審議に活用するために指摘事項の「判断例」を毎年作成している。その改定に際しては、この結果を大学

側の意識の表れとして参照すべきだろう。

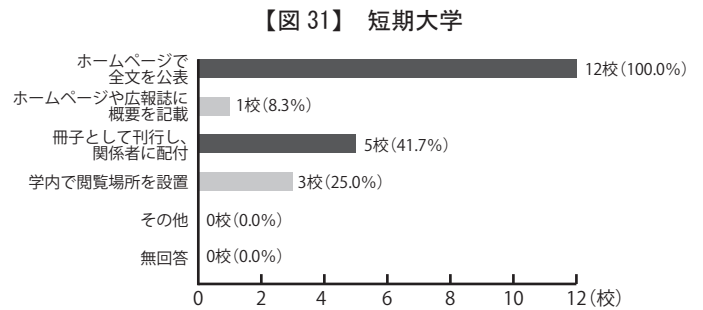
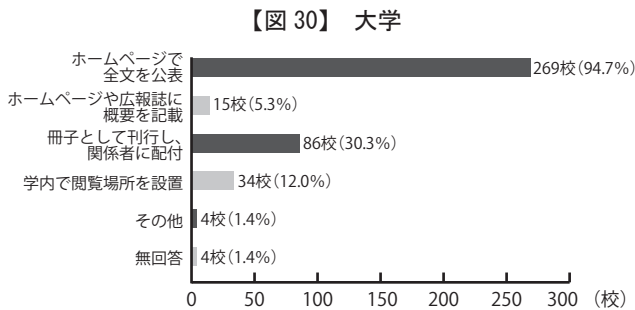
問 37. 「優れた点」の活用方法があればご記述ください。

「優れた点」の活用方法を求めると、70 校 (24.6%) から、以下のような具体的な事例が寄せられた。

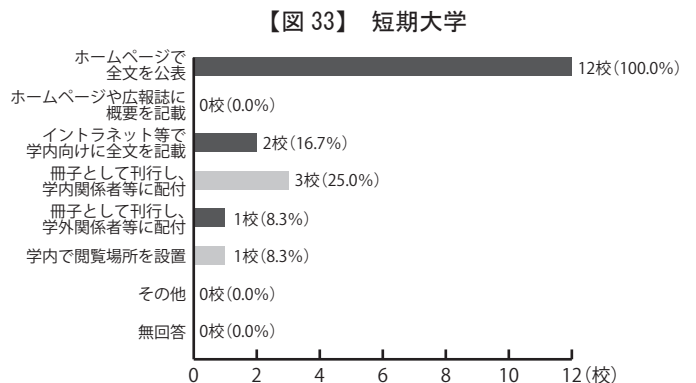
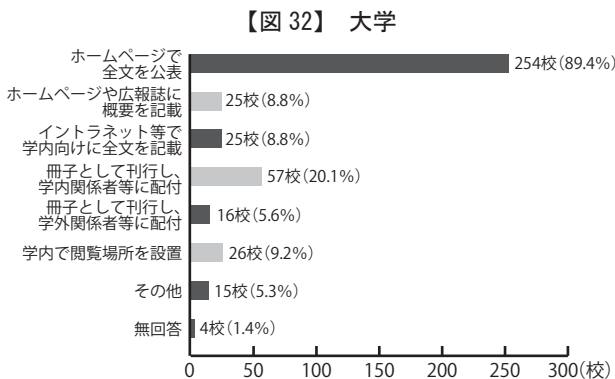
- ・オープンキャンパスや高校訪問などで高校教員・高校生へ直接 PR
- ・ホームページへや大学案内に掲載するなど広報活動
- ・対象範囲を拡大、プロジェクト化、予算の拡充、専任教員を補充など、「優れた点」の内容を拡充

また、具体的な活用方法ではないが、「継続して更に積極的に取り組んでいる」「意欲が高まった」など、「優れた点」として評価されたことで、教職員のモチベーションアップや、取り組み促進の契機となっている例もあることがわかった。

【図 30】【図 31】 問 30. 自己点検評価書をどのように公表していますか



【図 32】【図 33】 問 32. 「評価報告書」を学内外にどのように周知しましたか



問 38. 認証評価の結果をステークホルダー等にどのように説明しましたか（図 40、41）。

問 39. 問 38 で「その他」を選択された場合、その内容をご記述ください。

ステークホルダーへの認証評価結果の説明は「保護者会等で保護者に」が 77 校（27.1%）などとなったが、最も多かったのは「説明していない」で 106 校（37.3%）が選択した。

値としては次に高かった「その他」73 校（25.7%）の内容を見ると、ホームページに掲載したり、広報誌などを送付したりすることで「説明している」とみなしている大学が目立った。地元の自治体や企業関係者

への説明をしているという大学もあった。

「認証評価は適合を得るのが当然のため、ステークホルダーに説明する必要がない」との回答もあり、大学側の認識の違いが際立つ結果となった。

V 「独自の基準」について

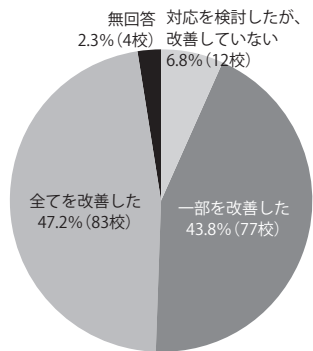
<設問の意図等>

第2期の認証評価では、新しいシステムとして「独自の基準」を導入した。この成果について検証するため、改革・改善に役立ったかどうかを聞いた（問 41）。ま

【図 34】～【図 39】 問 34～問 36. 指摘された事項への対応状況

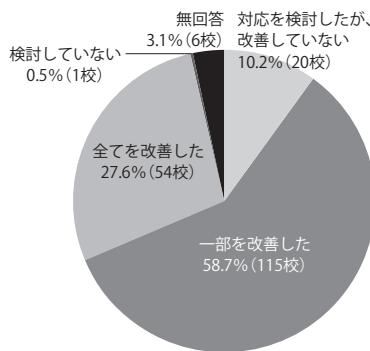
大学

【図 34】 大学のみに通知する「改善を要する点」への対応



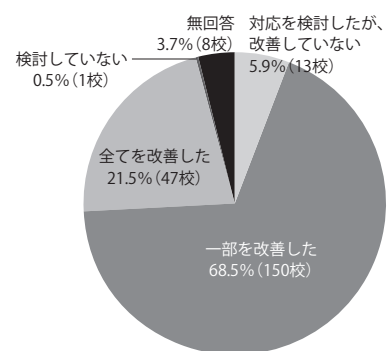
「指摘がなかった」と回答した 108 校を除く 176 校対象

【図 35】 公表された「参考意見」への対応



「指摘がなかった」と回答した 88 校を除く 196 校対象

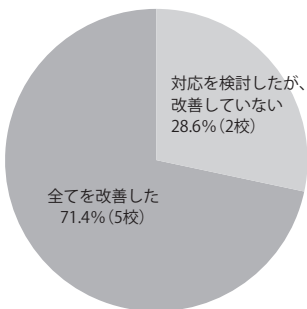
【図 36】 大学のみに通知する「参考意見」への対応



「指摘がなかった」と回答した 65 校を除く 219 校対象

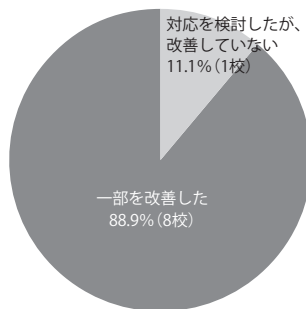
短期大学

【図 37】 短期大学のみに通知する「改善を要する点」への対応



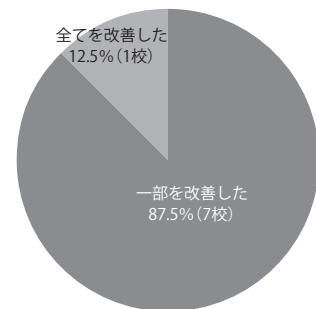
「指摘がなかった」と回答した 5 校を除く 7 校対象

【図 38】 公表された「参考意見」への対応



「指摘がなかった」と回答した 3 校を除く 9 校対象

【図 39】 短期大学のみに通知する「参考意見」への対応



「指摘がなかった」と回答した 4 校を除く 8 校対象

I. 国内調査

た、「独自の基準」は満たしている・満たしていないの判定を行わないなど、評価基準とは異なる評価システムになっているので、自由な意見を求めた（問 42）。

問 40. 認証評価を受ける際、「独自の基準」を設定しましたか（図 42、43）。

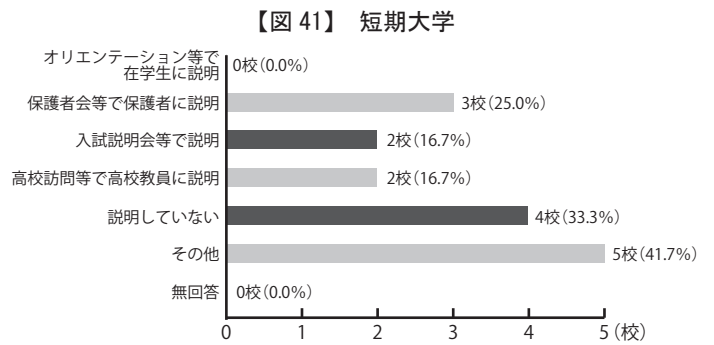
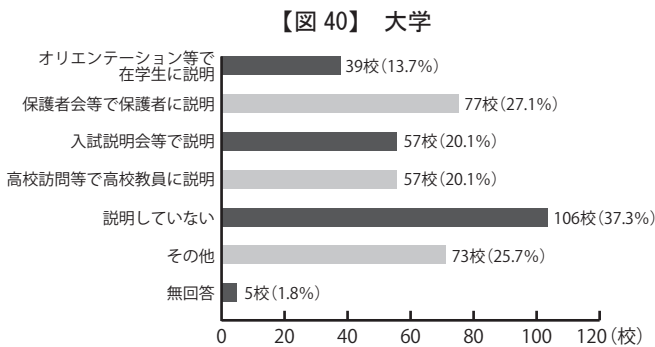
「独自の基準」を設定した大学は 245 校で 86.3%、設定しなかった大学は 34 校で 12.0%、無回答が 5 校 1.8% となった。ただし、認証評価の実施記録を見ると、実際に「独自の基準」を設定しなかった大学は 2 校にとどまっている。実際は「独自の基準」を設定していたのに「設定しなかった」と回答した大学に対し、問い合わせなどの確認はしていないが、回答者が「独

自の基準」が何であるかを理解せずに回答している、認証評価時の印象が薄く設定したかどうかを忘れている、などが考えられる。「独自の基準」に対する大学の意識のありようの一つとして捉えておきたい。

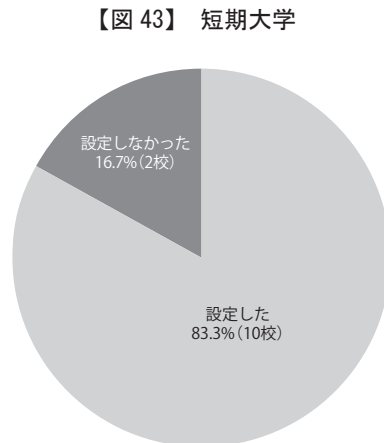
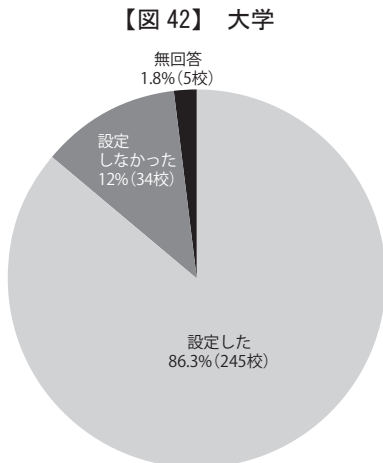
問 41. 評価報告書に記載の「概評」は、貴学の改革・改善の役に立ちましたか（図 44、45）。

「独自の基準」を設定したと回答した 245 大学に対し、評価結果として記される「概評」は改革・改善の役に立ったかどうかを聞いたところ、「とてもそう思う」が 51 校で 20.8%、「そう思う」が 157 校で 64.1% となった。概ね役に立ったと認識されているようだ。

【図 40】【図 41】 問 38. 認証評価の結果をステークホルダー等にどのように説明しましたか



【図 42】【図 43】 問 40. 認証評価を受ける際、「独自の基準」を設定しましたか



問42. 「独自の基準」を設定、自己点検・評価し、認証評価で「概評」を記す仕組みについて、ご意見をお聞かせください。

「独自の基準」への肯定的な意見をまとめると、以下のようになった。

- ・個性・特色をアピールできる有意義な仕組みである
 - ・自大学の強みを見直す、認識するよい契機となっている
 - ・改善・向上へのモチベーション向上に役立つ
 - ・客観的に評価されるので、広報に活用できる
- 一方、否定的な意見には以下のようなものがあつた。
- ・設定が難しい
 - ・地域貢献など、多くの大学で似たような基準になっている
 - ・改善を要する点や参考意見を付すなど、もう一步踏み込んだ評価をすべき
 - ・個性・特色は外部評価にはなじまない

これらの結果により、「独自の基準」は個性・特色を評価するシステムとして受け入れられている一方で、見直しを求める大学も少なからずあることがわかつた。当機構の第3期評価では、「独自の基準」は第2期に引き続き同様のシステムで評価しているが、今後、大学の意見を更に収集・分析し、より良いシステムになるよう検討すべきだろう。

VI 学修成果の可視化について

<設問の意図等>

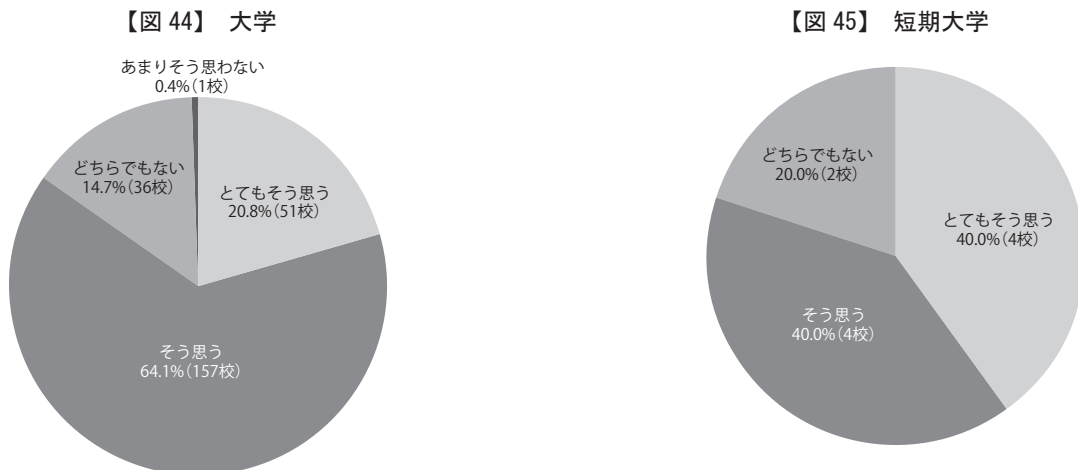
第2期の評価基準では基準項目の一つに「教育目的の達成状況の評価とフィードバック」を設定した。第3期は、これを「学修成果の点検・評価」と発展させ、「点検・評価方法の確立・運用」「その結果の教育内容等へのフィードバック」を評価している。これは第3期の重点評価項目である「内部質保証」に欠かせない要素であると当機構では捉えている。第2期では「点検・評価」の前段階として「学修成果の可視化」が各大学で進められてきたと考え、この実態を明らかにすることを目的とした質問である。

問43. 学修成果の可視化のために利用しているものを全て選んでください(図46、47)。

学修成果の可視化に利用しているものは、「GPAの状況」が最も多く222校(78.2%)、同水準で「学生を対象とした満足度調査・学修行動調査など」が221校(77.8%)、そして「単位修得・進級・修了の状況」が208校(73.2%)と続いた。少なかつたのは、「卒業論文・卒業制作等の水準」60校(21.1%)、「ルーブリック」61校(21.5%)などだつた。

「学修成果の可視化は行っていない」は11校(3.9%)だつた。理由として「導入に向け検討中」「可視化の前段階として学修成果を測る仕組みを整備することが優先」などが挙げられた。

【図44】【図45】 問41. 評価報告書に記載の「概評」は、貴学の改革・改善の役に立ちましたか



I. 国内調査

問 44. 問 43 で「国・団体・企業などが実施する試験・検定・アセスメントテストの結果」を選択された場合は、その名称や内容をご記述ください。

97 校 (34.2%) が回答した「国・団体・企業などが実施する試験・検定・アセスメントテスト」の内容は、概ね以下のように分類できた。

- ・看護師、管理栄養士など卒業要件となる国家資格や、取得のための模試
- ・インテリアプランナー、心理学検定など教育内容に関連する資格・検定
- ・日商簿記検定、秘書検定、宅地建物取引士など対象者が多様な資格・検定
- ・PROG、大学生基礎力レポート、基礎学力判定テストなど広範な能力を測るテスト
- ・実用英語技能検定、TOEIC、英語プレイスメントテストなどの英語力を測るテスト
- ・日本語検定、中国語検定、ハングル検定など英語以外の語学力を測るテスト
- ・公務員試験、教員採用試験など進路に直結する試験

なかでも「PROG」を導入しているとの回答が目立った。ジェネリックスキル（社会人基礎力）と呼ばれる能力を測るもので、その結果からディプロマ・ポリシーの達成状況の測定や入試制度の検証など、多様な利用が可能とされる。

問 45. 問 43 で「その他」を選択された場合、その内容をご記述ください。

問 46. 問 43 の回答について補足や説明があればご記述ください。

「その他」を選択した 13 大学の自由記述を見ると、「卒業制作の受賞歴など外部からの評価」「留年率・中退率」「就職率」などがあつた。

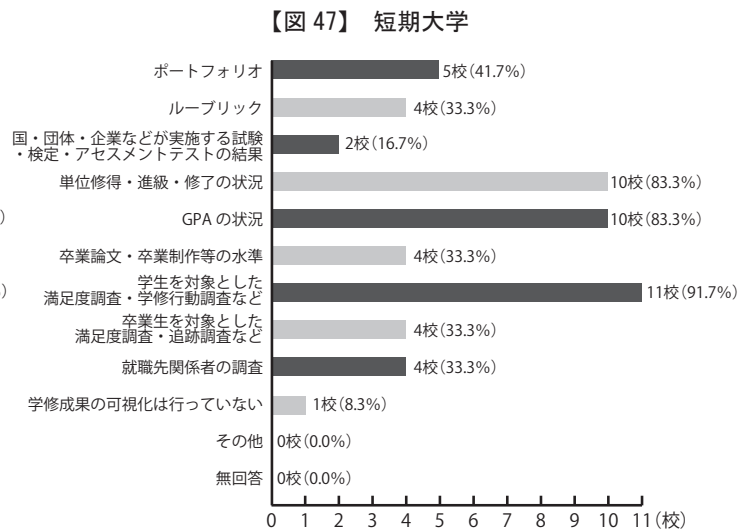
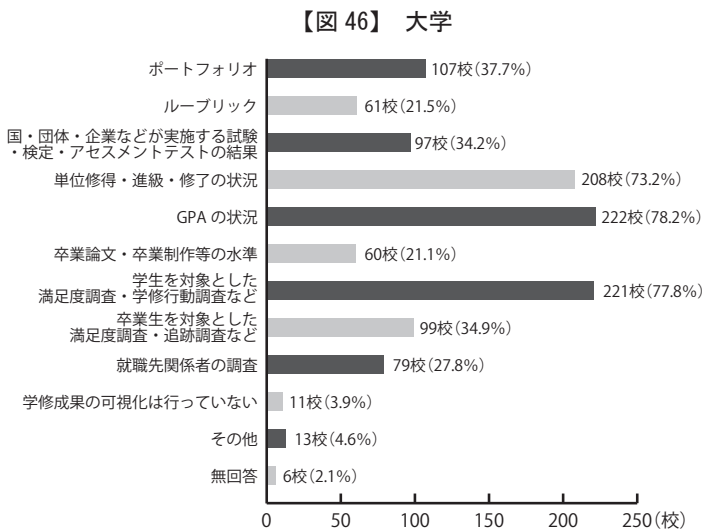
問 47. 学修成果の可視化の結果を、どのように活用されていますか。授業の改善など、活用する仕組みがあればご記述ください。

学修成果の可視化の結果を活用する方法を聞いたところ、148 校 (52.1%) から以下のような具体例が挙げられた。

※意味が変わらない範囲で文章を調整している。

- ・大学が設定する GPA の基準に満たない学生にアドバイザーが面談し、履修指導・学修計画の相談を行う
- ・授業アンケート結果を公表し、各教員が授業改善に役立てる
- ・学修状況調査を各学部・委員会に報告し、カリキュラムの検討などに役立てる
- ・国家試験取得率を大学に毎月報告し、学部・委員会・事務局が一体となって向上策を講じる
- ・アセスメントテスト結果を学生面談でフィード

【図 46】【図 47】 問 43. 学修成果の可視化のために利用しているもの



- バックし、自己理解・自己改善を求める
- ・ポートフォリオを学生と教員の対話のツールとすることで、学生の意見を授業改善に反映する

ほかに、「可視化の結果の活用を検討中」「大学として共有化できていない」「可視化は試行段階」など、可視化は行っている結果を活用できていない大学や、可視化の仕組み自体が確立していない大学もあった。

するための質問である。大学の「評価疲れ」が叫ばれて久しいが、当機構が評価機関として評価基準や評価のプロセスを大幅に変えることは難しい。運営上の改善点を見出し、大学の評価疲れを軽減する方法を探るために「負担を感じる点」についての問を設けた（問48、49）。また、問50では項目ごとの認証評価の必要性を聞くことで、第2期を終えて、認証評価制度が大学に認められている点、そうでない点について明らかにしようとした。

Ⅶ 認証評価制度についての考え

<設問の意図等>

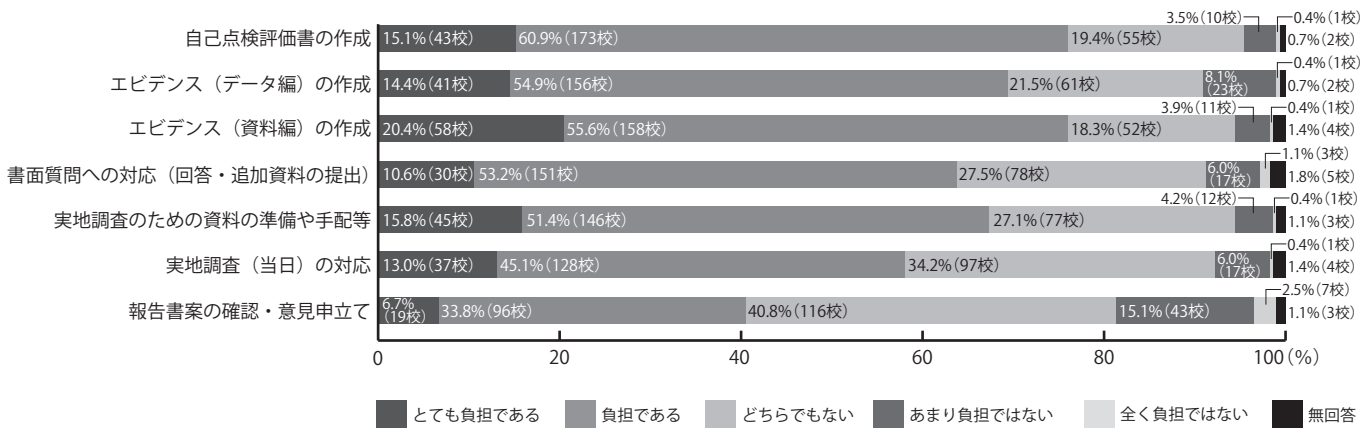
大学が認証評価制度に対して持つ感情・意見を把握

問48. 認証評価を受けることに負担を感じますか（図48、49）。

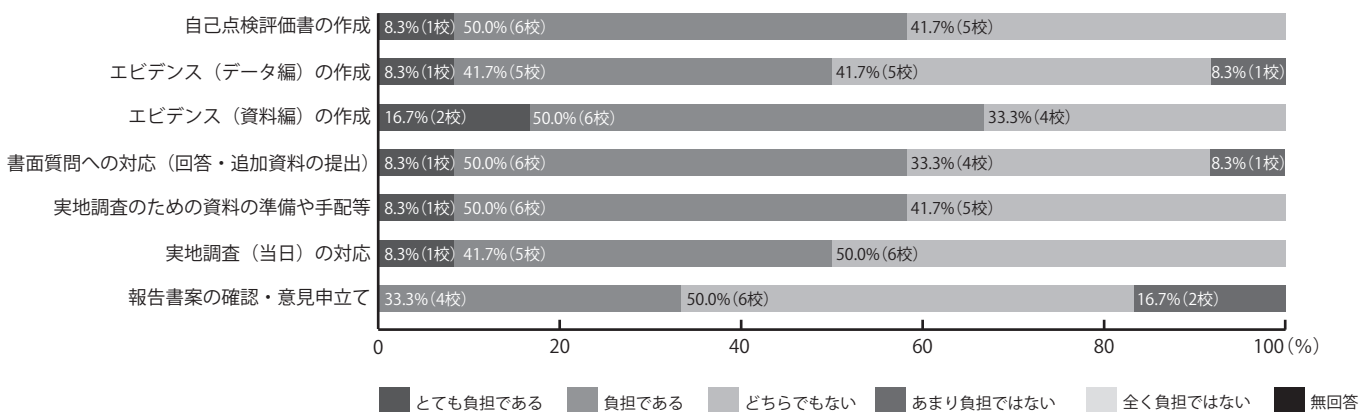
認証評価のどのプロセスでどの程度負担を感じるかを聞いたところ、「とても負担である」との回答率が

【図48】【図49】 問48. 認証評価を受けることに負担を感じますか

【図48】 大学



【図49】 短期大学



1. 国内調査

最も高かったのは「エビデンス（資料編）の作成」で20.4%（58校）、次いで「実地調査のための資料の準備や手配等」が15.8%（45校）だった。「とても負担である」「負担である」を合計すると、「自己点検評価書の作成」と「エビデンス（資料編）の作成」が同率で最も高く、計76.0%（216校）だった。

エビデンス（資料編）は、当機構が示す「エビデンスの例示」を読解しつつ、自己判定の根拠として適切なものを作成するという、単なる作業を超えた取り組みが必要である。そうして用意した大量の資料のファイリング、ラベリングの手間も合わせて、負担が大きかったと思われる。

「エビデンス（データ編）」は自己点検評価書やエビデンス（資料編）とともに提出が必要な資料であるが、その作成が「とても負担である」は14.4%（41校）にとどまった。フォーマットに数字などを入力する形式で、多くの入力項目は第1期認証評価と同様の理解で作業できるため、2度目の評価となる大学では負担感が低かったと推測できる。

評価チームからの質問に2週間で回答する「書面質問への対応」は、追加の資料請求もあり、負担感が大きいのではと予測していた。自由記述で「回答までの期間が短い」などの意見が見られたが、「とても負担である」は10.6%（30校）と予測に反して低い結果となった。

問 49. 上記の質問以外に、認証評価を受ける際に負担を感じる点があればご記述ください。また、負担感について、ご意見や補足があればご記述ください。

問 48 で例示した項目以外に、負担を感じる点を自由に記述してもらおうと、主に以下のようなものだった。

- ・ 学内の教職員の意識統一、委員会開催日時の調整、報告書のとりまとめなど、学内調整に関する負担
- ・ 日常業務に加えた業務になる、一部の教職員に仕事が集申し疲弊するなど、準備全般にかかる人的な負担
- ・ 資料請求や質問への対応などにおける精神的な負担
- ・ 提出資料の作成時期が繁忙期である、ほかの評価と重なるなど、時期的な負担
- ・ 評価料や実地調査に係る費用など費用面での負担
- ・ 実地調査での宿泊施設の確保、評価員の送迎、食事の手配などの作業負担

また、「評価員の興味や関心によると思える質問があった」「実地調査での面談が高圧的だった」など評価員に対して心理的な負担を感じたという記述もあった。その他、「改革・改善のためには当然行うべきこと」「認証評価は必要な負担である」など、負担を前向きに捉える意見もあり、認証評価制度の浸透が感じられる結果となった。

当機構としては、大学側の負担感が大きい点について、システム改善の余地がないか検討が必要だろう。第3期では、資料の一部を電子データでの提出を可能とするなど、資料作成の負担軽減をすでに図っているが、今後はその効果の検証も必要であろう。

問 50. 以下の観点において、認証評価制度はどの程度必要と思われますか（図 50、51）。

認証評価が必要であると思う度合いについて、項目ごとに回答してもらったところ、「とてもそう思う」「そう思う」が最も多かったのは「自学を客観的にみるために必要」で計95.5%校（271）、次いで「質の保証のために必要」で94.4%（265校）だった。自己点検・評価の検証を行うことで質の保証を支援するという、当機構の認証評価の目的が、多くの大学で認められていることが明らかになった。これは問8における「証評価の効果・影響」の調査結果とも整合している。

一方で「あまりそう思わない」「全くそう思わない」のは「他大学・短期大学の状況を知るために必要」「社会の支持を得るために必要」で、各6.3%（18校）、4.6%（13校）だった。この2項目については「どちらでもない」の割合も多く、当機構の評価機関としての活動に課題を与える結果となった。

問 51. その他、認証評価制度や評価機構への要望やご意見があればご記述ください。

9.2%にあたる26校から多様な要望や意見が寄せられた。一部を紹介する。

※文章は意味が変わらない範囲で調整している。

- ・ 学修成果、教学マネジメント、内部質保証等の定義を示してほしい
- ・ 補助金など、認証評価制度と行政とのリンクを望む
- ・ 自己評価担当者への研修を充実させてほしい
- ・ 画一的な評価ではなく、私学の独自性を尊重してほしい
- ・ 認証評価は法令事項のチェック、自己点検・評価

は自大学の課題解決や強化という点で別のものと
考えている

- ・ 認証評価は社会に対する責任について学ぶ機会である
- ・ 認証評価制度を社会に広く知られるような努力を望む

まとめ

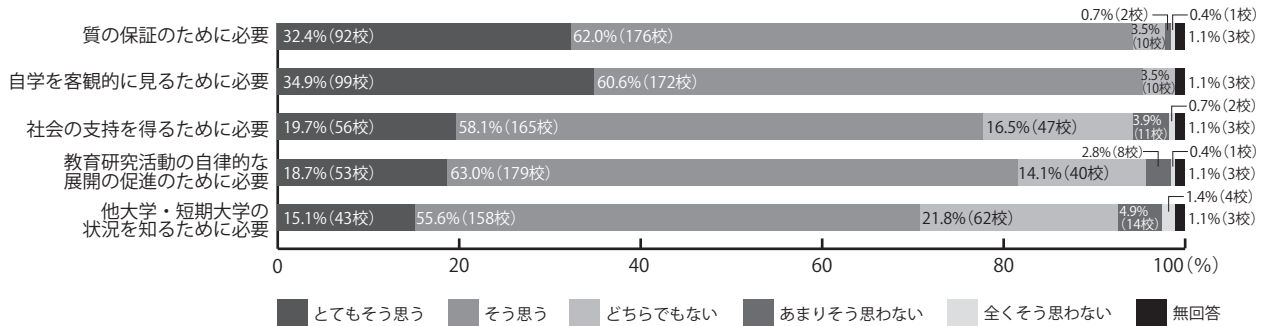
今回のアンケート調査では、多様な角度から質問をすることで、第2期の認証評価が大学にどのような影響を与えたか、大学が認証評価についてどのように感じているかなど、多くの状況を把握することができた。認証評価は、大学が自ら課題を発見し改善する契機として一定の効果を得ている一方で、個性・特色の伸長や社会からの信頼を得るといった側面には課題があった。評価の実施方法などの評価システムには一層の改善の余地があるだろう。

自己点検・評価や認証評価結果への対応体制やそのプロセス、学修成果の可視化への取組みなど、多くの事例が蓄積できたことも大きな成果であった。今後、当機構ではこれらの結果をもとに評価システムの改善に取り組んでいく予定である。

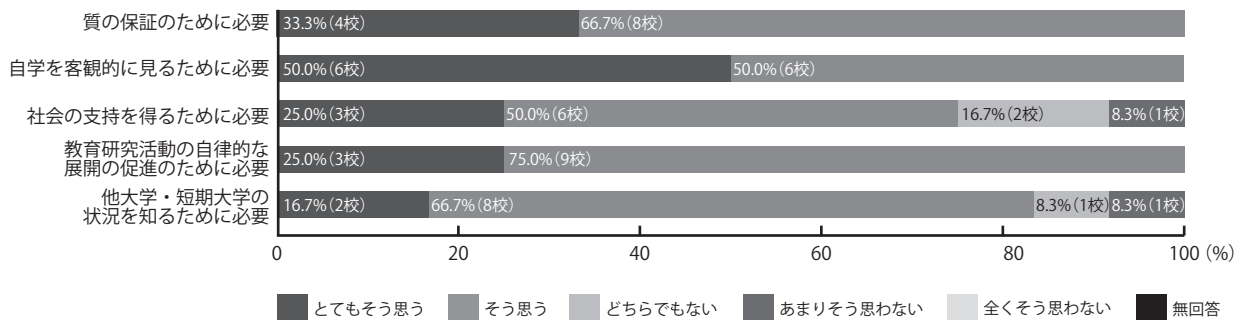
小林澄子（評価研究部評価研究課課長）

【図50】【図51】 問50. 以下の観点において、認証評価制度はどの程度必要と思われますか

【図50】 大学



【図51】 短期大学



I. 国内調査

アンケートにご協力いただいた大学・短期大学一覧

(五十音順)

※名称はアンケート実施時のもの

大 学

- 1 愛国学園大学
- 2 愛知学泉大学
- 3 愛知工科大学
- 4 愛知工業大学
- 5 愛知産業大学
- 6 愛知東邦大学
- 7 愛知文教大学
- 8 愛知みずほ大学
- 9 青森大学
- 10 青森中央学院大学
- 11 朝日大学
- 12 旭川大学
- 13 足利大学
- 14 芦屋大学
- 15 上野学園大学
- 16 宇部フロンティア大学
- 17 浦和大学
- 18 SBI 大学院大学
- 19 江戸川大学
- 20 エリザベト音楽大学
- 21 奥羽大学
- 22 桜花学園大学
- 23 桜美林大学
- 24 大阪青山大学
- 25 大阪大谷大学
- 26 大阪音楽大学
- 27 大阪河崎リハビリテーション大学
- 28 大阪観光大学
- 29 大阪芸術大学
- 30 大阪工業大学
- 31 大阪国際大学
- 32 大阪樟蔭女子大学
- 33 大阪商業大学
- 34 大阪成蹊大学
- 35 大阪総合保育大学
- 36 大阪電気通信大学
- 37 大阪人間科学大学
- 38 大阪物療大学
- 39 大阪保健医療大学
- 40 大手前大学
- 41 岡山学院大学
- 42 岡山商科大学
- 43 沖縄キリスト教学院大学
- 44 開智国際大学
- 45 嘉悦大学
- 46 鹿児島純心女子大学
- 47 金沢学院大学
- 48 金沢工業大学
- 49 金沢星稜大学
- 50 鎌倉女子大学
- 51 川村学園女子大学
- 52 関西医療大学
- 53 関西国際大学
- 54 関西福祉科学大学
- 55 神田外語大学
- 56 関東学園大学
- 57 畿央大学
- 58 吉備国際大学
- 59 九州看護福祉大学
- 60 九州国際大学
- 61 九州情報大学
- 62 共栄大学
- 63 京都医療科学大学
- 64 京都学園大学
- 65 京都華頂大学
- 66 京都情報大学院大学
- 67 京都造形芸術大学
- 68 桐生大学
- 69 金城大学
- 70 熊本保健科学大学
- 71 倉敷芸術科学大学
- 72 くらしき作陽大学
- 73 久留米工業大学
- 74 群馬医療福祉大学
- 75 甲子園大学
- 76 甲南女子大学
- 77 神戸芸術工科大学
- 78 神戸国際大学
- 79 神戸常盤大学
- 80 神戸山手大学
- 81 郡山女子大学
- 82 国際大学
- 83 国際医療福祉大学

84	こども教育宝仙大学	128	仙台大学
85	埼玉医科大学	129	千里金蘭大学
86	埼玉学園大学	130	相愛大学
87	サイバー大学	131	崇城大学
88	嵯峨美術大学	132	第一工業大学
89	作新学院大学	133	太成学院大学
90	札幌大谷大学	134	大同大学
91	札幌国際大学	135	高岡法科大学
92	産業能率大学	136	高崎商科大学
93	山陽小野田市立山口東京理科大学	137	高千穂大学
94	山陽学園大学	138	高松大学
95	志學館大学	139	宝塚大学
96	事業創造大学院大学	140	宝塚医療大学
97	滋慶医療科学大学院大学	141	多摩大学
98	四国学院大学	142	筑紫女学園大学
99	四條畷学園大学	143	千歳科学技術大学
100	静岡英和学院大学	144	千葉科学大学
101	静岡産業大学	145	千葉経済大学
102	静岡福祉大学	146	千葉工業大学
103	静岡理工科大学	147	千葉商科大学
104	至誠館大学	148	中京学院大学
105	四天王寺大学	149	中国学園大学
106	修文大学	150	中部大学
107	秀明大学	151	筑波学院大学
108	十文字学園女子大学	152	帝京大学
109	種智院大学	153	帝京科学大学
110	純真学園大学	154	帝塚山学院大学
111	松蔭大学	155	田園調布学園大学
112	尚綱大学	156	東亜大学
113	尚美学園大学	157	東海学院大学
114	昭和大学	158	東海学園大学
115	女子栄養大学	159	東京有明医療大学
116	白梅学園大学	160	東京医療学院大学
117	仁愛大学	161	東京音楽大学
118	杉野服飾大学	162	東京家政学院大学
119	鈴鹿大学	163	東京工科大学
120	鈴鹿医療科学大学	164	東京純心大学
121	公立諏訪東京理科大学	165	東京女子体育大学
122	成安造形大学	166	東京成徳大学
123	星槎道都大学	167	東京造形大学
124	聖徳大学	168	東京福祉大学
125	西武文理大学	169	東京富士大学
126	清和大学	170	東京未来大学
127	摂南大学	171	同朋大学

I. 国内調査

- | | | | |
|-----|---------------|-----|---------------|
| 172 | 東邦音楽大学 | 216 | 日本獣医生命科学大学 |
| 173 | 桐朋学園大学 | 217 | 日本女子体育大学 |
| 174 | 桐朋学園大学院大学 | 218 | 日本文化大学 |
| 175 | 東北医科薬科大学 | 219 | 日本文理大学 |
| 176 | 東北芸術工科大学 | 220 | 日本薬科大学 |
| 177 | 東北公益文科大学 | 221 | 人間環境大学 |
| 178 | 東北工業大学 | 222 | 人間総合科学大学 |
| 179 | 東北女子大学 | 223 | ノースアジア大学 |
| 180 | 東北生活文化大学 | 224 | 梅花女子大学 |
| 181 | 東北文化学園大学 | 225 | 梅光学院大学 |
| 182 | 常磐会学園大学 | 226 | 函館大学 |
| 183 | 徳島文理大学 | 227 | 八戸学院大学 |
| 184 | 徳山大学 | 228 | 八戸工業大学 |
| 185 | 苫小牧駒澤大学 | 229 | 浜松学院大学 |
| 186 | 富山国際大学 | 230 | 東大阪大学 |
| 187 | 豊橋創造大学 | 231 | 東日本国際大学 |
| 188 | 長岡大学 | 232 | 比治山大学 |
| 189 | 長崎ウエスレヤン大学 | 233 | 姫路獨協大学 |
| 190 | 長崎外国語大学 | 234 | 兵庫大学 |
| 191 | 長崎国際大学 | 235 | 弘前医療福祉大学 |
| 192 | 長崎総合科学大学 | 236 | 広島経済大学 |
| 193 | 長野大学 | 237 | 広島工業大学 |
| 194 | 名古屋音楽大学 | 238 | 広島国際大学 |
| 195 | 名古屋学芸大学 | 239 | 広島国際学院大学 |
| 196 | 名古屋経済大学 | 240 | 広島文化学園大学 |
| 197 | 名古屋芸術大学 | 241 | 広島文教女子大学 |
| 198 | 名古屋産業大学 | 242 | びわこ成蹊スポーツ大学 |
| 199 | 名古屋女子大学 | 243 | 福井工業大学 |
| 200 | 名古屋造形大学 | 244 | 福島学院大学 |
| 201 | 名古屋文理大学 | 245 | 福山大学 |
| 202 | 奈良大学 | 246 | 福山平成大学 |
| 203 | 奈良学園大学 | 247 | 富士大学 |
| 204 | 新潟医療福祉大学 | 248 | 文化学園大学 |
| 205 | 新潟経営大学 | 249 | 文化ファッション大学院大学 |
| 206 | 新潟国際情報大学 | 250 | 平安女学院大学 |
| 207 | 西九州大学 | 251 | 別府大学 |
| 208 | 西日本工業大学 | 252 | 北翔大学 |
| 209 | 日本工業大学 | 253 | 北陸大学 |
| 210 | 日本体育大学 | 254 | 北陸学院大学 |
| 211 | 日本医科大学 | 255 | 保健医療経営大学 |
| 212 | 日本ウェルネススポーツ大学 | 256 | 北海学園大学 |
| 213 | 日本映画大学 | 257 | 北海商科大学 |
| 214 | 日本経済大学 | 258 | 北海道科学大学 |
| 215 | 日本歯科大学 | 259 | 北海道情報大学 |

- 260 松本大学
- 261 松本歯科大学
- 262 南九州大学
- 263 身延山大学
- 264 宮崎国際大学
- 265 宮崎産業経営大学
- 266 武蔵野音楽大学
- 267 名桜大学
- 268 明海大学
- 269 明治国際医療大学
- 270 目白大学
- 271 ものつくり大学
- 272 盛岡大学
- 273 八洲学園大学
- 274 安田女子大学
- 275 ヤマザキ動物看護大学
- 276 山梨学院大学
- 277 横浜創英大学
- 278 横浜薬科大学
- 279 四日市大学
- 280 四日市看護医療大学
- 281 酪農学園大学
- 282 了徳寺大学
- 283 LEC 東京リーガルマインド大学院大学
- 284 稚内北星学園大学

短期大学

- 1 上野学園大学短期大学部
- 2 大阪音楽大学短期大学部
- 3 大阪芸術大学短期大学部
- 4 鎌倉女子大学短期大学部
- 5 作陽音楽短期大学
- 6 札幌大谷大学短期大学部
- 7 山陽学園短期大学
- 8 静岡英和学院大学短期大学部
- 9 東海学院大学短期大学部
- 10 中村学園大学短期大学部
- 11 兵庫大学短期大学部
- 12 文化学園大学短期大学部

第2期認証評価の検証に関するアンケート 質問票

I 貴学についてお尋ねします

1 設置されている学部（短期大学は学科）の種類を全て選んでください。

- 1 文学関係
- 2 教育学・保育学関係
- 3 法学関係
- 4 経済学関係
- 5 社会学・社会福祉学関係
- 6 理学関係
- 7 工学関係
- 8 農学関係
- 9 獣医学関係
- 10 薬学関係（臨床に係る能力目的）
- 11 薬学関係（臨床に係る能力目的を除く）
- 12 家政関係
- 13 美術関係
- 14 音楽関係
- 15 体育関係
- 16 保健衛生学関係（看護学関係）
- 17 保健衛生学関係（看護学関係を除く）
- 18 医学関係
- 19 歯学関係

2 設置されている学部（短期大学は学科）の数を教えてください。

3 設置されている研究科の数を教えてください。（大学のみご回答ください）

4 学部（短期大学は学科）の収容定員の合計数を教えてください。

5 研究科の収容定員の合計数を教えてください。（大学のみご回答ください）

6 学部（短期大学は学科）の在籍学生の合計数を教えてください。

7 研究科の在籍学生の合計数を教えてください。（大学のみご回答ください）

II 認証評価の成果についてお尋ねします

8 認証評価を受けたことが、次のような効果・影響につながったと思いますか。以下の項目ごとに、5か

ら1のうち一つ選んでください。

[5とてもそう思う／4そう思う／3どちらでもない／2あまりそう思わない／1全くそう思わない]

- 1 教育・研究の質の保証
- 2 教職員の改革・改善への意識の強化
- 3 強みや優れた点の明確化
- 4 強みや優れた点への積極的な取り組み
- 5 ステークホルダーに対する説明責任を果たすこと
- 6 社会から貴学への理解と支持を得ること
- 7 質保証に関する教職員の理解の深まり
- 8 PDCAの仕組みの整備
- 9 学内の連携・情報共有の促進
- 10 意思決定の仕組みの明確化
- 11 情報公開の促進
- 12 将来計画の策定
- 13 貴学が抱える問題点の明確化
- 14 貴学の改革・改善を支援・促進する契機
- 15 その他の効果・影響があればその内容をご記述ください。また、質問8の回答について補足・説明する事項があればご記述ください。

9 認証評価受審後の取り組みとして、実施又は計画していることを全て選んでください。

- 1 教育目的等の見直し
- 2 学部学科等の改組転換
- 3 三つのポリシーの整備・見直し
- 4 入試制度の変更
- 5 募集人員の変更
- 6 カリキュラムの改定
- 7 学修成果の可視化
- 8 学修成果の可視化の方法の改善
- 9 学生への各種アンケートの改善
- 10 卒業生、保護者、就職先などへの各種アンケートの導入・改善
- 11 FDの充実
- 12 SDの充実
- 13 施設・設備の整備・充実
- 14 各種規則類の整備
- 15 情報やデータ、文書等の整理
- 16 ホームページや広報誌など広報媒体の充実

- 17 教授会など教員組織の改編
- 18 事務組織の改編
- 19 教員の評価制度の導入・改善
- 20 職員の評価制度の導入・改善
- 21 IR室等の設置・充実
- 22 その他

10 質問9で「その他」を選択された場合は、その内容をご記述ください。また、質問2-9の回答について補足・説明する事項があればご記述ください。

11 認証評価受審後の取組みによって、どのような結果が見られましたか。当てはまるものを全て選んでください。

- 1 志願者の増加
- 2 入学者の増加
- 3 留年・休学者（率）の減少
- 4 退学者（率）の減少
- 5 就職率の上昇
- 6 競争的資金の獲得件数（額）の増加
- 7 理事会の出席率の上昇
- 8 評議員会の出席率の上昇
- 9 その他

12 質問11で「その他」を選択された場合は、その内容をご記述ください。また、質問2-11の回答について補足・説明があればご記述ください。

Ⅲ 自己点検・評価の体制についてお尋ねします

13 貴学全体の自己点検・評価を何年ごとに行うか決まっていますか。

[決まっている／決まっていない]

14 質問13で「決まっている」を選択された場合、それは何年ごとですか。

15 質問13で「決まっていない」を選択された場合、その理由や内容をお聞かせください。

16 貴学の自己点検・評価の評価基準はどのようなものですか。

[貴学独自のもの／評価機構と同じもの／その他]

17 質問16で「その他」を選択された場合、内容を教えてください。

18 2018年度から実施の評価機構の新基準に合わせて、貴学の自己点検・評価の基準を変更しますか。

[変更する／変更しない／未定]

19 質問18の回答の理由をお聞かせください。

20 自己点検・評価を行う組織（委員会など）の名称を教えてください。

21 質問20でお答えいただいた組織の長はどなたですか。

[学長／副学長／学部長／その他]

22 質問21で「その他」を選択された場合、その方の役職名をご記述ください。

23 自己点検・評価の基本的なプロセスを簡単にご記述ください。（例：「自己点検・評価委員会の指示を受け作業部会が各部署に報告書作成を依頼し、作業部会が報告書をチェックする」）

24 自己点検・評価を貴学全体のほかに部署や学部単位で行っている場合は、その内容をご記述ください。

Ⅳ 自己点検評価書及び認証評価の結果の活用についてお尋ねします。

※自己点検評価書＝認証評価時に評価機構に提出した報告書

25 自己点検評価書の各基準項目の「改善・向上方策（将来計画）」の実施状況を管理している組織等がありますか。

[ある／ない]

26 質問25で「ある」を選択された場合、その組織名等をご記述ください。

27 認証評価の結果について対応を検討する組織はどこですか。

[自己点検・評価に関する組織（質問20の回答）／その他]

28 質問27で「その他」を選択された場合、その組織名をご記述ください。

29 認証評価の結果を受け、対応を検討する際の基本的なプロセスをご記述ください。（例：「学長が部門長に指示」「自己点検・評価委員会で検討後、担当の委員会におろす」「検討委員会を立ち上げて検討」）

30 自己点検評価書をどのように公表していますか。あてはまるものを全て選んでください。

- 1 ホームページで全文を公表
- 2 ホームページや広報誌に概要を記載
- 3 冊子として刊行し、関係者に配付

I. 国内調査

- 4 学内で閲覧場所を設置
 - 5 その他
- 31 質問 30 で「その他」を選択された場合、その内容をご記述ください。
- 32 認証評価の結果が記載された「評価報告書」を学内外にどのように周知しましたか。あてはまるものを全て選んでください。
- 1 ホームページで全文を公表
 - 2 ホームページや広報誌に概要を記載
 - 3 イン트라ネット等で学内向けに全文を記載
 - 4 冊子として刊行し、学内関係者等に配付
 - 5 冊子として刊行し、学外関係者等に配付
 - 6 学内で閲覧場所を設置
 - 7 その他
- 33 質問 32 で「その他」を選択された場合、その内容をご記述ください。
- 34 大学・短期大学のみにも通知する「改善を要する点」にどのように対応しましたか。
[対応を検討したが、改善していない／一部を改善した／全てを改善した／検討していない／大学・短期大学のみにも通知の「改善を要する点」はなかった]
- 35 公表された「参考意見」にどのように対応しましたか。
[対応を検討したが、改善していない／一部を改善した／全てを改善した／検討していない／公表された「参考意見」はなかった]
- 36 大学・短期大学のみにも通知する「参考意見」にどのように対応しましたか。
[対応を検討したが、改善していない／一部を改善した／全てを改善した／検討していない／大学・短期大学のみにも通知する「参考意見」はなかった]
- 37 「優れた点」の活用方法があればご記述ください。
(例:「独自の学修プログラムが評価されたので、オープンキャンパスでPRした」「多様な奨学金が優れているとされたので、予算をつけて拡充した」)
- 38 認証評価の結果をステークホルダー等にどのように説明しましたか。あてはまるものを全て選んでください。
- 1 オリエンテーション等で在学生に説明
 - 2 保護者会等で保護者に説明
 - 3 入試説明会等で説明

- 4 高校訪問等で高校教員に説明
- 5 説明していない
- 6 その他

- 39 質問 38 で「その他」を選択された場合、その内容をご記述ください。

V 「独自の基準」についてお尋ねします。

※独自の基準＝当機構の評価基準のほかに、大学・短期大学が独自に設定し、自己点検・評価する基準

- 40 認証評価を受ける際、「独自の基準」を設定しましたか。
[設定した／設定しなかった]
- 41 評価報告書に記載の「概評」は、貴学の改革・改善の役に立ちましたか。
[5 とてもそう思う／4 そう思う／3 どちらでもない／2 あまりそう思わない／1 全くそう思わない]
- 42 「独自の基準」を設定、自己点検・評価し、認証評価で「概評」を記す仕組みについて、ご意見をお聞かせください。

VI 学修成果の可視化についてお尋ねします

- 43 学修成果の可視化のために、利用しているものを全て選んでください。
- 1 ポートフォリオ
 - 2 ルーブリック
 - 3 国・団体・企業などが実施する試験・検定・アセスメントテストの結果
 - 4 単位修得・進級・修了の状況
 - 5 GPA の状況
 - 6 卒業論文・卒業制作等の水準
 - 7 学生を対象とした満足度調査・学修行動調査など
 - 8 卒業生を対象とした満足度調査・追跡調査など
 - 9 就職先関係者の調査
 - 10 学修成果の可視化は行っていない
 - 11 その他
- 44 質問 43 で「国・団体・企業などが実施する試験・検定・アセスメントテストの結果」を選択された場合は、その名称や内容をご記述ください。(いく

つでも)

- 45 質問43で「その他」を選択された場合、その内容をご記述ください。
- 46 質問43の回答について補足や説明があればご記述ください。
- 47 学修成果の可視化の結果を、どのように活用されていますか。授業の改善など、活用する仕組みがあればご記述ください。

さい。

- 51 その他、認証評価制度や評価機構への要望やご意見があればご記述ください。

VII 認証評価制度についてのお考えをお尋ねします

- 48 認証評価を受けることに負担を感じますか。以下の項目ごとに、5から1のうち一つ選んでください。

[5とても負担である／4負担である／3どちらでもない／2あまり負担ではない／1全く負担ではない]

- 1 自己点検評価書の作成
- 2 エビデンス（データ編）の作成 ※所定の様式に入力して作成するデータ集
- 3 エビデンス（資料編）の作成 ※大学・短期大学が独自に作成する資料集
- 4 書面質問への対応（回答・追加資料の提出）
- 5 実地調査のための資料の準備や手配等
- 6 実地調査（当日）の対応
- 7 報告書案の確認・意見申立て

- 49 質問48の項目以外に、認証評価を受ける際に負担に感じるがあればご記述ください。また、負担感について、ご意見や補足があればご記述ください。

- 50 以下の観点において、認証評価制度はどの程度必要と思われますか。各項目で5から1のうち一つ選んでください。

[5とてもそう思う／4そう思う／3どちらでもない／2あまりそう思わない／1全くそう思わない]

- 1 質の保証のために必要
- 2 自学を客観的に見るために必要
- 3 社会の支持を得るために必要
- 4 教育研究活動の自律的な展開の促進のために必要
- 5 他大学・短期大学の状況を知るために必要
- 6 その他に認証評価制度が必要と思われる観点があれば、その内容をご記述ください。また、質問44の回答で補足・説明があればご記述ください。

②クロス集計分析

評価員養成検討委員会

委員長 吉田 修

(愛知産業大学)

本研究は、平成 30(2018)年 7 月 19 日～9 月 7 日に実施された「第 2 期認証評価の検証に関する調査研究

[1] アンケート調査」に関して、単純集計の「①集計結果の概要と分析」(本報告書の p.68 以降に掲載)とは異なる「クロス集計」を行うことによって明らかとなった分析結果の報告である。

§ 1. 研究の目的

平成 16(2004)年度から高等教育機関に義務付けられた 7 年以内ごとの認証評価は、平成 30(2018)年度に第 3 期を迎えた。当機構も、平成 17(2005)年度から私立大学を中心に機関別認証評価を実施し、7 年ごとに認証評価システムの見直しを図ってきた。その見直しの基礎的な検討資料の一つが、今回の分析対象である「第 2 期認証評価の検証に関する調査研究 [1] アンケート調査」である。

なお、同様なアンケートは毎年実施されているが、このような集計分析は、当機構が実施している機構自身に関する『平成 30 年度 自己点検・報告書』*の 4- (5)「国際関係及び調査研究」や、『平成 29 年度 外部評価結果報告書』**の基準 4-2「調査研究の実施」においても指摘されている、「認証評価機関そのものを行う調査研究活動」の重要な一つとなっている。従って、今回の集計分析は私が所属している評価員養成検討委員会等においても、委員会自身の活動の自己点検・評価の際の重要な基礎的資料(いわば、当機構の「IR 情報」である。)となっている。

特に、平成 30(2018)年度は、文部科学省の平成 28(2016)年 3 月 31 日付け「学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定

める省令」の具体的な指摘もあり、また当機構の認証評価システムも第 3 期として「新評価システムに基づく認証評価を実施する」年度であった関係から、第 2 期までに認証評価を受審した大学・短期大学に対して「認証評価活動の影響や活用状況等」を、より詳細に調査研究したいとの要望が関係委員会からなされた。

本研究の目的は、上記のような要望に対応し、従来の単純集計に加えて、「クロス集計」という視点から、具体的には、調査対象校の「①設置学部数規模の 3 つのカテゴリー」と「②大学全体の収容定員充足率の 3 つのカテゴリー」に基づくクロス集計(後には、「③文系・文理系・理系」の 3 つのカテゴリーに基づくクロス集計が追加された)を基に、第 2 期までに認証評価を受審した大学・短期大学における「認証評価活動の影響や活用状況等」を、より詳細に分析し、第 2 期認証評価の成果と課題、および新たにスタートする第 3 期認証評価への課題を明らかにすることにある。

付記するならば、昨今のビッグ・データ活用や AI 科学の進歩のなかで、当機構が長年にわたって蓄積してきたアンケートも含み、その他の多様な情報データは、日本の高等教育に対する認証評価活動に関する貴重な「財産」であり、今回の分析も、このようなデータの保全・活用の一助にでもなれば、幸いである。

§ 2. 統計上の諸注意

①クロス集計の分析対象校の統計量に関して

☞ pp.67f 参照***

分析対象校は、「[1] アンケート調査」にある通り、過去平成 24(2012)年度から平成 29(2017)年度までに当機構の認証評価を受審した評価校 333 大学の内、回答をいただいた 284 大学が単純集計上の分析対象校の統計量である。しかし、その中から大学院大学 8 校、データの欠損(記載なし、数値間違い等)等があった大学を除くと、設置学部数では n=272 大学、収容定員

* 公益財団法人 日本高等教育評価機構『平成 30 年度 自己点検・報告書』
https://www.jiheer.or.jp/outline/pdf/self_inspection/h30_self_inspection.pdf

** 公益財団法人 日本高等教育評価機構『平成 29 年度 外部評価結果報告書』
https://www.jiheer.or.jp/outline/pdf/self_inspection/h29_external_evaluation.pdf

***本研究と対応している「①集計結果の概要と分析」の参照ページ

充足率では n=264 大学がクロス集計上の有効な統計量となった。

なお、§5 の「II 認証評価の成果について」の「問 9. 認証評価受審後の取組みとして実施または計画していること」と「問 11. 認証評価受審後の取組みによって見られた結果」の統計量は、この質問の「複数回答」のみに限定したクロス集計となっており、他の項目のデータ欠損を無視した関係上、対象校数が増加し、n=283 校となっている。

また、付記するならば、大学院大学 8 校および短期大学 16 校に関しては、統計量が少なく、今回は本研究

の分析対象とはしなかった。

②クロス集計を行う 3 つの視点に関して

☞ pp.68f 参照

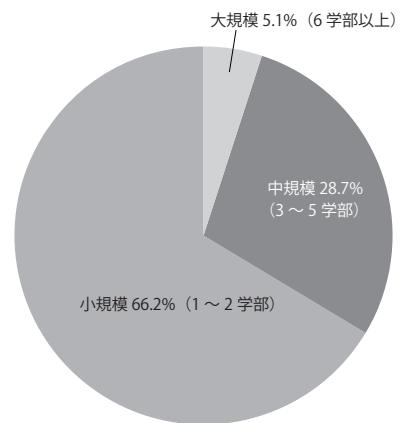
次に、272 大学のクロス集計を行うにあたって、分析対象校のカテゴリー（属性）毎の特徴・傾向をより明確にするために、3 つの視点、即ち「設置学部数」、「収容定員充足率」、「文系・文理系・理系」の視点毎に、分析対象校を以下のように 3 カテゴリーに分類し、クロス集計を行った。

・設置学部数による 3 つのカテゴリー

表 1

設置学部数	度数	%	占有%	分類	
10 学部	2	0.7	5.1	カテゴリー 3	大規模
8 学部	2	0.7			
7 学部	6	2.2			
6 学部	4	1.5			
5 学部	13	4.8	28.7	カテゴリー 2	中規模
4 学部	24	8.8			
3 学部	41	15.1			
2 学部	87	32			
1 学部	93	34.2	66.2	カテゴリー 1	小規模
合計	272	100	100		

図 1

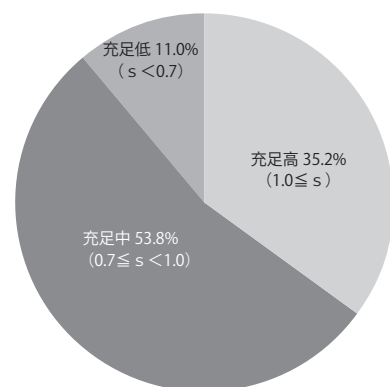


・収容定員充足率による 3 つのカテゴリー

表 2

収容定員充足率	度数	%	占有%	分類	
1.20 以上	5	1.9	35.2	カテゴリー 3	充足高
1.20 未満 -1.10 以上	31	11.7			
1.10 未満 -1.00 以上	57	21.6			
1.00 未満 -0.90 以上	50	18.9	53.8	カテゴリー 2	充足中
0.90 未満 -0.80 以上	46	17.4			
0.80 未満 -0.70 以上	46	17.4			
0.70 未満 -0.60 以上	18	6.8	11.0	カテゴリー 1	充足低
0.60 未満 -0.50 以上	4	1.5			
0.50 未満	7	2.7			
合計	264	100.0	100.0		

図 2



※収容定員充足率 = 在籍学生数 ÷ 収容定員数

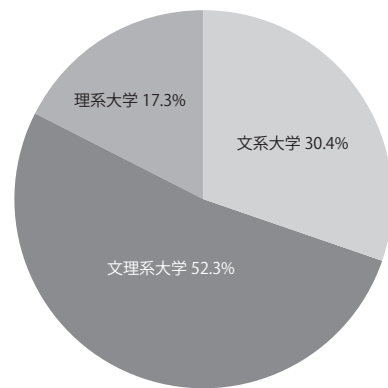
I. 国内調査

・文系・文理系・理系による3つのカテゴリー

表 3

文理による大学分類	度数	%
文系大学	86	30.4
文理系大学	148	52.3
理系大学	49	17.3
合計	283	100.0

図 3



*文系・文理系・理系のカテゴリーの作成に関しては、大学全体の特徴づけのため、以下のような基準に基づいて作成した。

下記の学部のみから構成されている大学を「文系大学」とする。

- ・文学関係 ・教育学 ・保育学関係 ・法学関係 ・経済学関係 ・社会学
- ・社会福祉学関係

下記の学部のみから構成されている大学を「理系大学」とする。

- ・理学関係 ・工学関係 ・農学関係 ・獣医学関係 ・薬学関係 ・保健衛生学関係
- ・医学関係 ・歯学関係

下記の学部および文系と理系の両学部から構成されている大学を「文理系大学」とする。

- ・家政関係 ・美術関係 ・音楽関係 ・体育関係

③クロス集計の分析対象に関して

アンケートの 51 項目の質問に関して、「複数回答」「自由記述」も含み、272 大学からの回答すべてに関して、クロス集計を行い、分析を行った。

しかし、構造化されたアンケートによくみられる傾向であるが、多くのクロス集計において、ほとんど差異が見られなかった。特に、「1 とてもそう思う 2 そう思う 3 どちらでもない 4 あまり思わない 5 まったく思わない」の 5 段階評価法で選択する回答では、あまり差異が見られなかった。

従って、本報告書では、紙面の都合もあり、特徴的な差異が確認された分析結果を選択して、報告する。

§ 3. 「II 認証評価の成果について」のクロス集計分析

「II 認証評価の成果について」の内、「問 9. 認証評価受審後の取組みとして、実施又は計画していること

を全て選んでください」（複数回答）及び「問 11. 認証評価受審後の取組みによって、どのような結果が見られましたか」（複数回答）の両回答において、特徴的な差異が見られた。

以下では、クロス集計とその分析結果から、最初に、「収容定員充足率」の 3 カテゴリーに基づいて、特徴的な傾向を解明する。

①「問 9. 認証評価受審後の取組みとして、実施又は計画していることを全て選んでください」

☞ pp.70ff 参照

図 4 は、「収容定員充足率」による 3 つのカテゴリー毎に、「認証評価受審後の取組みとして、実施又は計画」に関して、特徴的な差異が見られた項目のみを明示したグラフである。

具体的には、「充足低」のカテゴリーでは「16 ホームページや広報誌など広報媒体の充実」が高く、「充足

低」及び「充足中」の 카테고리では、「充足高」の 카테고리に比べ、「2 学部学科等の改組転換」と「5 募集人員の変更」が高い比率となっている。また、「充足高」の 카테고리では「15 情報やデータ、文書等の整理」が高い比率となっている。

収容定員充足率が1.0(100%)以下の大学(「充足低」と「充足中」)にとって、「充足率を上げる」ことが喫緊の課題であり、その意味で、「改組」や「募集人員の変更」が、大学の改革・改善の具体的かつ喫緊の取組みとなるのは必然であると推測される。

②「問11. 認証評価受審後の取組みによって、どのような結果が見られましたか」

☞ pp.72f 参照

図5は、「収容定員充足率」による3つの 카테고리毎に、「認証評価受審後の取組みによって、達成された結果」に関して、特徴的な差異が見られた項目のみを明示したグラフである。

具体的には、「収容定員充足率」が「充足低」の 카테고리では「4 退学者(率)の低下」と「6 競争的資金の獲得件数(額)の増加」が他の 카테고리より高く、「充足中」の 카테고리では「2 入学者の増加」

が高く、そして「充足高」の 카테고리では「1 志願者の増加」が極めて高い比率であり、「認証評価受審後の取組みによって、達成された具体的な結果」として明確に確認できる。

認証評価受審後の取組みによって、どの 카테고리でも、志願者や入学者の増、また退学者(率)の低下という成果を得られたことは、「認証評価」が単なる評価ではなく、受審大学の改革・改善を「支援・促進する」ものである、という認証評価の在り義が再確認できたと考える。

§4. 「II 認証評価の成果について」の「その他」の自由記述のクロス集計分析

「問11. 認証評価受審後の取組みによって、どのような結果が見られましたか」の複数選択の項目の中に適切な項目がない場合、あるいは「より詳細に内容を記述したい場合」の選択項目「その他」に記載された「自由記述回答」には、集計結果に特徴的な差異が見られた。以下に、特徴的記述が読み取れた「設置学部数」における分析結果を掲載する。記述の中には、「まだまだ」というものも多いが、それぞれ個性の異なる大学にお

図4 問9. 認証評価受審後の取組みとして実施または計画していること

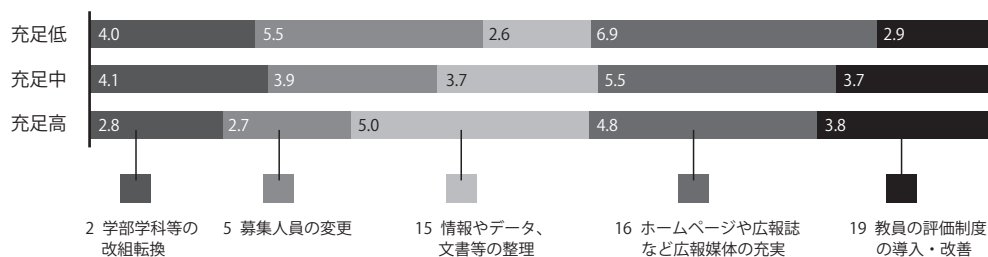
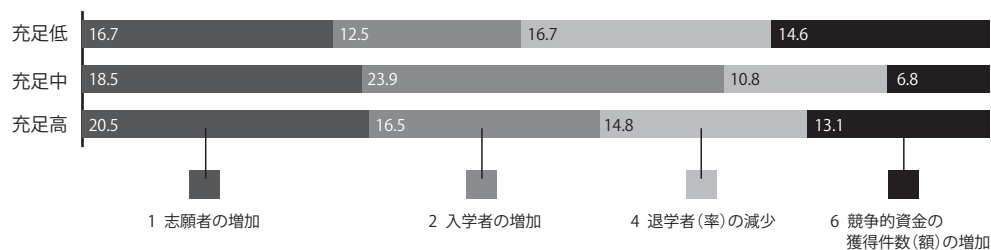


図5 問11. 認証評価受審後の取組みによって見られた結果



※全ての選択肢の具体的内容については、参照ページで確認。

I. 国内調査

ける改革・改善の生の姿が読み取れ、認証評価にとって、非常に貴重な資料である。特に、「小規模大学」においては、「短期間で成果がでるものではない」との認識が表明されている一方で、「定型にあてはまらない種々の努力」の跡が読み取れ、今後確かな成果として実を結ぶことを期待するばかりである。

①「問 12. 問 11 で「その他」を選択された場合は、その内容をご記述ください。また、問 11 の回答について補足・説明があればご記述ください」

☞ pp.72f 参照

表 4 問 12. 問 11 で「その他」を選択した場合の内容、問 11 の回答の補足説明

規模別	自由記述内容
大規模	問 11 の様な、数値における明確な変化は見られないが、アクション・プランの整備、教育課程におけるカリキュラム・マップやカリキュラム・ツリー、ナンバリングの構築などの取り組みを行うことにより、教育の質の向上を目指すことへの認識が一層高まった。
	現段階では計画中の段階であり、まだ結果は得られていない。
	三つのポリシーの見直しを行い、教育内容を充実させるべく教育課程の改正に繋げることができた。新たな校舎やスポーツ施設等の整備計画。就職率は H28(2016)年度卒、H29(2017)年度卒ともに同率の 91.8%であったことから、問 11 の回答は「その他」を選択した。
	国家試験等合格率の向上。
中規模	現在のところ特にありません。
	問 11 でチェックした成果は受審がきっかけではなくたまたま独自の取り組みとタイミングが合っていた。
	問 11 に示されている項目についてはまだ見られていないが、すべての項目が個別に存在するのではなく、何らかの関係性を持っていることを改めて確認できた。
	キャンパス整備の検討。
	学内の改善のきっかけとなった。
	受審して間もないため、問 11 の項目に該当するものがなかったため。

中規模	将来的に改善されることは多くあるかと思うが、認証評価受審後の取り組みの効果等は現状では見受けられない。
	特に変化なし。
	平成 29 年度受審の為、具体的な成果は不明。
	役員、法人部門の認証評価への理解。
小規模	「改善を要する点」に指摘された「理事・評議員の選任手続き」。
	18 歳人口の減少、大都市圏への学生集中という社会環境のもと、多くの大学が収容定員割れの状況の中で、本学は認証評価受審後 4 年間、志願者数に大きな減少はなく、また収容定員を超える在学生数を維持していることは、教育面での取り組みの成果であると考え。
	2018 年度の入学者は 430 人であり、まだ定員の充足までには至っていないが、かなり増加した。また、今年度のオープンキャンパスの参加者数の増加により、2019 年度の入学者数も増えるのではないかと期待している。また、退学者や留年・休学者の発生防止にはかなりの力を入れて取り組んでいるが、まだ減少させるところにまでは成果が表れていない。
	IR 室の設置により、学内情報の整理が進んでいる。
	SD・FD 教職員研修の参加に対する姿勢
	この中に選択肢がない。内部質保証の向上は確実にみられた。
	ディプロマポリシーを到達点としたカリキュラムの整合性、評価の平準化、指導の共通化が向上した。
	まだ顕著な結果が現れるまでに至っていない。
	まだ上記項目において結果が見られない。
	学内で大学運営の共通認識ができて今後の経営改善、運営改善に役立つ。
規程類の改廃、見直し。	
規模が小さく専門性の強い学校は結果を導くのが難しい。	
教員の意識改革。	
教職員の意識改革。	
教職員の点検・評価に対する意識の向上。	

小規模	顕著に表れているものはありません。
	学部の新専攻設置で、志願者・入学者の増加があった。
	現段階で具体的な検証は行っていません。
	昨年受審したので、まだ目立った結果は表れていない。
	昨年度(平成29年度)に受審し、現在、取組みの実施中あるいは計画中であるため、まだ結果には至っていない。
	昨年度受審いたしましたので、その結果を受けて、ご指摘いただいた事項を検討し、できるところから改善に取り組んでいるところです。まだ結果が見えるまでには至っておりません。・・・大学を持つ法人のプライドと社会的責任を改めて認識する機会になりました。
	昨年度受審しましたため、まだ目に見える成果はございません。
	昨年度受審なので、まだ効果が分からない。
	志願者及び入学者について、減少傾向を示していたが、入試制度等の見直しなどにより、2年連続で回復傾向が見られる(減少傾向からの回復のため、定員充足からの増加というよりも減少傾向からの回復のため、その他とした)。
	事務組織の実情を踏まえた改編を実施したことで、大学運営の一翼を担う組織としての機能をより一層発揮できるようにした。
	受審後1年経過しておらず、現在、参考意見等への対応について検討しているところであり、結果は出ていない。
	受審前より高い水準を維持している。
	将来計画WG、学生募集WG、取組改善WGを設置してそれぞれ成果が表れている。
	上記の項目において、著しい変化はない。
	組織としてどのように自己点検・評価を実施するのか、その際の目的は何なのか、またLOの役割と任期、自己点検評価委員会及び同運営委員会の役割について改めて検討することができた。
	短期大学部を含めた全学的な視点が強化されたと認識している。
	中長期計画の策定

小規模	認証評価による取組みというよりは、大学事業の継続的発展を目指す自律的な活動により、志願者・入学者は堅調に増加しています。
	平成29年度に受審して間もないため、平成30年度を終えてからでないと結果を判断することは難しく、今回は無回答としています。
	平成29年度受審のため結果についてはまだ確定できていない。
	平成31年度の志願者に増加傾向はみられるが、受審以降、制度改革・改善の途上であり、認証評価との直接的な関連性は確認できていない。
	明確な結果はまだ出ていない。
	目につくようなものはない。
	目に見える結果はまだであるが、今後成果として現れることを期待している。

§ 5. 文系・文理系・理系の3つのカテゴリーによるクロス集計分析

上記までのクロス集計とその分析結果を、当機構の評価システム改善委員会に報告した際、委員から「文系と理系の大学とでは認証評価に対する取組み姿勢が異なるように感じる。できたら文系大学・理系大学・文理融合大学の3つのカテゴリーでのクロス集計をお願いしたい」との依頼があり、実施したのが以下の「文系・文理系・理系の3つのカテゴリーによるクロス集計分析」である。

クロス集計分析の対象は、§3の「II 認証評価の成果について」の「問9. 認証評価受審後の取組みとして、実施又は計画していることを全て選んでください」(複数回答)及び「問11. 認証評価受審後の取組みによって、どのような結果が見られましたか」(複数回答)の両回答のクロス集計分析である。

①「問9. 認証評価受審後の取組みとして、実施又は計画していることを全て選んでください」

☞ pp.70ff 参照

最初に、図6が、「問9. 認証評価受審後の取組みとして、実施又は計画していることを全て選んでください」に関するクロス集計である。

具体的には、「理系」のカテゴリーでは「14 各種規

I. 国内調査

則類の整備」と「16 ホームページや広報誌など広報媒体の充実」が高く、「文理系」では「2 学部学科等の改組転換」と「21 IR室等の設置・充実」が高く、「文系」では「2 学部学科等の改組転換」と「14 各種規則類の整備」が高い比率となっている。

特に目立つのが、文理系と文系を合わせた「2 学部学科等の改組転換」と「5 募集人員の変更」である。この特徴は、収容定員充足率が1.0（100%）以下の大学（「充足低」と「充足中」）の特徴とも類似している。その意味で、「文系」・「文理系」の категорияと、収容定員充足率が「充足低」「充足中」の категорияでは、「理系」や「充足高」の大学より、改革・改善の取組みの具体策として「2 学部学科等の改組転換」や「5 募集人員の変更」は、計画・実施がしやすく、また有効であると考えられる。

②「問11. 認証評価受審後の取組みによって、どのような結果が見られましたか」

pp.72f 参照

図7が、「問11. 認証評価受審後の取組みによって、どのような結果が見られましたか」に関するクロス集計である。

具体的には、「理系」の categoriaでは「3 留年・休学者（率）の減少」と「4 退学者（率）の低下」が高く、「文理系」では「4 退学者（率）の減少」と「5 就職率の上昇」が高く、「文系」では「2 入学者の増加」と「6 競争的資金の獲得件数（額）の増加」が高い比率であり、「認証評価受審後の取組みによって、達成された具体的な結果」として明確に確認できる。

それぞれの categoriaによって達成された結果は異なっているが、§3における分析結果と同じく、具体的な結果が達成されている点において、認証評価の存在意義を再認識できたと考える。

§ 6. 学修成果の可視化に関する結果の活用（補足）

①「問47. 学修成果の可視化に関する結果の活用」に関するクロス集計分析

当機構の、平成30(2018)年度から開始された第3期の「新評価システムに基づく認証評価」が目指す「教育の内部質保証」において、「基準項目3-3 学修成果の点検・評価」、具体的には、教育の点検・評価の具体的内容としての「学修成果の可視化」が、最重要基準項目の一つとして位置づけられている。

図6 問9. 認証評価受審後の取組みとして実施又は計画していること

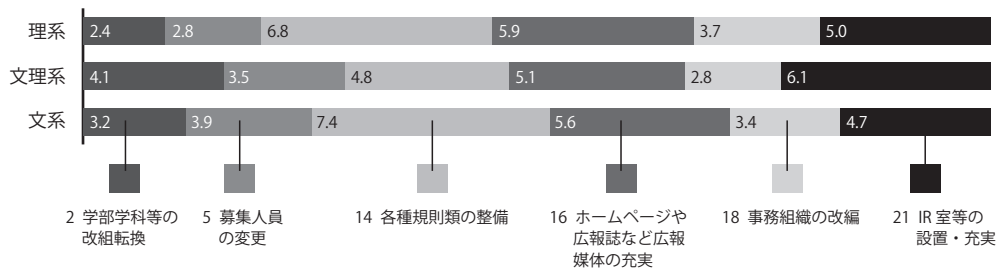
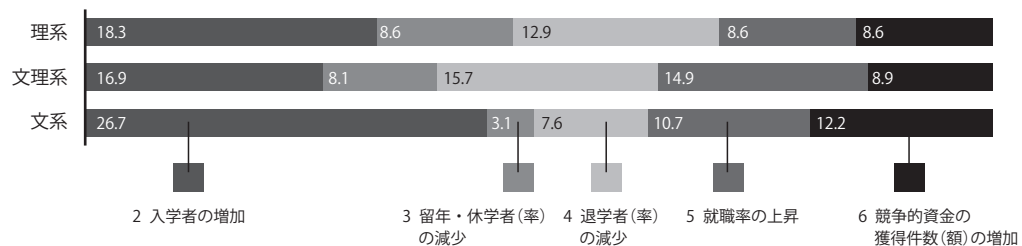


図7 問11. 認証評価受審後の取組みによって見られた結果



このような趣旨から、平成28(2017)年度と、やや早い時期ではあるが、本アンケートにおいても「VI 学修成果の可視化について」という質問を設けている。

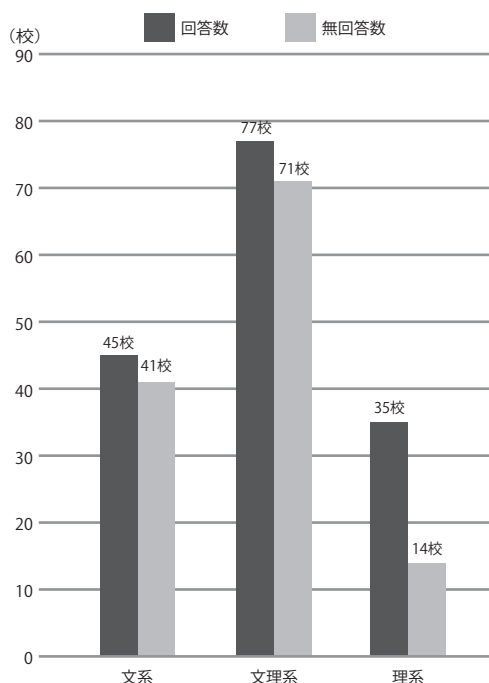
☞ pp.83ff 参照

「問43. 学修成果の可視化のために利用しているものを全て選んでください」との質問に対する複数回答となっている。具体的には、「ポートフォリオ」、「ルーブリック」、「国・団体・企業などが実施する試験・検定・アセスメントテストの結果」、「単位修得・進級・修了の状況」、「GPAの状況」、「卒業論文・卒業制作等の水準」、「学生を対象とした満足度調査・学修行動調査など」、「卒業生を対象とした満足度調査・追跡調査など」、「就職先関係者の調査」の9項目と「学修成果の可視化は行っていない」、「その他」を合わせた計11項目が選択肢となっている。

新しい評価システムに関連した、少し先行的な質問でもあるが、多くの大学が回答を行っている。例えば、「ポートフォリオ」、「ルーブリック」、「国・団体・企業などが実施する試験・検定・アセスメントテストの結果」、「資格取得」、「就職率」等。

しかし、この質問の関連として設定された「問47. 学修成果の可視化の結果を、どのように活用されていますか」との質問になると、奇妙な現象が起きていた。

図8 問47. 学修の成果の可視化の結果の活用



それが読み取れるのが、図8である。

図8は、§5で行った「文系」「文理系」「理系」の3つのカテゴリでのクロス集計分析を行った際に発見したクロス集計である。

ここで注目すべき結果は、可視化の結果の活用に関する「無回答数」の多さであり、特に「文系」の無回答数の多さである。

このことは、卒業までに取得すべき資格等が明確な理系大学とは異なって、文系大学の「学修成果の可視化」の具体化とその活用の困難さを示唆していると思われる。また逆に、理系大学における成績の可視化が「資格取得」に限定化されやすく、「大学教育の質の保証」の観点から十分に議論されない恐れを秘めているようにも思われる。

いずれにせよ、「学修成果の可視化」の課題は、第3期の「新評価システムに基づく認証評価」が目指す「教育の内部質保証」の最重要課題の一つに挙げられるものであり、今後とも種々の議論を重ねていく必要のある課題であると考ええる。

§7. おわりに

冒頭にも述べたように、昨今のビッグ・データ活用やAI科学の進歩のなかで、機構が長年にわたって蓄積してきたアンケートも含み、その他の多様な情報は、日本の高等教育に関する貴重な「財産」であると考ええる。このような情報を活用し、認証評価活動の改革・改善のため、また認証評価を受審される各大学の特徴・個性にあった改革・改善を支援するための、きめ細かい研究活動を行っていきたいと考えている。

今回のささやかな集計分析が、大学等の改革・改善の一助になれば幸いである。

テーマ2 第2期認証評価の検証に関する調査研究 [2] 訪問調査

1. 訪問調査の目的

当機構の認証評価第2期（平成24(2012)年度から29(2017)年度まで）に当機構の認証評価を受けた大学・短期大学に対し、認証評価が大学・短期大学の内部質保証に果たす役割について具体的な事例を調査すること。

2. 訪問調査の方法

対象と実施日時

「第2期認証評価の検証に関するアンケート」に回答した大学・短期大学のうち、8大学・1短期大学を対象として実施した。調査校を選定の際には、多様な事例が調査できるよう、規模、学問分野、所在地などを考慮した。調査校の名称と実施日時は以下の通り。

大学名	実施日時
くらしき作陽大学	12/10（月）14:00～16:00
神戸常盤大学	12/ 5（水）13:00～15:00
産業能率大学	12/10（月）14:00～16:00
志學館大学	12/17（月）13:00～15:00
千葉商科大学	12/18（火）10:00～12:00
東北公益文科大学	11/21（水）14:00～16:00
福井工業大学	11/29（木）14:30～16:30
北海道科学大学	10/26（金）13:00～15:00

短期大学名	実施日時
作陽音楽短期大学	12/11（火）10:00～12:00

実施方法

あらかじめ質問票を送付したうえで、調査校を訪問し、約2時間のインタビューを行った。調査校側の出席者については調査校の判断とした。

3. 訪問調査の結果

次項から、調査結果を掲載する。なお、くらしき作陽大学と作陽音楽短期大学は個別に調査を行ったが、同一法人のため、2校まとめて調査結果を作成した。

くらしき作陽大学

作陽音楽短期大学



日 時

平成 30(2018)年 12月 10日 (月) 14:00 ~ 16:00
12月 11日 (火) 10:00 ~ 12:00

場 所

くらしき作陽大学 1号館理事会議室

面談者

松田 英毅 氏 理事長・学長
松田 藤夫 氏 副理事長
正木 秀明 氏 監査役
花井 康明 氏 事務局長
宇佐美 博 氏 教育企画部長
濱田 秀樹 氏 経営企画部長
富田 延宏 氏 教育支援室長

訪問者

伊藤 敏弘 (事務局長兼評価研究部部長)
石森 靖明 (評価事業部評価事業課)
丹 奈緒美 (評価事業部評価事業課)

1. 大学の概要

学校法人作陽学園は、昭和 5(1916)年 4月に岡山県津山市に津山女子高等技芸学院の名称で創立したことに始まる。昭和 26(1951)年に岡山県では最初の短期大学として作陽短期大学家庭科を設立した。昭和 41(1966)年 4月には、4年制の作陽学園大学が創立され、その後、作陽音楽大学に改称し音楽学部として発展してきた。平成 8(1996)年 4月に、大学・短期大学とも倉敷市の誘致により現在の倉敷市玉島地区に移転し、大学は、くらしき作陽大学に改称し現在に至る。

建学の精神は「大乘仏教に基づく宗教的情操教育により豊かな人間性を涵養する」であり、「慈悲と智慧」と「以和為貴」(和をもって貴しとなす)、「以礼為本」(礼をもって本となす)の精神を備えた清浄で円満な人格の持ち主の育成を目指している。また、本学園の教育理念(学是)である「念願は人格を決定す 継続は力なり」は、「慈悲と智慧」、「和と礼」を身に付けた立派な人間になるため「大いなるもの」からの願いに気づき、一途にそれに応え続けていく姿勢からその人の本当の人格が生まれるというみ教えからきている。「音楽」「食文化」「子ども教育」の3分野において、真のプロフェッショナルを養成する作陽学園を目指し教育に取り組んでいる。

第2期の認証評価は平成 25(2013)年に大学と短期大学を当機構で同時受審し、大学・短期大学ともに「自己点検・評価に基づくPDCAサイクルと、教職員個人の目標設定によるPDCAサイクルを融合し、制度化するとともに、自己点検・評価システムを有効に機能させている」ことが高く評価された。

今回のインタビュー調査では、5年前の認証評価の経験を踏まえ、2年後に予定している認証評価へ向けて現在行っている自己点検・評価を中心に伺った。

2. 自己点検・評価体制

質保証は、これまで学内のそれぞれの部署で行われていたが、全学で共通認識を図るために、平成 29(2017)年の末に寄附行為細則第3章に内部質保証方針(第6条)を加えた。令和 2(2020)年度の認証評価受審に向けて、平成 30(2018)年度は試行的に自己点検・評価を実施することとした。

まず、自己点検・評価活動、目標管理制度、人事評価制度、事業計画(予算)・事業報告(決算)のスケジュールを一つにまとめた平成 30(2018)年度の年間スケジュールを作成し、学内に周知した。

具体的には7月から自己点検・評価を行い、そこで挙げられた問題点を9月の全教職員会議で共有し、法人全体としての学園重点目標を設定した。その後、組織目標、個人目標、事業計画、予算作成を行い、翌年の2月ごろに人事評価のスケジュールを立てて実施することとした。

さらに、寄附行為細則改定(内部質保証)に基づき、アセスメントポリシーを平成 30(2018)年に策定し理事会の承認を得た。教育の成果を可視化し教育改善に資するために、学生の入学前から卒業後までの状況を、

I. 国内調査

『大学全体の指標』『学部の指標』『科目の指標』の三つのレベルで評価指標を策定し、多面的に評価している。集約したデータは、IR推進室において分析しレポートを発行している。このレポートは、自己点検委員会、(教学面)改革会議、(運営面)運営会議に諮り、最終的には理事会の承認を得ることとしている。その後、レポートは全教職員宛にEメールで配信され、事業改善・業務改善に役立てられている。

自己点検・評価活動は、自己点検委員会とその上位組織である改革会議において毎年度実施している。年度ごとに自己点検評価管理表を作成し、その評価項目及び評価の視点を決めて実施している。この管理表には、評価の視点ごとに点検部門(主担当・副担当)、自己評価、実施状況、エビデンス・資料、改善への問題(要因)、改善・向上方策(将来計画)を記述し、エクセルの表で全体の充足状況が確認できるように工夫している。また、これまでは当機構の評価基準に限定して項目を設定していたが、今年度からは、補助金項目(運営面・教学面)や経営強化(経営改革点検)の点検項目を追加して実施している。

実施のプロセスとしては、まず、委員会から各点検部門へ自己点検・評価を依頼し、それを委員会で集約している。自己評価、実施状況、改善への問題(要因)、改善・向上方策(将来計画)は点検部門が担当をする。その結果は、改革会議に報告し、そこで課題への対応の優先順位を決めて実行している。また、この自己点検評価の結果を次年度の重点目標に設定し、それを踏まえて各部局の目標を設定するなど、PDCAサイクルを継続的に回している。

3. 教育の質保証への取組について

教育の質保証のためのPDCAサイクルについて、まず大学全体としては、これまで自己点検・評価の結果を踏まえて次年度のカリキュラム改革を行うことはできていなかった。しかし、平成30(2018)年度からはIR推進室で自己点検を分析した調査報告書をもとに、全学部長が関わっている改革会議において検討し、必要に応じて次年度カリキュラム改革につなげていく予定である。

個々の授業評価については、教員の人事評価を通じて課題を見出し、改善に努めている。教職員個人の人事評価については、年度ごとに「業績貢献自己報告書・人事評価表」を各教員が作成し、それに基づいて行っている。教員の人事評価では、教育、学生指導・支援、



松田学長は、「挨拶・掃除・合掌」の人間教育が大事であると常に学生に話をしている。

研究(演奏を含む)管理運営、社会貢献、人事の各項目について、実績や達成状況を記入する。その状況を踏まえてS・A・B・C・Dの5段階で評価を行っている。Bを基準として、S・Aはプラス評価、C・Dについては、マイナス評価となる。評価は、第一次評価から第三次評価まであり、第一次は、学科長による絶対評価、第二次は、学部長による相対評価、第三次は、学長による最終評価を実施している。それぞれの評価は、判断基準を示した「教育職員/評価基準」に基づき行われている。この判断基準は、教員にも周知されている。人事評価結果は、翌年度の等級に反映されることになるが、マイナス評価により昇級が行われないことはあっても実際に給与が下がることはない。学部長は、これらの個々の教員の評価の状況を勘案し、来年度の目標設定に反映するよう各教員にアドバイスしている。

事務職員については、教員とは異なる事務職員用の職務領域を定めて、等級ごとに目標を定めて行っているが、それに対する人事評価表は、個々の職員ではなく上長が作成している。

人事評価については、これらの評価のほか学園全体としての重点目標のもと、大学、短期大学、高等学校、こども園のそれぞれの機関の目標、その下に組織目標を定めている。教職員は、その組織目標に従って個人の重点項目管理表を作成し、その年度の重点項目に関する成果について評価を行っている。このように、人事評価と学園重点目標の二つをあわせた総合評価が行われている。

4. 認証評価の準備と活用

自己点検・評価を通じて、文部科学省の政策などを



把握できることは大きなメリットであるということであった。自己点検・評価の作業については、担当者間では、負担に感じるという者もいれば、どこまで詳細な点検・評価を行ったほうが良いのかという意見もある。点検・評価するだけが目標となるのではなく、その結果をどのように活用していくのが重要であり、最終的には、学生のために生かされなければならない。さらに、学内への周知については、年3回(4・9・1月)に実施する全教職員会議において、学園としての全体像(年度重点目標)の説明及び年度のFD・SDの目標等を全教職員に周知徹底し、学園として何を手掛けていかなければならないかという全体像を説明していくことで理解を促している。

5. 学修成果の可視化に向けて

学修成果の可視化については、学部ごとに検討している。管理栄養士の国家試験などがある食文化学部では、どのぐらい実力が付いたかはわかるが、音楽学部や短期大学音楽学科では、芸術分野であるために共通の基準設定が難しく、また、子ども教育学部では、GPA以外において数値化することは難しいとのことであった。しかし、学部共通で言えることは、卒業生がいかに社会で活躍しているかが、大学の教育の成果であると考えられている。さらに、専門性については学修成果の可視化についてある程度捉えられるが、人間性についての可視化は難しいとのこと、これはどの大学でも挙げられる課題であろう。

6. まとめと所感

前回の認証評価で初めて大学と短期大学が同じ年度に当機構で受審したことで、学園全体としての自己点検・評価活動を始めるきっかけになった。学校教育法上、大学と短期大学はそれぞれ7年以内に認証評価を受け

る必要があるが、同一法人内の大学と短期大学の規模や分野、立地などを勘案すると、同時受審することで、効率化が図れるとともに、学園全体の状況の点検評価が行われ、理事長のリーダーシップのもと学園の重点目標が設定されることは、非常に有効であると感じた。また、大学も同時受審をすることで負担感は大きく軽減され、デメリットは全くなかったという。

更に、学園の重点目標から機関レベル、組織レベル、個人レベルと連動して目標設定を行うことで、学園の重点目標の達成のために法人と大学が一枚岩となって進めていくシステムは、理事長・学長の強いリーダーシップのもと目標達成のために機動性が高く、かつ目標がぶれない仕組みとなっている。今後は、学園の規模や作業の負担を考え、更なる自己点検・評価を行う組織の改組も考えているとのことであった。

自己点検・評価や認証評価は大学の改革・改善を促すうえで必要な大学の重要な作業ではあるが、法人や大学の規模や教職員数、専門等を踏まえ、組織や人員の配置の見直しを行うことにより重複部分を極力避け、効率化を図ることは有効である。最終的には、各大学の学生が何ができるようになったかが重要であり、そのためのアカウンタビリティが大学に求められている。

伊藤 敏弘(事務局長兼評価研究部部长)

<大学の基本情報>

【所在地】

岡山県倉敷市玉島長尾 3515

【学部・研究科】(2018年5月1日現在)

学部・研究科	学科・研究科専攻
音楽学部	音楽学科
食文化学部	栄養学科 現代食文化学科
子ども教育学部	子ども教育学科
音楽研究科	音楽専攻

<第2期の大学機関別認証評価>

【時期】

平成25(2013)年度

I. 国内調査

【結果】

適合

<短期大学の基本情報>

【所在地】

岡山県倉敷市玉島長尾 3515

【学科】 (2018年5月1日現在)

学科	専攻
音楽学科	音楽専攻

<第2期の短期大学機関別認証評価>

【時期】

平成 25(2013) 年度

【結果】

適合

神戸常盤大学



日時

平成30(2018)年12月5日(水) 13:00～15:00

場所

神戸常盤大学 研究室棟

面談者

中村 忠司 氏 (法人本部長 地域交流センター長)

平澤 仁 氏 (庶務課 課長)

三林 一哉 氏 (庶務課 課長補佐)

訪問者

小林 澄子 (評価研究部評価研究課課長)

小野 一 (評価事業部評価事業課)

佐藤 基 (評価事業部評価事業課)

1. 大学の概要

神戸常盤大学の起源は、明治41(1908)年、神戸元町地区(現在の神戸市中央区)に設立された私立家政女学校に見ることができる。女子の実学教育機関を熱望した地区の人々が私財を持寄って実現させた学校である。110年を経てなお引継がれる「実学教育」と「人間愛教育」という教育方針は、こうした歴史を表している。

神戸市長田区に移転後も、長く地域の女子教育を担ってきたが、昭和42(1967)年に男女共学の神戸常盤短期大学を設置、平成20(2008)年にその一部を改組する形で大学を開校した。保健科学部と教育学部を擁し、臨床検査技師、看護師、小学校教諭など「いのちを支える専門職業人」の育成を目的としている。

第2期の認証評価は平成26(2014)年度に受け、「適合」を得た。「独自の基準」に「社会連携」を設定して地域交流センターやボランティアセンターなどの活動を記述し、地域にとってかけがえのない大学であると評価

された。

2. 自己点検・評価の体制

大学では自己点検・評価委員会が中心となって自己点検・評価を行っている。副学長を委員長として、各部署の管理的立場の教職員で構成される。このうち各学科から一人選出される委員は、あえて学科長ではない教員とし、学科内で自由な議論ができるよう配慮しているようだ。

自己点検・評価委員会は、組織図上は教授会の下に置かれた大学の組織であるが、大学、短期大学、学校法人が一体となって自己点検・評価を行っている。学校法人の規模が比較的小さく、相互に関連することが多いためだ。

学校法人には運営委員会が置かれている。理事長を委員長とし、委員は学長、学部長、学科長、教務委員長、法人本部長などで構成されている。運営委員会は自己点検・評価委員会と連携して、各部署の自己点検・評価の結果を確認し、課題や改善すべき点などについて協議を行っている。

発見された課題への対応は、このほかに教学関係は月一度開催される学長会議が、運営面は事務局の企画調整課や法人事務局があたっている。

認証評価時には、これらの組織に加え、認証評価準備委員会と代表者連絡会を設けて自己点検・評価を推進する体制となっている。

3. 認証評価のための取組み

大学は平成26(2014)年度に認証評価を受けた。開学以来初めての認証評価であったが、自己点検・評価委員会は短期大学時代から設置され、継続して活動の実績があったため、準備は比較的スムーズに進んだ。

まず、評価の2年前にあたる平成24(2012)年に認証評価準備委員会を立上げた。自己点検・評価委員会の委員や、各学科から選ばれた教員で構成される委員会、エビデンスの収集などを担当する作業スタッフも配置し、自己点検評価書の作成に着手した。平成25(2013)年度になると、学長や学部長など各部署の長からなる代表者連絡会を組織し、自己点検評価書の進捗状況や発見された課題の確認、その改善策についての議論などを行った。教職一体で準備を進めたため、進捗状況は学内のシステム上に公開され、全ての教職員が随時確認できるようになっていた。

こうして行った自己点検・評価の具体的な成果とし

I. 国内調査

て、教育イノベーション機構と IR 室の設置を挙げることができる。

教育イノベーション機構は、学部・学科を横断した教養教育を推進するための組織で、大学の特色である専門職業教育の基盤となる人間性の涵養を目的としている。平成 24(2012)年から行われていたカリキュラム等検証委員会の議論も踏まえて、認証評価実施の平成 26(2014)年に設立した。

3年をかけて同機構を中心に取組んできた教育改革はひとまず完成し、今後はその検証の段階に入り、新組織「ときわ教育推進機構」に引継がれている。

IR 室も平成 26(2014)年に設置された。特に力を入れているのが、高級仕立て服の作り方になぞらえた「テラーメイド教育」のための学生情報のデータ化とその活用だ。履修科目や資格の模擬試験の成績などに加え、高校時代の履修状況や課外活動など多様なデータを入力し、これに基づいて一人ひとりに合わせた学修指導を行っている。IR 室はほかに、教育目標の達成度の解析なども担当している。今後は、活動をより充実させ、学生募集や経営にも活用を広げていく予定だ。

4. 認証評価結果の活用

評価の結果、評価報告書には「改善を要する点」「参考意見」ともなく、ほかに大学のみで通知する「参考意見」があった。大学のみで通知でも、指摘を受けたことは大学にとって大きな刺激となったという。教職員は実地調査中に聞いた評価員の意見を小さなことでも覚えており、これらを含めて、評価を受けた過程そのものが「100%を目指して」改善に取り組む動機付けとなっているようだ。

評価結果は理事会や教授会で報告される。その他のステークホルダーへの公表は、学生にはホームページを通じて報告し、保護者に対しては保護者会などで簡単な告知をした。

今回の訪問に先立って当機構が行った第二期認証評価検証のためのアンケートによると、大学は、「認証評価後を受けた後、中途退学者が減少した」と回答していた。

これについて法人本部長の中村忠司氏は、「認証評価を契機としてカリキュラム改善を行い、難易度の高い科目を1年次から高学年に移すなどして学修意欲の低下を予防したことが関係しているのではないかと分析する。専門職業人を育成するという学科の特性から、学生の目的意識は高く、そもそも退学者は少ないが、



調査にご協力いただいた方々。大学は IR 室を設置し、学生一人ひとりに合わせた学修指導のためのデータ活用を行っている。

進路変更や経済状態の急変などの理由で退学する学生はこれまでもいた。教員はそういった学生に対し、オフィスアワーやチューター制などで密にコミュニケーションをとり、相談に応じてきたが、「評価を受けたことで、日常の学生指導をより丁寧にしようという教員の意識が向上したように思える。その効果もあるのでは」とのことだ。

大学では、今回の認証評価に教職協働で取り組むことができ、それが教職員の帰属意識や意欲を高めることにつながったとみている。次の認証評価では、自己点検・評価委員会の委員をしていた教員を副委員長に据えて、その経験を生かしてもらいたいと考えている。

5. 質保証への取組み

大学の質保証への取組みの中で大きな役割を持つのが「活動計画書」と「年次報告書」だ。

「活動計画書」は、自己点検・評価委員会が各学科や委員会、センター等の計 29 部局（平成 30(2018)年度の場合）に作成を依頼する。各部局は前年度の活動を踏まえながら、様式に沿って「目的」「組織の中期目標」「本年度の課題」「本年度の目標」などを記載して提出する。自己点検・評価委員会が一覧表にし、全学で共有して進行状況を確認しながら実行していく。

「年次報告書」も同様に自己点検・評価委員会が主導するもので、各部局が「活動計画書」を踏まえて当年度の活動内容を振り返り、今後の課題などを記述する。

大きな特徴は、「活動計画書」「年次報告書」とも、自己点検・評価委員会が取りまとめだけでなく内容を確認することだ。不足する点などがあればその部局に再作成を求めることもある。特に、「年次報告書」は、「活動計画書」との関連が適切か、記述が具体的か、数値

目標が設定されているかなどの視点で評価をし、次年度に期待する点などのコメントも記述する。これを全ての部局の「年次報告書」に対して作成し、取りまとめて「年次報告書に基づく評価報告」として共有している。

「活動計画書」は平成29(2017)年度から、「年次報告書」は短期大学時代の平成18(2006)年から取入れられている。当初は活動記録に過ぎなかったが、何年も経験を重ねるうち現在の形になった。これらにより各部局がPDCAを意識し、そのサイクルが確実に回るようになったという。今後は、教学面を中心とした法人全体の中長期計画を策定し、改革・改善をより推進する計画をしている。

学部・学科レベルでは、学生による授業評価を行っている。集計結果を受け、各教員は、成績分布、工夫した点と評価結果の解析、次年度の課題と対策、「学生へのメッセージ」などを記載した報告書を作成して学科長に提出する。「学生へのメッセージ」は学生に公開しており、学内のホームページに掲示するほか、紙媒体として事務局や図書館、同窓会室などに据置いている。

授業評価の結果については、学科では、教員が作成した報告書を踏まえ、全体の授業改善を検討する。

卒業生へのアンケートも毎年行っている。専門職業人として社会に出ていく学生が多いので、実態を正確に把握できるように、就職先アンケートも卒業後約3年間継続して行っている。

6. 地域との連携を重視

大学の特色の一つは、地域連携活動が活発であることだ。大学が位置する神戸市長田区は、短期大学時代の平成7(1995)年、阪神・淡路大震災で甚大な被害を受けた。その際に地域から多大な支援を受けた経験から、その恩返しとして地域の役に立ちたい、特に地元商店街を活性化したいという思いが、活動の促進力になっている。

平成29(2017)年度に私立大学研究ブランディング事業タイプAに兵庫県から唯一採択された「地域子育てプラットホームの構築を通じたAll-Winプラン」では、長田区と連携し、子育て総合支援施設「KIT」の運営など、大学の専門性を生かした独自の活動を展開している。

活動の中心組織となる地域交流センターのセンター長は、法人本部長が兼務している。研究活動との関連

で他大学では教員を置くケースが多いが、継続性を重視して職員を中心とし教員が研究協力するという形をとっている。

7. 認証評価制度への意見

当機構の評価では、実地調査で大学と評価チームの面談を行っている。時間の制約上、教学系と管理運営系の基準の面談を同時に別の部屋で行うことが多く、この場合、大学側の面談出席者も主に教員と職員に分かれることになる。この点について大学は、「教員、職員とも、どの基準の面談にも出席できるようなスケジュールにしてほしい。面談を通して、教員が管理運営について、職員が教学について知ることは大きな意味がある」と話した。

また、「独自の基準」については、大学が特に見てほしいポイントであることを評価員が意識して調査することを期待している。評価結果には、現在のコメントだけでなく、A、B、Cといったランクをつけることも「独自の基準」の有効性を高めるのではとの見解を示した。

認証評価制度が社会的に認知度が低いという課題については、当機構が評価を受けた大学に対し、評価結果をステークホルダーに説明することをルール化することで、改善に向かうのではという提案があった。

8. まとめ・所感

大学は、今回が初めての認証評価であったが、短期大学時代からの豊富な経験を生かし、自己点検・評価委員会を中心として自己点検・評価や各種準備を適切に行っていた。その成果として教育イノベーション機構やIR室を具現化したことは、PDCAサイクルが確実に機能していることを表していると言えよう。評価結果や実地調査での評価員の発言が学内の改革・改善への意欲を向上させている点や、評価員との面談を教職員が大学を理解する場と期待している点などからも、認証評価を義務としてこなすのではなく、大学の向上に生かすために活用しようという姿勢が感じられた。

各部局が作成した精緻な「年次計画書」「年次報告書」を自己点検・評価委員会が更に評価するという仕組みは、他大学ではあまり見られないが、大学では非常に有効に機能しているようだ。短期大学時代から長い時間をかけて作上げてきた成果であり、教職員一体となって質保証に真摯に取り組んでいる様子がうかがえた。

大学の先進性を示しているのは、IRの活用だ。学科

I. 国内調査

の特性から、学生への指導には細やかさが求められる。教職員の日常の指導努力に加えて、IRの活用によって学生一人ひとりに最適な学修計画を提案し、学生募集や経営にも活用できる体制になっていることは大きな特長である。

第2期の認証評価では、地域社会との連携に関する取組みを「独自の基準」とするケースが多く見られた。大学も、設立の経緯や被災の経験から、地域への貢献、地域との連携に力を入れていることを「独自の基準」に設定していた。実際に、長い歴史を持ち、現在は子育て支援施設など大規模な事業も行う大学の地域での存在感は大きい。インタビューでの「独自の基準」に対する意見は、大学の自信のある取組みを正当に評価してほしいということだろう。第3期の評価システムは「独自の基準」の評価方法は変更していないが、「特記事項」を導入し、大学の特徴をわかりやすく示せるようにした。大学の個性・特色に配慮した評価を行うという当機構の評価の目的をどのように体现していくか、引続き検討する必要があるだろう。

小林澄子（評価研究部評価研究課課長）

<大学の基本情報>

【所在地】

兵庫県神戸市長田区大谷町 2-6-2

【学部・研究科】（2018年5月1日現在）

学部・研究科	学科・研究科専攻
保健科学部	医療検査学科 看護学科
教育学部	こども教育学科

<第2期の大学機関別認証評価>

【時期】

平成 26(2014) 年度

【結果】

適合

産業能率大学



日時

平成 30(2018)年 12月 10日(月) 14:00 ~ 16:00

場所

産業能率大学(自由が丘キャンパス)1号館

面談者

- 桃井 克己 氏 理事、経理部長
- 赤塚 琢也 氏 人事部長兼総務部長
- 杉田 一真 氏 学長補佐、経営学部准教授、教育支援センター長
- 松尾 尚 氏 学長補佐、経営学部マーケティング学科主任、教授、教育開発研究所長
- 猪俣 信行 氏 総務部総務課長

訪問者

- 吉野 由紀 評価研究部評価研究課主任
- 田中 大幹 評価事業部評価事業課
- 西原 泉 評価事業部評価事業課

1. 大学の概要

大学は、神奈川県に一つ、東京都に二つのキャンパスを有し、通学課程2学部3学科、通信教育課程1学部1学科、1研究科が設置されている。学部の収容定員は、通信教育課程(2,000人)を含め、5,000人を超える。大正14(1925)年の日本産業能率研究所の設立から始まり、昭和25(1950)年に産業能率短期大学、昭和54(1979)年に産業能率大学を開校した。

大学は、「知識は実際に役立ってこそ意味がある」という創立者上野陽一のマネジメント理論を実践すべく、アクティブラーニング(AL)を推進する大学として知られている。平成26(2014)年度には、文部科学省の

「大学教育再生加速プログラム(AP)」に、「授業内スタツデータ及び学生の学習行動データに基づく深い学びと学修成果を伴った教育の実現」が採択された。その特色は、AL入試(アクティブラーニング入試)という入試にも活かされている。

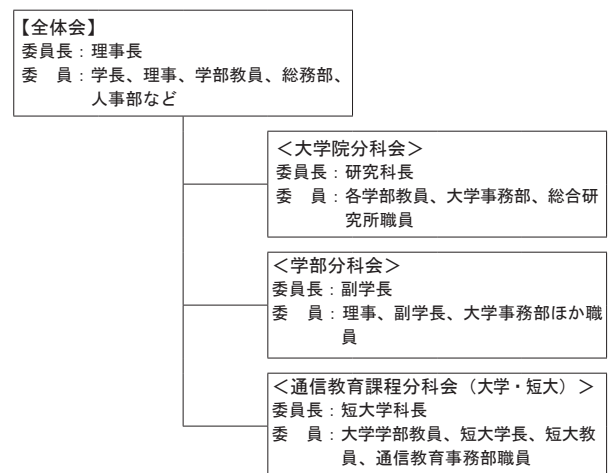
平成25(2013)年に当機構の大学機関別認証評価を受審し、「適合」の評価を得ている。評価報告書では、「優れた点」として、五つの点があげられており、特に、中長期計画の策定とそれに向けた継続的な努力が評価されている。

2. 自己点検・評価の体制

自己点検・評価委員会は常勤理事会の下部機関として位置付けられている。委員長は常勤理事会で選出することとしており、現在は理事長が務めている。自己点検・評価をより実効性のある活動に繋げるために、また、令和2(2020)年の認証評価を見据えた体制を整えるため、平成30(2018)年度にメンバーを一新している。

全体会とその下に大学院分科会、学部分科会、通信教育課程分科会を設けている(図表1)。全体会は理事長を委員長とし、学長、理事、教員、総務部や人事部などの教職員を構成員としている。大学院分科会は研究科長を委員長とし、各学部と大学事務部、総合研究所の教職員で構成されている。学部分科会は副学長を委員長とし、理事、副学長、大学事務部などの教職員を委員としている。また、通信教育課程分科会は、短期大学学科長を委員長とし、短期大学学長と教員、大学学部教員、通信教育事務部職員が委員となっている。

図表1 自己点検・評価委員会の構成(常勤理事会の下部組織)



(出典：大学提供資料をもとに筆者作成)

I. 国内調査

自己点検・評価委員会は、毎年行っている自己点検・評価の結果を「自己点検・評価報告書」としてまとめ、2年ごとに刊行することとしている。これに基づき、平成30(2018)年度は、平成28(2016)年度から平成29(2017)年度までの2年分をまとめた自己点検・評価報告書を作成している。令和2(2020)年度に当機構の認証評価を受ける予定であるため、自己点検・評価の評価基準は、平成30(2018)年度に改訂された当機構の第3期評価基準を参照した。これにより、第3期評価基準に対する理解を一層深められるとしている。

大学の中期ビジョン、中期経営方針および年度の活動方針、事業計画やそれに基づく部門ごとの中期および年度活動方針・目標と、自己点検・評価活動の紐づけを図ることを重視している。そして、作成した自己点検・評価報告書の改善向上方策に記述された事項の取り組み状況がわかるように、別紙にて課題や改善施策を記載したものを作成している。認証評価や自己点検・評価活動を大学運営と連動させるため、日常的に自己点検・評価を行うことができる体制を整えることを強く意識している。

自己点検・評価の実施にあたり、まず最初に行ったのは、平成30(2018)年6月から7月にかけて行われたエビデンスの収集であった。自己点検・評価委員会の全体会の実務を担当している総務部総務課が「自己判定の留意点」や「エビデンスの例示」をまとめた資料を作成し、収集すべきエビデンスのイメージを共有した上で、各分科会で検討した。

各分科会で収集されたエビデンスが、評価基準や「自己判定の留意点」に照らして不足はないか、根拠として適当かを検討した上で、報告書を執筆し、最終的には常勤理事会で承認する流れとなっている。また、その報告書をもとに次年度の改善課題や解決策を取りまとめ、PDCAを回している。

自己点検・評価の結果、抽出された課題については、主管する部門、部署を中心に改善課題として、解決、改善のための施策活動(PDCAによる)を実施する。部門の課題は活動方針・目標として職責と役割に応じて教職員一人ひとりに展開される。個人の改善課題に対する進捗状況は、教員は前期と後期に学部長面談を行い、事務職員は四半期ごとに上長に報告している。最終的には、その結果を人事考課につなげている。

短期大学は通信教育課程のみであるが、評価に係る負担を軽減するため、令和2(2020)年度は当機構で大学と短期大学の同時受審を予定している。



大学は、日常的に自己点検・評価を行うことができる体制を整える。改善プロセスや成果を人事考課で評価するなど、ビジネス的な側面が伺えた。

3. 認証評価の結果の活用

大学は、前回、平成25(2013)年に大学機関別認証評価を当機構で受審した。当時は、法人部門も含めた全学的なプロジェクト「大学・大学院第三者評価申請プロジェクト」を設置し、自己点検・評価や受審準備を行った。その結果、「優れた点」が五つ、「参考意見」が一つあった。指摘された事項については、公表された事項の他に、大学のみで通知された事項を含め、全て担当部署で改善したとのことであった。「優れた点」については、学内で共有し、次年度以降も取り組みを継続しているが、その内容について特別に広報はしていないという。評価報告書はホームページで公表し、その概要を広報誌にも掲載している。

認証評価では、独自基準として「基準A. 実学教育の実践」を取上げ、「A-1 教育方法」「A-2 実施状況」「A-3 教育成果」を記述した。大学の特色ある活動については、独自基準だけではなく、関連性の高い評価基準にも含めて記述し、自己点検評価報告書を作成していくとのことだった。

平成30(2018)年7月から9月にかけて当機構が行った「第2期認証評価の検証に関するアンケート調査」では、受審後の取り組みとして、三つのポリシーの整備・見直し、カリキュラムの改定、学修成果の可視化の方法の改善など、多くの取り組みを実施、または計画している。受審後の取り組み結果としては、志願者の増加、入学者の増加、就職率の堅調さがあげられている。

自己点検評価書の作成やエビデンスとなるデータ集や資料集の作成に関しては、「あまり負担ではない」と回答している。それに対して、書面質問や実地調査の

ための資料準備や手配、当日の対応、意見申立てには「負担である」としている。この点について何うと、大学は、日常的に自己点検・評価を行っているため、自己点検評価書などの作成はそれほど負担ではないという。反対に、実地調査などの非日常的な活動に対しては負担であるとしている。

ステークホルダーなどへの説明は、学生に対しては、学部長や学部主任が半期に1回実施するオリエンテーションで全学生に対して説明している。また、年2回開催する保護者会や、入学前に保護者が集まる機会があり、そこでは認証評価だけではなく、他の教育関係機関やメディアからどのような評価を得ているのかも含めて説明している。第三者機関の意見は、ポジティブ、ネガティブに関わらず説得力があり、大学はそれらを説明する責任があると考えている。

4. 質保証への取組み

(1) 大学全体

大学は10年ごとに「将来ビジョン」を設け、それに基づき中期経営計画、活動方針を策定している。将来ビジョンは、現在、令和2(2020)年度までのものとなっており、令和元(2019)年度から新しいビジョンを検討する予定である。中期経営計画、活動方針は4年、または5年ごとに策定し、現在は平成29(2017)年度から令和2(2020)年度の4年間の中期経営計画、活動方針に基づき改革に取り組んでいる。活動方針は大きく五つあり、更に、それぞれ五つの細目方針に分け、具体的な活動の主要施策を三つずつ策定している。それが年度の活動にもつながり、改善を図っている。教員は半期、事務職員は四半期ごとに、年度のプロセスと成果を確認し、必要に応じて課題や目標を更新している。

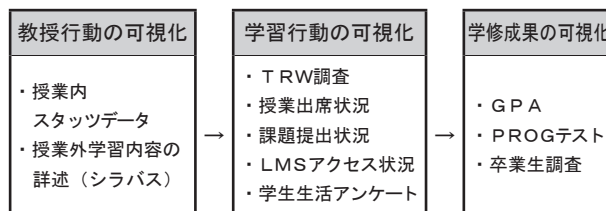
(2) 学部・学科レベル

大学は、学修成果、学習行動、教授行動の三つを可視化し、連動させ、検証することが、教育改善につながるとしている。図表2は、学修成果は学習行動によってもたらされ、学習行動を刺激するのは教授行動であることを示している。可視化は、教育改善につなげるための手法として取入れているため、それ自体が目的化しないように意識している。

i) 学修成果の可視化

学修成果の可視化については、他大学と比較することも考慮し、ジェネリックスキルを測る「PROGテス

図表2 プロセスと結果の可視化



(出典：教育支援センター長杉田一真氏作成による大学提供資料より筆者作成)

ト」などの企業テストを導入している。卒業生に対しても、以前はヒアリングなど、定性的な調査をしていたが、より定量的な調査内容とするため、平成28(2016)年度からPROGテストを実施することとした。入学時、在学時、卒業後と、一貫した評価軸で調査を行い、検証している。

また、卒業生と就職先の企業にアンケート調査も実施している。その結果、卒業生が評価する授業科目と、評価しない授業科目が明らかになってきたという。専門的なスキルよりはコミュニケーション能力のようなジェネリックスキルが役立つとする傾向があり、今後は専門教育の教授方法などを検討していきたいとしている。

大学は、これらの調査結果を検討し、必要に応じて教育プログラムに反映している。例えば、本学の学生は、対人力はあるものの、リテラシーに弱い傾向があると分析し、経営学部の2年次に「2分の1卒論」という課題を設けた。これにより、リテラシーの向上を図っている。

ii) 学習行動の可視化

学習行動の可視化については、平成28(2016)年度に授業外学習時間(Time)、リーディング量(Reading)、ライティング量(Writing)の調査(TRW調査)を行った。授業への出席状況は、オンラインで情報を共有し、担当教員以外でも確認できるようにしている。また、授業外学習を成績評価の2割以上と定めており、授業外の課題は、LMS(学習管理システム: Learning Management System)で提出することとしている。そのため、データがLMSに残り、例えば、これまではスマートフォンでしかアクセスしてこなかった学生が、最近はパソコンでアクセスするようになってきたことなど、大学は学生のアクセス状況を確認し、その行動の把握に努めている。

I. 国内調査

iii) 教授行動の可視化

これまでは学習行動の可視化までを行っていたが、現在は、授業改善をするには教員行動の可視化も重要になると考えられている。授業内の教授方法を可視化するため、教育支援センターを中心に、トレーニングを受けた学生調査員が授業に立合い、教員の行動、学生の学習行動に関するデータを収集している。これらのデータは、「授業内スタッツデータ」と呼ばれ、クラス横断的に比較ができるよう、複数クラス開講科目などを選び、授業改善の材料としている。担当者会議では、互いの授業のリーディング量、ライティング量を比較し、ディスカッションして分析し、提示する課題が多すぎたり、動機付けができていなかったりといった課題を共有し、改善策を検討している。

また、大学は、平成 27(2015) 年度に授業外学習を成績評価に含めることとし、その内容をシラバスで詳細に記述している。教員は、授業内でシラバスに記載した授業内容、授業外学習内容や成績評価基準、到達目標などを年に 3 回以上説明することとしており、学生に対しては、その内容を理解した上で履修するよう促している。

iv) 全入学予定者に対するプログラム

全入学予定者を対象に、2 日間の「主体的学習者育成プログラム」を設けている。演習を行い、チームラーニングの必要性など大学の学びへの理解を促し、入学後の授業にスムーズに取り組めるよう努めている。また、プレイスメントテストを実施し、学生の基礎学力を把握した上でクラス分けを行っている。英語のクラス分けや、知識が足りない場合は、補修クラスの受講を義務付けるなど学修支援に努め、退学の防止対策を行っている。

v) 授業外学習に対する支援

大学は、平成 27(2015) 年に授業外学習を成績評価に含めることとしたが、授業外学習の負担が大きく、授業についてこられない学生を支援するため、学習支援センターの機能を強化した。

同センターは、学生が学習や成績などを相談することができる組織であるが、基礎的な数理科目、英語などの講座を開講し、補習授業なども行う。また、「学びのピアサポート活動 Shares」の実務を担い、学生が自ら企画・運営する「レポートの書き方講座」

「留学生歓迎会」「ゼミの説明会」などの講座を通して、授業外学習支援を行っている。

(3) 授業、教員レベル

i) 教職員連携による「基礎ゼミ」

基礎ゼミはキャリア科目として設けられている。1 年次の科目で、1 クラス 30 人ほどが受講している。平成 29(2017) 年度から経営学部マーケティング学科のみ、職員がゼミで指導することになった。SD 委員会で、教職協働の一環として検討され、実施したということである。

ゼミで指導するのは大学事務部や入試企画部の若手職員で、教員と二人でゼミを運営し、職員は自らのキャリア経験を学生に伝え、アドバイスしている。また、大学は、若手職員が多数をマネジメントするための成長の機会だと考えている。

毎週、振り返りミーティングをゼミに関わる教職員全員で行っている。更に、1 年間の授業が終わると、通年の振り返りを行い、改善を図っている。平成 29(2017) 年度のミーティング結果として、学生の満足度が上がったことをあげている。ただし、教職員のペアによっては、後期のゼミの学生の評価が下がるなどの課題があり、原因解明と対策に努めている。

この試みは、人事部門と調整の上で実施されている。基礎ゼミの仕事が職務の傍らで行われることのないよう、また、上長が適正に評価するよう、ゼミへの参加を目標管理シートの項目に入れている。

ii) 教員による授業改善

大学は MBO (目標管理: Management By Objectives) を導入しており、学部長は年 2 回教員と面談している。先述した「授業内スタッツデータ」は、学部長面談の資料としても活用されており、教員は、スタッツデータや授業評価アンケートの結果など、授業改善につながる全てのエビデンスをもとに、授業に対する問題意識や解決策を考え、学部長に報告する。学部長はそれに対して、不十分だと判断した場合は、助言を行うとしている。

学部長の助言については、対外的には「コンサルテーション」という用語を使っているが、「コーチング」に近いものだという。教員自らが課題を認識し、自己改善を図らないと結果は出ないと考えており、そのための体制作りにも努めている。

5. まとめ

今回の訪問調査を通して、次の2点をまとめておきたい。まず、大学の質保証に対する取組みについては、学修成果だけではなく、学生の学習行動や教員の教授行動に関する徹底した情報収集と分析を行っていることに、その特長があるといえる。大学は、上述の基礎ゼミや自己点検・評価委員会に人事部門が関わっていることから、企業的な経営の側面を持つ。大学のこういった側面が、教育面での質保証にも影響しているという印象を受けた。

自己点検・評価体制については、大学は既に自己点検・評価を日常的に行う体制を構築しているといえる。今回の訪問調査では、認証評価に対しても、7年に一度の特別なものとして捉えず、日常的な自己点検・評価の延長線上に、認証評価を位置付けているという話を何度も伺った。また、平成30(2018)年度に作成した自己点検評価書は、既に当機構の第3期評価基準をもとに作成されているが、大学は、「新しい基準での作成は大変だったが、認証評価を受審するための整備にとどまらず、内部質保証の充実・強化に繋がりたい」と話していた。改善に取り組む姿勢、体制は強固だと感じた。

吉野 由紀（評価研究部評価研究課主任）

【結果】

適合

<大学の基本情報>

【所在地】

神奈川県伊勢原市上粕屋 1573（湘南キャンパス）
 東京都世田谷区等々力 6-39-15（自由が丘キャンパス）
 東京都目黒区青葉台 1-4-4（代官山キャンパス）

【学部・研究科】（2018年5月1日現在）

学部・研究科	学科・研究科専攻
経営学部	経営学科、マーケティング学科
情報マネジメント学部	現代マネジメント学科 現代マネジメント学科 ※通信教育課程
総合マネジメント研究科	総合マネジメント専攻

<第2期の大学機関別認証評価>

【時期】

平成25(2013)年度

志學館大学



日 時

平成 30(2018)年 12 月 17 日 (月) 13:00 ~ 15:00

場 所

志學館大学 本館

面談者

蒲地賢一郎 氏 人間関係学部 准教授

訪問者

陸 鐘旻 (評価事業部部長兼評価研究部次長)

石田 隆行 (評価事業部評価事業課)

西原 泉 (評価事業部評価事業課)

1. 大学の概要

昭和 54(1979)年に開学した志學館大学の前身である鹿児島女子大学は、九州初の「人間関係学科」を設置し、鹿児島初、日本最南端の四年制女子大学として注目されてきた。平成 11(1999)年には、法人名を実践学園から志學館学園へ変更するとともに、大学名を志學館大学と改称し、男女共学化してからも、建学の精神である「時代に即応した堅実にして有為な人間の育成」を継承し、人間教育の伝統を守りつつ、改革を推し進めている。

第 2 期認証評価は平成 26(2014)年度に受け、大学の個性の一つとして「地域に密着した大学」を意識した「生涯学習センター」や「地域協働センター」などの設置や積極的な取組みなどが評価された。

2. 自己点検・評価の体制

大学の自己点検・評価活動は、学長を委員長とする自己点検・評価委員会及びその下部組織である認証評価部会が中心となり、毎年度行っている。

具体的には、年度末に学長から自己点検・評価委員会を通じて認証評価部会に当該年度の自己点検・評価の実施を指示し、同部会は当機構の評価基準をもとに行った前年度の自己点検・評価に関する問題点をエクセル形式のファイルにまとめ、大学の全ての教職員が参画されている 40 以上の各種委員会に送付するとともに、それらに関する改善状況の記入を依頼している。その後、認証評価部会は各種委員会が作成した改善状況を取りまとめて、大学の入学者数等のデータが確定し次第、自己点検・評価書を作成し、自己点検・評価委員会及び 6 月中旬の理事会での承認を得て、8 月までには大学のホームページで公表している。

改善状況の確認も認証評価部会が行っており、改善できていない部分については、関係する委員会に状況の確認などを行っている。学長の考えとしては、今までの自己点検・評価で挙げた問題点をできるだけゼロに近づけて、次回の認証評価に臨みたいとのことである。

同大学を運営する学校法人志學館学園は、平成 28(2016)年度に「志學館未来計画 2016 - 2021」という 6 年間の中期計画を作成し、大学以外の設置校や法人本部を含め、その計画に基づき、自己点検・評価を行うこととしている。具体的な方法としては、設置校や法人本部ごとに、「基本計画」(複数設定されている目標)とそれらに関する「取組み戦略」と「具体的な取組み内容」及び詳細な「施策」を定めたうえ、それらを年度ごとの事業計画に落とし込み、実施した結果に「S」から「E」までの評価を付け、各設置校などにフィードバックをしている。また、評価結果の概要を



「未来計画」は大学のみならず、法人本部を含め、設置校ごとに「基本計画」「取組み戦略」「具体的な取組み内容」「施策」が年度ごとに定められ、担当部署と連携部署及び責任者を明確にしたうえで進められている。



インタビューにご対応いただいた、人間関係学部准教授の蒲地賢一郎氏は、認証評価部会の構成員である。

事業報告書に「設置校別事業計画達成度評価」（資料1）として記載し、ホームページなどを通じて公表している。評価が低いものについては、担当部署を中心に改善を行うこととしている。

3. 認証評価のための取組み

平成26(2014)年度の2回目の認証評価の準備として、平成24(2012)年度から当機構の基準に基づき、当時の自己点検・評価委員会を中心に自己点検評価書の作成を始めた。また、法令や学内規則との整合性については、作成する教職員に関連する部分の確認を行うよう徹底した。さらに、当機構への提出前には、合同教授会を通じてパブリックコメントを求めた。

自己点検評価書では大学の実情をなるべく詳細に述べていたため、書面質問の数はそれほど多くはなく、スムーズに回答出来た。実地調査での対応にも細心の注意を払い、特に問題なく終えた。認証評価の結果については、教授会での報告とともに事務局の課長以上の職員に伝えている。

なお、平成20(2008)年度の1回目の認証評価では、「保留」という結果を全教職員に伝え、要因となった管理・運営面の指摘については法人を中心に対応したうえ、平成22(2010)年度の再評価を受け、「認定」となった。

4. 質保証への取組み

平成30(2018)年度の自己点検・評価は、当機構の第3期の評価基準に基づき、平成29(2017)年度からの2年間に採択された文部科学省の「私立大学等改革総合支援事業：タイプ1教育の質的転換」及び法人の「志

学館未来計画2016－2021」と対比しながら実施している（資料2）。

認証評価を受けてからは、大学を含め、法人全体がPDCAサイクルを意識することとなり、「未来計画」の作成も「改革総合支援事業」の申請もPDCAの一環としてとらえられている。また、そのため、法人では「未来改革部門」、大学では「改革総合支援事業等部会」を新たに立ち上げ、法人と大学とともに改革・改善を推し進めながら教育及び管理・運営の内部質保証活動を行っている。

学修成果の点検・評価については、現在「教育課程編成会議」という委員会のもと、アセスメント・ポリシーの作成とともに学修成果をいかに明示するかを検討している。学生の成長記録として、大学ではeポートフォリオを構築し、学修情報の収集に努めている。また、1年生にはFreshman Knowledgeというプレースメントテストを行っているが、平成30(2018)年度からは2年生と3年生にも実施し、3年間の学修成果が見えることで学生がどれだけ伸びたかがわかるようにしている。成績などについては「共通教育センター」が管理している。

学生の授業アンケートは「ユニバーサルパスポート」を使って学期ごとに実施しており、結果は学務課が管理している。アンケートで指摘されている問題点などについては、学務委員会が対応している。そのほかの学生生活に関するアンケートも定期的実施するとともに、学内に目安箱を設置し、学生の声を随時聴くこととしている。

法令や学内規則の遵守状況の確認も自己点検・評価の活動の一環として、学長が中心に行っている。また、法令などに基づく学内規則等の作成及び改定については、合同教授会において報告し、情報の共有を図っている。平成25(2013)年設置されたIR室には専任教員一人を配置しており、教学に関するデータの蓄積や学長などの依頼に対し、情報分析などを行っている。また、IR報告書として各種アンケートの調査結果などをホームページで公表している。

5. まとめ・所感

大学は1回目の認証評価後の平成23(2011)年に、キャンパスの移転という大きな転換があった。それによる最も大きな成果として表れたのが入学者数の増加だった。

インタビューに対応してくれた蒲地賢一郎氏に「認

I. 国内調査

証評価を大学にもたらす効果は」と質問したところ、キャンパスの移転に伴い、大学も法人も上述のようにさまざまな改革が行われ、結果的にそれが2回目の認証評価の「適合」につながったと答えてくれた。

このインタビューの前に、松岡達郎学長に話を伺うことができた。松岡学長が就任したのは平成28(2016)年4月で、すでに2回目の認証評価終了後であったが、前述した現在の大学の自己点検・評価体制や質保証に関する取組みなどの多くは松岡学長を中心に進められたものであった。

法人からの協力も得ながら、「未来計画」を作り、当機構の評価基準に基づく自己点検・評価のみならず、「未来計画」や「改革総合支援事業」をともリンクしながら改革を進めることは、更に大きな改革のきっかけとして期待しているという学長の話は特に印象に残った。蒲地氏に当機構の認証評価に関する意見や今後の期待を伺ったところ、大学のコンプライアンスなども含め、大学の中での体制づくりのきっかけとなるのが認証評価であり、外部から客観的な意見だからこそ見直しの機会にもなると、当機構の今後への更なる取組みに期待を込めた意見をいただいた。一方、評価セミナーの開催時期や大学の優れた取組みがアピールできる場として、実地調査中の面談のみならず、評価基準に基づく自己点検評価書にも記載しやすいような工夫などについて貴重な意見をいただいたので、今後の認証評価システムの見直しに関する検討などを行う際の参考にしたい。

陸 鐘旻（評価事業部部長兼評価研究部次長）



平成23(2011)年に霧島市から移転してきた鹿児島市内にあるキャンパスのオープンテラスからは美しい桜島と鹿児島市街が一望できる。

<大学の基本情報>

【所在地】

鹿児島県鹿児島市紫原 1-59-1

【学部・研究科】(2018年5月1日現在)

学部・研究科	学科・研究科専攻
人間関係学部	心理臨床学科 人間文化学科
法学部	法律学科 法ビジネス学科
心理臨床学研究科	心理臨床学専攻

<第2期の大学機関別認証評価>

【時期】

平成26(2014)年度

【結果】

適合

3. 平成30年度設置校別事業計画達成度評価

組織名称 志 学 館 大 学

組織名称	取組時期	具体的な取組内容	実施数	評価						
				S	A	B	C	D E	計	
基本計画	1 「学七カ(人間力)」を保證する教育	① 人間力を保證する教育	9	2	7					9
		② 教育課程・方法の検証	9	1	4	2	1	1		9
		③ 教職課程の充実	1	1						1
		④ 実体センターの充実	1	1						1
		⑤ 新たな国際資格への対応と準備	4	1	2	1				4
I 教育・研究活動	3 研究活動の充実	① 教員の研究活動の質向上	1	1						1
		② 地域課題解決に向けた研究活動の推進	1							1
		③ 大学院教育の充実	1							1
		④ 国際交流・多様なニーズへの対応	3	2	1					3
		⑤ 留学生および社会人教育の在り方の検討	1	1						1
II 学生支援	1 学修・進路支援の強化	① 学生支援体制の充実	9	4	4	1				9
		② ICT活用による学生支援システムの構築	0							0
		③ 教育環境の整備	3	2	1					3
		④ 学生アミニティの向上	1	1						1
		⑤ キャリア教育の支援と充実	1	1						1
		⑥ 進路支援体制の充実	2	1	1					2
		⑦ 学生生活支援	2	2						2
		⑧ 学費法以下の範囲に留置した学内宿舎の増設	1	1						1
		⑨ 内部質保証のための制度の整備	3	3						3
		⑩ 若大連携のあり方の検討	2	1	1					2
III 管理運営	2 組織力向上とガバナンスの強化	① 業務効率化	5	2	3					5
		② リスク管理とコンプライアンスの強化	2	1	1					2
		③ 情報集約・分析とその有効活用	2	2						2
		④ 様々な学生調査等の実施	1	1						1
		⑤ 学生支援課長等のフィードバック	1	1						1
		⑥ セキュリティ強化	1	1						1
		⑦ 環境変化に対応した情報基盤のアップデート	1	1						1
		⑧ 多目的施設の新築に関する検討	2	1	1					2
		⑨ 施設の有効利用の推進	1	1						1
		⑩ 40周年記念行事の進捗な進捗	1	1						1
IV 学生受入	1 入学生員の充足	① 広域力の強化	4	2	2					4
		② 募集活動の強化	3	1	2					3
		③ 志願者中高等学校との連携の強化	1	1						1
		④ 鹿児島女子短大との連携の強化	2	1	1					2
		⑤ 後援会連携	1	1						1

組織名称	取組時期	具体的な取組内容	実施数	評価						
				S	A	B	C	D E	計	
基本計画	1 地域貢献	① 地域貢献センター活動の充実	2	1	1					2
		② 生涯学習センター活動の充実	3	1	1	1				3
		③ 心理相談センター及び発達支援センター活動の充実	2		2					2
		④ 地域社会への教育課程の開放	1							1
		⑤ 自治体・企業・団体等との連携	4	1	2	1				4
V 社会貢献	2 地域に根ざした大学作り	① 地域課題への積極的な取組	1							1
		② 同窓会連携	1	1						1
		③ スタークホルダーとの連携強化	1	1						1
		④ 後援会連携	1	1						1
		⑤ 後援会連携	1	1						1
計			100	19	51	23	6	1	0	100

組織名称 鹿児島女子短期大学

基本計画	取組戦略	具体的な取組内容	実施数	評価						
				S	A	B	C	D	E	
VI 管理・運営	1 政策・制度変更等への的確な対応 2 施設改善・効率化の推進による業務生産性の向上 3 組織体制の検証 4 FD・SDの推進と学内研修体制の充実 5 ガバナンスの充実 6 危機管理体制の充実と高度化	① 政策・制度変更等への的確な対応	1	1				1		
		② 施設改善・効率化の推進による業務生産性の向上	1	1				1		
		③ 組織体制の検証	1	1				1		
		④ FD・SDの推進と学内研修体制の充実	2	2				2		
		⑤ 教職協働体制の推進	1	1				1		
		⑥ コンプライアンスの徹底	1	1				1		
VII 施設・設備	1 安全かつエコロジカルな構造的な高い施設・設備の整備 2 施設・設備の計画的な整備・リプレイスの推進 3 ICTの高度化	① 学生満足度を高めるアミニティの整備の検討	1	1				1		
		② バリアフリー化の整備の推進	1	1				1		
		③ 学生寮の充実	1	1				1		
								1		
									1	
									1	
									1	
計			61	1	47	13	0	0	0	61

組織名称 鹿児島女子短期大学

基本計画	取組戦略	具体的な取組内容	実施数	評価					
				S	A	B	C	D	E
I 教育・研究活動	1 「学びの質」の向上 2 教育課程の検証と見直し 3 教育方法の検証 4 地域との連携教育の推進 5 グローバル化への対応 6 研究活動の充実	① 「主体的な学び」の推進	6	4	2				6
		② 学習支援・履修指導の充実	1	1				1	
		③ きめ細かい実習指導の実現	1	1				1	
		④ 研修の充実	1	1				1	
		⑤ カリキュラム・ポリシーの検証	1	1				1	
		⑥ 教職教育の検証	1	1				1	
II 学生支援	1 多様な学生に対する支援の充実 2 教員の「教養力」の向上 3 特待生・奨学生制度の充実 4 キャリア教育・支援の充実	① 学びの質強化の検証	3	3				3	
		② IRの推進	1	1				1	
		③ COC科目の充実	1	1				1	
		④ 地域との連携教育の充実	1	1				1	
		⑤ 地域貢献活動の促進	1	1				1	
		⑥ グローバル化を推進した教育の充実	1	1				1	
III キャリア教育・進路支援	1 進路支援の充実 2 進路支援の充実 3 進路に関する調査と分析	⑦ 海外研修の充実	1	1				1	
		⑧ 地域の特性を生かした研究の促進	1	1				1	
		⑨ 学科教員による共同研究の促進	1	1				1	
		⑩ 多様な学生に対する支援の充実	3	1	2			3	
		⑪ 教員の「教養力」の向上	1	1				1	
		⑫ 特待生・奨学生制度の充実	1	1				1	
IV 学生受入(学生募集)	1 高大連携改革の動きへの適切な対応 2 入学生員の充足 3 広報活動の充実 4 学生受入に対する多様なニーズへの対応	① キャリア教育・支援の充実	1	1				1	
		② インターネット	1	1				1	
		③ 公務員、教員採用試験、進路対策の支援	1	1				1	
		④ 資格取得支援	1	1				1	
		⑤ 就業制度の検討	0					0	
		⑥ 進路に関する調査と分析	1	1				1	
V 社会貢献	1 地域貢献 2 地域創生・連携 3 各教員との連携 4 本学生との連携	⑦ アドミッション・ポリシーの精緻化	1	1				1	
		⑧ 外部環境の変化に対する適切かつ柔軟な対応	1	1				1	
		⑨ 北学館大学との連携	1	1				1	
		⑩ マーケティングを活用した募集活動の効率化	1	1				1	
		⑪ 広報活動の充実	1	1				1	
		⑫ 学生受入に対する多様なニーズへの対応	1	1				1	
VI 地域貢献	1 地域貢献 2 地域創生・連携 3 各教員との連携 4 本学生との連携	⑬ 公開講座の充実	1	1				1	
		⑭ ボランティア活動の推進	1	1				1	
		⑮ 自治体・企業・団体等との連携	1	1				1	
		⑯ 他大学等との連携	1	1				1	
		⑰ 附属幼稚園・なでしこ保育園との連携	1	1				1	
		⑱ 北学館大学との連携	1	1				1	
VII 同窓会との連携	1 リカレント教育の実施 2 卒業生に対する調査と分析	⑲ 同窓会との連携	1	1				1	
		⑳ リカレント教育の実施	1	1				1	
		㉑ 卒業生に対する調査と分析	1	1				1	
		㉒ 同窓会との連携	1	1				1	
		㉓ 卒業生に対する調査と分析	1	1				1	
		㉔ 同窓会との連携	1	1				1	

組織名称 志学館高等学校 中等部

基本計画	取組戦略	具体的な取組内容	実施数					評価				
			S	A	B	C	D	E	計			
I 進学校としての教育活動の推進	1 教育理念・教育方針の再確認	① 教育理念・教育方針の再確認と明確化	2	1	1			1				1
		② 教職員間における教育理念と方針の共通理解	2	2				2				0
		③ 教育理念を支えるコア教員の育成	1	1				1				1
		④ これからの5年教育を展望した方キョウムの作成	3	3				3				3
		⑤ 教育方針に基づいたシラバスの作成	5	1	3	1		5				5
II 機能的な学校運営	1 ICT機器の導入および研究	① ICT機器の導入および研究	2					2				2
		② ICT活用部門の設立	2					2				2
		③ 情報共有システムの更新	1					1				1
		④ 学校施設の整備	1					1				1
		⑤ スクールバス運行体制の検証	1					1				1
III 教育環境の充実	1 インクルーシブ教育環境の整備	① インクルーシブ教育環境の研究	0					0				0
		② 教員・生徒の意識向上	1					1				1
		③ 職員研修・学生教育の整備	1					1				1
		④ 職員福利厚生制度の検証	2					2				2
		⑤ 職員福利厚生制度の検証	2					2				2
IV 生徒募集対策	1 入学制度の再検討	① 入学制度の再検討	2					2				2
		② 広範部門の見直し	2					2				2
		③ 広範部門の見直し	2					2				2
		④ 効果的な広報戦略の研発と実践	2					2				2
		⑤ 生徒目録のオープン化	2					2				2
V 学園内外との連携	1 生徒生活の充実	① 生徒生活の充実	1					1				1
		② 同窓会・執事会との連携	1					1				1
		③ 保護者層との連携	2					2				2
		④ 地域との関係強化	1					1				1
		⑤ 地域への学校行書の広報活動強化	1					1				1

組織名称 志学館高等学校 中等部

基本計画	取組戦略	具体的な取組内容	実施数					評価				
			S	A	B	C	D	E	計			
I 進学校としての教育活動の推進	1 教育理念・教育方針の再確認	① 教育理念・教育方針の再確認と明確化	2	1	1			2				2
		② 教職員間における教育理念と方針の共通理解	2	2				2				2
		③ 教育理念を支えるコア教員の育成	1	1				1				1
		④ これからの5年教育を展望した方キョウムの作成	3	3				3				3
		⑤ 教育方針に基づいたシラバスの作成	5	1	3	1		5				5
		⑥ 高等部入学者への指導体制の改善	0					0				0
		⑦ 進学と部活動のバランス最適化	1	1				1				1
II 機能的な学校運営	1 校務分掌の検証と役割分担の明確化	① 校務分掌の検証と役割分担の明確化	0					0				0
		② 情報共有の徹底による業務の効率化	2					2				2
		③ 教職員の配置	2					2				2
		④ 各種制度の検証と構築	1	1				2				2
		⑤ 教職員研修制度の充実による教職員のスキル向上	3	2	1			6				6
		⑥ 各種評価制度の充実	2					2				2
		⑦ 学校運営に際する意識の向上	1	1				2				2

I. 国内調査

組織名称 鹿兒島女子短期大学 附属 幼稚園

基本計画	取組戦略	具体的な取組内容	実施数	評価					
				S	A	B	C	D	E
I なでしこ色の幼稚園教育の充実	1 園外教育の特色化	① 園外教育の特色化とニーズに合わせた取組の取組	1	1					1
	2 環境を生かした体験型教育の充実	① なでしこの園を生かした自然体験活動や行事の充実	1	1					1
	3 特別支援児・障害児へのサポート体制の確立	① 支援補助対象児童の手続きサポート ② 支援補助体制の検証と構築 ③ 教育相談体制の充実	0						0
	4 数字を重視した教育の充実	① 文字習得や算数領域等の数字を重視した教育内容の編成 ② 算数向上を目的とした教職員研修体制の構築	2	2					2
	5 教職員の資質向上と人材確保の強化	① 教職員の資質向上 ② 複数担任の体制構築と導入の検討 ③ 優秀な教職員の確保 ④ 新規採用教員への指導体制のマンニアル化	3	1	2				3
II 教職員の資質向上と人材確保の強化	1 ICTを活用した幼児教育の情報活用	① ホームページ・LINE・Facebook等の情報活用の活用 ② 広報紙・お便り・説明会の充実 ③ 「幼稚園教育の良き」を発信する広報活動	2	2					2
	2 オリジナルグッズによる多様な広報活動の強化	① オリジナルグッズによる多様な広報活動の強化 ② 「メモリーちゃん」オリジナルグッズ等による多様な広報活動	1	1					1
	3 園外巡回バスによる多様な広報活動の強化	① 園外巡回バスによる多様な広報活動の強化	1	1					1
	4 園外巡回バスによる多様な広報活動の強化	① ラッピングバスによる広報強化	0						0
	5 園外巡回バスによる多様な広報活動の強化	① 鹿兒島女子短期大学の人員・施設・情報を活用・活用した幼児幼稚園教育の取組 ② 附属幼稚園と鹿兒島女子短期大学の連携体制の検証 ③ 連絡会・連絡研修会等への出席	1	1					1
III 広報・募集活動の強化	1 附属幼稚園教育の推進	① 附属幼稚園と短大の連携強化と地域行事への積極的参加 ② 小中学校・地域との連携強化と地域行事への積極的参加	1	1					1
	2 附属幼稚園教育の推進	① 三園合同行事・研究等の推進 ② 連携強化と地域行事の検討	1	1					1
	3 附属幼稚園教育の推進	① 連携強化と地域行事の検討 ② 行事・活動の推進とマンニアル化 ③ 教材・教具作成の効率化のためのマンニアル化	2	2					2
	4 附属幼稚園教育の推進	① 連携強化と地域行事の検討 ② 行事・活動の推進とマンニアル化 ③ 教材・教具作成の効率化のためのマンニアル化	0						0
	5 附属幼稚園教育の推進	① マンパワーの充実 ② ICTを活用した職場環境の充実	1	1					1
計			31	0	23	5	3	0	31

組織名称 鹿兒島女子短期大学 附属 幼稚園

基本計画	取組戦略	具体的な取組内容	実施数	評価					
				S	A	B	C	D	E
I なでしこ色の幼稚園教育の充実	1 預かり保育の充実	① 預かり保育の充実	0						0
	2 ICT教育の充実	① ICT教育機器の導入と活用 ② 数字を重視した教育の充実	2	2					2
	3 数字を重視した教育の充実	① 文字習得や算数領域等の教育内容の充実 ② ニーズに合わせた園外教育の取組	2	2					2
	4 数字を重視した教育の充実	① 若手教職員の力量形成 ② 園内外研修の充実	1	1					1
	5 数字を重視した教育の充実	① ICT活用教育研修の充実 ② 施設研修の充実	2	2					2
II 教職員の資質向上と人材確保の強化	1 ICTを活用した広報の展開	① 幼稚園教育と預かり保育の複合的な効果の広げ ② 充実した取組の展開 ③ 園の保育方針の広げ	2	2					2
	2 オリジナルグッズによる多様な広報活動の強化	① ホームページ・LINE・Facebook・メディア等の媒体を活用した新たな広報活動の取組 ② 多様な広報活動の強化	1	1					1
	3 園外巡回バスによる多様な広報活動の強化	① 子育て支援などによる社会貢献の取組 ② 園外巡回バスによる多様な広報活動の強化	2	2					2
	4 園外巡回バスによる多様な広報活動の強化	① 園外巡回バスによる多様な広報活動の強化 ② 園外巡回バスによる多様な広報活動の強化	0						0
	5 園外巡回バスによる多様な広報活動の強化	① 三園合同行事・研究等の検証と構築 ② 小中学校・短大・大学との連携強化 ③ 幼稚園教育の取組や地域・地域の情報収集の強化	3	3					3
III 広報・募集活動の強化	1 附属幼稚園教育の推進	① 附属幼稚園と短大の連携強化と地域行事への積極的参加 ② 小中学校・地域との連携強化と地域行事への積極的参加	1	1					1
	2 附属幼稚園教育の推進	① 三園合同行事・研究等の検証と構築 ② 連携強化と地域行事の検討	1	1					1
	3 附属幼稚園教育の推進	① 連携強化と地域行事の検討 ② 行事・活動の推進とマンニアル化 ③ 教材・教具作成の効率化のためのマンニアル化	2	2					2
	4 附属幼稚園教育の推進	① 連携強化と地域行事の検討 ② 行事・活動の推進とマンニアル化 ③ 教材・教具作成の効率化のためのマンニアル化	1	1					1
	5 附属幼稚園教育の推進	① マンパワーの充実 ② ICTを活用した職場環境の充実	1	1					1
計			36	1	5	29	1	0	36

組織名称 通見島女子短期大学 附属 幼稚園

基本計画	取組戦略	具体的な取組内容	実施回数	評価						
				S	A	B	C	D	E	計
I すみれ色の幼稚園教育の充実	1 保育の充実と差別化	① 少人数担当保育の充実 ② 保育園から幼稚園への運動体制の構築	1	1						1
	2 子育て支援体制の充実	職員・専門員による在園保護者向けの子育て相談窓口の開設	1							1
	3 地域に密着した保育園教育の充実	① 地域向け子育てサロンの開設 ② 保護者参加型の未就園児平日体験入園の開催	1							1
II 教職員の資質向上と人材確保の強化	1 教職員の資質向上	① 若年保育士の研修体制のマニュアル化 ② 学園内外研修への積極的参加	1							1
	2 人材確保の強化	① 実習生サポート体制の充実 ② サマーボランティア体制の充実 ③ 通見島女子短期大学生への説明会や其学会の実施	1							1
III 広報・事業活動の強化	1 ICTを活用した情報発信の強化	ホームページ・LINE・Facebook等の情報発信の活用 ① 「なほちゃん」オリジナルグッズ等を活用し ② 大募集広報活動の強化	2							2
	2 オリジナルグッズによる募集広報活動の強化	① 本部・設置校との連携強化 ② 保育所地域活動等との連携	1							1
IV 設置校・地域社会との連携強化	1 本部・設置校との連携強化	① 本部・設置校との連携強化	1							1
	2 地域との連携強化に向けたイベントの充実	① 保育所地域活動等との連携 ② ボランティア7月間の実施	1							1
V 運営の効率化	1 ICTを活用した情報の共有化	① 学園ネットワーク構築による情報の共有化	1							1
	2 定例化した行事の検証と再構築	① 定例化した行事の検証と再構築	1							1
計			18	0	10	8	0	0	0	18

組織名称 通見島女子短期大学 附属 幼稚園

基本計画	取組戦略	具体的な取組内容	実施回数	評価						
				S	A	B	C	D	E	計
I すみれ色の幼稚園教育の充実	1 主体的学びの芽生えを育む環境の醸成	① 主体的学びの芽生えを育む環境の醸成と実践 ② 主体的学びの芽生えを育む環境の醸成と実践 ③ 主体的学びを育てる保育方法の研究と実践 ④ 数字（小学一年生）を認識した教育の計画と実践 ⑤ 主体的学びを生かす環境の醸成 ⑥ 特別に支援を要する園児教育体制の充実	6	2	1	1	1	4	6	
	2 人材確保の強化	① 園内研修体制の充実 ② 園外研修体制の充実 ③ 優秀な人材の確保 ④ 新規採用候補への指導体制の強化 ⑤ 「幼稚園教育の良も」を発信する広報活動 ⑥ すみれ幼稚園の特色を生かした広報 ⑦ 保護者とともに成長する子供の姿の広報 ⑧ 幼稚園の見える化を推進した広報 ⑨ 認定手続を不要・迅速奨励補助金等の広報 ⑩ 体験入園等による募集広報活動 ⑪ 「すみれちゃん」オリジナルグッズ等による募集広報活動の強化 ⑫ 保護者との連携	1	1	1	1	1	1	1	
	3 地域との連携	① 保護者との連携 ② 通見島女子短期大学との連携 ③ 地域との連携	4	1	3				4	
II 教職員の資質向上と人材確保の強化	1 教職員の資質向上	① 園内研修体制の充実 ② 園外研修体制の充実 ③ 優秀な人材の確保 ④ 新規採用候補への指導体制の強化 ⑤ 「幼稚園教育の良も」を発信する広報活動 ⑥ すみれ幼稚園の特色を生かした広報 ⑦ 保護者とともに成長する子供の姿の広報 ⑧ 幼稚園の見える化を推進した広報 ⑨ 認定手続を不要・迅速奨励補助金等の広報 ⑩ 体験入園等による募集広報活動 ⑪ 「すみれちゃん」オリジナルグッズ等による募集広報活動の強化 ⑫ 保護者との連携	1	1	1	1	1	1	1	
	2 人材確保の強化	① 園内研修体制の充実 ② 園外研修体制の充実 ③ 優秀な人材の確保 ④ 新規採用候補への指導体制の強化 ⑤ 「幼稚園教育の良も」を発信する広報活動 ⑥ すみれ幼稚園の特色を生かした広報 ⑦ 保護者とともに成長する子供の姿の広報 ⑧ 幼稚園の見える化を推進した広報 ⑨ 認定手続を不要・迅速奨励補助金等の広報 ⑩ 体験入園等による募集広報活動 ⑪ 「すみれちゃん」オリジナルグッズ等による募集広報活動の強化 ⑫ 保護者との連携	1	1	1	1	1	1	1	
III 広報・事業活動の強化	1 広報活動の強化	① 園内研修体制の充実 ② 園外研修体制の充実 ③ 優秀な人材の確保 ④ 新規採用候補への指導体制の強化 ⑤ 「幼稚園教育の良も」を発信する広報活動 ⑥ すみれ幼稚園の特色を生かした広報 ⑦ 保護者とともに成長する子供の姿の広報 ⑧ 幼稚園の見える化を推進した広報 ⑨ 認定手続を不要・迅速奨励補助金等の広報 ⑩ 体験入園等による募集広報活動 ⑪ 「すみれちゃん」オリジナルグッズ等による募集広報活動の強化 ⑫ 保護者との連携	1	1	1	1	1	1	1	
	2 事業活動の強化	① 園内研修体制の充実 ② 園外研修体制の充実 ③ 優秀な人材の確保 ④ 新規採用候補への指導体制の強化 ⑤ 「幼稚園教育の良も」を発信する広報活動 ⑥ すみれ幼稚園の特色を生かした広報 ⑦ 保護者とともに成長する子供の姿の広報 ⑧ 幼稚園の見える化を推進した広報 ⑨ 認定手続を不要・迅速奨励補助金等の広報 ⑩ 体験入園等による募集広報活動 ⑪ 「すみれちゃん」オリジナルグッズ等による募集広報活動の強化 ⑫ 保護者との連携	1	1	1	1	1	1	1	
IV 設置校・地域社会との連携強化	1 本部・設置校との連携強化	① 本部・設置校との連携強化 ② 保育所地域活動等との連携	1							1
	2 地域との連携強化に向けたイベントの充実	① 保育所地域活動等との連携 ② ボランティア7月間の実施	1							1
V 運営の効率化	1 ICTを活用した情報の共有化	① 学園ネットワーク構築による情報の共有化	1							1
	2 定例化した行事の検証と再構築	① 定例化した行事の検証と再構築	1							1
計			66	9	46	4	4	3	0	66

組織名称 学部 本 部

基本計画	取組戦略	具体的な取組内容	評価												
			実施数	S	A	B	C	D	E	F	計				
I 「教育力」の強化	1. 定量的目標に基づく財政基盤の確立	① 専業活動費支計画の策定と実行	2	1	1								2		
		② 適切な予算編成と厳格な予算執行	1	1									1		
		③ 教育活動収入増強策の検証と時宜改訂	3	3									3		
		④ 外部資金増加策の検討と推進	1				1						1		
		⑤ ネットシステム構築による事務処理の合理化	1	1									1		
		⑥ 学割金・寄付金給付サポートシステムの構築と稼働	2	1	1								2		
		⑦ web出版システムの導入	1	1									1		
		⑧ 国際化推進体制の整備	3	1	2								3		
		⑨ 専業職員の活性化	3	1	2								3		
		⑩ 広電体制の強化	3	1	1	1							3		
II 「組織力」の強化	2. ICT環境整備による事務の効率化	① ネットシステム構築による事務処理の合理化	1	1									1		
		② 学割金・寄付金給付サポートシステムの構築と稼働	2	1	1								2		
		③ web出版システムの導入	1	1									1		
		④ 国際化推進体制の整備	3	1	2								3		
		⑤ 専業職員の活性化	3	1	2								3		
		⑥ 広電体制の強化	3	1	1	1							3		
		⑦ キャンパス・コミュニティ向上への取り組み	3	2	1								3		
		⑧ IRの有効活用	1	1									1		
		⑨ コース別人事制度の導入	1				1						1		
		⑩ キャリアパス導入によるモチベーションの向上	3	3			3						3		
III 「連携力」の強化	3. 本部コンサルティング機能の充実	① 育成目標を明確にした計画的な人事活動の実施	0										0		
		② 有能なOB・OGの活用体制の構築	1	1									1		
		③ ワークライフバランスの実現	3	2	1								3		
		④ 計画的な研修制度の確立	1				1						1		
		⑤ 資格取得奨励制度・自己啓発手当制度の導入	1				1						1		
		⑥ 研修ネットワークによる協働・専任講師システムの構築と稼働	1	1									1		
		⑦ ネット活用システムの構築と稼働	2	1	1								2		
		⑧ コンプライアンス意識の取なる醸成	1	1									1		
		⑨ リスク管理体制の構築と強化	3	1	2								3		
		⑩ 地域創生への貢献	1	1									1		
IV 「連携力」の強化	4. 他校との連携強化	① 企業・行政・地域社会との連携強化	1										1		
		② 卒業生・保護者との連携強化	1										1		
		③ 本部・設置校間の連携強化サポート	3	1	2								3		
		④ 高大連携協定の締結促進	2	1	1								2		
		⑤ 国内外日本語学校との協定支援	2	2									2		
		⑥ 伊理施設創設計画の策定	3	2	1								3		
		⑦ 施設マネジメント体制の構築	2		2								2		
		⑧ エコキャンパス・バリアフリー・新機軸施設整備の推進	4	3	1								4		
		⑨ ポータルサイトを活用した学生向け情報提供システムの導入	1	1									1		
		⑩ 法人親立による外部拠出コストの内生化	2	2									2		
V 「連携力」の創出	1. 新規事業による収益事業の創出	① 企業・行政・地域社会との連携強化	1										1		
		② 卒業生・保護者との連携強化	1										1		
		③ 本部・設置校間の連携強化サポート	3	1	2								3		
		④ 高大連携協定の締結促進	2	1	1								2		
		⑤ 国内外日本語学校との協定支援	2	2									2		
		⑥ 伊理施設創設計画の策定	3	2	1								3		
		⑦ 施設マネジメント体制の構築	2		2								2		
		⑧ エコキャンパス・バリアフリー・新機軸施設整備の推進	4	3	1								4		
		⑨ ポータルサイトを活用した学生向け情報提供システムの導入	1	1									1		
		⑩ 法人親立による外部拠出コストの内生化	2	2									2		
VI 「連携力」の創出	2. 大学・短大の学部・学科の改組・新設の検討	① 企業・行政・地域社会との連携強化	1										1		
		② 卒業生・保護者との連携強化	1										1		
		③ 本部・設置校間の連携強化サポート	3	1	2								3		
		④ 高大連携協定の締結促進	2	1	1								2		
		⑤ 国内外日本語学校との協定支援	2	2									2		
		⑥ 伊理施設創設計画の策定	3	2	1								3		
		⑦ 施設マネジメント体制の構築	2		2								2		
		⑧ エコキャンパス・バリアフリー・新機軸施設整備の推進	4	3	1								4		
		⑨ ポータルサイトを活用した学生向け情報提供システムの導入	1	1									1		
		⑩ 法人親立による外部拠出コストの内生化	2	2									2		
VII 「連携力」の創出	3. 地域連携の検討継続	① 企業・行政・地域社会との連携強化	1										1		
		② 卒業生・保護者との連携強化	1										1		
		③ 本部・設置校間の連携強化サポート	3	1	2								3		
		④ 高大連携協定の締結促進	2	1	1								2		
		⑤ 国内外日本語学校との協定支援	2	2									2		
		⑥ 伊理施設創設計画の策定	3	2	1								3		
		⑦ 施設マネジメント体制の構築	2		2								2		
		⑧ エコキャンパス・バリアフリー・新機軸施設整備の推進	4	3	1								4		
		⑨ ポータルサイトを活用した学生向け情報提供システムの導入	1	1									1		
		⑩ 法人親立による外部拠出コストの内生化	2	2									2		
計			71	4	23	25	12	7	0	71					

平成30年度3点検評価項目の対照表(30年度改革総合支援事業に対応済み)

認証評価第Ⅲ期	改革総合支援事業	未来計画・大学短期計画
基準1. 使命・目的等 領域：使命・目的、教育目的 基準項目・評価の視点		
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定 ①意味・内容の具体性と明確性←OK。具体的に文章化され、それなりに分かりやすい。整合性も高い。 ②簡潔な文章化←OK。簡潔な文章になっている。 ③個性・特色の明示←建学の精神、モットー等に明示 ④変化への対応←中教審その他の提言(学力の3要素等)に迅速に対応、産業界の意見も聞いている。		III-1①a学教法以下に適合するよう学則以下の規程類の整備 (2018)規程類の整備・維持制度の完成【大運営】 (2018)大学の意思決定システムの検証【大運営】 III-1①b使命・目的と中長期計画の実現に向けた総合的自己点検・評価制度の整備 (2018)教育・大学双方についての点検・評価ロードマップの確立【点評委】 III-1①c基盤的情報分析と総合的自己点検評価からの基本組織ごとの課題の見出し (2018)各部署ごとの未達成課題の見出しのルーチン化【点評委】
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映 ① 役員、教職員の理解と支持 整合性を改訂中。教員へはOK。 ②学内外への周知←刊行物、HPで公開している。 ③中長期的な計画への反映←整合性は対応中、概ねできた。大学中期計画に29年度から大幅な修正を行い、対応中。 ④三つのポリシーへの反映←DPへの反映は完成。他の2PはDPに対応しているため、完全にできている。 ⑤教育研究組織(学部学科等)の構成との整合性←特に学部の構成と不整合な部分はない。DPは大学の2学部構成を十分意識して作成した。		III-1①b使命・目的と中長期計画の実現に向けた総合的自己点検・評価制度の整備 (2018)教育・大学双方についての点検・評価ロードマップの確立【点評委】 I-1①イDPを実現するためのCPの中での教育課程と教授法の明確化と実施 (2017新)3つのポリシーの再編成 (2018)3Pと他の制度の整合性の実質化【教編成】 (2018)DPの確実な実現に向けた各科目コンテンツと教授法一覧表の保持と更新【教編成】
基準2. 学生 領域：学生の受入れ、学生の支援、学修環境、学生の意見等への対応 基準項目・評価の視点		●学生数の確保と確実に卒業に繋がる教育・指導・学生支援
2-1. 学生の受入れ		○アピール性の高いAPに則った入試の確実な実施と受験生確保

①教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知←3Pの整合性は29年度中に完成。APの改訂も完成。間もなく教育目的を改訂。		III-1①a APと入学者選抜の整合性の整備 (2018)APと整合した選抜試験方法の検討【入管委】 (2018)国の大学入試改革の方針を受けた入試制度改革の決定【入管委】
②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証入試区分ごとのモニタは29年度に始めた。←改訂APに沿った入試は33年度から。作業が必要。高校生が大学の何に興味を持つかの調査は行ったので、検証できているともいえる。	I-②：APに基づき、学力の3要素(「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」)を踏まえた多面的・総合的に評価する入学者選抜を実施 ア 一般入試で、学力検査のほか、小論文、面接、集団討論、プレゼンテーション、調査書、活動報告書、大学入学希望理由書や学修計画書、資格・検定試験などの成績、各種大会等の活動や顕彰の記録その他の資料を活用し、学力の3要素を多面的・総合的に評価する入学者選抜を実施。※H31年度一般入試では調査書は参考で利用(募集要項18～19頁) イ：「言語活動」を通して育成された「思考力・判断力・表現力」を評価するため、自らの考えを立論し、それを表現するなどの記述式問題を出題。←OK。国語と英語で文章を書かせる問題を作問者に依頼済み。 ウ：AO入試及び推薦入試で、大学教育を受けるために必要な基礎学力の状況を把握するため、大学独自に実施する検査(筆記、実技、口頭試問等)の成績、大学入試センター試験の成績、資格・検定試験等の成績、高等学校の教科の評定平均値のいずれかを合否判定に用いる。←多面的・総合的に審査される提出書類の調査書(高等学校の教科の評定平均値)が該当すればOK。	III-1①a APと入学者選抜の整合性の整備 (2018)APと整合した選抜試験方法の検討【入管委】 (2018)国の大学入試改革の方針を受けた入試制度改革の決定【入管委】
I-②：入学者選抜実施体制を充実・強化 ア 専門的な専任職員(アドミッション・オフィサー)が、入試・学生募集にかかる企画立案、及び入学者選抜の評価までに参画←入試広報課長が入試管理委員会の正委員となっており、他の委員に比べて権限が制限されていない。		III-1①bアドミッション・オフィス設置の検討 (2018)「大学入学希望者学力評価テスト」及びそれへの他大学の対応動向に関する情報収集【入広課】
I-②：多様な背景を持つ受験者を受け入れるための定員枠を設ける。 ア 専門高校から進学を希望する者 イ 帰国生徒、日本語を母語としない生徒、留学生		I-5②b留学生教育の在り方の検証と整備 (2018)当面現行の留学生受け入れを継続【グ推委】 III-1②a留学生及び社会人受入の促進 (2018)社会人教育の広報の強化(科目等履修生等、長期履修制度の他、各種の公

I. 国内調査

<p>ウ 特別な支援を必要とする者 エ 高等学校や大学の中退等で再チャレンジを志す者 オ 学び直しや新しい分野の学修をしたい社会人 カ 地域に貢献したい意欲を有する者 キ 科学や芸術などの特定の分野で卓越した能力を磨いてきた者 ←OK。編転入選抜、留学生の特別選抜、社会人特別選抜、スポA0を維持する。</p> <p>K-4. (1)⑤：社会人学生の受け入れ人数が増加←過去3年平均は4.0、現在4で、増加していない。</p> <p>K-4. (1)⑥：留学生の受け入れ人数が増加←過去3年平均は9.3、現在6で、増加していない。</p> <p>I-⑩イ：入学者の追跡調査等による選抜方法の妥当性の検証を実施←OK。「FKテストとGPAを利用した入試区分別の追跡調査と評価H29/9」。中退除籍分析でも入試別の分析。入試管理委員会で、妥当性を確認したとする議事録を残す必要がある。</p>	<p>開講座、共修講座、教職研修講座など【社連セ】</p> <p>III-3①a IRの充実 (2018) 管理運営のための各種資料の収集分析と更新、蓄積（QlikView活用を含む）【IR室】</p>
<p>③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持←現在はできている。分析に基づいた、選抜方針策定の方法が完成しつつある。法学部では毎年、定員を満たすための取組をしている。31年度に法学部大括り入試を導入する。教員増による法ビの魅力化とその広報に取り組んでいる。</p>	<p>I-1②eビジネス学科の強化 (2018) 法ビジネス学科の魅力化と大括り入試を関連させて検討【法学部】 (2018) 地域課題に取組む新規授業の内容（人間力を伸ばすAL）を検討した上で、担当教員を採用【法学部】 IV-1①e法ビジネス学科の広報強化 (2018) オープンキャンパス等でビジネス法に関する模擬講義を実施【法学部】 (2018) 大学案内、ホームページで法ビジネス学科のビジネス法務と経営学を従来よりも詳細に紹介【入広課】 IV-2②a鹿女短からの編入学促進に向けた募集活動の検討 (2018) 鹿女短と協力した編入学についての広報の実施【大運営】</p> <p>IV-1①b入学者確保に向けた情報発信 (2018) 学生募集に資する広報施策の企画と実施と継続的な改善 (2018) 大学院入学者確保に向けて、内部進学者への積極的広報活動の開始【広報会議】 IV-1①c高校訪問等による対人的アピールの継続的实施 (2018) 教員による高校等の訪問実施と内容の継続的な改善【入広委】 IV-1①dCMやホームページ等の効果的なマスアピールの検討</p> <p>III-3①b入学者確保に向けた情報収集・分析</p>

	<p>(2018) 入学生保護者対象とする本学入学のニーズと満足度把握【IR室】</p> <p>IV-1②aオープンキャンパス・大学見学・リクエスト講義・ガイダンス等の有効活用 (2018) オープンキャンパス、リクエスト講義等の企画立案・実施の継続的な改善【入広委】</p> <p>IV-2①b高等部進路指導室との連携強化 (2018) 高等部との人的連携の構築と高等部側からの要望等の聴取【大運営】 (2018) 文部科学省や大学入試センター等の会議で入手した大学入試改革に関する動向情報の高等部進路指導室への提供【大運営】</p> <p>IV-2②b鹿児島女子短期大学との連携事業の検討と実施 (2017改) 人的な連携強化と短大からの要望や動向等の聴取 (2018) 人的な連携強化と短大からの要望や動向等の聴取【大運営】</p> <p>IV-3①b募集広報活動（OCやパンフ）での後援会との連携 (2018) 後援会と連携した募集活動の継続的な改善【入広課】</p> <p>V-3②a後援会との連携強化 (2018) 大学創立40周年に向けての記念行事計画に向けた連携活動【40行PJ】 (2018) 後援会総会、支部総会の継続【総務課】</p>
<p>I-⑩：高等学校教育と大学教育の連携強化に向けて、以下の取り組みを実施。 ア 大学等における学修を高校生が経験する機会（合同授業の実施等）の提供←OK。リクエスト講義等。 イ 高等学校又は教育委員会との年2回以上の定期的な協議 ウ 高等学校と大学等との教職員の人事交流又は合同研修←29、30年度に合同研修を実施した。</p> <p>I-⑩：入学予定者に対し、大学等入学前に取り組むべき課題を提示し、提出を義務付けている。 1 全ての選考方法において義務付けている。 ←FKと連動した入学前課題、文章力課題ともに、全員に義務付けている。</p>	<p>IV-1②aオープンキャンパス・大学見学・リクエスト講義・ガイダンス等の有効活用 (2018) オープンキャンパス、リクエスト講義等の企画立案・実施の継続的な改善【入広委】</p> <p>I-1②c：入学前指導の検証と整備 (2017改) 入学前指導（ワークブック）の内容等の継続的改善 (2018) ワークブックの内容の改訂 (2018) ワークブックについての学生アンケート調査の実施と改善 (2018) 入学前課題（作文課題）及び文章力確認テストの結果分析 (2018) 英語学力テストの結果分析【共教セ】</p>
<p>2-2. 学修支援</p> <p>①教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備←学生支援センター等の制度を整えた。eポートフォリオは100%は稼働していない。情報基盤セ</p>	<p>○学力面、精神面で必要な支援の提供</p> <p>II-1①a学生支援センターの継続的改善 (2018) 統合結果の検証結果に基づく教職協働による充実策の検討（要支援学生以外への支援の在り方の検討を含む）【学支セ】</p>

センターでH31導入を目標に検討中。		<p>II-1①b学生支援ガイドラインの作成 (2018)学生支援ハンドブックの検討(ガイドライン及び対応指針を総称して「ハンドブック」と呼ぶ)【学支セ】</p> <p>II-1①d学修に困難がある学生への支援 (2018)学生支援センターが主体となった要支援学生への教育支援の全学的な実施の検討【学支セ】</p> <p>(2018)他部署への適正な情報提供及び他部署との事案の検討または提案【学支セ】</p> <p>(2018)障がいのある学生に対する教育方法の検討と提案【学支セ】</p> <p>(2018)一次支援と二次支援の整理に基づく室と指導教員等の連携体制の整備【学支セ】</p> <p>II-1①e大学・学生間の連絡等の緊密化 (2018)ユニバ活用に関する有効なやり方の継続的検討と試行【学務委】</p> <p>(2018新)厚生補導体制の再検討 (2018)中途退学者及び除籍者に関する取り組みの継続的改善【IR室】</p>
②TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実←研究科できている。留学生チューター制度を再検討中。	(新) I-②: TA等の教育サポートスタッフの資質の向上を図るために、定期的な研修などの取組を実施してはいますか。←院生TA研修あり。留学生チューター研修が必要。	<p>II-1①c学生サポーター制度の整備・拡充 (2018)障がい学生に対する学生サポーター制度の始動と検証【学支セ】</p>
2-3. キャリア支援		○キャリア教育と進路支援
①教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備←キャリア科目群、就職支援センターの支援プログラムできている。		<p>II-3①a学内外の各部署間連携を通じた包括的なキャリア教育の実施促進 (2018)COC+による事業の実施と継続的改善【進支セ】</p> <p>II-3②a進路支援プログラムの充実 (2018)進路支援プログラムの継続的改善【進支セ】</p>
2-4. 学生サービス		○学生生活支援
①学生生活の安定のための支援←特待、学園奨学金等でできている。種子・屋久島特待を新設し、離島出身学生支援を示している。		<p>II-4①a特待生制度の検証と再構築 (2018)新制度の検証(条件付き継続、停止等になった学生の成績モニタリング)【学務委】</p> <p>II-4①b学園奨学金制度の在り方についての検討 (2018)学園奨学金運用制度の改善【学務委】</p> <p>IV-2①a志学館高等部出身者に対する支援の充実</p>
2-5. 学修環境の整備		○教育・学修環境の整備
①校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理←アメニティ、モバイルランニング等についてできている。		<p>II-2①aモバイルラーニングを支援する情報基盤の整備・構築 (2018)統合認証システムとの連携を考慮した学内無線LANシステムの更新【情基セ】</p> <p>II-1②a学生向けポータルサイトの導入</p>

		<p>II-1①e大学・学生間の連絡等の緊密化 (2018)ユニバ活用に関する有効なやり方の継続的検討と試行【学務課】</p> <p>II-2②aアメニティ改善のための施設・設備の整備・拡充 (2018)単年度整備計画の範囲内での検討【大運営】</p> <p>III-4①a情報基盤の整備(セキュリティ強化) (2018)基盤ネットワークの詳細設計のための調査、分析【情基セ】</p> <p>III-4②a環境変化に対応した情報基盤のアップデート (2018)FW、UTM、統合認証システムと基盤ネットワークの効果的連携のための調整、分析【情基セ】</p> <p>III-5①b駐車場・駐輪場の整備に関する提言 (2018)駐輪場の整備完了【事務局】</p> <p>(2018)記念ホールと一体となった立体駐車場等の検討と実行【大運営】</p> <p>III-5①d多目的施設の整備に関する検討 (2018)多目的施設の整備に関する提言 (2018)概略設計、詳細設計を進め着工まで進める。【40施P】</p>
②実習施設、図書館等の有効活用←図書館については、ラーニングコモンズやグループ学習室が整備され、講義や演習などで有効に活用されている。「実習施設」という語は、認証評価3期目で初出の語で、OKかどうかうまく判断できない。心理系の2つのセンターは有効に機能している。←センターの実験室の活用は?		<p>II-2①bラーニングコモンズ(アクティブラーニング推進)の整備・充実 (2018)現有施設の利用状況の把握を継続的に遂行する。【図書館】</p>
③バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性←車椅子の対応はできている。「バリアフリー」は3期目初出。		<p>III-5②a施設の有効利用の推進 (2018)学生数動向の長期的展望に基づくキャンパス全体の整備(バリアフリー等利便性向上、環境整備を含む)計画の策定、実行【大運営】</p>
④授業を行う学生数の適切な管理←分析は現在進んでいる。改善計画が進行中。		<p>III-5②a施設の有効利用の推進 (2018)学生数動向の長期的展望に基づくキャンパス全体の整備(バリアフリー等利便性向上、環境整備を含む)計画の策定、実行【大運営】</p>
		<p>V-3①a同窓会活動の活性化支援 (2018)大学創立40周年に向けての記念行事計画に向けた連携活動【総務課】</p>
2-6. 学生の意見・要望への対応		
①学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用←学生生活実態(満足度)アンケートを実施したが、「活用」は、不十分かもしれない。←把握は支援センターで進め、対応も行っている。		<p>III-3②a種々の学生調査の実施 (2018)学生調査の継続と結果の分析【学務課、IR室】</p>

I. 国内調査

<p>②心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用←学生生活実態（満足度）アンケートを実施した。支援はセンターでできている。</p>		<p>II-3②b学生情報の集約と有効な活用方法の検討 (2018)学生情報を活用するための連携体制の継続的改善【進ませ】</p>
<p>③学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用←「活用」は、不十分かもしれない。学生アンケートに基づき、29年度にスクリーンの配置換えに取り組む。←学務委で学生投書へのレスを常態化。</p>		<p>III-3②a種々の学生調査の実施 (2018)学生調査の継続と結果の分析【学務課、IR室】 (2018)学生要望調査結果の活用【各部署】</p>
	<p>(新) I-⑧：学生による授業評価の結果を分析・検討したうえで、授業の改善を図るための制度的取組として、学生の代表者又は学外者が参画するFDを実施している。←OK。授業改善計画の提出。FD委で来年度以降の制度整備に着手した。</p>	<p>I-1②f授業評価の整備と利用 (2017)授業評価の継続と結果の利用 (2018)授業評価の継続と結果の利用【学務委】</p>
<p>基準3. 教育課程 領域：卒業認定、教育課程、学修成果</p>		
<p>基準項目・評価の視点 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定</p>		
<p>①教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知←DPの改訂とそれに基づいたカリキュラムの体系的設計は29年度中に完成。周知法に改善必要。</p>	<p>(新) I-①：大学等の取り組みについて、3Pを踏まえた適切性にかかる点検・評価のサイクルを確立し、学生の代表が直接的に参画している（学外者の聴取を実施していることを前提）。←OK。学友会の意見聴取。商工会議所アンケートなど。</p>	<p>I-1①aDPを軸にした教育課程の組織的・体系的な形成 (2018)教育目的の再検討【教編成】 (2018)共通教育課程の再検討【教編成】 I-1①iDPを実現するためのCPの中での教育課程と教授法の明確化と実施 (2018)3Pと他の制度の整合性の実質化【教編成】 (2018)DPの確実な実現に向けた各科目コンテンツと教授法一覧表の保持と更新【教編成】 V-2②b地域社会の要望の聴取と大学運営へのフィードバック (2018)地域産業界、コミュニティからの要望の収集と大学運営へのフィードバック【社連セ】 V-3①a同窓会活動の活性化支援 (2018)学修成果アンケートの実施【IR室】</p>
<p>②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知←単位認定基準は、受講者の水準や講義の進捗状況など実情にあわせて各担当教員が設定しており、学部共通のものはない。</p>	<p>(新) I-⑩：シラバスの作成方法に関するFDを、全教員を対象として実施している。 ←次年度に向け準備はする。客観的指標⑩⑪にやや関連。</p>	<p>I-1①a教育課程履修による獲得能力の分析・評価の改善 (2018)シラバスの継続的改善【学務委】 I-1②d組織的・体系的に設計された教育課程の確実な実施 (2018)授業科目試験、卒業研究等の評価基準等の制定と明示【学務委】 I-4①b大学院の制度面からの再整備</p>

		<p>(2018)大学院制度の再整備（研究指導、授業科目の評価方法の公表、教員資格審査等の実施）（継続的改善）【研科委】</p>
<p>③単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用←法学部では、単位認定は各教員により比較的厳正に適用されている。卒業認定基準は、学部共通の基準によりかなり厳正に運用されている。学生便覧に基準を明記し、学生に周知。</p>	<p>(新) I-⑨：学生の学修成果の評価について、その目的、達成すべき質的水準及び具体的実施方法などについて学内の方針（アセスメント・ポリシー）を定め、アセスメント・ポリシーを踏まえた成績評価についてのFDを実施している。 ←アセスメント・ポリシーを定めてある。</p>	<p>I-1②d組織的・体系的に設計された教育課程の確実な実施 (2018)新旧教育課程と新制度の確実な実施【学務委】 (2018)授業科目試験、卒業研究等の評価基準等の制定と明示【学務委】</p>
<p>3-2. 教育課程及び教授方法</p>	<p>I-⑫：成績評価へのGPA制度の導入と、進級判定・卒業判定・退学勧告のいずれかの基準として採用 ア 履修上限単位数 イ 授業科目履修者に求められる成績水準の設定 ウ 教員間もしくは授業科目間の成績評価基準の標準化 成績の分布状況を公表 ←OK。中退分析。卒業延期者への対応指針。入試別学修モニタリングでも変数として利用。←ア、ウが該当。</p>	
<p>①カリキュラム・ポリシーの策定と周知←3Pの整合的改訂は29年度中に完成。</p>		<p>I-1①iDPを実現するためのCPの中での教育課程と教授法の明確化と実施 (2018)3Pと他の制度の整合性の実質化【教編成】 (2018)DPの確実な実現に向けた各科目コンテンツと教授法一覧表の保持と更新【教編成】</p>
<p>②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性←3Pの整合的改訂は29年度中に完成。</p>		
<p>③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成←DPの改訂とそれに基づいたカリキュラムの体系的設計は完成。</p>	<p>(新) I-⑬：カリキュラム・コーディネーター等、カリキュラム編成のための専門的知識等を有する専任教職員がカリキュラム編成に主体的に参画している。 ←カリキュラム編成についての文科系職員研修で講演しているレベルの者が参画している。 I-⑭：全授業科目の体系性・有機的連携を確保するため履修系統図又はナンバリングを実施、ホームページ等で広く公表←ナンバリング（コーディング）の準備完了。ユニバへの実装準備はほぼ完了。「公表」の準備は未。</p>	<p>I-1①aDPを軸にした教育課程の組織的・体系的な形成 (2018)教育目的の再検討【教編成】 (2018)共通教育課程の再検討【教編成】 I-1①a教育課程履修による獲得能力の分析・評価の改善 (2018)コーディング（ナンバリング）導入【学務委】 (2018)コーディングを活用した獲得能力の分析・評価【学務委】</p>
<p>④教養教育の実施←OK。学問へのステップという科目、FKテスト、ワークブックの活用がある。←これらは共通教育又は導入教育であり少し違う。教養教育はできている。「持続可能な発展のための教育」セットを構成する。</p>		

	(新) I-⑥: 大学教育に必要な学修方法の習得等を目的とした総合的なプログラムとしての「初年次教育」を全学的に実施。	I-1②a: 「Freshman教養力向上作戦」の検証と整備 (2018) FKテストの継続的改善【共教セ】 (2018) FKテストと入試区分や成績等との関連性の分析【共教セ】 (2018) FKテストについての学生アンケート調査の実施と改善【共教セ】 I-1②b: 初年次教育の在り方の検討 (2018) 学ステで使用する新たなテキストの作成に着手【共教セ】 (2018) 共通教育課程の再編【共教セ】
⑤教授方法の工夫・開発と効果的な実施←ALは推進中、30年度にはFD委で強化する。Nice teacherをFDとして開始した。	(新) I-⑦: 学生に講義等のための事前事後学修(資料の下調べ、学生同士のディスカッション、専門家等へのヒアリング等)を促す授業を開講している。 I-⑧: アクティブ・ラーニングの授業の開講 ア 協定等に基づく外部機関と連携した課題解決型学習 イ ディスカッション、ディベート ウ グループワーク エ プレゼンテーション オ 実習、フィールドワーク ←H29は網渡りだった。H30クリアのためには仕込みが必要。	I-1①c: アクティブラーニングの推進 (2018) AL奨励体制の継続的改善【FD委】 I-1①d: 地域と共に成長する教育 (2018) 科目内での「体験型AL」要素の有無を問う調査の実施とこれを紹介するFD研修会の実施【教編成】 (2018) 各所との事業連携、情報収集を通じ学生が参加できる地域活動の機会の創出及び活動内容の改善【社連セ】 (2018) 学生の地域活動への参加促進【社連セ】 (2018) 地域課題に積極的に取り組む教育への支援【社連セ】 (2018) 地域課題に取り組む新規授業の内容を検討した上で、担当教員を採用【法学部】
	(新) I-⑨: 情報リテラシー教育に関する授業を開講している。 ←「インターネット演習」が必修。学問へのステップI・II	
	(新) I-⑩: ICTを活用した双方向型授業や自主学習支援を実施している。 ←ムードル(自主学習支援)を用いた個別授業はある。設問のニュアンスとして全学的な自主学習支援が求められている。eラーニングシステム(Moodle)を利用して自主学習支援を行っている科目はシラバスに記載(大学の把握としてよいか)あり。このための施設整備に着手した。	
	I-⑬: 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、1年間又は1学期間のCAPについて、学生の成績状況に合わせて緩和あるいは厳格化させる制度←ユニバによる上限管理開始。抜け道の欠陥があったが直した。	
	(新) I-④: 学長の裁量により、学内の教育改革、研究や社会貢献活動等の推進、学修環境の整備等に措置できる	

	予算(学長裁量経費等)を一定の規模で設けている。 1 教育研究経費支出予算の5%以上又は1,000万円以上 2 教育研究経費支出予算の3%以上又は500万円以上	
		I-5①a留学生の受け入れ及び派遣・留学の促進 (2018) 海外学修制度の継続的改善【グ推委】 (2018) 「留学ハンドブック」の継続的改善【グ推委】 I-5①b: グローバルな学びのサポート体制の強化 (2018) 短期研修員、留学生・留学経験者(卒業生を含む)の活用【グ推委】 (2018) 海外研修への支援の継続的改善【グ推委】 I-5②b留學生教育の在り方の検証と整備 (2018) 当面現行の留學生受け入れを継続【グ推委】 I-2①a教職課程の整備 (2018) 教職履修学生支援体制の継続的整備【教職セ】 (2018) 教職センター室の設備・内容の継続的整備【教職セ】 (2018) 再課程認定の推進【教職セ】 (2018) 養護教諭免許課程の円滑な推進【教職セ】 I-2②a資格センターの充実 (2018) 個別講座の精査(金融関連講座(簿記・FP)等) I-2③a公認心理師課程への対応 (2018) 課程の設置と設置後の検証【心臨学科】 (2018) 学部の実習先確保【心臨学科】 I-2③b P S W課程への対応 (2018) 学外実習を含む教育課程の確実な実施【心臨学科】 (2018) 厚生労働省法令に基づく事務処理【心臨学科】
3-3. 学修成果の点検・評価		○教育課程履修による獲得能力の分析・評価
①三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用←志學館スタンダードで点検体制はある。←コーディングを利用し DP 獲得状況をモニタリング(レーダーチャート等)できる仕組みの構築着手。	(新) I-⑤: 学修成果に係る自己評価に関する卒業時のアンケート調査やインタビュー等を実施している。 (新) I-⑥: 卒業生のキャリア(就職・進学)の状況等に関する卒業後のアンケート調査やインタビュー等を実施している。 ←同窓会総会時アンケート。	I-1①a: 学修成果の把握・評価の方法の検討 (2018) コーディングを活用した獲得能力の分析・評価【学務委】 (2018) シラバスの継続的改善【学務委】
②教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック←授業評	I-1④: 以下のいずれかの手法を用いて把握した学生の学修成果について、学生の学修指導、キャリア相談等に活用	I-1①b: ePFとLMSの連携と有効活用によるeラーニングの量的・質的促進 (2018) ePFの役割の再検討【eラPJ】

I. 国内調査

<p>価は毎学期おこなっており、フィードバック制度は29年度前期にできた。←29年度より、Unipa上で授業評価がおこなわれている。その回答率が、これまでの授業評価の回答率より低かったのは改善済み。</p>	<p>している。 ・外部の標準化されたテスト等による学修成果の調査・測定（アセスメント・テスト） ・学生の学修経験を問うアンケート調査←学修行動調査等（授業評価にも学生の学修行動の項目あり） ・学修評価の観点・基準を定めたルーブリックの活用 ・学修ポートフォリオの活用←OK。eポートフォリオの活用が該当。</p>	<p>(2018) eラーニングの役割の再検討【eラPJ】</p>
<p>基準4. 教員・職員 領域：教学マネジメント、教員・職員配置、研修、研究支援</p>		<p>●教職員の能力の向上、人事計画に基づいた確実な人員配置、業務の合理化による業務の質の向上</p>
<p>基準項目・評価の視点</p>		
<p>4-1. 教学マネジメントの機能性</p>		<p>○Ⅲ-2組織力向上とガバナンスの強化</p>
<p>①大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮←運営会議、入試管理委員会、改革会議の議長・委員長を学長がつとめており、学長がリーダーシップを発揮するための制度は確立している。</p>	<p>I-②：学長を中心とした、副学長・学長補佐、学部長及び専門的な支援スタッフ等からなる全学的な教学マネジメントの体制の構築、I R情報を利用した教育課程の適切性等についての検証を行っている。←OK。規程類の改正で、責任体制は明確化した。運営会議の下にI R室を持ち「年1回以上のI R情報を利用した検証」を行っている。</p>	<p>Ⅲ-1④b使命・目的と中長期計画の実現に向けた総合的自己点検・評価制度の整備 (2018)教育・大学双方についての点検・評価ロードマップの確立【点評委】</p>
<p>②権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築←人事や学部の教務管理などに係る権限分散（学長と学部長の間の分散）は、適切にできていると思う。</p>		<p>Ⅲ-1④c 盤詰の情報分析と総合的自己点検評価からの基本組織ごとの課題の見出し (2018)各部署ごとの未達成課題の見出しのルーチン化【点評委】</p>
<p>③職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性</p>		<p>Ⅲ-2①a 教員の学内業務の点検整理の実施 (2018)教員評価の結果の分析と現状把握【大運営】 (2018)評価結果に基づく管理運営業務の再配分の検討【大運営】 Ⅲ-2①d 滑らかな部署間連携をマネジメントする体制の確立 (2018)課を超えた業務推進と複数担当体制の推進（継続）【事務局】 (2018)会議のペーパーレス化検討、試行【事務局】</p>
		<p>Ⅲ-2①b 業務の効率化の促進 (2018)ユニバ活用による周辺業務効率化推進と学生の更なる利用促進【大運営】 (2018)業務の見直しと本部と一体となった業務効率化の検討と推進（継続）【事務局】</p>
<p>4-2. 教員の配置・職能開発等</p>		<p>○中長期的計画に基づいた教員配置管理</p>
<p>①教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置←人事制度、人事計画は整備した。ただし、教育課程との整合性は未点検。</p>	<p>K-4. (3)①：人事政策（教職員数、専任非常勤の割合（改革推進会議：非常勤分析）、アウトソーシング等）を策定←策定してある。</p>	<p>Ⅲ-1②b 中長期的計画に基づいた教員配置の管理 (2018)人件費と教員数の確実な管理の継続【大運営】</p>
	<p>(新) I-⑩：教員の教育面における評価制度を設けるとともに、授業を担当する専任教員に対し、ティーチング・ポートフォリオの作成を義務付けている。 ←教員評価制度の規程の修正と現行「業績評価申告票」に教員の自己点検の欄を設ければ申告票がポートフォリオになる。</p>	<p>Ⅲ-2①a 教員の業務の点検整理の実施 (2018)教員評価の結果の分析と現状把握【大運営】 (2018)評価結果に基づく管理運営業務の再配分の検討【大運営】</p>
<p>②FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施←H28年度は、FD活動は十分でない。29年度に nice teacher を開始した。30年度にはAL関係のFDを強化する。</p>	<p>I-⑩：教員の教育力向上を図るため、FD実施のための組織（委員会等）を設置するとともに、教育を行う専任教員を対象としてFDを実施←OK。FD研究会、合同研修会及びブナイスティーチャー講演。参加率100%化への仕込み必要。</p>	<p>Ⅲ-2①c FD、SD研修による個人力の強化 (2018)FD、SD学内研修の充実【FD推委】</p>
<p>4-3. 職員の研修</p>		
<p>①SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み←29年度にSchool of University Administrationを開始した。</p>	<p>I-⑩：業務に関する専門知識の習得や戦略的な企画能力の向上、管理運営能力の向上等を目的とするSDを実施。 ←合同研修会、事務職員研修会（学園）、階層別研修（学園）</p>	<p>Ⅲ-2①c FD、SD研修による個人力の強化 (2018)FD、SD学内研修の充実【FD推委】</p>
	<p>K-5. ②：他大学等と協定等に基づく、教職員の人事交流</p>	
<p>4-4. 研究支援</p>		<p>I-3制度・施策面からの研究活動の推進（改）</p>
<p>①研究環境の整備と適切な運営・管理←研究推進には着手したばかり。認証評価3期目で初出の項目。</p>		<p>I-3①a：教員の研究活動の質向上 (2018)論文作成・学会発表等の現状把握と奨励策の検討・実施【大運営】 (2018)RA制度の検討【大運営】</p>
<p>②研究倫理の確立と厳正な運用←制度は29年度に規程類を改正し、できている。研究科では正しく運用されている。認証評価3期目で初出の項目。</p>		<p>Ⅲ-2②b 研究コンプライアンスの強化 (2018)公的研究費運営管理体制の点検及び不正防止計画の整備【総務課】</p>
<p>③研究活動への資源の配分←教育研究費は重視し、確保している。ただし地域課題に関する研究は少ない。認証評価3期目で初出。</p>		
	<p>K-4. (4)②：外部資金獲得に向けた組織体制の強化を目的とした、部署又は委員会等を設置←改革推進会議。</p>	
<p>法人関係は非表示の場合がある。(現在は表示)</p>	<p>K-4. (4)⑥：共同研究による収入が増加</p>	
<p>基準5. 経営・管理と財務 領域：経営の規律、理事会、管理運営、財務基盤と収</p>		

支、会計		
基準項目・評価の視点		
5-1. 経営の規律と誠実性		
①経営の規律と誠実性の維持←研究不正、研究費不正使用の防止と対応、ハラスメント防止と対応を継続的に改善・整備		III-1⑦学教法以下の国の制度に合致した学内制度の確立 III-1⑦a学教法以下に適合するよう学則以下の規程類の整備 (2018)規程類の整備・維持制度の完成【大運営】 (2018)大学の意思決定システムの検証【大運営】
②使命・目的の実現への継続的努力←使命・目的に沿ったポリシーとその実施を継続的に改善しつつある。		III-1④a企画、実施、点検、改善の確実なルーチン化 (2018)企画、実施、点検、改善の制度・組織の継続的改善【点評委】
③環境保全、人権、安全への配慮←危機管理要綱の制定。ハラスメント防止と対応を改善・整備中。		III-2②aリスク管理の強化 (2018)ハラスメント関係の制度の整備【ハ防委】
5-2. 理事会の機能		
①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性（本部）		III-1④b使命・目的と中長期計画の実現に向けた総合的自己点検・評価制度の整備 (2018)教育・大学双方についての点検・評価ロードマップの確立【点評委】
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
①法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化←大学の意思決定とPDCA体制の継続的な改善の制度構築に着手。		III-1④a企画、実施、点検、改善の確実なルーチン化 (2018)企画、実施、点検、改善の制度・組織の継続的改善【点評委】
②法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性←各委員会、センターの年度末マネジメントレビューの実施する制度に着手。		
5-4. 財務基盤と収支		
①中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立←大学による人件費の中長期的な計画による管理。入学定員、収容定員の管理の確実化により、財務に貢献するようにしている。		III-1②d中長期的計画に基づいた教員配置の管理 (2018)人件費と教員数の確実な管理の継続【大運営】
②安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保←入学定員、収容定員の計画的な管理による補助金獲得率の向上シミュレーションに取り組む。		III-3④b入学者確保に向けた情報収集・分析 (2018)対入学定員、収容定員の分析予測に基づく入学定員、収容定員の管理に向けた基礎分析【IR室】
5-5. 会計		
①会計処理の適正な実施←補助金研究費（競争的資金＋学内配分）の不正使用対応要項等を整備した。		III-2②b研究コンプライアンスの強化 (2018)公的研究費運営管理体制の点検及び不正防止計画の整備【総務課】

②会計監査の体制整備と厳正な実施（本部：できている）		
基準6. 内部質保証 領域：組織体制、自己点検・評価、PDCA サイクル 自主性・自律性、継続的な自己点検・評価；恒常的な組織体制を整備、責任体制の明確化、学部・学科や研究科による三つのポリシーを起点とする教育の質保証と中長期的な計画を踏まえた大学全体の質保証の双方にわたって実施、外部質保証、大学全体の改善につなげる仕組みとして内部質保証を機能させる		
基準項目・評価の視点		
6-1. 内部質保証の組織体制		
①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立←P：運営会議、D：各級組織、C：新点検評価委員会、A：改革推進会議で、責任体制も明確にした。認証評価3期目初出。		III-1④a企画、実施、点検、改善の確実なルーチン化 (2018)企画、実施、点検、改善の制度・組織の継続的改善【点評委】
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価 三つのポリシーを起点とする教育の質保証と中長期的な計画を踏まえた大学全体の質保証の双方にわたって実施（評価機構の説明）		I-1②d組織的・体系的に設計された教育課程の確実な実施 (2018)DP、CPIに基づく教育課程の編成運営の確実化（継続）【学務委】
①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有←OK。2期目の認証評価以降も、年一度、学内自己点検・評価書をHP上で公開している。大学の中期計画（年度計画）の自主的評価評価仕組みは、点検評価委員会改組等でできている。学部・学科・研究科の仕組みが課題		III-1④b使命・目的と中長期計画の実現に向けた総合的自己点検・評価制度の整備 (2018)教育・大学双方についての点検・評価ロードマップの確立【大運営】
②IR（Institutional Research）などを活用した十分な調査・データの収集と分析←実績面では充実してきている。	I-③：大学等内にIR機能を整備したうえで、さらなる機能強化を図るための取組を行っている。 1 IRの企画や実施方法等に関する専門的な高等教育プログラムを履修した者を担当教職員に配置している。 2 1には該当しないが、IR担当教職員にIRの企画や実施方法等に関する研修を定期的受講させている。 ←SD研修をこれに位置付けることが可能。29年度は河野、30年度は久保、幾留職員が受講。研修記録と修了証を作成。	III-3④a IRの充実 (2018)管理運営のための各種資料の収集分析と更新、蓄積（QlikView活用を含む）【IR室】

I. 国内調査

<p>6-3. 内部質保証の機能性</p>		
<p>①内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性←大学の仕組みは点検評価委員会改組と中期計画の自主的 point check 制度で概ねできあがる。Aと学部・学科・研究科との関係が課題。認証評価3期目初出。</p>		<p>III-1④c 盤整の情報分析と総合的自己点検評価からの基本組織ごとの課題の見出し (2018) 各部署ごとの未達成課題の見出しのルーチン化【点評委、各部署】</p>
<p>【社会連携】</p>	<p>II(1)③：地域の課題解決に向けて目標設定、成果の地域へのフィードバック、地域連携の評価等のサイクルを構造化しており、継続的に協議を実施←総合的な構造化はまだ。</p> <p>K-6.①：大学等による地域への貢献について、データをまとめ、情報を発信←もう少し整備する必要がある。地域貢献総合記事欄（ページ）を設ける等。</p> <p>II(1)①：大学等の所在する都道府県又は市区町村等と、大学等の地域貢献に係る包括連携協定を締結し、定期的に連携の具体的な内容に関する協議←鹿児島市や指宿市等と包括連携協定を締結。定期的な協議は始まったばかり。</p>	<p>V-1①a 社会連携センターを軸にした地域貢献の推進 (2018) 社会連携活動の実質化と継続的推進【社連セ】</p> <p>V-2①a 自治体等との事業連携の促進 (2018) 自治体等との包括連携協定に基づく活動の継続と改善のための構造化されたシステム構築</p> <p>V-2②b 地域社会の要望の聴取と大学運営へのフィードバック (2018) 地域産業界、コミュニティからの要望の収集と大学運営へのフィードバック【社連セ】</p> <p>V-1②b 社会連携事業の公表・発信 (2018) 社会連携関連情報のホームページの再構成【社連セ】 (2018) 書籍の発刊（単人学ブックレットNo. 3）【生物学部門】</p> <p>V-2①a 自治体等との事業連携の促進 (2018) 自治体等との包括連携協定に基づく活動の継続と改善のための構造化されたシステム構築【社連セ】 (2018) 地域貢献に関する鹿児島女子短期大学との連携の推進（食育フェスタ以外の事業の検討を含む）【社連セ】</p> <p>V-1②a 地域社会の学習ニーズに応じた学習機会の提供と学びの支援 (2018) 鹿児島高専・霧島市連携講座「単人学」の実施【社連セ】 (2018) 鹿児島市連携講座：「韓国語」「中国語」の実施【社連セ】 (2018) 鹿児島県連携講座：専門職及び地域リーダー向け講座（鹿児島女子短期大学連携講座「学校臨床セミナー」、鹿児島県民大学連携講座「図書館をきわめる」）の実施【社連セ】 (2018) 主として霧島市を対象とした履修証明課程の実施【社連セ】</p> <p>I-5②a：社会人教育の推進</p> <p>V-1②a 地域社会の学習ニーズに応じた学習機会の提供と学びの支援 (2018) 履修証明課程、教育訓練指定講座の継続的改善【社連セ、研究科】</p> <p>V-1④a 科目等履修生、研究生、特別聴講学生の積極的な受け入れ (2018新) 科目等履修生、研究生、特別聴講学生の広報強化【広情会】</p> <p>V-2①b 教員免許更新講習の効果的開設</p>
		<p>(2018) 文部科学省・鹿児島グループとの連携と検証【学務課】</p> <p>I-4①a：専門的かつ実践的な臨床心理士の養成 (2018) 教育領域の学外実習や学外スーパーバイザーの活用による、より専門的かつ実践的な臨床心理士の養成の推進（継続的改善）【研究科】</p> <p>I-3②a 地域課題に取り組む研究領域への着手と奨励 (2018) 地域課題に取り組む研究の奨励【大運営】</p> <p>V-1③b 設置校関係者への心理臨床的援助、発達・子育て支援のための援助の検討 (2018) 設置校への心理臨床的援助システムの安定運用【心発両セ】</p>
<p>■独自基準設定と自己点検・評価 大学が独自に「基準」「基準項目」及び「評価の視点」を設定し、自己点検・評価を行うことが求められます。</p>		<p>※今のところ設ける考えはない。仕事は増やしたくない。 ※6つの基準と重複しないこと。</p>
<p>■特記事項 大学が特筆したい特色ある教育研究活動や事業等を三つまで記述することができます。</p>		<p>※考えられるのは、認証評価項目に上がってなくて、独自の進展がある領域。 例えば： ・社会連携。「地域とともに歩む大学」との考えから。 ・学生への手厚い教育（進路、資格教育、キャリア教育等）と支援体制（学務課・共通教育センター・学生支援センター）。学生に手厚い大学との視点から。 ・心理系2センターと大学院 ※基準と重複してもよい。</p>

千葉商科大学



日 時

平成 30(2018)年 12月 18日 (火) 10:00 ~ 12:00

場 所

千葉商科大学本館 (市川キャンパス)

面談者

- 露崎 洋 氏 理事・法人事務局長
 東条 和彦 氏 理事・大学事務局長、付属高校事務局長
 東海林真巳 氏 法人事務局次長、総務部長
 大場 克美 氏 大学事務局次長、学事部長、学務担当部長 (教育改革センター担当)
 渡邊 和 氏 経理部長
 加藤 淳 氏 教育研究支援部長、教育研究支援オフィス課長兼情報基盤センターオフィス課長
 鈴木 孝 氏 学務部長、学部事務課長 (商経学部担当) 兼教務課長
 出水 淳 氏 入試広報部長
 石川 浩人 氏 学部事務課長 (サービス創造学部担当兼人間社会学部担当) 兼モニタリング室担当室長
 江原 丈智 氏 学部事務課長 (政策情報学部担当兼国際教養学部担当) 兼モニタリング室担当室長
 戸塚浩一郎 氏 学長事務室長兼教育改革センターオフィス課長
 長澤 秀徳 氏 庶務課担当課長 (施設担当)
 野澤 和人 氏 キャリア支援センターオフィス課長
 原田 健 氏 会計課長
 岩井 康太 氏 教務課課長補佐

- 川久保順子 氏 総務課長
 三木 将司 氏 総務課主任
 戸塚 桃香 氏 総務課職員
 原田真依子 氏 総務課職員

訪問者

- 吉野 由紀 (評価研究部評価研究課主任)
 小野 一 (評価事業部評価事業課)
 佐藤 基 (評価事業部評価事業課)

1. 大学の概要

千葉商科大学は、昭和 3(1928)年設立の巣鴨高等商業学校を起源とし、昭和 25(1950)年に商学部商学科を設置し、開学した。現在は 5 学部 5 研究科 (うち、1 研究科は専門職学位課程) を設置し、収容定員は 5,890 人、在籍学生総数約 6,500 人を擁する大学である。千葉県市川市と東京都千代田区丸の内にキャンパスを持つ。

大学は、平成 26(2014)年度に、令和 10(2028)年の創立 100 周年に向け「CUC Vision 100 - 千葉商科大学創立 100 周年に向けた将来構想」を策定した。その中の「第 1 期中期経営計画」は平成 26(2014)年から平成 30(2018)年までに取組むアクションプランとなり、ウェブサイトで公表されている。

平成 27(2015)年度に当機構の大学機関別認証評価を受審し、「適合」の評価を得ている。評価報告書では「参考意見」が二つ、「改善を要する点」が一つ、「優れた点」が二つ挙げられている。

2. 自己点検・評価

大学は、7 年ごとに 1 度、当機構の評価基準に基づいた自己点検・評価を行い、その翌年度に認証評価を受けることとしている。自己点検・評価委員会は、法人の組織として設けられている。理事長を委員長とし、学長、学部長、法人事務局長、大学事務局長が委員となり、その他理事長が指名した教職員などを構成員とするなど、法人と大学が一体となった体制を整えている。

自己点検・評価委員会の下部組織として、自己点検・評価を推進するための小委員会を設けている。小委員会は、自己点検・評価委員会から付託された事項について検討し、その結果を報告する。この小委員会は評価基準ごとに設けられ、自己点検評価書の作成などに携わる。教学関係の評価基準は各学部教員が、管理運営及び財務関係は法人事務局がそれぞれ担当している。

認証評価も含め、自己点検・評価で認識された課題

1. 国内調査

などは、その内容を所管する会議体で改善が図られている。教学上の課題は大学教育改革本部、経営上の課題は経営改革本部が担う。どちらも、理事会の下に置かれた組織である。大学教育改革本部の本部長は学長が務め、学部長、事務局長などで構成されている。経営改革本部は、理事長指名により常務理事が本部長となり、同じく学部長、事務局長などが構成員となっている。

3. 認証評価の結果

大学は、平成 27(2015)年度に当機構の大学機関別認証評価を受審した。評価報告書の「改善を要する点」は、自己点検・評価委員会で確認し、教学については大学教育改革本部、経営については経営改革本部を中心に改善を図り、全て改善した。

認証評価後の取組みとしては、計画していることも含めると、三つのポリシーの整備・見直し、FD (Faculty Development)・SD (Staff Development)の充実、データや文書等の整理、教員の評価制度の導入・改善が挙げられる。データや文書等の電子データ化を進めており、学生の入学から卒業、就職までのデータを一元的に管理することを目指している。これらのデータは、入試の判定や退学者抑制のための基礎資料などに活用している。

「優れた点」として公表された2点のうち、「CUC アライアンス企業ネットワーク」は平成 19(2007)年に制度化された。アライアンス企業とは、「産学連携して社会に貢献できる人材を送出す」という趣旨に賛同し、学生の採用や育成に積極的な企業として大学に登録された企業のことである。大学では、会社説明会や登録企業で働く卒業生との交流会など、就職に向けて数多くのイベントが開催されている。学生にとっては、こうした数多くのイベントが企業を身近に体感できる機会となっており、就職率の高さに結びついている。アライアンス企業として登録された企業は、それらのイベントに参加するほか、学内での採用選考会を行うことができる。認証評価時の平成 27(2015)年度の登録企業数は 622 社であったが、平成 30(2018)年度は 808 社と、3年間で 186 社増加した。アライアンス企業への学生の就職率は 4 割を超える。

また、二つ目の「優れた点」として挙げられた「エコキャンパス」の実現に向けた取組みについては、大学独自の環境目標を掲げ、平成 30(2018)年度には、大学が所有するメガソーラー野田発電所等の発電量と、



調査には 19 人の教職員の方々にご協力いただいた。大学はデータや文書等の電子化を進めている。

市川キャンパスの消費電力量を同量にするという目標を達成した。令和 2(2020)年度には、「千葉商科大学をネットで日本初の『自然エネルギー 100% 大学』にする」という更に高い目標を掲げている。これは「大学が所有するメガソーラー野田発電所等の発電量と市川キャンパスの消費エネルギー量(電気+ガス)を同量にする」ことであり、現在、学生、教職員が一丸となって、取組みを行っている。

また、「自然エネルギー 100% 大学が地域を変える」と題して、全学を挙げた創エネ・省エネ活動と、それをモデルとした地産地消型エネルギーマネジメントシステムの確立と普及への取組みが評価され、平成 29(2017)年に環境省「COOL CHOICE LEADERS AWARD」優秀賞を受賞した。

4. 質保証への取組み

<大学全体>

大学は、平成 26(2014)年度に、「CUC Vision 100 - 千葉商科大学創立 100 周年に向けた将来構想」を策定した。この中で「第 1 期中期経営計画 (2014-2018)」が示されており、第 2 期は令和元 (2019) 年度にスタートした。

大学は、第 1 期中期経営計画で重点目標に掲げた、入学者数、就職率に係る目標数値をクリアした。これは、「CUC アライアンス企業ネットワーク」の充実とあわせ、広報戦略を変更したことが成果だと見ている。

平成 26(2014)年に学部入学者数が入学定員数を下回ったことを契機に、広報の内容を、大学の認知度を上げるものから教育内容を伝えるものに変更した。実学重視、アクティブ・ラーニングなどの教育の特長や

手厚い就職サポートなどを高校生や保護者、高校の教員に伝えた。教育内容や大学の取組みを理解した上で入学するので、退学率の減少にもつながっている。これにより、学部の志願者数は、平成26(2014)年度に比べ、3倍以上に増えている。

<学部・学科レベル>

大学は、ディプロマ・ポリシーに基づき、大学が育成する力を「三つの力」として定めている。そして、それを構成する能力を「六つの能力要素」と位置付け、カリキュラムを編成している。「CUC三つの力」と「CUC六つの能力要素」は、表1の通りである。

平成28(2016)年度には、全学部でカリキュラムマップとカリキュラムマトリックスを策定した。カリキュラムマップは、授業科目間の順次性や関連性を示すもので、学修の体系をわかりやすくし、計画的な学修を促すものである。収容定員数の多い商経学部は各学科のコースごと、その他は学部ごとに作成され、ウェブサイトで公表されている。

カリキュラムマトリックスは、表1の通り、「CUC三つの力」「CUC六つの能力要素」と授業との関連性を示したものである。「CUC六つの能力要素」はシラバスにも記載され、授業科目ごとに、身に付けることができる能力を示している。

そのほか、令和元(2019)年度からナンバリングを実施している。学問分野、授業内容を初級・中級・上級に分けたレベル、学修順序等に応じてコードを付け、カリキュラムの体系性をわかりやすくする。カリキュラムマトリックスとナンバリングは、学部ごとにウェブサイトで公表されている。

表1 「CUC三つの力」と「CUC六つの能力要素」

CUC三つの力	CUC六つの能力要素
高い倫理観	社会規範意識・誠実さ
	主体性・責任感
	チャレンジ精神・実践力
幅広い教養	相互理解・コミュニケーション力
	普遍的な知識・技能
専門的な知識・技能	専門的な知識・技能

(出典：大学ホームページより筆者作成 2018.2.12 閲覧)
 (http://www.cuc.ac.jp/about_cuc/educational_policy/ability/index.html)

大学は、これまで学部ごとに設けていた一般教養科目、外国語科目、体育科目及びキャリア科目を全学的に統合し、令和元(2019)年度に新しく「CUC基盤教育科目群」を設けた。これは、一般教養、語学、体育、会計、情報、キャリア、日本語教育の7分野を基礎教育として位置付け、基礎教育の上に各学部の専門教育を行えるよう全学的にカリキュラムを整備するものである。

今後は、大学教育改革本部において、カリキュラムマップやナンバリングをベースに、各科目の履修者数や単位修得状況、授業評価アンケート結果などから、カリキュラムを定期的に点検評価するための体制を構築していくこととしている。そのために、大学教育改革本部のもと、アセスメント・ポリシーの策定を現在検討している。

そのほか、学生が充実した大学生活を送ることができるよう、「学びのサポート」「大学生活に関する相談」「学生交流」を中心とした学生支援サービスを行う「キャンパスライフセンター」がある。同センターは、学部・学年を問わず誰でも利用できるオープンスペースになっており、職員も常駐している。新入生向けにレポートの書き方や文献の調べ方を教える「レポナビ」や、簿記初心者を対象に、試験期間中は対策講座を開いている。そのほか、パソコンの使い方を教える情報の講座も設けている。

<授業・教員レベル>

i) 学修ポートフォリオ「マイステップ」

大学は、学生の学修を可視化するため、「マイステップ」を導入している。「マイステップ」は、学修に関する情報や、成績、履修、授業などの成果となる情報を記録し、蓄積することができるウェブ上のシステムである。成績情報や履修情報などの「マイデータ」と、学期ごとに取得したい資格や身に付けたい能力を入力し、目標を設定し、振り返りなどを記録する「ステップ」から成る。キャリア教育の一環として導入されており、1年次から4年次までのゼミで指導され、担当教員が確認し、アドバイスしている。

「マイステップ」は、平成28(2016)年度にシステム改修を行った。以前にも「キャリアカルテ」という名称でポートフォリオを活用していたが、学部に応じて追加項目を設けるなど、専門分野の特性にも配慮した改善を図った。今後は、高校の「eポートフォリオ」や厚生労働省の「ジョブ・カード」などのキャリア・プ

I. 国内調査

ランニングツールとの連携を考え、「マイステップ」を中心としたキャリア形成を展開できる環境を学生に提供したいとしている。

ii) SD・FDの充実

大学はSD・FD活動の充実を図っており、新任教員に対しては、年に3回研修会を設けている。4月の研修会では、建学の精神や教育の理念、三つのポリシーなど大学全体に関わる内容や、研究活動に係るコンプライアンスやハラスメントについて説明している。5月には研修授業があり、教育改革センター長、学部長、カリキュラム責任者などが授業見学を行い、アドバイスを行っている。また、翌年3月には意見交換会として、1年間を振り返る機会を設けている。主に初年次ゼミに関する内容や研究時間の確保などについて意見交換を行っている。

また、大学は、初年次ゼミで教員と職員がペアとなり、学生が学修などの相談をしやすい体制を整えている。そのほか、年度初めには、教員と管理職職員を対象にした「教員会議」(全学FD研修会)や、事情を持つ学生の対応に関する研修会など、研修の機会を多く設けている。

iii) 授業改善

授業評価アンケートは、原則として全科目実施している。大学全体としての教育の質を担保するため、全学部で内容を統一している。

集計結果は1枚のシートにまとめ、担当教員にフィードバックしている。教員には、自主的、自律的に改善してもらえるよう、授業改善や質向上についてのコメントを提出してもらっている。コメントは各学部長が確認し、場合によっては学部長面談を行うこともある。また、学生の満足度が一定の基準以下の場合、教育改革センター長名で担当教員へ通知し、授業改善につなげている。

5. まとめ

大学は、中期経営計画に基づいた改革・改善活動を毎年行い、7年に1度自己点検・評価報告書を作成し、その翌年度に認証評価を受審することとしている。日常的な改革・改善に対する取組みや認証評価で指摘された事項への改善は、教育に関しては大学教育改革本部、経営については経営改革本部を中心に改善がなされている。

質保証に関しては、ディプロマ・ポリシーに基づき「CUC三つの力」「CUC六つの能力要素」を策定し、カリキュラム編成につなげている。平成28(2016)年度には、カリキュラムや各授業との関連性や順次性を意識したカリキュラムマップ、育成する能力と授業との関連性を示したカリキュラムマトリックスなど、教育内容の質保証に取り組んでいる。

教職員の改革・改善に対する意識は高く、日常的な自己点検・評価が根付いている。その意識の高さが、「第1期中期経営計画」で掲げた各種目標の達成につながっているのだという印象を受けた。

吉野 由紀 (評価研究部評価研究課主任)

<大学の基本情報>

【所在地】

千葉県市川市国府台一丁目3番1号(市川キャンパス)
東京都千代田区丸の内3-1-1

国際ビル1F(丸の内サテライトキャンパス)

【学部・研究科】(2018年5月1日現在)

学部・研究科	学科・研究科専攻
商経学部	商学科、経済学科、経営学科
政策情報学部	政策情報学科
サービス創造学部	サービス創造学科
人間社会学部	人間社会学科
国際教養学部	国際教養学科
商学研究科	商学専攻
経済学研究科	経済学専攻
政策情報学研究科	政策情報学専攻
政策研究科	政策専攻 (※博士課程)
会計ファイナンス研究科	会計ファイナンス専攻 (※専門職学位課程)

<第2期の大学機関別認証評価>

【時期】

平成27(2015)年度

【結果】

適合

東北公益文科大学



日時

平成30(2018)年11月21日(水) 14:00～16:00

場所

東北公益文科大学 本部棟 (酒田キャンパス)

面談者

渡部 文靖 氏 学長特別補佐・大学戦略推進室長

浦山 恭子 氏 大学戦略推進室事務推進主幹

川上 佐知 氏 教務学生課主任

訪問者

小林 澄子 (評価研究部評価研究課課長)

小泉 亮 (評価事業部評価事業課)

丹 奈緒美 (評価事業部評価事業課)

1. 大学の概要

東北公益文科大学は、山形県などが創設費を負担し、学校法人が運営する公設民営方式の大学として、平成13(2001)年に開学した。大学設立宣言は「今、東北の一郭・庄内の地には、創造と進取の気象がみなぎっている」で始まり、誕生の地たる庄内地方の自然や歴史への誇りとともに、新しい学問「公益学」の確立に向けた情熱を詠取ることができる。

大学は日本で唯一、公益学部と公益学研究科を擁し、公益に貢献する人材育成や公益学の体系化を目指している。学部には地域経営系と交流文化系があり、2年次から更に各3コースに分かれ、学生の興味や進路に対応している。

第2期認証評価は平成28(2016)年度に受け、多様なキャリア教育や中長期計画を軸とした意欲的な質保証の仕組みなどが評価された。また、同年には文部科学省大学教育再生加速プログラム「卒業時における質保

証の取組の強化」に採択されている。

2. 自己点検・評価の体制

自己点検・評価の中心となる組織は、点検評価委員会と大学戦略会議である。

点検評価委員会は、毎年行われる各部局からの自己点検・評価の報告を受け内容をチェックする役割で、年2回程度開催される。

大学戦略会議は、平成26(2014)年4月に就任した吉村昇学長の名前を冠した中長期計画「吉村プラン」を策定・実行する組織として誕生した。学長が委員長、学部長や研究科長、各センター長、理事などが委員になり、毎月開催されている。この事務担当部署として大学戦略推進室が置かれている。

点検評価委員会で確認された状況を大学戦略会議に報告し、共有している。これ以前も、点検評価委員会を中心として自己点検・評価を実施していたが、その結果を改革・改善につなげるための仕組みが弱かったため、学長の強いリーダーシップのもと、課題を大学戦略会議に集約し、総合的に戦略を立てる体制を作った。点検評価委員会委員長も学長が務めており、一体的な取組みが可能になっている。第2期認証評価はこの体制で対応した。

3. 認証評価のための取組み

大学は平成26(2014)年10月発表の「第1期吉村プラン～地域に根差し、世界に発信する教育・研究拠点～」において、2年後に控えた認証評価に向けて全学的な体制で取組むことを示した。合わせて過去5か年の中長期計画の達成状況について自己点検・評価し、報告書を作成・公表した。

平成27(2015)年度に入ると、大学戦略会議において、前回の認証評価(平成21(2009)年度に実施)によって示された課題やその改善状況の確認、当機構が示す「判断例」や他大学の評価結果の分析などを行った。事務局ではIR(Institutional Research)に関する内規の制定や各種規則の改定など、運営面の整備を進めた。そして同年10月、キックオフとして全教職員を対象とした認証評価のためのSD(Staff Development)講習会を行った。講師を務めた学長特別補佐・大学戦略推進室室長の渡部文靖氏は、「認証評価は大学の質保証を実現させる機会であることや、義務感ではなくて教職一体となって取組むことの意義を強調した」と振り返る。

1. 国内調査

自己点検評価書の作成にあたっては、基準項目ごとに委員会やセンターなどの部局を割当て、その部局の長が構成員の中から実際の執筆者を指名し、部局の長は原稿の確認や他部署からの問い合わせ対応を行った。この体制は大学戦略会議で決められたもので、全学挙げて取り組むという方針のもと、なるべく多くの教職員が関わられるよう検討した結果だ。

大学戦略推進室では、当機構のウェブサイトを利用して過去の評価校の自己点検評価書を分析した。語句の使い方や語尾などの文章表現、エビデンスの記載方法や図表など紙面の使い方、表紙デザインやインデックスの色といったデザイン面などに注目して多くの大学の自己点検評価書を精読した。限られたページ数で大学の特徴を最大限に表現するため、その中から「フィージングが合う」自己点検評価書を見つけて参考にしたのだという。

自己点検評価書の執筆は平成 28(2016)年 1 月から開始し、その後は毎月のように大学戦略会議でのチェックと修正を繰り返し、執筆者会議での読合わせなどを経て 6 月の完成につなげた。

4. 認証評価結果の活用

評価結果は「適合」、評価報告書には「改善を要する点」はなく、更なる取組みが望ましいとする「参考意見」が付された。指摘された事項は担当の部局や大学戦略会議で検討し、改善方策は平成 29(2017)年度から 3 か年の「第 2 期吉村プラン～庄内から日本の教育を変える大学づくり～」に盛り込まれた。

一方、検討の結果、現状維持と判断した「参考意見」もある。例えば、年間の履修登録数の上限が高いことについての指摘は、資格取得など学生の希望に考慮し、教員側が指導の際に問題意識を持つことで変更はしないという結論に至った。

認証評価は、大学にとって「適合して当然」であったものの、多くの時間を割いて取組んだ末に認められたという事実は、学内に大きな影響を与えた。改革・改善に対する教職員のモチベーションが高まり、外部資金の獲得やその他の学内プロジェクトに一層積極的に取り組むようになったという。ここ数年で志願者数・入学人数が増えていることも、活気をもたらしている。

評価結果は、大学のウェブサイトで公表するほか、高校訪問や入試説明会で説明するなどしているが、高校教員の大学に対する理解や信頼が高まっていることを感じるようだ。



調査にご協力いただいた方々。第 2 期認証評価では大学戦略推進室メンバーとして全教職員の先頭に立った。

また、認証評価のもう一つの成果として、準備を通じて自己点検・評価の在り方を検討できたことが挙げられた。認証評価翌年度から、毎年の事業報告と自己点検・評価を一体的に行うよう体制を変更した。自己点検・評価の作業負担を減らして課題の発見と改善に注力するためである。

5. 質保証への取組み

質保証の軸となる「吉村プラン」は、教育、研究、社会・地域貢献、国際化、運営の各項目で構成されている。策定にあたっては、大学の将来について明確なビジョンを持つ学長の提案事項をもとに、大学戦略会議や教授会で検討したほか、若手を中心とした教職員の意見を取入れた。将来を見越して次の世代を育てたいという意識は強く、認証評価でも実地調査の面談に若手職員を同席させるなどの工夫をしている。

現在は第 2 期プランを実行中だが、大学戦略会議では半期ごとに全 111 項目の進捗状況を確認し、達成率を算出している。各センター等の会議、教授会、大学戦略会議は毎月定例化され、年度途中でも、課題の発見や解決策の検討と実行が速やかに行われる体制になっている。

学部では、授業評価アンケートをウェブ上で実施している。全科目の集計結果、学生の自由記述とそれらに対する教員のコメントが公開されており、学生も閲覧できる。ほかに学生の意見投書箱もあり、教員はこれらの情報を活用して次の授業に生かしている。

学修成果の可視化には積極的で、平成 30(2018)年度から、全学生を対象に外部の基礎力測定テスト「PROG」を導入した。現在はルーブリックの見直しを進めている。

る。ルーブリックはディプロマ・ポリシーで定めた能力を軸にしたもので、レベル設定や文章表現に「PROG」の結果や地元企業の意見を取入れる予定である。

シラバスには、その科目で得られる能力等がルーブリックのどこに相当するかを記載している。学生はゼミなどのグループ単位でルーブリックに基づいた自己評価を発表し合い、学修意欲の向上につながっている。今後は、大学が企業等に学生の状況を説明したり、企業等が学生に求めるスキルやレベルを把握したりといった、キャリア支援にもルーブリックを活用したい考えだ。

6. 競争的資金獲得への挑戦

大学の特色の一つとして、文部科学省等の競争的資金を多く獲得していることが挙げられる（表参照）。採択事業の情報は、担当職員が文部科学省のウェブサイトや毎日チェックして収集するほか、学長から提供されることも多い。ひとたび申請が決まれば、関わりたい教員が立候補して集まり、職員とともに進めていくことになる。採択されなくても、大学にとって必要な事業であることに変わりなく、実行することになるため、挑戦に前向きになれるのだという。

認証評価を受けた平成28(2016)年度も、採択事業の申請を行っており、学内は多忙を極めた。しかし、採択事業の面談が認証評価の面談のシミュレーションになったり、認証評価のために整理した事項が採択事業の申請書類の作成に役立ったりといった相乗効果があったという。申請準備で発見された課題などを、自己点検・評価につなげるといった意識を持って進めている。

7. 認証評価制度への意見

今回の訪問調査に先立って当機構が行った第2期認証評価の検証に関するアンケートでは、大学は認証評価の負担感は非常に大きいと回答していた。これについて何うと、負担感というより、プレッシャーが大きかったとのことだ。当時、大学はすでに文部科学省等の競争的資金をいくつも獲得しており、改革が進んでいる大学として知られていた。そのため、認証評価で適合を得ないわけにはいかない、という雰囲気が学内にあったようだ。

当機構の評価システムについては、紙媒体での調査を基本とすることに異議が挙がった。自己点検評価書や資料は指定された部数を印刷して提出する必要があるが、大学では文書等は全てデータ化しているため、

表 平成30年までの過去5年間に獲得した主な競争的資金

年度	事業名
平成26	私立大学等改革総合支援事業 タイプ1「教育の質的転換」 タイプ2「地域発展」
平成27	地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+） 私立大学等改革総合支援事業 タイプ1「教育の質的転換」 タイプ2「地域発展」 タイプ4「グローバル化」
平成28	大学教育再生加速プログラム テーマV「卒業時における質保証の取組の強化」 私立大学等改革総合支援事業 タイプ1「教育の質的転換」 タイプ2「地域発展」 タイプ4「グローバル化」
平成29	私立大学研究ブランディング事業 タイプA「社会展開型」 私立大学等改革総合支援事業 タイプ1「教育の質的転換」 タイプ2「地域発展」 タイプ4「グローバル化」
平成30	私立大学等改革総合支援事業 タイプ1「教育の質的転換」 タイプ3「他大学等との広域分野連携」 タイプ4「グローバル化」 タイプ5「プラットフォーム形成」

大学提供資料をもとに筆者作成

改めて印刷する作業は徒労感につながった。地球環境に及ぼす影響を鑑みても、検討の余地があるのではとの意見だった。当機構は第3サイクル初年度となる平成30(2018)年度から一部資料の電子化を行っているが、今後はより踏込んだ議論が求められるだろう。

また、認証評価制度について、大学の変化のスピードから見て7年のサイクルは長いと感じるという。評価を受けた3、4年後を目安に、簡略化した方法で中間チェックを行う機会を持ち、結果が良い項目は次の評価では省略するといった効率化の提案があった。

8. まとめ・所感

大学は点検評価委員会と大学戦略会議を中心とした自己点検・評価の体制を作ってから第2期認証評価に臨んだ。「大学を挙げて取組む」というメッセージを「吉村プラン」で発信し、SD等も実施して学内に浸透させた。

I. 国内調査

「吉村プラン」は大学運営の指針として強固な存在感を持ち、質保証に大きく寄与している。学長が考える将来像を具現化するために教職員が検討して策定し、実行していくというスタイルであり、教職員の学長への信頼感の高さが感じられた。

強いリーダーの存在は大きな力だが、大学のそれ以上の強みは、教職員一人ひとりの質保証へのモチベーションの高さにあるといえよう。日常的な課題発見と解決だけでなく、自己点検評価書のデザインに工夫を凝らしたり、数多くの競争的資金に挑戦したりといった付加的な業務にも、負担感なくむしろ楽しんで取り組んでいる様子がインタビューからうかがえた。

また、印象的だったのは「次につなげたい」という意欲である。大学戦略会議での議論に加えて、認証評価や中長期計画策定で若手教職員を起用し、競争的資金申請の準備を課題の整理と解決に活用するなど、さまざまな機会を大学の発展に生かそうとする姿勢が見て取れた。

収容定員数約 1,000 人の単科大学が、パワフルに改革・改善を進めて成果を出していることに勇気づけられる高等教育関係者も多いのではないだろうか。優れた大学の取組みを周知することは認証評価の目的の一つであり、その重要性を再確認する訪問となった。また、中間チェックの仕組みなど、先進的な大学ならではの提案は、当機構が自律的な質保証のツールとしての評価システムを検討する際に大いに役立つことになるだろう。

小林 澄子（評価研究部評価研究課課長）

<第2期の大学機関別認証評価>

【時期】

平成 28(2016) 年度

【結果】

適合

<大学の基本情報>

【所在地】

山形県酒田市飯森山 3-5-1（酒田キャンパス）

山形県鶴岡市馬場町 14-1（鶴岡キャンパス）

【学部・研究科】（2018年5月1日現在）

学部・研究科	学科・研究科専攻
公益学部	公益学科
公益学研究科	公益学専攻 公益学研究専攻

福井工業大学



日時

平成30(2018)年11月29日(木) 14:30～16:30

場所

福井工業大学 福井キャンパス 大学1号館

面談者

- 蔵田 浩之 氏 学長補佐・基盤教育機構長・
基盤教育機構教授
(自己評価委員会副委員長)
- 宇治橋康行 氏 工学部建築土木工学科教授
(自己評価委員会委員長)
- 谷脇 一弘 氏 工学部建築土木工学科教授
(内部質保証委員会委員長)
- 堀田 裕一 氏 大学事務局次長
- 山本 健 氏 大学事務局 IR・評価室

訪問者

- 小林 澄子 (評価研究部評価研究課課長)
- 石田 孝徳 (評価事業部評価事業課)
- 田中 大幹 (評価事業部評価事業課)

1. 大学の概要

福井工業大学は、昭和24(1949)年創設の北陸電気学校にその起源を持つ。昭和34(1959)年に現在の福井キャンパスを開設し、昭和40(1965)年に開学した。建学の精神には「愛国心の涵養」とともに「人格の形成」を掲げ、高い専門能力と豊かな人間性を育む「教育第一主義」を特色とする。近年では地元企業の要望を踏まえ、グローバル教育にも力を入れており、平成25(2013)年に独自の英語教育プログラム「SPEC (Special Program for English Communication)」を導入、学生や保護者の支持を得ている。

長く工学部だけの単科大学であったが、創立50周年を迎えた平成27(2015)年、新たに環境情報学部、スポーツ健康科学部の2学部を設置した。工学を中心に文理融合型の教育研究を行う「工科系総合大学」へと大きく発展している。

第2期認証評価は平成26(2014)年に受け、全教職員が一堂に会しての職員会議の実施や、学修成果の点検・評価への取組みなどが高く評価された。

2. 認証評価時の自己点検・評価体制

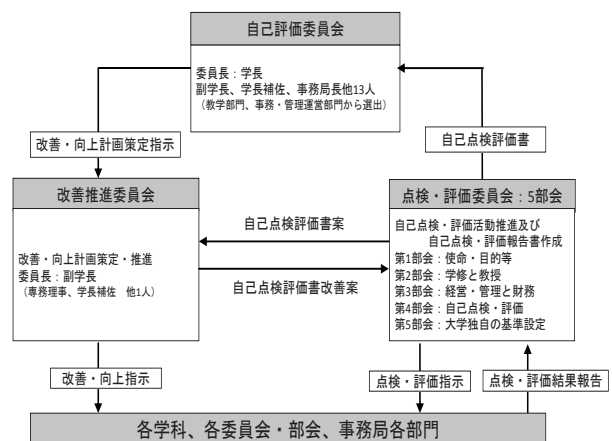
大学が認証評価を受けた平成26(2014)年当時は、図1のように、学長を委員長とする自己評価委員会を頂点に、実際に自己点検評価書を作成する点検・評価委員会、改善・向上方策を推進する改善推進委員会を置くという体制だった。

自己評価委員会は、学長のほか、副学長、事務局長など大学と学校法人の教職員計18人で組織され、大学全体の自己点検・評価を統括していた。

点検・評価委員会は、当機構が示す四つの基準と大学が設定する「独自の基準」を担当する計5部会に分かれ、教員や課長級以上の職員で構成された。各部門からの自己点検・評価結果の報告や資料の提出を受け、自己点検評価書を作成し、自己評価委員会へ提出する役割を担っていた。

改善推進委員会は、副学長が委員長であり、専務理事や学長補佐がメンバーになっていた。点検・評価委員会が作成した自己点検評価書を確認し、そこに示された改善・向上方策に基づき、全学体制での具体的な実行を促進した。大学が平成19(2007)年に受けた第1

図1 第2期認証評価における自己点検・評価体制



大学提供資料をもとに筆者作成

1. 国内調査

期認証評価の結果に沿って改善計画を策定し、各部署に改善を指示、状況を確認するという大きな役割も持っていた。

自己評価委員会は比較的大きな組織で、頻繁な開催が難しいため、委員長である学長は点検・評価委員会と改善推進委員会が一定の範囲で独自に判断・実行できるような権限を与えていた。不断の自己点検・評価とそれに伴う改革を確実に実行するための体制だったという。

3. 認証評価の準備と結果の活用

大学は平成 26(2014)年に第 2 期の認証評価を受けたが、その準備を始めたのは、平成 23(2011)年である。この年、第 1 期の認証評価結果に基づいた改善状況を「第 1 回認証評価結果に係る改善取組の報告」として取りまとめた。この報告をもとに、点検・評価委員会が自己点検評価書の作成に着手した。

点検・評価委員会は前述のように 5 部会に分かれ、担当部局から提出された原稿や資料をもとに自己点検評価書を執筆。各部会での査読担当者による査読や、全体の記述の一貫性、エビデンスの整合性のチェックなどを行い、認証評価前年の平成 25(2013)年 9 月に素案を完成させた。この素案に対し、改善推進委員会が行ったレビューのフィードバックを受け、修正を加えた。

その後、当機構への提出期限である平成 26(2014)年 6 月末までに、点検・評価委員会の最終査読担当者 5 人が、図表を含めた内容の精査、エビデンスの確認などに加え、学内の情報システムセンターに依頼して図表のデザイン化など完成度を高める工夫を行った。最終的に、全文の読み合わせを行い、自己評価委員会の承認を経て、当機構へ提出した。

完成した自己点検評価書はホームページにおいて全文を公開し、冊子としても据え置き、学内で閲覧を可能とした。

このように綿密に準備をしたのは、第 1 期の認証評価で十分な準備ができなかったという反省からであった。新システム移行に伴う認証評価基準の改定、大学による自己判定の実施、エビデンス（自己判定の根拠となる資料）の重視などは、大学の自己点検・評価の在り方を問い直す契機となった。特にエビデンスについては、何を準備し、どの程度提出するか、どのように記述すべきかなどの議論を重ねた。

4. 認証評価結果の活用

評価終了後、評価結果が記された評価報告書をホームページで公表した。第 1 期に受けた際には、高校訪問時に説明をするなど全学として対応していたが、今回は特に行わず、大学案内などに認定マークを記載するにとどめた。高校側の関心が高くないことに加え、認証評価で適合となるのは当然という認識が学内で高まっていたからだという。

評価結果で付された参考意見への対応は、改善推進委員会が改善向上計画を策定して各部門に指示を出し、外部公表・大学のみ通知にかかわらず、同じ優先度で改善を進めている。

評価結果だけでなく、評価の過程で得た情報も重視した。その一つは「書面質問」だ。「書面質問」は、評価員が行う調査の過程で、自己点検評価書等の内容について実地調査の前に大学に書面（Eメール）で質問をするもの。大学は、ここで問われた事項のいくつかを、評価結果と同様に貴重な内容として参考にした。

もう一つは、実地調査での評価員の発言だ。実地調査での面談で、ある理事の理事会への出席率の低さについて質問があった。理由を説明し、最終的に指摘はなかったが、当該理事の出席促進に加え、ほかの役員へも年間スケジュールを示すなどの工夫により、理事会・評議員会の出席率が全体的に上がるという成果が得られた。

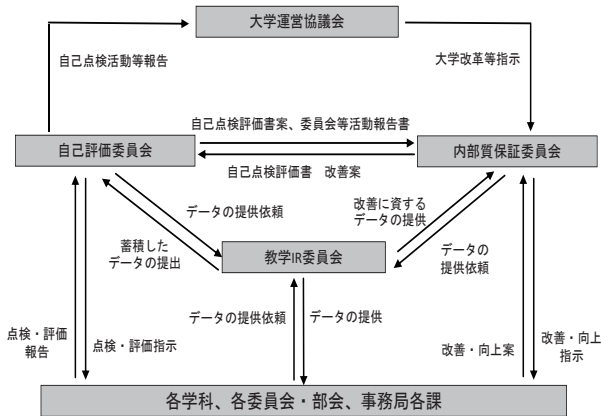
このほか、優れていると評価された点があったことは、大学にとって非常に自信になった。特に、グローバル教育への評価は、海外インターンシップを学生の負担なしで実施するなど予算を付けているので、学内の理解を高める意味でも役立ったという。グローバル教育は更なる充実を図っており、次の認証評価では、国際化をテーマにした独自基準を検討したいとのことだ。

5. 質保証への取り組み

認証評価から 3 年経った平成 29(2017)年、当時の学長が主導して、自己点検・評価体制を一新した（図 2 を参照）。これまでの自己評価委員会を発展させる形で、下部組織だった点検・評価委員会の機能を持たせることにした。改善推進委員会は内部質保証委員会へと発展させ、新たに教学 IR 委員会を発足させた。これら 3 委員会が強固に連携して改革・改善を促進する体制となった。

新しい自己評価委員会は、委員長は学長ではなく、

図2 平成29(2017)年度からの自己点検・評価体制



大学提供資料をもとに筆者作成

学長指名とした。現在の委員長は、第2期認証評価で点検・評価委員会副委員長として委員会の運営に携わり、自己点検評価書の最終査読も担当した宇治橋康行氏（工学部教授）である。宇治橋氏は、「幹部から成る自己評価委員会のもとに多くの下部組織が動くこれまでの体制は、機動力に限界があった。認証評価のためだけではない、恒常的な自己点検・評価を行える体制になった」と話す。

内部質保証委員会は、各学科の教員や各部署の主任以上の職員で構成されている。自己評価委員会が毎年行う自己点検・評価の結果や委員会等の活動報告を受け、改善状況を確認し、未達の場合は、各部局へ改善・向上を指示するという役割はこれまでと同じだ。しかし、指示内容の決定権を持つなど委員会の権限を拡大したことで、改善までの流れが非常にスムーズになったそうだ。

教学IR委員会は、学内に点在するデータを結び付け、より効果的に活用することを目的として発足した。認証評価の準備において、各部署が担当分野のデータを個々に作成していたため、不整合や書式の不統一などが出たことも要因となった。学務部長が委員長となり、情報分野を専門とする教員、入試広報課・就職支援課・情報メディア関連部署の職員なども構成員となっている。実務はIR・評価室が担い、現在は兼務を含めて職員3人体制となっている。

学長を議長とし、副学長、学長補佐、学務部長、事務局局長等で構成される大学運営協議会は、自己評価委員会からの報告を受け、大学の方向性について議論を行う。法人本部は平成31(2019)年度からの第3次中期

計画を公表しているが、大学では、若手教職員の育成を目的に、中期計画の骨子立案は若手教職員が担った。大学運営協議会は、それを確認し、意見や助言等を行う諮問機関として位置付けられている。

6. 学修成果の可視化に向けて

第2期の認証評価では、卒業生アンケートや学生の就職先の状況調査など、教育目的の達成状況を点検・評価する仕組みが評価された。現在は、これらに加え、ディプロマ・ポリシーに対応したルーブリックの導入を検討するなど、内部質保証委員会と教務委員会が連携して学修成果の多角的な可視化を目指している。

学科レベルでは、毎年実施する授業評価アンケートの結果をFD・SD推進委員会において分析している。これを踏まえ、各教員が担当授業の目標達成度を入力するシートを作成する予定である。

また、福井県では、県内の大学・短期大学・高等専門学校で構成するコンソーシアム「Fレックス」が共同で学生意識調査を実施している。学生生活を含めた学生の実態を把握するために、コンソーシアム内のFD部会が共通の調査票を作成し、結果の経年比較などを行っている。

さまざまな取組みを行っているが、悩みもある。内部質保証委員会委員長の谷脇一弘氏（工学部教授）は、「学位や資格などの指標以外で、学生が達成できたこと、身に付けた能力としてのエビデンスを社会的に示すことは非常に難しいと感じている」と話す。学生時代はそれほど目立たなくても、社会に出てから活躍する学生のケースを挙げ、「大学や教員など教育をする側だけでなく、学生の視点での質保証を考えていきたい」と力を込めた。

7. まとめと所感

大学の認証評価への取組みは、早い時期から大学全体で自己点検・評価を行い、何重ものチェックをかけて自己点検評価書を精査するなど、非常に意欲的だった。評価終了後は、評価結果から得た課題をただちに改善のサイクルに乗せ、実行した。課題発見のために大学が活用した「書面質問」は、質問数が合計で100以上になるケースも多い。読み取りや分析には相応の負担があったと推測され、この点からも、大学の認証評価への誠実な姿勢や、認証評価のプロセスそのものを改善に生かそうとする強い意志が感じられた。

第2期認証評価から3年後には、次の認証評価を見

I. 国内調査



インタビューの様子。大学は、自己点検・評価体制を一新し、自己評価委員会、内部質保証委員会、教育 IR 委員会が連携して改革を推進する。

越した自己点検・評価の体制を一新し、自己点検委員会、内部質保証委員会、教育 IR 委員会の 3 委員会を連携させる形とした。改善を確実に素早く行うために、各委員会には学長から一定の権限が与えられた。特に、自己評価委員会は、学長が委員長となる大学が比較的多い中、実質的な自己点検・評価を目指して評価経験の豊富な教員を委員長としたことは注目できる。これらの体制づくりが学長の主導で進められ、結果として現在の改革・改善の流れは一層スムーズになったという。質保証を実現するための活動の中で、学長のリーダーシップの取り方には多様な形があることを示していると言えよう。

認証評価についての意見を伺う中で、実際の評価活動を担う評価員への信頼感の高さを感じた。実地調査の面談での質問・確認事項から改善につなげたエピソードを伺った際には、「評価員の視点は大学のためになるはずなので、最大限活用したいと考えている」との発言があった。制度の開始から十数年を経て、ピアレビューを基盤とする認証評価の精神が浸透しつつあることを実感する一方、大学の質保証における評価機関の責任の重さを再認識した。当機構は、評価員の研修や評価システムの構築において、今後も一層の改善や工夫をし、大学の信頼に応え続ける努力をしていくべきであろう。

小林 澄子（評価研究部評価研究課課長）

<大学の基本情報>

【所在地】

福井県福井市学園 3-6-1（福井キャンパス）

福井県あわら市北潟 213 字 21（あわらキャンパス）

【学部・研究科】（2018 年 5 月 1 日現在）

学部・研究科	学科・研究科専攻
工学部	電気電子工学科 機械工学科 建築土木工学科 原子力技術応用工学科
環境情報学部	環境・食品科学科 経営情報学科 デザイン学科
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科
工学研究科	応用理工学専攻 社会システム学専攻

<第 2 期の大学機関別認証評価>

【時期】

平成 26(2014) 年度

【結果】

適合

北海道科学大学



日時

平成 30(2018)年 10月 26日(金) 13:00 ~ 15:00

場所

北海道科学大学 A棟

面談者

鈴木 和彦 氏 副学長・工学部電気電子工学科教授
 増田 貴宏 氏 学生支援センター副センター長・
 自己点検 IR 委員長・
 工学部電気電子工学科教授

石黒 祐介 氏 学務部教務第一課長
 開米 篤士 氏 総務部総務課長補佐
 一戸 貴行 氏 総務部総務課主任
 麻生 誠一朗 氏 総務部総務課主事

訪問者

小林 澄子 (評価研究部評価研究課課長)
 石田 孝徳 (評価事業部評価事業課)
 石森 靖明 (評価事業部評価事業課)

1. 大学の概要

北海道科学大学の歴史は、大正 13(1924)年開設の自動車運転技能教授所から始まる。昭和 28(1953)年に学校法人への組織変更認可を得て北海道自動車短期大学を設置、昭和 42(1967)年には前身となる北海道工業大学が開学した。開学時は工学部のみ単科大学であったが、平成 26(2014)年の現大学名への変更、平成 30(2018)年の北海道薬科大学との統合などを経て、現在は 4学部 13学科 3研究科を擁する。

「科学的市民の育成」を教育理念の中心に据え、豊かな人間性ととも、基盤能力と専門性を併せ持ち、専門職としての役割を主体的に果たせる人材の育成を目

指す。第 2期認証評価は平成 27(2015)年度に受け、きめ細かい学修支援などが高く評価された。

札幌市手稲区にある広々としたキャンパスには、近代的にデザインされた美しい校舎が配置されている。正門から続くメインロードは冬になるとステンドグラスのイルミネーションが輝くという。点灯式は、近隣住民も多く参加する大イベントだそうだ。

2. 自己点検・評価の体制

大学の自己点検・評価は、自己点検・評価委員会とその下部組織である自己点検 IR 委員会によって管理・実施されている。

自己点検・評価委員会は、大学全体の自己点検・評価を統括しており、各部署・学科の自己点検・評価を集約し、その結果のフィードバックを行う。学長を委員長とし、副学長、学部長、事務組織の部長、大学改革推進室の室長などで構成されている。大学改革推進室は、大学全体の改革・企画をする部署である。

認証評価を受けた平成 27(2015)年当時は自己点検・評価委員会の下部組織として幹事会があった。現在は自己点検 IR 委員会がその後継となり、自己点検・評価委員会のサポートのほか、学生の外部試験結果の分析など教学 IR も含めた役割を担う。各学科の教員や事務組織の課長クラスなどで組織されている。自己点検・評価委員会は年間 4回、自己点検 IR 委員会は年間 8回のペースで開催されている。

大学は、名称変更前の北海道工業大学だった平成 20(2008)年に初めて認証評価を受け、認定を得た。その後、自己点検・評価を毎年行うこととし、3年ごとに自己点検・評価報告書を作成して学内外に公開している。

3. 認証評価のための取組みと結果の活用

大学は、第 2期の認証評価の準備も計画的に取組んだ。認証評価の 2年前となる平成 25(2013)年に、当機構の評価基準に沿って作成した自己点検・評価報告書を作成・公開した。翌平成 26(2014)年には外部評価を受けた。認証評価の前に大学関係者以外の方の視点でチェックを受けることが目的で、外部評価員は、他大学の関係者に加え、地元手稲区の区長や北海道を基盤とした企業の経営者、同窓会会長などが務めた。

それらの結果をもとに自己点検・評価を再度行い、平成 27(2015)年に認証評価を受けた。当機構に提出した自己点検評価書は、印刷して教職員全員に配付し、

1. 国内調査

学内での情報共有、認証評価への意識向上を図った。

認証評価終了後は、評価結果が記載された評価報告書をホームページで全文公開し、大学のみ通知する部分も含まれる調査報告書は、学内で共有した。これら報告書に記載された「改善を要する点」「参考意見」は、公表か大学のみ通知かにかかわらず、担当部署において検討、すでにすべての指摘への対応を完了している。なお、「優れた点」として評価された事項については、これまで長く続けてきた取組みであったため、特段の広報などはしなかった。

認証評価の結果を受けて、改善を確実に行うために活用しているのが、「自己点検評価レポート」だ。このレポートは、評価報告書に記載された指摘や、自己点検評価書で大学が示した改善・向上方策、実地調査での評価員の発言などを起点に、担当部署がその改善状況を記載し、更新していく書式になっている。こうすることで、毎年細部にわたって自己点検・評価をより作業負担を軽減させつつ、改善を促進することが可能だ。例えば、前述の自己点検 IR 委員会は、認証評価時の自己点検評価書において、IR 機能を持つ組織を設置したいという改善・向上方策を示し、認証評価の翌年にただちに組織改編したものだ。

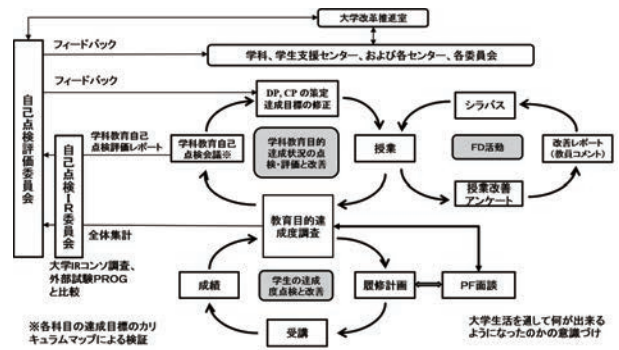
また、今回の訪問調査に先立ち当機構が実施した「第2期認証評価の検証に関するアンケート」で、認証評価の後の取組み内容や、それらによって得られた結果を聞いたところ、認証評価が直接の契機となったわけではないが、三つのポリシーの見直し、教育目的の見直しや学部・学科の改組転換など多くの改革を実行し、退学者（率）の減少、競争的資金の獲得件数の増加などの成果を得たと回答している。

4. 教育の質保証への取組み

大学は、「三つのポリシーに基づく教育の実施と不断の改善・改革」を教育の内部質保証の中核ととらえ、図1のような体制を構築して質保証に取り組んでいる。

ここで重要な役割を果たすのが、教育目的達成度調査と呼ばれる大学独自の調査だ。学生が進級時にディプロマ・ポリシーの各項目について達成度を5段階で自己評価するもので、各項目にひも付いた科目の GPA (Grade Point Average) も記載される。これらはチャート図で示され、年次の達成度の変化を視覚的に確認できる。自己評価は高いのに GPA は低いなど、達成度と GPA が相対していない場合の発見も容易であり、毎年行われる教員との一対一の面談において省察される。

図1 「教育目的達成状況の評価とフィードバックの体制」



大学提供資料より抜粋

ディプロマ・ポリシーと科目とのひも付けは、カリキュラムマップとカリキュラムフローをもとに行っている。これらは、日本技術者教育認定機構（JABEE）の評価システムを参考に作成した。

調査では、学生にそのディプロマ・ポリシーの達成に役立ったと思う科目を挙げてもらう。この結果は集計して科目ごとに値を出し、カリキュラム作成時の意図と大きなずれがないかを確認する資料にする。科目ごとに行う授業改善アンケートの結果とともに、学科に置かれた学科教育自己点検会議が分析し、教育課程全体を通して科目を振り返る。学科教育自己点検会議は、この結果を学科教育自己点検レポートとして自己点検 IR 委員会に提出する。

学科教育自己点検会議の運営にあたっては、全学科共通の「主要な検討事項」という指針が示され、学科間で議論の方向性に違いが出ないように工夫されている。年度末には学長を議長として開催される総括報告会において全学的見地からの意見交換が行われる。

学生の学修行動などを調査する「大学 IR コンソーシアム学生調査」や問題解決力などを測定する「PROG テスト」といった外部機関の調査も導入している。自己点検・評価委員会は自己点検 IR 委員会を通じてこれらのデータや学科教育自己点検レポートを確認し、必要に応じて各学科等にフィードバックする。

このほか、より小さい単位での PDCA サイクルも機能している。科目ごとでは、授業改善アンケートに対して教員が改善コメントを書いて公表し、次年度のシラバス作成の際は学科内の他の教員によるピアレビューを行うというプロセスをとる。なお、シラバスの書式は工夫を重ねて開発されたもので、科目達成目標がどのディプロマ・ポリシーに基づくのかを示し、成績評



調査に協力していただいた教職員の方々。「教育目的達成度調査」など独自のシステムにより、教育の質保証に意欲的に取り組んでいる。

価の方法とディプロマ・ポリシーの関連表なども記載されている。

学生個人に対しては、教育目的達成度調査の結果を示したシート（151ページにサンプルを掲載）を使用して担当の教員が面談をし、授業の振り返りや、次学期・次年度の履修計画を通して、学修への意識を高めさせる。学生は、最初はディプロマ・ポリシーをよく理解していなかったり、達成度について実感がなかったりするが、年次が進むにつれて明確になってくるという。

大学によると、当面の課題は、入学試験の妥当性の検証だという。大学が望む資質を持った学生が入学しているかは新入生学力調査や1年生のPROGテストなどで可視化を試み、学科教育自己点検会議で検討している。今後は、この結果を踏まえ、入学試験と三つのポリシーとをどう結び付けていくかなどの検討に入る予定だ。

5. 認証評価への意見

訪問時に当機構の認証評価への意見を伺ったところ、研究活動や教員の業績に関する評価基準がないことへの指摘があった。大学は4研究所を持つなど研究力向上と成果の地域への還元に力を入れているが、研究に関する評価基準がないため、独自の基準（当機構が設定する評価基準のほかに、大学が独自に設定する基準）に「社会連携」を設定し、研究内容とその成果をもとに社会貢献していることなどを自己評価していた。独自の基準の評価結果は概評のみなので、「アピールしたい点だからこそ、もう一步踏みこんだ評価がほしかった」との意見だ。

機関別認証評価と分野別評価制度の関連性について

も言及があった。学部レベルの分野別評価は薬学部や保健医療学部を持つ大学にとって、教育のあり方に大きな影響を及ぼす。現状の分野別評価は機関別認証評価と質保証の考え方が必ずしも一致していない場合があり、大学として一括の対応が難しいので、なんらかの共通化が必要ではないかという。

前述の当機構のアンケートでは、「認証評価を受けたことで教育・研究の質の保証に効果があった」について「どちらでもない」と回答し、「認証評価は質の保証のために必要か」には「とてもそう思う」と回答している。副学長の鈴木和彦氏は、その意図について、「今回の認証評価は、大学の一連の改革とほぼ同じタイミングにあり、認証評価を契機として行ったという感覚が薄かった」と話す。また、「質保証の意味合いでは、大学の取組みのほうが先行しており、評価基準で求められるレベルが高いとは感じられなかったこともある」とした。しかし、大学が認証評価なしで質保証をするのは難しいことは理解している、との説明だった。

6. まとめ・所感

大学は非常に機能的な方法・体制で毎年の自己点検・評価を行っている。第2期の認証評価は種々の改革を進めていた時期と重なっていたため、大きな負担感なく完成度の高い自己点検評価書の作成が可能であったし、指摘された事項にもすぐに対応ができた。認証評価のためだけではない自律的な自己点検・評価を実現している優れた事例といえよう。

聞取りの中で印象的だった点を挙げると、一つは研究や教員業績の評価が必要との意見である。同様の意見はほかの関係者からも寄せられていたため、第3期の当機構の認証評価では「研究支援」が基準項目として新設され、研究環境や研究倫理、資源配分について評価が行われている。ただし、研究内容やその成果については対象ではないため、記述したい場合は、引続き、独自の基準に設定することになる。当機構が大学の希望に沿うためには、評価結果としての概評の書き方・表現方法についての検討が必要だろう。

もう一つは指摘された「優れた点」が、大学にとって喜びや新鮮味はなかったという点である。「優れた点」は、個性や特色、積極的な取組みを評価することのほかに、新たな魅力・強味の発見を促したいという側面もある。第3期は「優れた点」をより積極的に挙げることになっているので、この相違についての改善が期待される。

I. 国内調査

教育の質保証に関しては、大学はそのシステムを綿密に設計し、教職協働で熱意をもって取組んでいる様子がうかがえた。その多くの取組みについて説明いただく中で、大学の取組みレベルから見ると認証評価は物足りなさがあったとの意見が、最も印象的だった。このような先進的な大学に対し、認証評価機関としてどのような貢献ができるのか、今後の課題としたい。

小林 澄子（評価研究部評価研究課課長）

【結果】

適合

<大学の基本情報>

【所在地】

北海道札幌市手稲区前田 7 条 15-4-1

【学部・研究科】（2018 年 5 月 1 日現在）

学部・研究科	学科・研究科専攻
工学部	機械工学科 情報工学科 電気電子工学科 建築学科 都市環境学科
薬学部	薬学科
保健医療学部	看護学科 理学療法学科 義肢装具学科 臨床工学科 診療放射線学科
未来デザイン学部	メディアデザイン学科 人間社会学科
工学研究科	機械工学専攻 電気電子工学専攻 情報工学専攻 建築学専攻 都市環境学専攻 工学専攻
薬学研究科	臨床薬学専攻
保健医療学研究科	看護学専攻 リハビリテーション科学専攻 医療技術学専攻

<第 2 期の大学機関別認証評価>

【時期】

平成 27(2015) 年度

資料

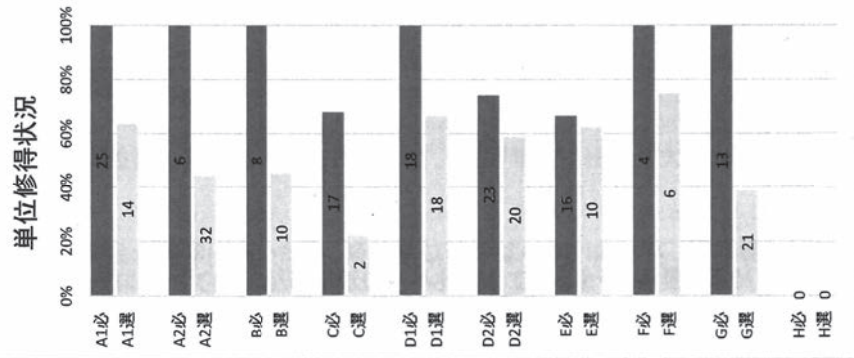
ディプロマポリシーの達成度自己評価（4年進級時）～4月の教育目的達成度調査結果～

「ディプロマポリシー（学位授与の方針）⇒学生にとっての学修の目標」に対する達成状況の自己評価結果です。次のことを考えながら「これまでに何ができてきたようになったのか」改めて振り返り、「卒業までに身につけるべき能力・資質の目標」をもう一度確認しておきましょう。

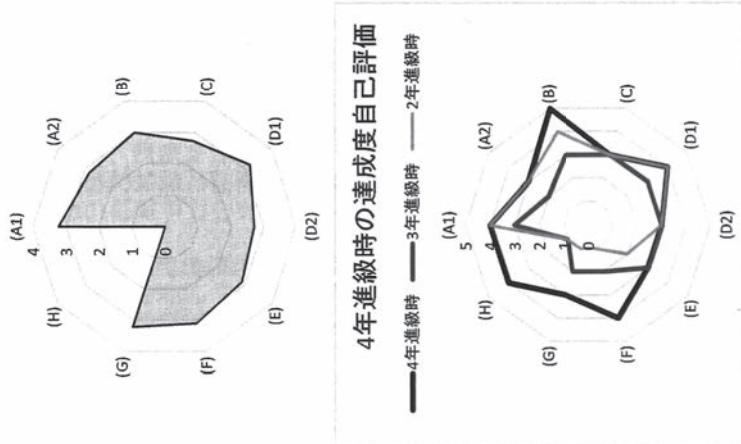
- ① 自分の能力とディプロマポリシーの内容を比較した自己評価になっていますか？
- ② 昨年度から達成度が向上した(または下がった)と自己評価する項目はありますか？
- ③ 9カ月後の「卒業＝ディプロマポリシーの能力の獲得」に向けて、学修面でどんなことを入れたいですか？

学生番号：氏名

ディプロマポリシーの内容	あなたの評価	
	4年進級時	2年進級時
(A1) 「電気電子工学に関する一般的な基礎知識を修得し、活用することができる。」	4	3
(A2) 「電気電子工学の各分野(エネルギー系、エレクトロニクス系)において専門知識を修得し、応用することができる。」	3	2
(B) 「電力が社会を支える基礎エネルギーであること、エレクトロニクスが社会発展の推進役であることを理解し、人類や文化の発展と技術進歩の調和が重要なことを理解している。」	5	3
(C) 「日本語による論理的な思考力、記述力、発表、討議の能力を有し、また専門分野においては英語技術文献を読み解く能力を有している。」	3	3
(D1) 「問題解決のための言語・道具として、数理基礎能力を使いこなすことができ、情報通信技術(ICT)をモラルに則って効果的に活用することができる。」	4	3
(D2) 「問題発見から解決までを工学的なシステムとして捉え、情報収集・分析、創造・発想、実験・評価を通して論理的に取り組み、確実に実行することができる。」	3	3
(E) 「実験、演習、卒業研究等を通して、与えられた制約条件の下で、課題に対して効果的に取り組み、他者と協調・協働し、自分の役割を担って仕事をまとめる能力を有している。」	3	3
(F) 「電気電子工学分野のみならず広く科学技術全般が人や環境に及ぼす影響や効果を理解し、技術者の社会的な責任(技術者倫理)を自覚している。」	4	2
(G) 「電気電子工学関連の国家資格等を在学中から目標にするなどとして勉学に励み、卒業後も自らの分野の生涯学習や資格のレベルアップに取り組むことができる。」	3	2
(H) 「在学中に獲得した電気電子工学に関する知識・技能・態度を基に、自らが立てた新たな課題にそれらを適用し、その課題を解決することができる。」	4	1



成績評価平均値



5 十分達成できた
4 ほぼ達成できた
3 ある程度達成できた
2 あまり達成できていない
1 ほとんど達成できていない

※ 本学では、ディプロマポリシーの各項目を達成するために必要な授業科目の流れや、各ポリシーと授業の整合性を体系的に理解してもらうためのカリキュラムマップを作成しています。また、各授業科目の達成目標とディプロマポリシー各項目の関連性についてはカリキュラムマップにまとめられています。学生諸君はこれらのツールを利用して学習を進めることにより、卒業＝ディプロマポリシー達成までの過程における自らの立ち位置を確認することができます。

※ディプロマポリシーは現在は各学科6項目に改定されている

国内調査研究のまとめ

平成 24(2012)年度から 29(2017)年度までの第 2 期の認証評価の受審大学及び評価員に各年度の評価終了時に実施したアンケート集計を経年比較で分析し、検証を行った。さらに第 2 期に受審した全大学を対象としたアンケート調査及びインタビューを実施し、認証評価の実施方法や各大学の改革・改善等をはじめとする内部質保証の諸活動に果たす役割など第 2 期の検証に関する調査研究を実施した。

テーマ 1 認証評価に関するアンケート 平成 24 年～29 年度集計

毎年度の認証評価終了時に受審大学と担当評価員を対象に、評価基準や実施方法（書面調査・実地調査）の適切性、認証評価後の効果等について行っているアンケート調査を 6 年間の経年比較でみると、第 2 期の初年度は、新システムに変更した影響もあり、他の年度と比べて多少満足度は低かったが全体的に大きな差異はみられなかった。多くの項目で適切であるという意見が 9 割前後と高く、当機構の評価システムへの一定の理解が得られていると言える。

受審大学へのアンケートでは、当機構が行っている事前相談と事後相談の利用が少ない理由が明らかになった。2 回目の受審大学が多く「慣れ」という理由もあるだろうが、これらの相談業務は評価の実施や評価後のフォローアップとして重要なものと捉えており、体制や時期等について改めて見直す必要がある。

評価員へのアンケート結果を見ると、大学から提出される自己点検評価書、エビデンス集（データ編）、エビデンス集（資料編）の適切性に関して多くの指摘があった。その理由としては、主観的記述やあいまいな表現、データ等との整合性がとられていない、などの意見が多かった。大学から提出される報告書等の精度は、認証評価実施において大きな影響があり、今後、当機構でも精度を高めるための取組みについて検討が必要であろう。

「コミュニケーションを重視した評価であったか」という問いには、大学の 9 割程度が「そう思う」と回答したが、評価員は 8 割程度と多少低かった。コミュニケーションをしっかりととり双方が納得し、スムーズに認証評価が進行するためには、評価員だけでなく大学側の姿勢も重要であろう。また、「大学の改革・改善を促す評価であったか」という問いには、評価員の「そ

う思う」が 7 割程度だったのに対して、受審大学は 9 割と高く、評価員が思っているよりも多くの成果があったと大学は受け止めており、認証評価が一定の効果を上げていることが確認できた。

テーマ 2 第 2 期認証評価の検証に関する調査研究

当機構で第 2 期に受審した全大学を対象に、認証評価後の改善・改革の取組みや第 3 期評価の中心となる学修成果の可視化や内部質保証のための取組み状況についてアンケート調査を行った。その結果、認証評価は、大学自らが課題を発見し改善を図る契機となっており、特に教育・研究の質の保証や情報公開、組織の改編などについては、一定の効果が得られていることがわかった。しかし、認証評価結果のステークホルダーへの説明や社会からの理解などについては課題があるという意見も多かった。

大学の自己点検・評価も定期的実施されており、約 9 割の大学は、最低 3 年以内に一度は実施していることが確認でき、自己点検・評価が大学にほぼ定着しつつあることがわかった。

認証評価の負担感についての問いには、予想通り自己点検評価書、エビデンス集（データ編）、エビデンス集（資料編）の作成が負担であるという回答が約 7 割～8 割と高かった。当機構でも報告書の作成方法について再度検討するとともに、資料の電子データでの提出など、資料作成の負担を軽減する措置についてもさらに進めていく必要がある。

このアンケート調査については、単純集計だけでなく、対象校の特徴や傾向を明確にするために、設置学部数、収容定員充足率、文系・文理系・理系の 3 つのカテゴリーに分類し、クロス集計を行った。全体としては、ほとんどのクロス集計において大きな差異は見られなかった。認証評価受審後の取組みについて、収容定員充足率別にみると、充足していない大学は、学部・学科等の改組や定員の変更が多く、喫緊の課題であると捉えられていることがわかった。さらに、その取組みによる成果も、退学者の低下や入学者の増加など多くの達成された事項が具体的な結果として挙げられた。認証評価後の成果を、設置学部数で分けた規模別に見てみると大きな差異はみられなかったが、自由記述回答の集計結果には顕著な差異が見られた。また、学修成果の可視化に関する結果の活用に関する

問いでは、文系大学で無回答が目立った。文系の大学は、学修成果をどのように活用してよいかわからない状況なのであろう。

認証評価が大学・短期大学の内部質保証について具体的な事例を調査するため、このアンケートに回答した大学・短期大学のうち、特色ある取り組みを行っている8大学・1短期大学を選定し、インタビュー調査を実施した。それぞれの大学は、建学の精神、規模、分野など様々である。しかし、どの大学も自己点検・評価体制、認証評価のための取り組みと結果の活用、学修成果や内部質保証のための取り組みなどについて、大学又は法人全体として、独自の仕組みを確立し、教職員が一体となって質保証に真摯に取り組んでいることがうかがえた。さらに、PDCAサイクルを機能させるための取り組みや学生の学修行動や教員の教授行動に関する徹底した情報収集、認証評価と未来計画とのリンクなど、多くの大学で工夫を凝らしながら進めていることがわかった。最も印象的であったのが自己点検・評価や認証評価を義務的に行うのではなく、大学の改革・向上に積極的に活用し、今後の大学運営につなげようとする姿勢は全大学共通であり、PDCAサイクルを強く意識した取り組みが多かったことである。また、大学の日常的な自己点検・評価の延長線上に認証評価を位置付け、効率的に活用している大学も多かった。

さらに、大学・短期大学を同時受審した大学へのインタビュー調査では、同時受審することで、効率化が図れるとともに、法人全体の状況の点検評価が行われており、大学・短期大学ともに同時受審をすることで負担感は大きく軽減され、デメリットは全くなかったという。

各大学の質保証のためのシステム構築のためにも、今後も多くの良い事例を積極的に収集し、会員大学や受審大学への情報提供を行っていきたい。

伊藤 敏弘（事務局長兼評価研究部部长）

Ⅱ. 国外調査

国外調査研究の概要

テーマ1 オーストラリアの大学評価に関する調査研究

テーマ2 台湾の大学評価に関する調査研究

国外調査研究のまとめ

国外調査研究の概要

国外調査の目的

平成 28(2016) 年 3 月にまとめられた中央教育審議会の「認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）」において、第 3 期以降の認証評価における評価の効率化について提言された。

これを受け、当機構では、リスクアセスメントによる評価手法などについて、先進的に取り組んでいる海外の評価団体の評価や大学の実態と課題を調査研究し、必要に応じて、今後の評価システムに反映することとした。

テーマ 1 オーストラリアの大学評価に関する調査研究

オーストラリアの評価団体 Tertiary Education Quality and Standards Agency (TEQSA) 及び同団体の評価を受けた大学を訪問し、リスクアセスメントによる評価手法などの実態と課題を調査研究し、必要に応じて、今後の評価システムに反映する。

オーストラリアの評価機関及び団体への訪問調査

実施期間：平成 30(2018) 年 11 月 5 日（月）～
11 月 10 日（土）

訪問先：

（評価機関）

- Tertiary Education Quality and Standards Agency (TEQSA)

設立年月：2011 年

設置形態：オーストラリア連邦政府教育訓練省所管の機関

活動内容：「高等教育基準枠組」によって機関登録、コースのアクレディテーションなどを行う（再登録は 7 年ごと）。登録機関に対しては「リスクアセスメント枠組」を用いて毎年のモニタリングを行う。これは「リスクベースアセスメント」により、リスクが存在する領域を確認し、そのリスクの性質や規模に応じた規制・監督を行う。

- The Australian Skills Quality Authority (ASQA)

設立年月：2011 年

設置形態：オーストラリアの職業教育訓練セクターを規制・監督する国の機関

活動内容：VET（職業訓練）セクターにおける ROTs

機関登録、コースのアクレディテーションなどを行う。TEQSA と同様、リスクベースのアプローチを用いて現地オーディットによる規制・監督を行う。

（大学）

- University of Wollongong
- Swinburne University of Technology
- Torrens University Australia Ltd

訪問者：伊藤 敏弘（事務局長兼評価研究部部长）

小林 澄子（評価研究部評価研究課課長）

天津 憲治（評価事業部評価事業課課長補佐）

インタビュー事項：

- オーストラリアの高等教育質保証の構造
- なぜ「リスクベースアプローチ」なのか
- 「リスクベースアプローチ」による質保証の具体的な方法
- 「リスクベースアプローチ」による質保証の成果
- 「高等教育資格枠組」について

テーマ 2 台湾の大学評価に関する調査研究

台湾の評価団体 Higher Education and Accreditation Council of Taiwan (HEEACT) を訪問し、台湾の評価システムの実態と課題を調査した。

台湾の評価機関への訪問調査

訪問日：平成 30(2018) 年 10 月 19 日（金）

訪問先：

- Higher Education and Accreditation Council of Taiwan (HEEACT)

設立年月：2005 年

設置形態：台湾教育部及び台湾の 153 大学の協賛を得て設立された、政府から独立した公的機関。

活動内容：学術系高等教育機関に対するプログラム評価及び機関別評価（アクレディテーション）を実施している。評価をはじめ、研究や国際交流活動を通じて、各大学の独自かつ特色ある機関への発展を支援し、もって台湾の高等教育水準と学生の学習成果の向上に資することを目的としている。

訪問者：伊藤 敏弘（事務局長兼評価研究部部长）

II. 国外調査

陸 鐘旻（評価事業部部長兼評価研究部
次長）

小林 澄子（評価研究部評価研究課課長）

永井 良政（評価事業部評価事業課課長）

インタビュー事項：

- 学修成果の評価
- 大学の内部質保証の評価
- アクレディテーションの効率化を図るための
取組み
- 台湾のアクレディテーションで現在、検討さ
れている課題
- HEEACT と JIHEE の今後の協力体制について

伊藤 敏弘（事務局長兼評価研究部部長）

テーマ1 オーストラリアの大学評価に関する調査研究

—Tertiary Education Quality and Standards Agency (TEQSA) など現地調査から—

テーマ1 オーストラリアの大学評価に関する調査研究 —Tertiary Education Quality and Standards Agency (TEQSA) など現地調査から—

はじめに

当機構では、オーストラリアのリスクアセスメントによる評価手法などの実態と課題を調査研究し、必要に応じて、今後の評価システムに反映することを目的として、現地の評価機関や大学等の訪問調査を行った。各機関でのヒアリングで得た情報をもとに、ここではオーストラリアの高等教育や質保証について紹介し、次項から機関ごとの調査結果を掲載する。

1. オーストラリア高等教育の概要

オーストラリアの高等教育機関は、大学 (University) と非大学型教育機関 (Non-University Provider) に大別される。2018年現在、大学が43校、非大学型が127校の計170校がある。大学は全てが自己認証権 (自らプログラムを設定・提供し、学位を授与できる権利) を持っているが、非大学型では自己認証権を持つのは127校のうち12校に限られている。

高等教育を「第三段階教育」(Tertiary Education) と呼び、これに職業教育訓練と留学生向けの教育を含めている。従来は、「大学」と職業訓練教育を行う「上級教育カレッジ」(College of Advanced Education) を分けていたが、1990年に「上級教育カレッジ」を「大学」に格上げし、高等教育と職業教育訓練を一元化することで高等教育の拡大を図った。現在は、高等教育機関の約50%が職業教育訓練も提供している「デュアルセクター」である。

国土が非常に広いうえに自然環境が厳しいため、過ごしやすい南東部沿岸に首都キャンベラやシドニー、メルボルンといった大都市が集中し、人口分布に大きな偏りがある。高等教育機関もそれに合わせて立地し、キャンベラやシドニーのあるニューサウスウェールズ州とメルボルンのあるビクトリア州だけで全体の7割(119校)がある。高等教育機関の地方分散は国として課題になっているという。

高等教育機関に在籍する学生は、2016年度のデータで148万3,771人。このうち約91%が大学に、残りの約9%が非大学型に所属する。学問分野別の学生数は、経営・商学 (Management and Commerce) 分野が最も多く、38万5,301人。次いで社会文化 (Society and Culture) 28万5,828人、健康 (Health) 23万4,725人

などとなっている。

オーストラリアは、教育を主要産業の一つととらえ、国際化を推進していることで知られている。留学生の受入れだけでなく、国外にキャンパスを設けて国内と同様の教育を行う「オフショア」教育も盛んに行われている。上述の学生数148万3,771人のうち、外国人は40万2,155人 (うち日本人は約1万6,000人) と約27%を占めている。2016年には、「国家国際教育戦略2025」(National Strategy for International Education2025) を策定、国を挙げて国際的に教育関連産業を推進するため各分野での達成目標を掲げている。(各数値はTEQSA提供資料による。)

2. オーストラリア高等教育の質保証の経緯

高等教育拡大路線を進めてきたオーストラリアにとって、その質保証は課題であり続け、近年もさまざまな政策に取り組んできた。

以下、主に大学評価・学位授与機構 (当時) の「諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要 オーストラリア 第2版」を参考に、近年の経緯を見してみる。

連邦政府による全国規模の監査が初めて行われたのは1993年で、連邦政府が設置する高等教育質保証委員会 (Committee for Quality Assurance in Higher Education : CQAHE) によってであった。監査の結果、高等教育機関ごとの学修成果の格差や、学位や学位プログラム名称が各州で異なるなどの課題が明らかになった。これを受けて、1995年、世界に先駆けて「オーストラリア資格枠組み」(Australian Qualifications Framework : AQF) が連邦政府に承認された。第二段階 (高校) と第三段階 (高等教育) の学位・資格の名称とレベルを一つの枠組みとして整理したもので、13の学位・資格を、学生・生徒が得られる学修成果を視点として10段階で示している。このうち、レベル5 (Diploma) からレベル10 (Doctoral Degree) までが高等教育に位置づけられている。AQFの要件を満たしていなければ高等教育機関として教育を行うことはできない。オーストラリアの質保証システムの柱となる枠組みといえる。これまで2011年と2013年に改定されているが、教育大臣は、学生、雇用主、高等教育機関の

II. 国外調査

実情に合わせて、更に見直しを発表したそうだ。

2000年になると、国内の高等教育の質保証を強化するため、連邦政府から独立した非営利機関としてオーストラリア大学質保証機構 (Australian Universities Quality Agency : AUQA) が設置された。AUQAは2003年から2007を第1周期、2008年から2012を第2周期として機関監査 (Institutional Audit) を行った。AUQAの監査は、高等教育機関の自律性や主体性を重視し、その質保証システムの有効性を検証するというCQAHEを引継いだアプローチであったという。

他方、高等教育機関の設置認可については、同じく2000年に制定された「全国高等教育認可プロセス規約」に従って各州・準州が行うという、複線的な質保証制度となっていた。

3. TEQSA と ASQA による質保証

2008年、連邦政府は、高等教育の大きな転換となる高等教育レビューを発表する。これは代表者の名前から「ブラッドリー・レビュー」(Bradly Review) と呼ばれ、従来の州・準州レベルから連邦政府レベルの厳格な規制への転換と、国立の規制機関の設立が提言された。これを受け、2011年にオーストラリア高等教育質保証・基準機構 (Tertiary Education Quality and Standards Agency : TEQSA) が設立された。TEQSAの規制・監督の手法は、「基準」と「リスク」をベースとした厳格なアセスメントにあり、大学の自律性や主体性を重視したAUQAのオーディットとは大きく異なる質保証制度が敷かれることになった。

一方、職業教育訓練の規制・監督と質保証のために、「オーストラリア技能質保証機関」(Australian Skills Quality Authority : ASQA) がTEQSAと同じ2011年に設立された。対象はAQFのレベル1 (Certificate1) からレベル6 (Associate Degree/ Advanced Diploma) までのコースを持つ機関だが、高等教育に位置づけられるレベル5とレベル6はTEQSAの規制対象と重複する。このため、職業教育訓練を行う高等教育機関はTEQSAとASQA両方の規制を受けるという仕組みになっている。

TEQSAとASQAは、同じ教育機関の規制・監督を行う際には、情報や課題の共有など相互に協力し、業務の簡略化や教育機関の負担軽減を図っている。

なお、オーストラリアの高等教育機関は、留学生を受け入れるために「CRICOS」(Commonwealth Register of Institutions and Courses for Overseas Students)

という制度に登録しなければならない。留学生の学修成果を確保し、オーストラリアの高等教育の国際競争力を維持するためであり、この登録審査もTEQSAが行っている。

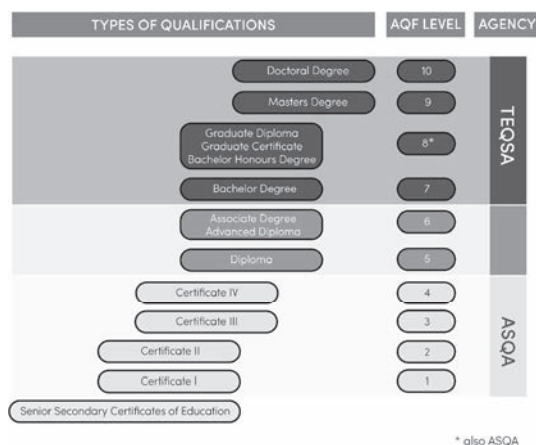
小林澄子 (評価研究部評価研究課課長)

表 近年の高等教育質保証政策

年	政策内容
1990	「上級教育カレッジ」を「大学」に格上げ
1993	高等教育質保証委員会 (CQAHE) が機関別の監査を開始
1995	「オーストラリア資格枠組み」(AQF) 承認
2000	オーストラリア大学質保証機構 (AUQA) が機関別の監査を開始
2008	「ブラッドリー・レビュー」発表
2011	オーストラリア高等教育質保証・基準機構 (TEQSA) 設立 オーストラリア技能質保証機関 (ASQA) 設立 「高等教育基準枠組み」(HESF) 承認
2012	TEQSAが「リスクアセスメント枠組み」(RAF) を公表
2016	「国家国際戦略2025」を策定

※大学評価・学位授与機構 (2015) などをもとに筆者作成

図 オーストラリア資格枠組みと質保証機関



※ TEQSA 提供資料より抜粋

参考文献

独立行政法人 大学評価・学位授与機構 2015「諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要 オーストラリア 第2版 (2015年度版)」独立行政法人 大学評価・学位授与機構

オーストラリア高等教育質保証・基準機構 Tertiary Education Quality and Standards Agency (TEQSA)

日時

平成 30(2018)年 11月 7日(水) 10時 00分～12時 00分

機関の所在地

level14,530 Collins Street,Melbourne Victoria
3000

面談者

Mr. Anthony McClaran (Chief Executive Officer)
Mr. Raphael May (Assistant Director Communications,
Engagement Group)
Ms. Joy Tan (Senior Risk Analyst, Policy and Analysis
Team)
Ms. Eliza Chiam (Risk Analyst, Policy and Analysis
Team)

訪問者

伊藤 敏弘 (事務局長兼評価研究部長)
小林 澄子 (評価研究部評価研究課課長)
天津 憲治 (評価事業部評価事業課課長補佐)

1. 機関の概要

オーストラリア高等教育質保証・基準機構 (Tertiary Education Quality and Standards Agency : TEQSA) は、2011年に設立されたオーストラリアの高等教育機関の規制・監督と質保証を行う独立行政機関である。連邦政府の教育訓練省 (Department of Education and Training) が所管している。

2008年、連邦政府設置のレビューパネルが提出した「ブラッドリー・レビュー」において、国レベルで高等教育を規制する組織の設立が要求された。これを受け、2011年6月に成立した TEQSA 法のもとで設立されたのが TEQSA である。前身のオーストラリア大学質保証機構 (Australia Universities Quality Agency : AUQA) の監査機能を移管し、職員も移行する形で 2012年1月から業務を開始した。

組織は、コミッショナーのニコラス・サンドラ氏、リンリー・マーティン氏、クリフ・ウォルシュ氏の3人がガバナンスを担当し、実務はチーフ・エグゼクティブ・オフィサー (CEO) のアンソニー・マクララン氏が統括している。マクララン氏は、2015年までイギリスの高等教育質保証機構 (Quality Assurance Agency

for higher Education : QAA) の CEO を務めていた人物だ。コミッショナーと CEO は教育大臣が任命する。

TEQSA には質保証、評価・調査、法務など6部署が置かれ、約80人のスタッフが働いている。アニュアルレポートによると、2018年度は連邦政府から約1,400万豪ドルの資金提供を受けて事業を行っている。

2. TEQSA の目的と事業内容

TEQSA は州・準州ごとに行われていた高等教育の規制・監督を、連邦政府のもとで全国統一の厳密な基準で行い、高等教育のレベルを維持・向上させるために設立された。TEQSA 法に基づいて高等教育の規制機関 (regulator) と位置付けられており、その対象は高等教育機関が国外に設けたキャンパスで行う教育も含まれる。

CEO のマクララン氏は、インタビューにおいて、TEQSA の目的として以下の点を強調した。

- ・高等教育分野において、国として一貫した規制・監督をすること
- ・高等教育の質の高さ、国際競争力、卓越性、多様性、革新性に関する評判を維持・強化すること
- ・教育が行われている場所が国内・国外キャンパスを問わず、また、学生がオーストラリア人・外国人を問わず、質の高い学修成果を確保すること

これらを達成するために TEQSA が行っている事業は、主として①高等教育機関の登録・再登録②登録機関のリスクアセスメントによるモニタリング③コースアクレディテーションの3分野に整理される。

このうち、③のコースアクレディテーションは、自己認証権 (自ら教育プログラムを設定・提供し、学位を授与できる権利) を持たない非大学型高等教育機関が提供するコース (学位プログラム) を認定するものである。大学は全て自己認証権を持っており原則としてコースアクレディテーションを受ける必要はないことから、①と②を中心にインタビューを行った。次から、その概要を述べる。

3. 高等教育機関の登録・再登録

オーストラリアの全ての高等教育機関は、TEQSA への登録と、7年以内に一度の再登録が義務付けられている。新規の登録は日本でいう設置審査にあたるので、登録・再登録における TEQSA のアセスメントをここ



TEQSA についてプレゼンテーションを行う CEO のマクララン氏。「オーストラリアの高等教育の国際的な競争力強化を目指す」と説明した。

では「審査」と表記する。

登録審査をパスした高等教育機関は国家登録簿 (National Register of Higher Education Providers) に掲載され、TEQSA のウェブサイトを通して公開される。登録簿には機関名称、カテゴリ (大学、非大学型など)、登録有効期限などが掲載されている。審査の結果によっては、登録の取消しや登録有効期限の短縮といった措置もあり、登録がないと高等教育機関として運営することができない。TEQSA は、単なる第三者評価機関とは異なり、高等教育における大きな権限を持った機関といえる。

審査は、「高等教育基準枠組み」(Higher Education Standards Framework : HESF) に沿って行われる。HESF は登録・再登録の審査、コースアクレディテーションなど全てのアセスメントに適用されるもので、TEQSA の行う質保証の根幹となる基準である。高等教育機関は求められた項目全てを満たさなければならないが、アセスメントの種類や高等教育機関の状況などによって、適用される項目は異なる。

HESF は、「高等教育基準」(Standards For Higher Education) や「高等教育提供機関規準」(Criteria for Higher Education Providers) などで構成されているが、このうち高等教育基準は以下のように 7 基準 24 項目となっている。後述するが、下線が付いているのは、再登録の際に適用される最小限の基準「コア・スタンダード」である。

<高等教育基準>

1. 学生の参加と達成度

(Student Participation and Attainment)

1.1 アドミッション (Admission)

1.2 単位と既修得単位の認定

(Credit and Recognition of Prior Learning)

1.3 オリエンテーションと進級

(Orientation and Progression)

1.4 学修成果と評価

(Learning Outcomes and Assessment)

1.5 資格と認定

(Qualifications and Certification)

2. 学修環境 (Learning Environment)

2.1 施設・設備

(Facilities and Infrastructure)

2.2 多様性と平等性

(Diversity and Equity)

2.3 安心と安全 (Wellbeing and Safety)

2.4 学生の不満と苦情

(Student Grievances and Complaints)

3. 教育 (Teaching)

3.1 コースデザイン (Course Design)

3.2 職員の配置 (Staffing)

3.3 学修の資源と教育支援

(Learning Resources and Educational Support)

4. 研究と研究教育

(Research and Research Training)

4.1 研究 (Research)

4.2 研究教育 (Research Training)

5. 機関の質保証 (Institutional Quality Assurance)

5.1 コース認可とアクレディテーション

(Course Approval and Accreditation)

5.2 学術と研究のインテグリティ

(Academic and Research Integrity)

5.3 点検、レビューと改善

(Monitoring, Review and Improvement)

5.4 他機関と共同の教育提供

(Delivery with Other Parties)

6. ガバナンスと説明責任

(Governance and Accountability)

6.1 組織のガバナンス

(Corporate Governance)

6.2 組織の点検と説明責任

(Corporate Monitoring and Accountability)

6.3 学術のガバナンス (Academic Governance)

7. 表現、情報と情報管理

(Representation, Information and Information Management)

7.1 表現 (Representation)

7.2 入学志願者や在学生への情報

(Information for Prospective and Current Students)

7.3 情報の管理 (Information Management)

ここでは基準名と基準内の項目名を挙げだが、各項目には更に多くの指標が示されている。「1.4 学修成果と評価」を例にとると、「1. 期待される学修成果は授与される資格の教育レベル・分野と整合する」「2. 学修成果には以下の内容を含む」など七つの指標がある。

TEQSA が示したイメージ図を見ると、高等教育基準は入学、在学中、学位取得・修了といったように、学生の経験の段階で構成されていることがわかる (図1)。在学中の段階は円で表現されており、円の中心は基準2の「学修環境」で、その周りを基準3「教育」と基準4「研究・研究教育」、基準5「機関の質保証」、そして基準6「ガバナンスと説明責任」が順に囲んでいる。最も外側は2015年度から追加された基準7「代理人、情報発信と情報管理」であり、この円を基準1「学生の参加と達成度」が貫く、という構図になっている。

登録審査は、新規登録の際は HESF の全ての項目において、高等教育機関から提出される書類と TEQSA による訪問調査が行われる。高等教育機関にとっては多くの資料提出が要求される負担が大きい審査だという。

しかし、再登録の際は、新規登録時の審査結果や、次に述べる毎年の「リスクアセスメント」の結果によって、限られたデータの分析や調査を行う「コアプラスモデル」という方式が TEQSA の判断でとられる。高

等教育機関側に負担をかけない配慮だ。コアプラスモデルで使用されるのは先に示した高等教育基準のうち、下線を引いた基準項目の更に一部の指標で、「コア・スタンダード」と呼ばれている。大学の状況などによって、コア・スタンダードのほかに調査する項目が追加されることになる。

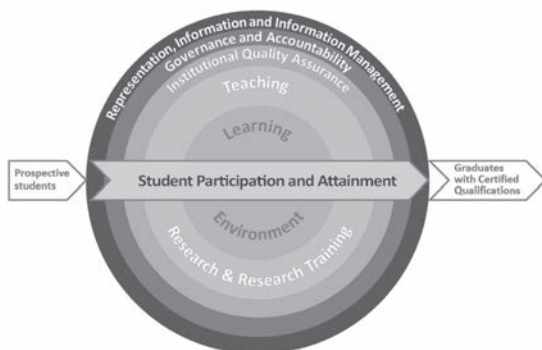
なお、HESF の策定・改定は連邦政府が設置する「高等教育基準パネル」が行い、TEQSA は関与しないことが法律で定められている。高等教育基準パネルは、連邦政府から独立した立場であり、高等教育機関の関係者や有識者から構成される。パネルが HESF を策定し、TEQSA はその解釈と実行というように、責任体制の明確な区分けが行われている。

4. リスクアセスメントによるモニタリング

登録された高等教育機関は、次の登録までの間、TEQSA によるモニタリングを継続的に受ける。これは「リスクアセスメント」という手法で行われており、登録審査とともに TEQSA の質保証の両輪となる仕組みである。毎年決まった種類のデータ・資料を TEQSA が収集して分析し、そのリスクの程度を割出す。アセスメント結果を高等教育機関に報告し、高等教育機関とコミュニケーションをとりながら、リスクの内容と程度に応じた改善要求や助言を行う。リスクがない分野は何も行われぬ。

アセスメントは、学生にとってのリスクがどの程度あるか、高等教育機関がそのリスクをどう捉えているか、リスクをコントロールしているか、という視点でなされる。TEQSA は独自に開発した「リスクアセスメント枠組み」(Risk Assessment Framework : RAF) を定め、これを通してアセスメントを実施している。RAF は2012年に発表されて以降、2回の改定が行われ、2018年度は以下のような11指標が定められている。

図1 高等教育基準のイメージ図



※ TEQSA 提供資料より抜粋

<リスク指標>

1. 学生の学習量 (Student load)
2. 卒業学年の学生の修了率 (Cohort completed)
3. 学生の退学率 (Attrition rate)
4. 学生の習熟度と学位取得率 (Progress rate and completion)
5. 学生の満足度 (Student satisfaction)
6. 卒業生の満足度 (Graduate satisfaction)
7. 上級職の教員 (Senior academic leaders)
8. 教員一人あたりの学生数 (Student staff ratio)

II. 国外調査

9. 臨時雇用教員の比率

(Academic staff on casual contracts)

10. 財務状況 (Financial viability)

11. 財務の持続可能性 (Financial sustainability)

各指標において、アセスメントの対象になる具体的な内容やデータが決められている。データの種類や収集方法などは各方面の意見を取入れて年度ごとに改定されている。

図2に、RAFの理解を関係者に促すためにTEQSAが作成・公表している図を示した。図の下部に、「Overall Risk to Students」と「Overall Risk to Financial Position」が配置されており、TEQSAの監視するリスクは、「学生」と「財政」の二つをベースにしていることがわかる。

図上部にある4要素のうち、右端の「Regulatory history and standing」はアセスメントの前提事項で、高等教育機関の質保証の履歴、結果、登録状況、再登録が必要な時期、コースの認証状況、条件の有無などである。残り3要素がリスクの指標であり、左二つが「学生」に関するリスクとなる。

左端の「Student load, experience and outcomes」では、在籍学生が極端に増減していないか、退学者の数、学生の満足度、卒業時の満足度、就職率などを見る。「Academic staff profile」では、まず、シニアリーダーがいるかどうかを確認する。シニアリーダーはコースの改善や向上の取組みにおいてリーダーシップをとれる上級教員という意味である。次に学生対教員比率や教員数を確認することで、学生が教員から十分に支援を受けることができる状態かを見ている。

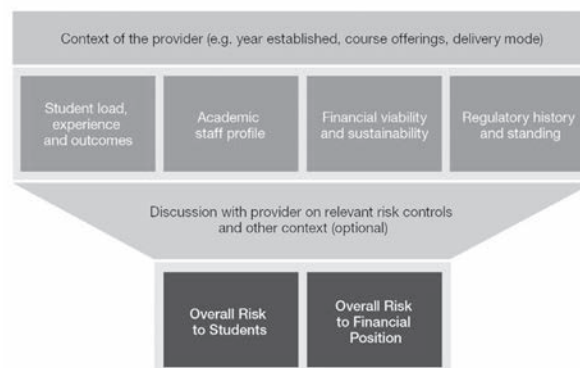
最後の「Financial viability and sustainability」は、キャッシュフロー、資産など財務の現状と、教育機関としての持続可能性を分析する。持続可能性とは、教職員へ十分な投資ができていないか、どこから収入を得ているかなどを含む長期的な財政状況のことである。TEQSAによると、持続可能性の評価は非常にユニークなもので、他国では見られないのではないかとのことだ。

リスクアセスメントのプロセスは、以下のように定められている。

①各高等教育機関のデータ・資料収集

原則として国が管理する「高等教育情報」「オーストラリア卒業生調査」などの既存データから収集するが、

図2 リスクアセスメント枠組みの概念図



※ TEQSA 提供資料より抜粋

高等教育機関の状況に応じて、個別に要求するもデータ・資料もある。

② TEQSA での分析

担当のアセスメントチームがデータ・資料を分析し、項目ごとにリスクの程度を低・中・高の3段階で示す。データが不十分で評価ができない場合は、「判断不十分」とすることもある。

③結果を高等教育機関と共有

アセスメントの結果を高等教育機関に伝える。高等教育機関は2週間（10営業日）の期限で、結果に対する意見を提出することができる。重大なリスクがある場合は、TEQSAから追加のデータやリスクをコントロールする戦略を求めるとして改善を促す。

④結果の確定

高等教育機関の意見や追加データなどを踏まえ、リスクの度合いを結果として確定する。

TEQSAによると、リスクが発見されることが多い分野は、ガバナンスである。組織として、ガバナンスが十分に独立していない、向上するためのチャレンジをしていない場合は、リスクが高いと判断される。学術面では、コースについて独立した視点で分析していない、他大学や他国と比較した自己評価をしていない、などがリスクとして挙げられる。

リスクに応じた規制・監督の方法としては、以下の各段階がある。

①対応なし…特段の対応を必要としない

②勧告…指定のリスクについて改善策を立てるよう勧告する

- ③情報の要求…追加の情報提供を求め、リスクの監視を行う
- ④規制措置…重大なリスクがある場合、規制・監督の措置をとる

TEQSA がリスクアセスメントにより高等教育機関の最新の状況を把握し、リスクが大きくなならないうちに早期に改善させるためであり、高等教育機関とのコミュニケーションを重視していることがわかる。マクララン氏は「TEQSA とのコミュニケーションも高等教育機関の評価視点の一つである」と話した。

記述のように、リスクアセスメントの結果は、再登録の審査方法にも影響する。リスクが高い分野ある場合、関連する根拠資料や改善のためのアクションプランの提出が要求されるなど、審査項目が追加される。重要なのは、全てにおいてリスクが高い点のみが対象となり、その他には介入しないことである。効率よい方法といえよう。

5. 評価員

TEQSA には高等教育機関ごとに担当のアセスメントチームがあり、登録や再登録、リスクアセスメントなど全ての業務をこのチームが行う。チームは TEQSA の職員で構成され、当機構でいう「評価員」はいない。しかし、分野によっては外部専門家からアドバイスを求めることもある。外部専門家の意見は審査の結果に直接関与しないことが原則だが、財務関係の分析や、コースアクレディテーションでは、TEQSA の職員に専門知識がない場合が多いので、専門家の意見が重視される。大学改革支援・学位授与機構のニュースサイトによると、2016 年度は外部専門家 109 人が 191 件のアセスメントに関与した。

外部専門家は、高等教育機関の教員、教育訓練省など行政機関の出身者、企業人などであり、TEQSA は登録リストを作成して管理している。設立から 7 年目を迎え、登録指標の見直しに着手しているようだ。

6. 産業界との連携と国際活動

TEQSA では、約 30 の職業団体と協力協定を結んでいる。これは、TEQSA と職業団体のアセスメントの考え方を統一し、高等教育機関の負担を減らすことが目的である。その職業に就くための資格や要件などについて職業団体が管理している場合も多く、TEQSA と職業団体の二重評価にならないよう、アセスメントのプ

ロセスを合理化したモデルを目指すとのことだ。

また、TEQSA にとって、国際活動は重要な位置を占めている。2016 年にオーストラリア政府が発表した「国家国際教育戦略 2025」(National Strategy for International Education 2025) には、TEQSA の目標として「強い質保証保証システムの維持」「強力な学生保護」が挙げられた。これを受けて、TEQSA は国際化戦略「TEQSA's International Engagement Strategy 2016-2020」を策定した。その中で、「国境を越えた高等教育の質保証」「高等教育の国境を越えた活動・革新の支援」「質保証のためのネットワークと協力体制の構築」の 3 点を重点項目とした。

「国境を越えた高等教育の質保証」には、オンラインコースも含まれている。現在、アジア太平洋地域ではオンラインコースのカンニングが問題になっているようで、オンライン教育の質保証はオーストラリア連邦政府も力を入れている。

各国とのネットワークづくりに積極的に取り組んでおり、2018 年度で 20 の評価団体などと協力協定を結んでいる。日本では大学改革支援・学位授与機構と職員の相互派遣などを行っている。職員の相互派遣は、ニュージーランド、中国、マレーシア、シンガポール、タイなどとも行っている。

7. まとめと所感

TEQSA は、連邦政府と深く関係し、大きな権限を持って高等教育機関の規制・監督を行っている。日本では、設置審査は国が、評価は民間の評価機関が行っており、評価機関は行政的な権限を持たないので、この点で大きく異なる。

TEQSA の質保証は、広大な国土に点在する高等教育機関を統一の基準で管理し、国際社会での評価を高めるため、「基準」と「リスク」によって、厳格に、しかも効率よく規制・監督する仕組みといえる。今回の調査で特に注目した「リスクアセスメント」は、リスクの度合いに応じて改善を要求したり、助言をしたりするもので、毎年行われる。高等教育機関にとっては負担はあるだろうが、リスクを発見してもらい、こまめに改善する機会を持つことは、質保証に大きく寄与しているのだろう。

リスクアセスメントは登録審査の要件でもあり、リスクが改善されれば、再登録審査が簡略化できる。事務負担の軽減という意味では、高等教育機関と TEQSA の双方にとってメリットがある。

II. 国外調査

マクララン氏の「TEQSA とのコミュニケーションも評価のうち」という言葉は、その真意はわかりかねるものの、非常に印象的だった。オーストラリアではかつて、高等教育機関の自主性を尊重した評価を行った結果、第三者評価としての機能低下を招いた。その反省から生まれた TEQSA は、高等教育の質保証・質向上のために最適な仕組みを持つという自信の表れなのかもしれない。

日本では、7年に一度の認証評価では大学側の「評価疲れ」が指摘され、次回の評価までのフォローアップも課題になっている。日本とオーストラリアでは、大学の数や設置者種別、第三者評価への考え方、政府の関わりなどで違いが多いが、過去の経験を生かした TEQSA の合理的なシステムは、多くの知見を与えてくれる。今後、更なる研究を重ね、当機構の評価システム改善に生かしていきたい。

小林澄子（評価研究部評価研究課課長）

参考資料

大学改革支援・学位授与機構ウェブサイト「高等教育質保証の海外動向発信サイト QA UPDATES」

<https://qaupdates.niad.ac.jp/2017/12/13/australia-pei-registration-accreditation-2016/>

TEQSA ウェブサイト「TEQSA Annual Report 2017-18」

<https://www.teqsa.gov.au/sites/default/files/teqsa-annual-report-2017-2018.pdf?v=1539560088>

オーストラリア技能質保証機関 Australian Skills Quality Authority (ASQA)

日時

平成 30(2018)年 11 月 9 日(金) 14 時 00 分～16 時 00 分

機関の所在地

level 10, 255 Elizabeth Street, Sydney (シドニー
オフィス)

面談者

Ms. Jane Connellan (Manager, Regulatory Operations)

訪問者

伊藤 敏弘 事務局長兼評価研究部部長
小林 澄子 評価研究部評価研究課課長
天津 憲治 評価事業部評価事業課課長補佐

1. 調査の背景・経緯

認証評価は、平成 16(2004)年度に創設された制度であり、当機構においては平成 17(2005)年度から大学機関別認証評価を実施している。機関別認証評価は 7 年以内に 1 回受けることが法令で義務付けられていることから、当機構では平成 17(2005)年度から平成 23(2011)年度を第 1 サイクルと位置付け、第 2 サイクルについては制度のサイクルに併せて平成 24(2012)年度から平成 29(2017)年度までとしている。

第 2 サイクル内における課題の一つとして、大学にはさまざまな評価・調査業務があり、負担が大きいこと、いわゆる「評価疲れ」の問題が挙げられている。この問題意識を基に文部科学省 中央教育審議会大学分科会の「認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）」(平成 28(2016)年 3 月 18 日)においては、大学の内部質保証の機能に関する評価が高い場合の次回評価の効率化などの検討についても提言されている。

また、平成 31(2019)年 4 月より新たな高等教育機関として専門職大学、専門職短期大学が創設される。深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うために必要な実践的かつ応用的な能力を展開（育成）させることを目的とする機関である。これらの機関に対する機関別認証評価のシステム開発が必要となっている。

これらの課題への対応について検討するため、オーストラリア技能質保証機関 (Australian Skills Quality Authority : ASQA) へインタビュー調査を実施した。

ASQA は職業教育訓練機関を対象とする評価機関であり、平成 23(2011)年の設立以来、職業教育訓練機関のリスクの程度によって異なった評価を行うリスクベースのアプローチをとっていることが特徴として挙げられる。

本報告は、このインタビュー調査を中心に報告するものである。

2. ASQA の概要

オーストラリアでは、中等教育以降の教育を第三段階教育 (Tertiary Education) と呼び、これを実施する機関には高等教育機関と職業教育訓練機関がある。

国が認定する資格や修了証書を授与できる正式な職業教育訓練機関 (Registered Training Organizations : RTO) になるためには、連邦政府の審査を受け、国家登録簿 (National Register) に登録する必要がある。

国家登録簿はオーストラリア教育訓練省のホームページ (<https://training.gov.au/>) を通じて、社会に公表されている。

この審査業務は政府系機関である ASQA が担っている。ASQA は、審査申請した職業教育訓練機関が RTOs 基準 (Standards for Registered Training Organizations) に準拠しているかどうか審査を行い、合格した機関を RTO として登録している。

RTO の登録期間は最大 7 年間であり、登録更新を希望する場合は期間満了の 90 日前までに ASQA に再登録の申請を行い、再度審査を受けなければならない。

オーストラリアは六つの州と二つの準州からなるが、高等教育や職業教育訓練を所管するのは連邦政府だけではなく州政府または準州政府も担当しており、州や準州ごとに制度等が異なっている。このため、ニューサウスウェールズ州、クイーンズランド州、南オーストラリア州、タスマニア州、首都特別地域、北部準州を管轄する ASQA がオーストラリア資格枠組み (Australian Qualifications Framework : AQF) や RTOs 基準等の全国統一の基準を用いた規制を行うことで国レベルの質保証を図っていると言える。なお、ビクトリア州と西オーストラリア州においては別の規制機関が置かれている。

3. ASQA の規制対象である機関

ASQA の規制対象である職業教育訓練機関について、ここでは次のように定義する。

II. 国外調査

・ RTO :

ASQA の評価を受け、国家登録簿に登録し、正式な職業教育訓練を実施する機関。

・ 職業教育訓練機関 :

ASQA の評価申請を行う前の RTO でないものも含む職業教育訓練を実施する機関。

ASQA では機関要件である RTOs 基準に加え、職業教育訓練機関が提供する教育内容も審査対象となるため、非政府団体である産業技能委員会 (Industry Skills Councils) が承認するトレーニング・パッケージにも準拠する必要がある。

・ トレーニング・パッケージ :

学生が卒業する段階でどのような知識・技能を持っている必要があるかを定めたもの。業種ごとに定められている。コースによっては複数のトレーニング・パッケージが含まれる場合もある。

RTOs 基準やトレーニング・パッケージなどは、施設設備の必要面積数や配置すべき教員数などに関する規定はない。機関の規模等に関する適切性は RTO の判断に委ねられている。このため、ASQA の規制対象である約 4,000 の RTO の規模・形態等は、大学など数万人の学生がいる機関もあれば、教育、経営、事務処理など、全ての業務を一人で行っている機関もあるなど、大小さまざまである。

教育機関の中には学生に対するアセスメントのみを行っているものもある。これは資格付与のために必要な知識・技能等をオーストラリア国外で習得している学生に対するもので、学生が自らの能力を実証する資料を提出し、教育機関がアセスメントを行い、オーストラリアでの資格を与えるというものである。ASQA はこのような機関に対しては書面審査を実施している。

4. ASQA の目的と特徴

ASQA は職業教育訓練を修了した学生が雇用主や進学先の期待する技能等をきちんと身に付けていること、RTO やコースの誠実性を保証することを目的としている。そのため、RTO は常に学習者や雇用主などのステークホルダーのニーズを念頭に置いた運営が求められる。

5. RTO への登録・再登録のプロセス

ASQA の評価プロセスは次のとおりである。

(1) RTO への登録申請に対する書面調査・現地調査



(2) RTO の登録



(3) RTO から提出されたデータ等に基づくリスクアセスメント



(4) RTO への再登録申請に対する書面調査・現地調査

(1) RTO への登録申請に対する書面調査・現地調査

ASQA は、職業教育訓練機関から提出された申請書や財政面に関する資料 (Financial viability risk assessment tool)、自己評価書 (エビデンスを含む)、職業教育訓練機関の経営者等が (前科者ではないなど) 適切な人物であることを示す書類に基づき書面調査や現地調査を実施する。

(2) RTO の登録

審査の結果、職業教育訓練機関がトレーニング・パッケージや RTOs 基準等に適合していると判断した場合は、RTO として国家登録簿に登録する。登録期間は 7 年間である。

(3) 登録期間中のリスクアセスメント

ASQA は RTO に対して毎年、活動状況に関するデータの提出を義務付けている。ASQA は提出されたデータ等をもとに RTO のリスクを測定し、必要に応じてオーディットを実施している (詳細なプロセスは次項 6 を参照)。

(4) RTO への再登録申請に対する書面調査・現地調査

再登録申請時においても自己評価書などに基づき書面調査や現地調査を実施する。

6. ASQA のリスクアセスメントのプロセス

ASQA のリスクアセスメントは以下のプロセスを経て行われる。

(1) RTO に対するリスクアセスメント



(2) リスクの高い RTO へのオーディット



(3) アセスメント結果の確定

(1) RTOに対するリスクアセスメント

リスクアセスメントは、ASQAの職員約10人で構成する「リスクアセスメントチーム」が行う。

リスクアセスメントチームは、(1)RTOから提出されたデータ等だけでなく、(2)TEQSA(Tertiary Education Quality and Standards Agency)や州政府など外部からの情報提供も含めて、RTOのリスクを測定する。例えば、これまで経営学に関するトレーニングを提供してきたRTOが、新たに看護分野へ進出した場合のように、活動状況に著しい変化が生じている場合はリスクが高いと判断する。

リスクアセスメントチームは、トレーニング・パッケージやRTOs基準への適合性の観点からアセスメントするわけではない。あくまでも、RTOの活動状況を定量的あるいは形式的に判断している。

リスクアセスメントチームのアセスメント結果をレギュレーション・オペレーションチームに報告し、リスクの高いRTOに対してオーディットを行う。

(2) リスクの高いRTOへのオーディット

オーディットは、約80人のASQAの職員で構成する「レギュレーション・オペレーションチーム」と、外部の専門家20人で構成する「オーディットパネル」が実施する。

レギュレーション・オペレーションチームの職員やオーディットパネルのパネリストは品質監査のディプロマ(Diploma of Quality Auditing)を有しており、パネリストはRTOの運営経験者や政府系機関での監査業務の経験者など、監査業務で豊富な経験を有する者に委嘱している。

オーディットは、RTOのリスクについてRTOs基準やトレーニング・パッケージへの適合性の観点から実施する。平成28(2016)年から平成29(2017)年で延べ1,632回、書面審査や現地訪問など何らかの調査を行っており、リスクアセスメントチームからリスクが高いと報告された全案件の約90%は何らかの対応を行っているとのことであった。

(3) アセスメント結果の確定

ASQAの評価では、RTOのリスクの高さによって、結果が確定する段階が異なる。リスクアセスメントチームのアセスメントでリスクが低いと判断された場合、その段階で評価結果は確定する。

リスクが高い場合はレギュレーション・オペレーションチームのオーディットに進むが、そのリスクが学生に直接的な不利益を及ぼさない軽微なものである場合

はRTOに対して書面で改善すべき点などを明示することで終了する。一方、学生に不利益を及ぼす大きな問題があり、RTOs基準等に準拠していない場合にはその問題の状況に応じて登録範囲の縮小、登録抹消といった規制を行う。

ASQAの評価結果は外部機関と情報共有しているため、RTOが登録を抹消されたことにより、国などから受けていた資金援助についても打切りとなるケースもあるようである。

評価結果の決定権者について、リスクが低いとする決定などはレギュレーション・オペレーションチームのマネージャーが行うが、登録抹消などRTOに重大な影響を及ぼす決定については、ASQAの最高責任者である3人のコミッショナーが行う。コミッショナーの決定に当たっては、RTOs基準等に抵触している内容や学生への不利益の度合い、その問題点に対するRTOの改善可能性などを考慮するとのことである。

登録抹消などについて、3人のコミッショナーのうち1人または2人が賛成した場合は、RTOはASQAに対して異議申立てをすることができる。また、3人全員だった場合はASQAへ異議申立てをすることはできず、外部への申立てとして行政控訴裁判所に訴訟を提起し、ASQAの決定を停止する請求をすることができる。

審理において、RTOが問題点を解消した上で、そのエビデンスを提出し、かつASQAも改善していると認める場合は、ASQAとRTOとの間で合意書を結び、裁判所に提出することで正式に評価結果を変更する決定を行うこととなる。

ASQAは設立以降、平成29(2017)年までの7年間で354件について、行政控訴裁判所の最終的な決定を受けた。そのうち、50%強はこの合意書を結んだということである。それ以外はRTO側が訴えを取下げなどでASQAの当初の評価結果が確定している。なお、ASQAの当初の評価結果が覆されることはほとんどないようである。このように、ASQAの評価では、訴訟となるケースが多いため、機関内に弁護士を配置し、備えている。

5. 国際関係における事業展開

オーストラリアで留学生を受入れるためには、ESOS(Education Service for Overseas Students)法に基づきCRICOS(Commonwealth Register of Institutions and Courses for Overseas Students)に登録する必要がある。

II. 国外調査

RTO が留学生の受入れを希望する場合、ASQA は CRICOS 基準に基づいた審査と登録業務も行っている。また、RTO の海外での事業展開については、中国で職業教育訓練を実施している RTO に対して、中国政府の支援のもとで、現地調査等を行っているということである。

Quality Authority ホームページ
<https://www.asqa.gov.au/>

6. まとめ

ASQA の規制対象である職業教育訓練機関は、その規模や提供する職業教育訓練の分野等において非常に多様であるため、大学等の高等教育機関のみを規制対象としている TEQSA と比較すると「問題のある機関は許さない」というスタンスが強い印象を受けた。それは、ASQA と TEQSA の双方の評価を受けている大学のインタビューからもうかがえる（「スウィンバン工科大学」の報告書を参照）。

RTO の 7 年間の登録期間についても、基準違反等の理由で期間が削減されることが多いようだ。ただ、約 4,000 ある RTO の全てを監視することは現実にはできないので、リスクアセスメントという手法を取入れているのだろう。

RTO 登録期間中の ASQA へのデータ提出と似た取組みとして、当機構では第 1 サイクルにおいて適合判定を行った大学に対し、「学校基本調査」の写しの提出を求め、専任教員数や在籍学生数等の推移の確認を行っていたこともあった。但し、当機構では ASQA のようなリスクアセスメントの手法を取入れていないので、大きな変動があったとしても追加的な評価などは実施していなかった。

評価の基本的なスタンスが ASQA と当機構とは異なるため ASQA のリスクアセスメントの手法をそのまま取り入れることは難しいが、適合判定を行った大学に対して継続的にデータを収集し、それを当機構の受審校の負担軽減につなげることは一つの手段となり得るのではないかと思われる。

天津憲治（評価事業部評価事業課課長補佐）

参考文献

- ・独立行政法人 大学評価・学位授与機構「諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要 オーストラリア 第 2 版（2015 年版）」
- ・Australian Government/Australian Skills

ウーロンゴン大学 University of Wollongong



(大学のウェブサイトより転載)

日時

平成 30(2018)年 11月 8日(木) 10時 00分～12時 00分

機関の所在地 (Head Office)

Administration Building, Northfields Avenue,
WOLLONGONG NSW 2522

面談者

Professor Joe Chicharo

(Deputy Vice-Chancellor (Academic))

Professor Julia Coyle

(Pro Vice-Chancellor (Students))

Mr. Dominic Riordan

(Director, Academic Quality and Standards)

Ms. Theresa Hoynes

(Director, Student Service Division)

訪問者

伊藤敏弘 事務局長兼評価研究部部長

小林澄子 評価研究部評価研究課課長

天津憲治 評価事業部評価事業課課長補佐

1. 機関の概要

ウーロンゴン大学 (University of Wollongong : UOW) は、1951年に設立され、シドニーから車で90分ほど南にあるオーストラリア東海岸のニューサウスウェールズ州 (NSW) ウーロンゴン市を主要キャンパスとして、同州の複数の場所にキャンパスを持つ公立大学である。学部は、オーストラリア国内で高い評価を受けている教育学部をはじめ、ビジネス、人文・芸術、情報科学、社会科学、医学など多くの学部を設置し、3万人を超え

る学生数を擁する総合大学である。創立以来世界レベルの研究機関として国際的な評価を受けており、主要な世界大学ランキングでは、常に上位に位置している。また、研究実績、卒業率、教員の資格、卒業生の高い満足度、卒業生の初任給の部分で高い評価を受けている。国際的な教育機関としての役割を確実にするために、世界各地の主要教育機関との関係も重視し、現在150余りの海外機関と正式な研究連携、学生、教職員交換プログラム、海外留学プログラムなどを結んでいる。

2. オーストラリアの第三者評価

オーストラリアの第三者評価について、当初はオーストラリア大学質保証機構 (Australian University Quality Agency : AUQA) という組織が大学の詳細について評価していたが、その後、2011年にオーストラリア高等教育質保証・基準機構 (Tertiary Education Quality and Standards Agency : TEQSA) に変わり、現在のリスクベースのアプローチに方法を変更した。多くの大学はこの変更に満足しており、大学の質を維持・向上させるための有効なプロセスであると認識されるようになった。

以前のAUQAのもとで行われた評価は「fitness for purpose」を判断基準として、大学が果たすべき目的、目標を達成しているかどうかという観点から評価が行われていた。実際のレビューでは、高等教育部門における専門家、有識者などが大学を訪問し、大学が提出したエビデンスを調査するという方法をとっていた。この評価は、主に定量的基準をもとに行われた。大学は、AUQAから指定されたベンチマークと比較しながら自己点検・評価し、根拠資料であるエビデンスの提出やポートフォリオを作成して準備することが求められており、大学側の負担は大きかったという。

TEQSAに組織が変わり、主に二つ大きな変更があった。一つ目は、全国的基準である高等教育基準 (Standards for Higher Education) が整備され、大学がその全国基準に適合しているかどうか、というのが判断基準となった。二つ目としては、以前は広範囲にわたる観点から大学全般を対象として評価を行っていたが、TEQSAに変わってからは、コアとなる、中心的な機能に関して基準を設けて、その基準に適合しているかどうかという評価を行うこととなった。特に、継続評価「re-accreditation」の時には、コア・スタンダードが主点となる。

この新しい評価方法においては、リスク管理が重要な



位置づけとなった。コア・スタンダード以外に TEQSA は追加的な基準を設けることができる。評価基準は各大学の特徴にあったもので、その大学のリスクプロファイルに基づいて TEQSA が指定するものである。ウーロンゴン大学は、オーストラリア国外で運営しているキャンパスのコースがその対象になった。これは当該大学の国外の運営により高いリスクが内在するという TEQSA の判断によるものである。加えて登録を行うときに博士の学位についても追加基準が設けられた。

3. 大学の再登録を実施して

UOW は、再登録の2年半ぐらい前から準備に取掛かった。まず初めに TEQSA のコア基準と他の基準と照らして、大学の準拠状況のギャップ分析を行った。そのギャップ分析に基づき、大学は、質改善計画を策定した。大学が再登録を受けた2017年は、新基準に基づく再登録であった。新基準は2015年に策定され、そのガイドラインなども配布されたが、実際に施行されたのは大学が受審する2017年であった。大学では、Academic Quality and Standards Unit という部署が、再登録を担当している。さらに、連邦政府に提出するデータは別の部署が収集し、政府に提供している。これらのデータに基づきリスク評価が行われる。

リスク評価のコア・スタンダードは、その時々で変わってくる。例えば、メディアで、入学基準が不透明であるということが報じられると、政府がそれに関する諮問委員会を設立し、ガイドラインなどを作成する。TEQSA はそれらのガイドラインに基づいて評価し、大学の準拠状況を確認するという流れである。また、近年、学生の安全と健康をめぐるレポートが政府から出された。その結果、UOW が再登録を受けるときには、学生

の安全性と健康が新たにこのコア・スタンダードに追加された。

TEQSA の再登録の結果、UOW は非常に低リスクの大学であるとの評価を得た。リスクが低いと実地調査も行われなかったということだ。特に条件も付されずに承認された。六つの項目で優れた点として取り上げられ、三つほど課題が付されたが、経過措置ということで特段すぐに改善を要求される内容ではなかったという。

チチャロ副学長は、「TEQSA は、大学の発展のために必要な組織である」と強調した。TEQSA の活動は、大学セクター全体に良い影響を与えているということであった。大学は、高等教育機関として、大学の運営について常に説明を果たすことが求められている。TEQSA は官僚的に悪い部分だけをチェックしているのではなく、むしろ、高品質な教育を提供するための手助けとなっている。さらに、TEQSA の実施方法等には全く異議はないということであった。

4. 大学の内部質保証について

UOW は、TEQSA の基準を含めた内部質保証基準とその実施方法等を設けた質保証枠組みを作成した。この枠組みの中では、質保証関連の基準やコース開発やコースの内容のレビューに関するプロセスなども規定されている。コースレビューについては、そのコース開発から5年後に、その要件に満たしているかどうかという観点からレビューし、その時点でそのコースの再承認または廃止が決められる。さらに、年次ごとに科目別の質保証基準に基づいてチェックされている。課題があればそれを特定して解決していく必要があるため、学問的な内容だけではなく、教授方法が適切であるかについても、科目のパフォーマンス状況を確認している。

さらに、毎年度の第1クォーター終了時に、チチャロ氏とコイル氏らがメンバーとなっているモニタリング委員会が開催され、学生の「学術・学修成果」やコース、科目の状況を評価し、質保証に課題があれば、それを特定して解決するための行動計画を策定している。委員会には学生も委員として参画している。そのコースは内部の目線だけではなく外部からも意見を聞き、レビューが行われている。さらに、国外のキャンパスのコースレビューについても毎年行っている。

年次モニタリングは次の内容を含む報告書に基づき行

われている。

- An overall data dashboard on the comparative performance of students with specified characteristics (e.g. students onshore vs studying offshore)
- A Courses of Interest Report - identifying courses that are performing less well against identified parameters.
- A Subjects of Interest Report - identifying subjects that are performing less well against identified parameters.
- National and local data on the qualitative experience of students based on a number of survey instruments.

5. 所感

今回の UOW は、学内では 5 年ごとにコースレビューを詳細に行い、課題があった場合はすぐに改善計画を作成し行動している。さらに、毎年モニタリングを行い、確認するなど、大学の内部質保証の積極的取組みについて詳細に伺うことができた。また AUQA と TEQSA の評価方法の違いについて、大学側からの意見を聞くことができた。この大学は、AUQA から TEQSA から非常に良い評価を得ており、世界的なランキングも常に上位をキープしている優秀な大学で、人材も豊富であり、第三者による評価に対しては、原則好意的にとらえられている。しかしその評価方法については、TEQSA のリスクアセスメントを絶賛しており、大変効率性が高い評価方法であると認識されていた。再登録は、7 年ごとに行われるが、その時の社会状況や高等教育政策の動向に応じて、コア・スタンダードが設定されることや大学の特徴や高リスクな部分については、追加基準が設定されている。リスクアセスメントは、その意味では全大学一律でなく、その大学や時代にあった基準を中心に評価する上で大変効果的であり、当機構でも検討すべき取組みであると感じた。しかし、毎年のデータ等に基づくリスクチェックの評価が果たして当機構においても可能であるかどうか慎重に検討する必要がある。

伊藤 敏弘（事務局長兼評価研究部部長）

スウィンバン工科大学 Swinburne University of Technology



日 時

平成 30(2018) 年 11 月 7 日 (水) 14 時 00 分～16 時 00 分

機関の所在地

John Street, Hawthorn, Victoria, 3122

面談者

Mr. David Coltman (Deputy Vice-Chancellor, Pathways and Vocational Education)

Ms. Christine Hayes (Director Policy and Quality (PAVE))

Ms. De-Anne Richards (Director International (PAVE))

Mr. Wayne Jencke (Associate Director, Quality, Education and Quality Services)

Ms. Heather Newton (Manager Policy and Quality (PAVE))

訪問者

伊藤敏弘 事務局長兼評価研究部部長

小林澄子 評価研究部評価研究課課長

天津憲治 評価事業部評価事業課課長補佐

1. 機関の概要

スウィンバン工科大学は、1908 年設立のイースタン・サバーブ・テクニカルカレッジ(1913年にスウィンバン・テクニカルカレッジに校名変更)を前身とし、1992 年に大学 (University) になった。国に登録された職業教育訓練機関 (Registered Training Organizations : RTO) でもある。高等教育と職業教育訓練の両方を提供する機関という意味で、デュアルセクターと呼ばれている。オーストラリアの大学 43 校のうち、デュアルセクターはわずか 6 校という。

高等教育の部門では、「ビジネス・法律」(Faculty of Business and Law)、「健康・芸術デザイン」(Faculty of Health, Arts Design)、「理工学」(Faculty of Science, Engineering and Technology) の 3 学部多くのコースが置かれ、博士課程レベルまでの多様な教育研究が展開されている。

職業教育訓練の部門は、学内では「PAVE」(Pathway and Vocational Education) と呼ばれ、オーストラリアで「第 2 段階教育」と区別される高校レベルの教育も含んでいる。PAVE には 4 分野があり、「ファウンデーション・パスウェイ」(Department of Foundation and Pathway)、「ビジネス・デザイン・メディア・ICT」(Department of Business, Design, Media and ICT)、「健康・科学・地域」(Department of Health, Science and Community)、「貿易工学」(Department of Trades and Engineering Technology) で構成されている。なお、「パスウェイ」は大学進学のための「道」という意味で、上記の「ファウンデーション・パスウェイ」分野には留学準備としての英語教育も含まれている。

メルボルンに 3 か所のキャンパスを持ち、国外では 2000 年開設のマレーシア・サラワク州キャンパスがある。学生数は約 5 万 5,000 人 (うち高等教育部門は約 2 万 4,000 人) である。これには、マレーシアキャンパスに在籍する約 4,400 人やオンラインコースで学ぶ学生も含まれる。外国人学生は約 6,700 人となっている。

タイムズ・ハイヤー・エデュケーション誌が行っている「世界の設立 50 年未満大学ランキング」で、2018 年度のトップ 45 にランクされている。2025 年までの戦略計画 (2025 Strategic plan) を公表し、科学技術イノベーションを通じて社会と経済にインパクトを与える世界クラスの大学になることを目指している。

オーストラリアの先住民族について教育研究や課題に対応するセンターを設置しており、今回のインタビュー冒頭では、先住民族に敬意と感謝を表す祈禱が行われた。

2. TEQSA による登録審査

スウィンバン工科大学は、オーストラリア高等教育質保証・基準機構 (Tertiary Education Quality and Standards Agency : TEQSA) に登録されている。2015 年に再登録の審査を受けて合格し、最長の 7 年の登録期間を得た。

再登録の審査は、新規登録時とは異なり、「コアプラスモデル」と呼ばれる大学の負担を減らすために効率

化された方法によって行われた。コアプラスモデルでは、審査の判断基準である「高等教育基準」は最小限の「コア・スタンダード」（前述の TEQSA の報告書を参照）を適用する。それに加えて、前年までの TEQSA によるリスクアセスメントでリスクが高いとされた項目や、TEQSA が指定した項目のデータ・資料の提出が求められる。TEQSA が指定する項目は、審査を受ける高等教育機関の状況によって異なり、スウィンバン工科大学では、以下のようなものだった。

- ・退学率
- ・学生に対する情報の透明性
- ・（論文を執筆代行業者から買うなどの）違法行為への対策
- ・セクシュアルハラスメントへの対策など、学生の安心
- ・パートナーシップ、海外キャンパス
- ・学生の実習先での成果の確保
- ・新設されたコースのモデル
- ・専門職ア krediyteshon 機関から指摘された問題点
- ・TEQSA に寄せられた苦情・問題点への対応
- ・その他、政府の政策に関すること

このうち「パートナーシップ、海外キャンパス」は、マレーシアキャンパスの運営やシンガポールの高等教育機関との共同プログラムが、「新設されたコースのモデル」では、2015 年設置のロースクールが主な調査対象だった。スウィンバン工科大学は自己認証権を持っており、コースア krediyteshon を受ける必要はないが、新設のコースは TEQSA が登録審査の際に教育内容や質を確認する仕組みとなっている。

TEQSA の審査内容は、連邦政府の政策や力を入れている分野も関係する。連邦政府は大学に資金を助成し、学生へは奨学金を出しているため、その判断のために、退学率や就職率の確認は必須となっている。また、オーストラリアではオンライン教育を推進しているが、民間企業に委託して運営されているため、その管理体制が調査されることも多いという。

再登録の準備は約 1 年前から始めた。TEQSA のケースマネージャーとの面談によって、TEQSA が求めるエビデンスや審査する項目が伝えられた。1 年で準備すべき内容が早々に分かり、それはほぼ変更がなかった。また、TEQSA が要求した内容は大学として理解できる



もので、既存の資料で済むものが多かった。そのため、大学として、心理的にも作業的にも大きな負担はなかったという。

しかし、この仕組みは最近のもので、2011 年の TEQSA 設立当初の登録審査は非常に負担が大きかったそうだ。7～800 ページと大量の書類を提出する必要があり、これは前身のオーストラリア大学質保証機構 (AUQA) 時代と変わらなかった。スウィンバン工科大学で長く質保証を担当してきたウェイン・ジェンケ氏は、「AUQA の監査は作業量が多いうえに官僚的で、負担が大きかったが、TEQSA も当初は同様だった」と話す。

その後、高等教育機関側の要望により、提出が必要な資料は減少し、提出方法もポータルサイトにアップする方式になるなど、TEQSA のシステムは大きく改善された。審査の焦点も、AUQA や TEQSA 初期の「大学が語るストーリー」を重視したことから、学内の質保証システムが機能していることをエビデンスとして示すものへと変わった。AUQA の監査を受けたときは、書類作成のためにフルタイムの人材を 1 年半雇ったが、2015 年の再登録の際は、フルタイムの 2 割の時間で働く人を 12 か月雇うだけで済んだという。

TEQSA は再登録審査の際、スウィンバン工科大学の CRICOS（留学生を受入れるための登録制度）審査を 6 か月遅らせ、再登録審査と同じタイミングで実施した。これも、一度の審査で済ませて大学の負担を軽くしようという配慮だった。また、最近大学あてに発行された TEQSA のニュースレターで、登録の期限を 7 年から 10 年に拡大することを検討していることが伝えられた。ジェンケ氏は、「TEQSA の規制は負担が重い段階から軽い段階を経て、成熟段階に入ろうとしている」と評価した。

II. 国外調査

3. TEQSA によるリスクアセスメント

スウェインバン工科大学は、TEQSA に登録された高等教育機関として、TEQSA によるリスクアセスメントを毎年受けている。

大学がまとめた結果を見ると、2015 年から毎年、指標 2 の「学生の退学率」(Attrition Rate) と指標 9 の「臨時雇用教員の比率」(Academic Staff on casual contracts) のリスクが指摘されている (図)。特に、退学率は 2016 年と 2017 年に「高い」とされた。これは、オンラインコースの学生の退学率が高かったためだ。TEQSA からは説明が求められ、コース担当者が改善計画をプレゼンテーションした。

リスクアセスメントは、TEQSA がリスクがある点を指摘し、大学がエビデンスを持って対応することを繰り返す仕組みである。指摘はリスク指標に基づいているので透明性が高く、大学として納得できるものであるため、大学と TEQSA の関係は非常に良好だという。

4. ASQA による職業訓練教育の規制・監督

オーストラリアの職業教育訓練機関は、オーストラリア技能質保証機関 (Australia Skills Quality

Authority : ASQA) の規制・監督を受ける。スウェインバン工科大学の PAVE も ASQA の規制対象となっている。ASQA の再登録審査は高等教育部門と同じ 2015 年に受け、最大の 7 年間の登録期間を得ている。審査の視点は、以下のようなものだった。

- ・登録職業教育訓練機関 (Registered Training Organizations : RTOs) 基準を満たしているか
- ・組織運営能力を持つ人材がいるか
- ・財政が健全か
- ・ASQA のデータ要求に込えているか
- ・オーストラリア資格枠組み (AQF) に沿っているか

このうち「RTOs 基準を満たしているか」を例に挙げる。RTOs 基準には 8 基準が設定され、各基準内には調査内容が複数示されている。基準 1「トレーニングとアセスメント」の調査内容は、以下のように要約できる。

- ・学生が情報に基づいた選択ができるよう、十分に正しい情報を提供しているか
- ・学生はそのコースを履修するために十分な準備ができているのか

図 リスクアセスメント結果

Risk Assessment History					
Provider Name:	Swinburne University of Technology				
Provider Number:	PRV12148				
Date of Risk Assessment:	13/08/2018				
Risk Rating Summary	2014	2015	2016	2017	2018
Risk to Students	Low	Low	Low	Low	Low
Risk to Financial Position	Low	Low	Low	Low	Low
Indicator 1 - Student Growth	Low	Low	Low	Low	Low
Indicator 2 - Attrition Rate	Low	Moderate	High	High	Moderate
Indicator 3 - Progress Rate	Low	Low	Low	Low	Low
Indicator 4 - Completions	Low	Low	Low	Low	Low
Indicator 5 - Graduate Satisfaction	Low	Low	Low	Low	Low
Indicator 6 - Graduate Destinations	Low	Low	Low	Low	Low
Indicator 7 - Senior Academic Leaders to Broad Field of Education	Low	Low	Low	Low	Low
Indicator 8 - Student to Staff Ratio	Low	Low	Low	Low	Low
Indicator 9 - Academic Staff on Casual Work Contracts	Low	Moderate	Moderate	Moderate	Moderate
Indicator 10 - Financial Viability	Low	Low	Low	Low	Low
Indicator 11 - Financial Sustainability	Low	Low	Low	Low	Low

NCID = No Confidence in Data; SUS - NP = Suspended (New Provider)

Note: Year of the Risk Assessment refers to the year in which the Risk Assessment was undertaken

※大学提供資料より抜粋

- ・コース履修中、学生に十分なサポートを提供しているか
- ・教員は提供するコースに見合う資格を持っているか、履修内容は要件に合っているか
- ・大学の自己評価は適切か、基準を確実に満たしているのか

監査の結果は、①優れており、現状維持②改善計画の提出③コースの廃止④学生が取得した資格の取消し⑤機関登録の取消し⑥行政措置一の6段階で示される。③コースの廃止の場合は、過去6か月にさかのぼって卒業生に補習をしたり、州政府がほかの教育機関のコースへ学生を編入させたりなどの措置が取られるという。

ASQAの再登録審査は、大学側としては、ほかのどの仕事よりも大変だったそうだ。というのは、ASQAの審査はTEQSAと違い、詳細まで書類上でチェックするという方針だからだ。TEQSAは、高等教育機関がすでに適切に運営されていることを前提に、TEQSAと高等教育機関が協力して改善していくという立場をとっており、調査項目に対し、重要な部分やリスクが高い部分のみを見る。一方、ASQAは、授業科目や学生一人ひとりに関するデータなどを詳細にわたり確認する。これは、職業教育訓練のコースを持つ機関は国内に約4,000校もあり、私立学校、規模が非常に小さい機関、設置間もない機関など、多様な実態があるためだ。

PAVEの品質管理部門のディレクターであるクリスティン・ヘイズ氏は、「職業教育訓練の質保証のためにはASQAの方法が適切かもしれない」と一定の理解は示したが、「スウェインバン工科大学のように自己認証権を持つ大学には、審査方法を変えてもよいのではないかと疑問を呈した。ASQAの審査方法については、高等教育機関側の意見をを受けて連邦政府でレビューが行われているので、今後は変更されるかもしれないということだ。

登録審査のほかには、毎年ASQAによるモニタリングを受けるため、自己点検・評価の報告書を提出している。ASQAは、入学者や退学者の数などの基本データ、事件・事故への対応など教育機関としてのマネジメント体制に加えて、「システムチックなリスク」を確認する。このリスクはTEQSAのように定められた指標ではなく、時勢によって変わるもので、現在は、国際化への取組みや教員のレベル、コース単位では幼児教育や高齢者ケアのコースがフォーカスされているそ



スウィンバン工科大学ホーソンキャンパスにて。技術学校を前身とし、職業教育訓練校としても登録されている大学である。

うだ。

なお、スウィンバン工科大学のPAVEは、第2段階（高校レベル）にあたるコースも持っており、州政府の質保証機関による規制・監督も同時に受けている。PAVEの運営資金の大半は州政府からの助成金であるため、州の要求に応える必要があるためだ。州の監査は年に1回あり、しかも実地調査が行われる日が2、3日前に通知される。ASQAによる国レベルの規制と、州政府による州単位の規制の、いわば二重の規制は、大学にとっては負担になっている。

5. まとめと所感

スウィンバン工科大学は、オーストラリアの大学のうち数少ないデュアルセクターであり、TEQSAとASQA両方の規制・監督を受けていることから、今回の調査対象に選んだ。インタビューでは、TEQSAとASQAだけでなく、AUQAの監査の経験も踏まえた率直な意見を聞くことができ、非常に有意義だった。

TEQSAの登録審査とリスクアセスメントを併用する仕組みは、大学にとって負担が大きいのではと予想していた。しかし、TEQSAが要求する基準が明確であることなどから、大学はTEQSAに対して非常に好意的だった。TEQSAは当初「官僚的」であったというが、審査における準備事項や基本的な姿勢において大学側の意見を取入れてシステムを改良してきた。大きな権限を持つ規制・監督機関とはいえ、そのような大学に寄添う姿勢が、大学の信頼を得ているのだろう。

一方、職業教育訓練の質保証については、大学の不満が大きいことがわかった。高校レベルも含む職業教

II. 国外調査

育訓練機関は多様であり、質保証のために ASQA の審査は細微な事項に及ぶ。必要性は理解はできるものの、その方法を自己認証権を持つ大学にも当てはめる必要はないのではという意見だった。職業教育訓練に資金提供をする州政府からの要求も多く、高等教育部門より負担が大きいことがわかった。

オーストラリアは早くから高等教育の質保証に取り組んでいるため、大学も意識が高いのだろう。インタビューでは、制度や評価機関の変更に柔軟に対応しつつ、主張すべきことは主張し、高等教育機関として向上したいという強い意志を感じられた。

小林澄子（評価研究部評価研究課課長）

トーレンス大学 Torrens University Australia Ltd



(大学のウェブサイトより転載)

日時

平成 30(2018)年 11月 9日(金) 10時 00分～12時 00分

機関の所在地

Level 24, 680 George Street, Sydney NSW 2000

面談者

Dr. Julie Craig (Group Director, Governance Strategy and Risk)

Dr. Trish Fairbourn (Institutional Accreditation Leader)

Dr. Mieke McEvey-Leppens (Dean)

Ms. Lee Ushakoff (Director of Operations)

Mr. Adam Smith (GM Corporate Affairs and Education)

訪問者

伊藤敏弘 事務局長兼評価研究部部長

小林澄子 評価研究部評価研究課課長

天津憲治 評価事業部評価事業課課長補佐

1. 機関の概要

トーレンス大学は、2013年にオーストラリアで20年振りに設置された大学(University)である。オーストラリア高等教育質保証・基準機構(Tertiary Education Quality and Standards Agency: TEQSA)の登録審査では条件付き合格(仮登録)だったため、正式登録が認められた2014年度からの開校となった。初年度165人だった学生は2018年現在で1万1,936人。うち、外国籍の学生は約45%と半数近くを占める。ビジネス、デザイン、教育、健康、ホスピタリティの5分野で多

様なコース(学位プログラム)を持っている。職業教育訓練コースも提供できる「デュアルセクター」の大学を目指して準備中であり、今後、オーストラリア技能質保証機関(Australian Skills Quality Authority: ASQA)による登録審査を受ける予定だ。

通学コースのほかオンラインコースもあり、全学生のうち約34%がオンラインコースの履修生である。キャンパスは、シドニーにメインキャンパスを含め6か所あるほか、ブリスベンやメルボルンなどに10か所の計16か所ある。

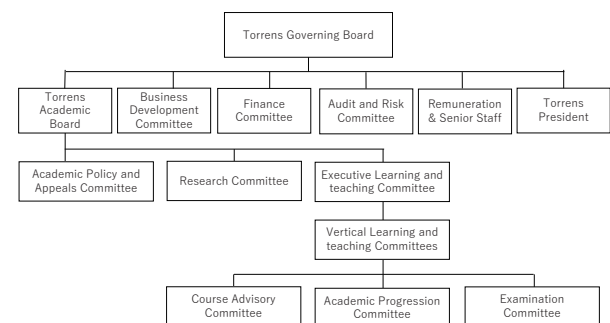
トーレンス大学はオーストラリアで数少ない私立大学で、設立母体は米国ボルチモア市に拠点を置くローリエート・インターナショナル・ユニバーシティという企業である。同社のウェブサイトによると、ローリエート社は世界で25以上の高等教育機関を運営し、合計87万5,000人を超える学生を抱える世界最大規模の教育グループで、オーストラリアではトーレンス大学のほかにシンクカレッジという非大学型の高等教育・職業教育訓練機関と、両機関の事務を担当する会社を運営している。

2. 質保証体制

トーレンス大学の法人運営とアカデミック・ガバナンスにおける体制は、図のように理事会(Governing Board)を頂点とするものになっている。教育研究について意思決定を行うのは2段目左端の学術会議(Academic Board)である。学術会議の下部にある三つの委員会のうち、質保証のために重視されているのは、各学部長などで構成される上級学修教育委員会(Executive Learning and teaching committee)だ。上級学修教育委員会の

図 トーレンス大学

法人・アカデミックガバナンス組織図



※大学提供資料より筆者作成

II. 国外調査

直下には学部単位の学修教育委員会 (Vertical Learning and teaching committees) があり、更にコースアドバイザー委員会 (Course Advisory Committee) ・学術進捗委員会 (Academic progression committee)、試験委員会 (Examination Committee) が設置されている。

学部の学修教育委員会は、学部の上級教員、プログラムディレクター、学術サービス担当マネージャーなどで構成され、学部内での教育の質保証に関する実務を統括している。大学のウェブサイトに掲載の「Quality Assurance」によると、委員会の役割は以下のように幅広いものになっている。

- ①学修・教育計画の実行状況の監視
- ②コースのレビュー、改定、開発
 - ・コース新設や既存コース改定の提案
 - ・学術会議に替わって軽微な改定や変更の承認
 - ・ASQA に申請するためのコースの承認
- ③コースレビュー (学修成果、評価、学生の学修量の確認)
- ④コース設計の整合性・一貫性を確保するためのカリキュラム設計プロセスの確認
- ⑤学修・教育の質の評価、監視、改善
- ⑥退学率の監視と定着率向上の取組みの監督
- ⑦教員やアカデミックマネージャーの専門能力開発
- ⑧イノベーションとグッドプラクティスの共有による優れた教育の推奨
- ⑨試験委員会と学術進捗レポートの確認・監視
- ⑩図書館や学修サービスの開発支援
- ⑪学修・教育をサポートする学術のポリシー・手順・ガイドラインの強化
- ⑫学修・教育を議論する環境を提供し、キャンパスや学部ごとの改善をサポート

意思決定のプロセスについて、学生の成績判定を例に挙げると、まず、学術進捗委員会が学生が次の段階に進めるかどうかを判断し、試験委員会が学生の試験成績の決定を行う。これらの結果を受けて学部の学修教育委員会が一人ひとりの成績や学修成果を審議し、上級学修教育委員会に上程する。上級学修教育委員会が審議・決定した事項を学術会議が承認し、成績が決定する、という流れになる。

トーレンス大学ではコースの改善に特に力を入れており、学部の学修教育委員会が常に検討を行っている。

「コース改善は資本投資、設備投資のようなもので、非常に重要視し、費用と時間をかけている」と大学側は説明した。

コースの新設は、厳格なプロセスに基づいて行われる。コースの需要、学生の人気などの徹底した市場調査をし、コースアドバイザー委員会の意見を踏まえて学部の学修教育委員会がカリキュラム概要などを策定し、提案書を作成する。提案書は上級学修教育委員会での審議を経て、最終的には学術会議で承認される。コースアドバイザー委員会は、他大学の教員や産業界の代表などで構成されており、委員会の意見は最大限尊重されるという。

コースの教育内容は、大学が独自に開発したアンケートシステムによる学生の授業評価で得られた学生のフィードバックをベースに、毎年そのプログラムディレクターが改善計画を策定する。学生の意見は重視し、できるだけ反映する方針を取っている。

オーストラリアで問題になっているオンラインコースの質保証については、教員と対面セッションを毎週義務付けるなどの工夫で、定着率の向上を図っている。通学コースの学生が一部の科目をオンラインで受けることもできる仕組みで、今後、オンラインコースの拡大を予定している。

3. TEQSA の再登録審査に向けた準備

トーレンス大学は、2013 年度に TEQSA の新規登録審査を受けたが、研究実績など基準を満たしていない点がいくつかあり、仮登録期間を含めて登録期間は 5 年に短縮された。調査訪問時の 2018 年 9 月は、再登録審査の最中にあった。準備プロセスは以下になっている。

プランニング (2017 年 5 月～6 月) …ギャップ分析
プロジェクト立上げ、TEQSA の要求事項の分析、
高等教育基準のギャップ分析など

フェーズ 1 (2017 年 6 月～2018 年 1 月) …ベース
ラインの確立

TEQSA との面談、各部門での自己点検・評価と結果の分析、外部監査など

フェーズ 2 (2018 年 1 月～7 月) …修正

自己点検・評価の結果、基準を満たしていない項目で改善計画の企画と実施

TEQSA に登録審査資料を提出 (2018 年 6 月)

フェーズ 3 (2018 年 8 月～進行中) …実地調査、再

登録

TEQSAによる実地調査、調査報告書の受取り、再登録（2019年1月予定）

再登録の場合、TEQSAの判断により最小限の基準での審査になることがあるが、トーレンス大学には新規登録と同様に全ての基準が適用されている。「本当に大変な作業量です」と責任者のジュリー・クレイグ氏は話した。

トーレンス大学は、他の大学と同様に、TEQSAによるリスクアセスメントを毎年受けている。この制度について、大学は「運営体制・方法に適している。登録期間中に行うことは非常に意義がある」と高く評価し、助言・監督が必要と判断されたリスクの内容については、TEQSAと面談を重ねて改善を目指している。

ただし、約1年前のデータを使用してアセスメントを行うため、特にトーレンス大学のような新設校には現状に合わないことがあるという。TEQSAの出したリスクの分析結果が大学と認識が異なる点は、その都度異議申立てをし、修正されている。

4. 学内のコミュニケーションを重視

TEQSA再登録審査にあたり、大学として意識したのは、教職員が当事者意識を持ち、かつ、楽しんで準備にあたるよう配慮することだった。また、教職員が全国のキャンパスに分散しているため、情報をどう共有するかも大きな課題であった。

そこで、教育・法人総務部（Corporate Affairs and Education）では、再登録審査を乗切のためにいくつかの戦略を企画・実行した。その一つは、リーダー層の教職員が一堂に会する研修だ。飲食をしながらのパーティー形式で、そこで行われた再登録の手続きや評価基準に関するクイズは、参加者の関心を引くのに非常に効果的だったという。研修の様子は撮影され、各キャンパスにいるスタッフに配信された。

また、教育・法人総務部は約6週間にわたって各キャンパス・学部を回って説明を行った。「TEQSAに何を要求されているか、現場で何をすべきかを理解してもらうよう、常にメッセージを発信した。再登録にあたってやや神経質になっていたスタッフもいたが、チーム意識を高め、共通の目的を持つことができた」と部長のアダム・スミス氏は話した。教育・法人総務部は現在3人のスタッフがいるが、今後、充実させていく方針だ。



トーレンス大学のインタビューの様子。オーストラリアで20年ぶりに設置された大学で、米国ローリエートグループ傘下にある。

再登録審査のためだけでなく、日常から学内のコミュニケーションには力を入れている。幹部職員をキャンパスの責任者として配置するほか、CEOのビデオメッセージ、毎週発行する学内報などの媒体を活用して経営側の方針や意向を伝えている。キャンパス間ではスカイプやズームなどのオンライン会議システムが多用されているが、学部の責任者は、2週間に一度の頻度で集まり会議をすることがルール化されている。

5. まとめと所感

トーレンス大学は、私立大学であり、設立間もないこと、オーストラリアの大学としては小規模であること、グループ内に職業教育訓練校があることなど、当機構の評価を受ける大学と共通点が多いことから、今回の調査対象に選んだ。

TEQSAの登録審査では、条件付きの仮登録を経て正式登録されたが、登録期間は5年と短縮された。登録審査やリスクアセスメントでTEQSAが介入した事項については、教員の研究実績のほかは詳しく聞くことができなかったが、TEQSAとはこの5年間で何度も面談をしていることから、当局が多方面にわたって慎重に監督していることが想像できる。

大学側は、TEQSAのアセスメントの仕組みには好意的であり、TEQSAの決定を尊重して対応している。新しい大学ではあるが、学内で意思決定の体制を整備し、コース改善など質保証に真摯に取り組んでいる様子がうかがえた。

訪問したメインキャンパスはシドニー中心部のビルにあり、内部は大学というより企業のオフィスのよう

II. 国外調査

だった。16のキャンパスを持つというが、ウェブサイトを確認する限り、全てのキャンパスが同様に都心部のビルの一角にあるようだ。キャンパスごとの学生数は不明だが、同じ学部が複数のキャンパスに置かれている。学生数が計約1万2,000人、うちオンラインコースの学生は約3分の1という規模から見て、多くのキャンパスはオンラインコースの学生が対面授業を受けるために設けられているのだろう。今回の調査で訪問したほかの2大学はいわゆる伝統的な総合大学であり、異なるタイプの大学を調査できたことは貴重な経験であった。

ただし、職業教育訓練機関として登録を目指して準備中とのことで、ASQAの評価システムについての意見を聞くことができなかったのは残念である。職業教育訓練の質保証については、今後、更なる調査研究をしていきたい。

小林澄子（評価研究部評価研究課課長）

参考資料

ローリエート・インターナショナル・ユニバーシティ
公式サイト内「Our Network」

<https://www.laureate.net/our-network/>

トーレンス大学公式サイト内「Quality Assurance」

<https://www.torrens.edu.au/about/governance-and-leadership/quality-assurance>

テーマ 2 台湾の大学評価に関する調査研究

— Higher Education Evaluation and Accreditation
Council of Taiwan (HEEACT) 訪問と
「HEEACT International Conference 2018」
参加から —

テーマ2 台湾の大学評価に関する調査研究

－ Higher Education Evaluation and Accreditation Council of Taiwan (HEEACT) 訪問と「HEEACT International Conference 2018」参加から－

HEEACT 訪問調査

日時

平成 30(2018)年 10 月 19 日 (金) 10 時～ 12 時

場所

HEEACT 事務局
7F,No.179,Sec1,Heping E.Road.,Da-an District.,Taipei
10644,Taiwan

面談者

侯 永琪 氏
Dr. Angela Yung-Chi Hou (Executive Director)
池 俊吉 氏
Dr. Jackson Chun-Chi Chin
(Associate Researcher of Office of Quality Assurance)
周 華琪 氏
Dr. Hua-Chi Chou (Assistant Research Fellow)
呂 依蓉 氏
Dr. Grace I-Jung Lu (Project Assistant Research Fellow)
邵 盈嘉 氏
Ms. Yin-Chia Shao (International Relations Coordinator)

訪問者

伊藤 敏弘 (事務局長兼評価研究部部長)
陸 鐘旻 (評価事業部部長兼評価研究部次長)
永井 良政 (評価事業部評価事業課課長)
小林 澄子 (評価研究部評価研究課課長)

「HEEACT International conference 2018」

会期

平成 30(2018)年 10 月 17 日 (水)、18 日 (木)

会場

National Academy for Education Research-Taipei
Branch (International Conference Hall)
10F,No.179,Sec1,Heping E.Road.,Da-an District.,
Taipei 10644,Taiwan

テーマ

Quality Assurance 4.0 in Higher Education
Innovation & Transformation

概要

HEEACT と台湾の教育部が主催した国際会議。高等

教育の質保証に関して、2 日間で二つの基調講演と五つのセッションが行われた。高等教育質保証機関国際ネットワーク (INQAAHE) の会長をはじめ、インドネシア、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、マレーシアなどの評価機関関係者や高等教育研究者が参加した。日本からは、当機構のほかに、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が参加した。

参加者

陸 鐘旻 (評価事業部部長兼評価研究部次長)
永井 良政 (評価事業部評価事業課課長)
小林 澄子 (評価研究部評価研究課課長)

始めに

当機構では、台湾の高等教育の現状や質保証について調査するため、台湾の高等教育の評価を行う Higher Education Evaluation and Accreditation Council of Taiwan (以下 HEEACT、原語は財団法人高等教育評鑑中心基金會) を訪問し、執行長 (エグゼクティブ・ディレクター) の侯永琪氏を中心とする HEEACT メンバー 5 人にインタビューを行った。

このインタビューに先立ち、HEEACT が台北市で 2 日間に渡って開催した国際会議「HEEACT International conference 2018」(以後、HEEACT 会議 2018 と記載) に参加した。

以下、本稿では特に記載のない限り、このインタビューと HEEACT 会議 2018 でのプレゼンテーションによって明らかになった台湾の高等教育の現状や HEEACT が行う質保証について報告する。

1. 台湾の高等教育の概況

台湾の高等教育機関には、日本の四年制大学に相当する「大学」「独立学院」「科技大学」「技術学院」(原語は「学」を「學」と表記)と、短期大学と高等専門学校に相当する二年制、五年制の「専科學校」(原語は専科學校)がある。大学と独立学院は学術系、科技大学と技術学院は技術・職業系とされ、原則として卒業する高校の種別によってどちらに進むかが決まる。いずれも、学士課程、修士(原語は碩士)課程、博士課程があり、標準修業年限は、学士課程が 4 年、修士課程が 1～4 年、博士課程が 2～7 年になっている。専

II. 国外調査

科学校を修了すると「副学士」(Associate Degree)が授与される。副学士は、科技大学、技術学院の一部でも取得できる(独立行政法人大学改革支援・学位授与機構「BRIEFING ON TAIWAN: Quality Assurance in Higher Education ブリーフィング資料:台湾高等教育の質保証」による)。

2018年度の高等教育機関数は、教育部(日本の文部科学省にあたる)のウェブサイトに掲載されている「大専校院概況統計 107 学年度」(原語表記)によると、大学等が141校、専科学校が12校の計153校となっている(表1)。学生数は124万4,822人(うち四年制学士課程92万6,951人、修士課程16万8,092人など)である(表2)。

日本と同様、大学はユニバーサル段階にあるとされる。進学率は近年急激に伸びており、2012年度の高級中学(日本での普通科高校にあたる)の大学等への進学率は実に94.8%、高級職業学校(日本での専門高校)でも83.5%となっている(小野寺香「第4節 台湾における高大接続プログラムの実施状況」による)。参考に日本のデータを記載すると、日本には782の大学と331の短期大学、51の高等専門学校があり、合わせて308万5661人の学生がいる。大学・短大進学率は57.9%である(平成30年度学校基本調査)。

ただし、台湾では、学校数は2009年度の164校を、学生数は2012年度の135万5,290人をピークに緩やかに減少している。少子化の影響で学生が集まらず経営状況が悪化し、政府の監視下にある学校も出ている。

学生が納める費用は国立大学で年間約1,929米ドル、私立大学は約3,612米ドルである。私立大学は運営費の約20%を台湾政府からの補助金で賄うが、政府が行

表1 台湾の高等教育機関数

名称	国公立	私立	計	合計
大学	33	33	66	141
独立学院	0	4	4	
科技大学	12	49	61	
技術学院	1	9	10	
専科学校	2	10	12	

表2 台湾の高等教育機関在籍学生数

	国公立	私立	計
四年制課程	281,220	645,731	926,951
修士課程	116,864	51,228	168,092
博士課程	21,839	6,328	28,167
二年制課程	7,730	26,729	34,459
専科・その他	10054	77,099	87153
	437,707	807,115	1,244,822

「107 学年度大専校院概況統計」をもとに筆者作成

う各種のプロジェクトに参加することが常なので、実際にはより多くの資金が私立大学に入っているとのことだ。

台湾政府は大学の持続的な発展を期して、2018年3月、「高等教育スプラウト・プロジェクト」を発表した。大学の質を総合的に高めること、高等教育を受ける権利を平等にするために高等教育の多様化を進めること、大学の国際競争力の強化などが目的として挙げられている。教育省ウェブサイトによると、2018年から5年間で約29億米ドルをかけて行うとしている。台湾にとって非常に重要なプロジェクトであり、HEEACTが教育省から委託されて実施している。

2. 台湾高等教育の質保証体制

台湾の高等教育機関は長く教育部の管理下に置かれ、設置にあたっては学生数やカリキュラムなど全ての事項にわたって政府の事前認可が必要とされていた。1994年に大学法の改正で設置基準が大幅に緩和されたことにより、高等教育は自由化・拡大化が進み、これに伴って質保証の問題が浮上していった。いくつかの段階を経て質保証の仕組みが整備され、2004年に教育部の委託を受けたTaiwan Assessment and Evaluation Association(以下TWAEA、原語は台湾評鑑協会)による機関別評価が全ての総合大学(75大学)で実施された(望月太郎「多様化する大学ランキング～HEEACT国際会議(2010年6月)報告～」による)。

2005年、大学法が更に改正され、全ての高等教育機関に自己点検・評価と第三者評価が義務付けられた。これを受けてHEEACTが設立され、TWAEAとともに高等教育機関の評価を担うことになった。

現在、学術系の高等教育機関である大学・独立大学院の機関別及びプログラム評価をHEEACTが、技術・職業系である科技大学・技術学院の機関別及びプログラム評価はTWAEAが行っている。

また、このほかにプログラム評価を行う機関としては、医学分野の評価を行うTaiwan Medical Accreditation Council(TMAC)、工学・技術系のThe Institute of Engineering Education Taiwan(IIEET)がある。公衆衛生分野のCouncil on Education for Public Health(CEPH)、経営・会計分野のThe Association to Advance Collegiate School of Business(AACSB)はいずれも米国の機関であるが、台湾国内で評価機関として認められている。なお、TMACはHEEACTの傘下に置かれている。

全ての高等教育機関は、第三者機関による機関別評

価を6年ごとに受けることが義務付けられている。プログラム評価も当初は義務付けられていたが、2018年度から任意になり、大学はプログラム評価を海外・国内の評価機関で受けるか、自身で評価をするかを選ぶことができる。この根拠となるのが2012年度から始まった自己認証制度だ。大学は、自己評価のメカニズムや実行計画を評価機関に提出し、その計画に基づいた自己評価を全てのプログラムで行う。その成果を評価機関に報告し、認められれば、自己認証権を持つ機関として承認される。

しかし、台湾の多くの大学は引き続き評価機関のプログラム評価を受けることが予想されている。それは、評価機関が公表する評価結果を通して大学の質の高さを国際的にアピールし、海外、特にアジア諸国から学生を呼び込むためだという。

3. HEEACT の概要

HEEACT は2005年の改正大学法に基づき、教育部と153の高等教育機関が参加して設立された非政府の団体である。

運営面では、理事会のもとに理事長が置かれ、理事長の監督下で執行長が実際のマネジメントを行う。理事は17人で、およそ1/3は政府から任命され、1/3は大学や大学関連の団体からの推薦、1/3は高等教育の専門家である。理事長の黄榮村氏は、中国医薬大学（中國醫藥大學）の学長などを歴任後、2002年から2004年まで教育大臣を務めている。

執行長の侯氏は、品質保証部と総務部の両部署を統括している。品質保証部は大学評価に関する業務を、総務部は人事、経理、広報、国際交流などの業務を担当する。また、前述のTMACは執行長直轄の独立した組織として活動している。

スタッフ数は品質保証部、総務部合わせて43人。プロジェクトベースの研究者や、インターンシップ生もいる。スタッフの約8割が修士号以上の学歴を持っているという。役職者は大学教員との兼務が多く、侯氏は国立政治大学（國立政治大學）の教育学部の教授でもある。品質保証部部長として大学評価事業を取り仕切る林劭仁氏も国立台北芸術大学（國立臺北藝術大學）の大学院で教壇に立っている。

HEEACTは運営資金の大半を政府から得ており、活動は政府の管理下にある。毎年の事業計画や評価システムなどを政府へ提出し、承認を得ることが必要だ。しかし、組織としての位置付けは国から独立した機関



HEEACTでのインタビューの様子。中央が執行長の侯氏。

となっている。そのメリットとしては、「柔軟な組織運営が可能になる」ことだという。その例として、2018年度に南米ホンジュラス共和国出身の男性をHEEACTの正職員として採用したことが挙げられた。彼は留学生として台湾の大学院で学んだ後、HEEACTでインターンとして働いていたという経緯がある。侯氏は、「彼は非常に優秀だったのでぜひ採用したいと考えた。もしHEEACTが政府機関であれば、彼は台湾の公務員試験に合格する必要があるため、採用することは難しかっただろう」と話した。

また、品質保証機関として適切に運営していることを国際的に表明するため、品質管理システムISO9001の認定を得ている。

4. HEEACT の役割

HEEACTは、評価機関としてだけでなく、政策へのアドバイス、政府のプロジェクトへの参加、大学の要望を政府に伝えるなど、高等教育機関と政府をつなぐ役割も担っている。設立当初は、教育省の委託を受けて、大学ランキングシステムの開発も行っていた。その成果は現在、「National Taiwan University Ranking」として国立台湾大学（國立臺灣大學）が運営を行っている。

HEEACTの役割について整理すると、「Quality Gatekeeper」「Capacity Developer」「HE Think Tank」「International Connector」の4点になるという。侯氏は、これらについてHEEACT会議2018において詳しく解説した。

① Quality Gatekeeper

大学の品質の管理者（門番）として、機関別・プロ

II. 国外調査



HEEACT 会議 2018 の様子。INQAHEE 会長のスザンナ・カラハンヤン氏（左）と HEEACT 理事長の黄氏によるセッションが行われた。

グラム別の評価や大学の自己評価制度の評価を行い、その結果を公表する質保証機関であることを意味する。また、前述の TMAC や AACSB など、ほかの機関が台湾国内で評価活動を行うためには政府の認可が必要だが、実際に審査をするのは HEEACT である。

「高等教育スプラウト・プロジェクト」をはじめとする、教育部が行う大学の質保証・向上のための政策の多くは HEEACT が委託されて行っている。特に「学生の権利と学修の質のモニタリングプロジェクト」は重視されており、入学定員を満たしていない、または教育の質に問題があるとされる約 40 大学について定期的にデータのチェックや実地調査を行っている。

② Capacity Developer

評価員や評価を受ける大学、高等教育研究者などの質保証に対する理解が深まるよう、各種の研修や説明会などを行うことを意味する。評価員に対しては、報告書の作成方法などの実務、質保証のコンセプトの理解、評価者としての倫理といった 3 分野の研修を義務付けている。また、多くのセミナーやワークショップのほか、年に 1 度の国際会議を開催している。

③ HE Think Tank

高等教育のシンクタンクとして、六つのプロジェクトが進められている。「第 3 期機関別評価のパイロット研究」「第 2 期機関別評価結果の分析」「日本と台湾における学修成果や内部質保証構築の評価」「インドネシアと台湾における質保証システムの比較」「台湾での高等教育品質枠組みのパイロット研究」「ニュージーランドの質保証機関との学術的資格認証のためのパイロット

研究」だ。このうち「インドネシアと台湾における質保証システムの比較」については、HEEACT 会議 2018 で研究員の呂依蓉氏から状況が報告された。デュアルディグリープログラムの相互認証制度の構築などを目指して、インドネシアの質保証機関である National Accreditation Agency for Higher Education (BAN-PT) と共同で研究が進められている。

出版物も精力的に公表している。英文の学術ジャーナル「HEED」は、2007 年に創刊され、2014 年からはアジア・太平洋高等教育質保証ネットワーク (APQN) と共同で発行している。電子ジャーナルの「Evaluation Bimonthly」は、2006 年から毎月配信している。ほかに、年次報告書や 9 種のモノグラフ、各種の調査報告書を発行している。

④ International Connector

台湾の高等教育が国際的に認められるために、HEEACT が国際コネクターとして活動することは非常に重要であるとみなされている。HEEACT は、高等教育質保証機関国際ネットワーク (INQAHE) や APQN、米国高等教育ア krediteーション機構・国際質保証グループ (CHEA-CIQC) など国際的な質保証機関の正会員であり、侯氏は INQAHE の理事や APQN の副会長も務めている。HEEACT は APQN から、2017 年に「質保証における国際協力」、2018 年に「職員の能力形成」について賞を受けている。

2014 年にはマカオやロシアの高等教育機関でのプログラム評価を行い、国境を越えた質保証機関となることを目指している。各国の質保証機関との交流にも積極的で、2018 年現在、アジアを中心に 18 の機関と連携協定を結び、相互の評価システムの比較研究や視察など、それぞれと活発な交流を行っている。

5. HEEACT の質保証の仕組み

HEEACT は大学・独立学院の機関別評価、プログラム評価を行っている。2006 年度に初めてプログラム評価を行って以来、機関別評価は第 2 期を迎えており、プログラム評価は第 2 期を終えた（評価のサイクルについては後述）。

評価基準はいずれも第 2 期開始にあたり改定が行われた（表 3、表 4）。第 1 期は学修環境を重視していたが、第 2 期は学修成果に焦点をおいた評価基準になっているという。なお、前述のように、プログラム評価は 2018 年度から任意の制度になり、評価基準は第 2 期

の5基準から「プログラム開発・実施・改善」「教員と教授」「学生と学修」の3基準に再度改定される予定だ。

評価のプロセスは、機関別・プログラム評価とも、大学が自己評価書を HEEACT に提出し、評価員が書面調査を行う。その後、評価員は2日間の実地調査を行い、その結果を評価報告書案としてまとめ、大学に提出する。大学から提出された意見を踏まえて HEEACT が評価結果を確定する。評価結果は HEEACT のウェブサイトなどで公表される。申請から評価結果確定まで約2年となっている。

評価結果は「適合」「条件付き適合」「不適合」の3段階となる。「適合」の有効期間は6年間と定められている。「条件付き適合」「不適合」の大学は、評価結果が確定した後、1年以内に問題となった点を改善し、報告書を HEEACT に提出する。その後、「条件付き適合」の大学は、評価で問題となった部分のみ「フォローアップ評価」を受ける。「不適合」の大学は、改めて評価基準に基づく自己評価書を作成し、「再評価」を受けることになる。

なお、「条件付き適合」と「不適合」の大学は、評価

結果が公表された後、評価結果に対する異議申し立てをすることができる。

評価料は、機関別評価は大学の負担はないが、任意でプログラム評価を受ける場合は1プログラムにつき約14万台湾元(約4,600米ドル)を HEEACT に支払う。大学の負担が大きいとして、国から補助金を出すよう検討がなされている。今後は5割程度の負担になるのではないかとの予測だ。

評価員の数は、機関別評価では大学の規模に応じて4～16人で、プログラム評価は4～6人。評価員は、大学教員が主で、HEEACT の理事や各種委員、大学などからの推薦により登録される。

評価システムで日本と異なるのは、機関別評価のみを行う年とプログラム評価のみを行う年があることだ。これは HEEACT が意図的に分けているもので、HEEACT のマンパワーでは、同一年度に行うのが難しいことが主な理由だ。時期を分けることで、それぞれの評価基準改定のための研究に人員が割けるなど、良い効果があるという。

これまでの評価数については、HEEACT 会議 2018

表3 機関別評価 評価基準

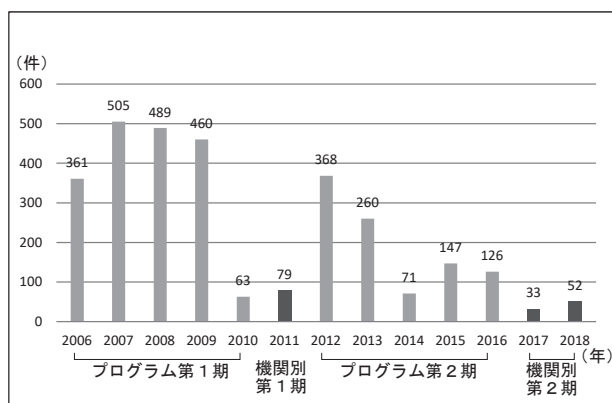
第1期(2011年)	第2期(2017年～2018年)
機関の自己認識 Institutional self identification	ガバナンスと運営 Governance and operation
機関の管理運営 Institutional governance and management	資源と支援システム Resources and support systems
学習・教育資源 Teaching and learning resources	制度上の効果 Institutional effectiveness
説明責任と社会的責任 Accountability and social responsibility	自己改善と持続可能性 Self-improvement and sustainability
自己向上と質保証の仕組み Self-enhancement and quality assurance	

表4 プログラム評価 評価基準

第1期(2006年～2010年)	第2期(2012年～2016年) ※2014年度に改定が加えられたもの
目的、特長、自己改善の仕組み Goals, features, and self-improvement mechanism	目標、基礎能力、カリキュラム Goals, core competency, and curriculum
カリキュラム開発と教育の提供 Curriculum design and teaching	教員、教育及びその支援体制 Teacher, teaching, and support system
学生の学習と学務 Student leaning and student affairs	学生、学修およびその支援体制 Student, learning, and support system
研究業績 Research and professional performance	研究、社会奉仕及びその支援体制 Research, service, and support system
卒業生の状況 Performance of graduates	自己分析、改善、発展 Self-analysis, improvement, and development

HEEACT 提供資料をもとに筆者作成。

図1 HEEACT 評価数



HEEACT 提供資料をもとに筆者作成。

において品質保証部部長の林氏が詳しく紹介した（図1）。機関別評価は、2011年を第1期として79機関、2017年から2018年の2年間で85機関を評価している。プログラム評価は2006年から2010年の5年間で第1期、2012年から2016年の5年間で第2期として、延べ2724プログラムに対して実施した。

なお、前述のように、自己認証制度の評価も行っており、2018年度は15大学の評価が進行中である。

6. 運営上の課題

HEEACTの運営上の課題として、資料の電子データ化が挙げられた。HEEACTは、評価活動や調査研究、政府のプロジェクトにおいて、大量の報告書や資料を紙ベースで扱う。例えば政府の「高等教育スプラウト・プロジェクト」では全大学が報告書を提出するので、これだけで2,000部近くの冊子がHEEACTに集まることになる。また、大学評価関連の資料は、原則として10年間保存しなくてはならない。

大量の紙を使うことは環境問題に関わるが、当面はその保管と管理にかかるコストが大きいことが問題になっている。HEEACTでは資料の保管のために事務局とは別に部屋を借りている。事務所内にも保管スペースはあるが、職員や評価員、大学関係者など多数が入り出すので、紛失や情報の漏洩という危険性も否めず、防犯カメラの設置などで対応している。

HEEACTでは、資料のオンライン化を進めて、大学の提出書類はHEEACTの管理するシステム上にアップロードする仕組みを構築しようとしている。合わせて評価員にコンピューターリテラシーも求めていきたいとのことだ。

7. まとめと所感

台湾の高等教育はかつて、国による厳しい管理下にあったが、自由化を進めた結果、大学が増えて大衆化した。大学進学率が上昇した一方で大学の質保証の問題が浮上し、少子化を主な原因として経営難に陥る大学が少なからずある点は日本と同様である。

自己点検・評価や第三者評価が法律によって規定されている。第三者評価を受けることは、機関別は義務であるが、プログラム別は第2期を終えて大学の判断に任されることになった。プログラムの第三者評価免除資格を得るために始まった自己認証制度は、大学の自律的な改善を促すもう一つの質保証の仕組みとして注目できる。

HEEACTは政府と大学によって設立された評価機関であり、スタートは2005年と、当機構（2004年設立）とほぼ同時期である。評価システムとしても、評価員への研修義務付け、書面調査と2日間の実地調査、再評価など当機構と多くの類似点を見出すことができた。一方、機関別評価とプログラム評価を行う年度を分けていることは異なる。評価数や評価プログラムを評価機関がコントロールする例は他国にも見られ、法的な根拠や大学への影響など、更なる調査が求められる。

評価事業だけでなく、独自の調査研究や政府プロジェクトの実施に重きが置かれており、インタビューでは国と大学の間にある組織としての強い責任感が伝わってきた。国際機関への積極的な参加や、他国との共同プロジェクトなど、国際志向が強い点も印象的であった。

今回の訪問を契機として、当機構は2019年3月にHEEACTと協力協定を結んだ。今後、情報交換や職員相互派遣などを予定している。

小林澄子（評価研究部評価研究課課長）

参考文献

小野寺香(2014)「第4節 台湾における高大接続プログラムの実施状況」『米国におけるAP(アドバンスドプレースメント)の実施状況等に関する調査研究』関西国際大学

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(2015、2018更新)「BRIEFING ON TAIWAN: Quality Assurance in Higher Education ブリーフィング資料:台湾高等教育の質保証」独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

望月太郎(2010)「多様化する大学ランキング～HEEACT国際会議(2010年6月)報告～」『大阪大学大学教育実践センター紀要』Vol.7 大阪大学教育実践センター



HEEACT International Conference 2018

PROGRAM 議程

WEDNESDAY— 17 October 2018 (DAY 1)

TIME	AGENDA
08:30-09:00	Registration
09:00-09:20	<p>Opening Address</p> <p>Prof. Dr. Leehter Yao(姚立德) / Political Deputy Minister, Ministry of Education, Taiwan</p> <p>Prof. Dr. Jong-Tsun Huang(黃榮村) / President, Higher Education Evaluation and Accreditation Council of Taiwan (HEEACT), Taiwan</p>
09:20-09:30	Group Photo
09:30-10:10	<p>Keynote I : Global Trends in Quality Assurance 全球品質保證趨勢</p> <p>Session Chair:</p> <p>Prof. Dr. Jong-Tsun Huang(黃榮村) / President, Higher Education Evaluation and Accreditation Council of Taiwan (HEEACT), Taiwan</p> <p>Keynote Speaker:</p> <p>Dr. Susanna Karakhanyan / President, International Network for Quality Assurance Agencies in Higher Education (INQAAHE)</p>
10:10-10:30	Coffee Break
10:30-12:10	<p>Session 1 : Transformation and Multi-roles of Quality Assurance Agencies : Institutional and Program Accreditation Management 品保機構之轉型與多元角色 ; 校務評鑑及系所評鑑之經營管理</p> <p>Session Chair:</p> <p>Prof. Dr. Huey-Jen Jenny Su(蘇慧貞) / President, National Cheng Kung University, Taiwan</p> <p>Speakers:</p> <ol style="list-style-type: none"> Dr. Quốc Chính Nguyễn / Deputy Director, Center for Education Accreditation, Viet Nam National University Ho Chi Minh City(CEA-VNUHCM), Vietnam Prof. Dr. T. Chan Basaruddin / Director of Executive Board, National Accreditation Agency for Higher Education (BAN-PT), Indonesia; President, ASEAN Quality Assurance Network (AQAN) Dr. Zubaidah Binti Aman / Director, Accreditation Division (Arts and Humanities), Malaysian Qualifications Agency(MQA), Malaysia Prof. Dr. Angela Yung-Chi Hou(侯永琪) / Executive Director, HEEACT, Taiwan; Vice President, Asia-Pacific Quality Network (APQN); Board Director, INQAAHE; Professor, Department of Education , National Chengchi University , Taiwan
12:10-13:30	Lunch
13:30-14:40	<p>Session 2 : The Role of Quality Assurance in Student Mobility and Qualification Recognition: Global Perspectives' 全球品質保證網路之職責與角色 : 學生流動及資歷認可</p>



HEEACT International Conference 2018

	<p>Session Chair: Prof. Dr. Hong Hocheng (賀陳弘) / President, National Tsing Hua University, Taiwan</p> <p>Speakers:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. Dr. Sue Walbran / Director, Academic Office, Victoria University of Wellington, New Zealand 2. Dr. Mark Frederiks / Policy Advisor, Nederlands-Vlaamse Accreditatieorganisatie (NVAO) ; Coordinator, European Consortium of Accreditation in Higher Education (ECA) 3. Ms. Pauline Tang / Chief Executive Officer, International Centre of Excellence in Tourism and Hospitality(THE-ICE), Australia
14:40-15:10	Refreshment Break
	<p>Session 3 : Professional Accreditation and Student Qualifications: Taiwan's Perspectives</p> <p>全球品質保證網路之職責與角色：學生流動及資歷認可</p> <p>Session Chair: Prof. Dr. Shen-Li Fu (傅勝利) / Chairman, Taiwan Assessment and Evaluation Association (TWAEA), Taiwan</p> <p>Speakers:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. Prof. Dr. Shaw-Ren Lin (林劭仁) / Dean, Office of Quality Assurance, HEEACT, Taiwan; Professor, Graduate Institute of Arts and Humanities, Taipei National University of the Arts, Taiwan 2. Dr. Chyi-her (Charles) Lin (林其和) / Chair, Taiwan Medical Accreditation Council (TMAC) 3. Prof. Dr. Arthur Cheng-Hsui Chen(陳振燧) / Deputy Chief Executive Officer,, Accreditation of Chinese Collegiate School of Business (ACCSB), Taiwan 4. Prof. Dr. Liang-Jenq Leu(呂良正) / Secretary General and CEO of Accreditation Council, Institute of Engineering Education (IEET), Taiwan
17:00~	End of Day 1



HEEACT International Conference 2018

THURSDAY— 18 October 2018 (DAY 2)

TIME	AGENDA
08:30-09:00	Registration
09:00-09:40	<p>Keynote II : Global Trends in Quality Assurance 全球品質保證趨勢</p> <p>Session Chair: Prof. Dr. Jong-Tsun Huang(黃榮村)/ President, Higher Education Evaluation and Accreditation Council of Taiwan (HEEACT), Taiwan</p> <p>Keynote Speaker: Prof. Dr. Bjørn Stensaker / Director, LINK—Center for Learning, Innovation and Academic Development, University of Oslo, Norway</p>
09:40-10:20	<p>Session 4 : INQAAHE Funding Scheme (IFS) Research INQAAHE 資助計畫研究案</p> <p>Session Chair: Prof. Dr. Angela Yung-Chi Hou (侯永琪)/ Executive Director, HEEACT, Taiwan; Vice President, Asia-Pacific Quality Network (APQN); Board Director, INQAAHE; Professor, Department of Education , National Chengchi University , Taiwan</p> <p>Speakers: 1. Dr. Sugiyono / Executive Board Member, National Accreditation Agency for Higher Education (BAN-PT), Indonesia 2. Dr. Grace I-Jung Lu(呂依蓉)/ Project Assistant Research Fellow, HEEACT, Taiwan 3. Dr. Hua Chi Chou(周華琪)/ Assistant Research Fellow, HEEACT, Taiwan</p>
10:20-10:40	Coffee Break
10:40-11:40	<p>Session 5 : Quality Take-off: Internal Quality Assurance of Taiwan Higher Education Institutions 臺灣高等教育機構的內部品質保證</p> <p>Session Chair: Dr. Yu-Huei Yang(楊玉惠) / Director General, Department of Technological and Vocational Education, Ministry of Education, Taiwan</p> <p>Speakers: 1. Prof. Dr. Ying-Yao Cheng(鄭英耀)/ President , National Sun Yat-sen University, Taiwan 2. Prof. Dr. Ru-Jer Wang(王如哲)/ President, National Taichung University of Education, Taiwan</p>
11:40-12:00	MOU Signing Ceremony / Closing Remarks
	End of International Conference

国外調査研究のまとめ

平成 28(2016)年 3 月にまとめられた中央教育審議会の「認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）」において、第 3 期以降の認証評価における評価の効率化について提言された。

これを受け、当機構では、リスクアセスメントによる評価手法などについて、先進的に取り組んでいるオーストラリアの大学を対象とした評価団体、職業教育訓練機関を対象とした評価機関並びにそれらの評価を受審した大学への訪問調査を行い、リスクアセスメントの有効性と課題などを中心に調査研究を行った。

さらに近隣の台湾の高等教育の現状や質保証について調査するため、台湾の高等教育の機関別評価とプログラム別評価を行っている Higher Education Evaluation and Accreditation Council of Taiwan (HEEACT) を訪問し、執行長等へのインタビュー調査を行った。

テーマ 1 オーストラリアの大学評価に関する調査研究

オーストラリアでは、自己認証権（自らプログラムを設定・提供し、学位を授与できる権利）を持つ大学と持たない非大学型教育機関を対象とした評価団体、Tertiary Education Quality and Standards Agency (TEQSA) 並びに職業教育訓練機関を対象とした評価団体、Australian Skills Quality Authority (ASQA) が、同じ 2011 年に設立され、リスクアセスメントによる評価を実施している。両団体とも毎年大学等から提出される一定のデータ・資料などを評価団体が収集・分析し、そのリスクの程度を割出し、毎年大学へ通知している。しかし、その目的はそれぞれ異なる。

ASQA は、そのリスクの程度を判断し、リスクアセスメントチームが、特定した職業教育訓練機関に対して訪問調査を行っている。その結果、国が定めた一定の基準に達していない場合は、登録期間中でも登録が抹消される。ASQA の再登録は、7 年に一度、国の基準に準拠しているかどうかすべての項目について詳細な確認が行われるとともに、毎年のリスクアセスメントでも厳格なチェックが行われている。

一方、TEQSA は、毎年リスクアセスメント結果を大学へ通知し、助言や改善勧告を行っているが、訪問調査などは再登録の実施時のみに行われ、登録期間中にリスクが高いという理由で登録を抹消されることは原則ない。再登録時には、コア・スタンダードに加えて、

当該大学の最新のリスクの程度に応じて追加基準が設定され、評価が行われる。これらのリスクアセスメントや再登録は、評価団体の職員が専門家の意見を聞きながら行われている。

大学側からの意見を聞くと、TEQSA は、コア・スタンダードとその大学のリスクの程度により課題を絞った評価が行われているため、効率でかつ効果的であり、大学の負担という観点からその評価方法は多くの大学が納得するものであった。TEQSA に対して非常に好意的で、「TEQSA は、大学の発展のために必要な組織である」という意見もあった。ASQA の評価については、職業教育訓練機関が高校レベルの機関もあり多種多様であるためか、ASQA の評価は細微にわたるものであり、負担が大きいという意見があった。

TEQSA と ASQA はともにリスクアセスメントを評価に取り入れてはいるが、これらのリスク管理の目的は、TEQSA は性善説で大学等をもっと良くするため、7 年に一度の再登録を効率よく行うための手法として活用している。しかし、ASQA は、性悪説のもとに毎年問題がある職業教育訓練機関を特定するための手段として評価を行っているようであった。

今回の調査目的は、7 年以内に一度の認証評価の効率性を高めるということであり、TEQSA のリスクアセスメントの取組みが参考となり得る。TEQSA の CEO のマクララン氏は「TEQSA とのコミュニケーションも評価のうち」と言っているが、毎年のリスクアセスメントを通して TEQSA とコミュニケーションをとり、大学が改善を図ることによって、7 年に一度の再登録を効率よく行うことができるようになるという意味であろうと推察する。また、全大学一律の基準で評価を行うのではなく、それぞれの大学のリスク程度を把握し、課題のある部分を中心に評価することは大学にとっても評価する側にとっても効率的である。

しかしながら、これを日本に取り入れるとすると、誰がどのように毎年大学から送られてくるデータに基づきリスクアセスメントを行うかということが課題となる。定量的なデータの管理は可能であろうが、定性的な活動状況についてはどのように評価するのかは現在のところ大きな課題になると考える。

このリスクアセスメントの評価方法をすぐに当機構のシステムに組入れることは困難であると考えられるが、今後、大学ポートレートなどの情報公表が進み、

比較分析できる仕組みができるようになれば、当機構の会員約 350 ある大学の評価に取り入れることができるであろう。今回、このリスクアセスメントは大学にとっても評価機関にとっても有効であることは確認できたので、今後引き続き研究を重ねていきたい。

テーマ 2 台湾の大学評価に関する調査研究

HEEACT は政府と大学によって設立された評価機関であり大学のプログラム評価と機関別の評価を実施している。設立は 2005 年と、当機構（2004 年設立）とほぼ同時期であり、現在、機関別では第 2 期の評価を実施している。評価システムとしても、評価員への研修の義務付け、書面調査と 2 日間の現地調査、再評価など当機構の活動内容と多く点での類似していることが確認できた。さらに、第 1 期は学修環境を重視していたが、第 2 期は学修成果に焦点を置いた評価を実施しており、内容においても日本と同様の動きがみれる。自己点検・評価や第三者評価が法律によって規定されている。第三者評価を受けることは、機関別は義務であるが、プログラム別は第 2 期を終えて大学の判断に任されることになった。プログラムの第三者評価免除資格を得るためにはじまった自己認証制度は、大学の自律的な改善を促すもう一つの質保証の仕組みとして注目できる。

一方、機関別評価とプログラム評価を行う年度を分けていることは日本と異なる。評価校数や評価プログラムを評価機関がコントロールする例は他国にも見られ、法的な根拠や大学への影響など、更なる調査が求められる。

日本においても機関別と専門職大学院を対象としたプログラム評価を実施しているが、特にプログラム評価のあり方については、改めて考える必要があると感じた。また、台湾の国際化に関する積極的取組みは、当機構でも見習うべきところが多く、そのためには当機構職員の語学力アップも含め人材の育成が重要であると感じた。

伊藤 敏弘（事務局長兼評価研究部部長）

認証評価に関する調査研究 第9号
(平成30年度実施報告書)

令和2年3月

発行 公益財団法人日本高等教育評価機構

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-11 第2星光ビル2階

TEL.03-5211-5182 (評価研究部)

FAX.03-5211-5132

URL <http://www.jiheer.or.jp>